

令和 2 年第 4 回定例会

(12 月 3 日招集)

山都町議会会議録

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 議案第72号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	7
日程第7 議案第73号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について	8
日程第8 議案第74号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	10
日程第9 議案第75号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について	12
日程第10 議案第76号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	14
日程第11 議案第77号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	17
日程第12 議案第78号 山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について	18
日程第13 議案第79号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	19
日程第14 議案第85号 町道廃止について	21
日程第15 議案第86号 町道認定について	21
散会	24

○12月8日（第2号）

出席議員	25
欠席議員	25
説明のため出席した者の職氏名	25
職務のため出席した事務局職員	25
開議	26

日程第1 一般質問	26
12番 藤川憲治議員	26
1番 眞原 誠議員	38
5番 興梠 誠議員	50
散会	62

○12月9日（第3号）

出席議員	63
欠席議員	63
説明のため出席した者の職氏名	63
職務のため出席した事務局職員	63
開議	64
日程第1 一般質問	64
13番 藤澤和生議員	64
8番 飯開政俊議員	78
9番 吉川美加議員	90
散会	106

○12月10日（第4号）

出席議員	107
欠席議員	107
説明のため出席した者の職氏名	107
職務のため出席した事務局職員	107
開議	108
日程第1 一般質問	108
2番 西田由未子議員	108
6番 藤川多美議員	122
4番 矢仁田秀典議員	134
散会	146

○12月11日（第5号）

出席議員	147
欠席議員	147
説明のため出席した者の職氏名	147
職務のため出席した事務局職員	148
開議	148

日程第 1	議案第87号	工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）	148
日程第 2	議案第90号	工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事）	152
日程第 3	議案第88号	青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	163
日程第 4	議案第89号	井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	165
日程第 5	議案第91号	物品売買契約の締結について（避難所用パーテーション）	168
日程第 6	議案第92号	物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）	171
	散会		173

○12月14日（第6号）

	出席議員		174
	欠席議員		174
	説明のため出席した者の職氏名		174
	職務のため出席した事務局職員		175
	開議		175
日程第 1	議案第80号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）について	175
日程第 2	議案第81号	令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	187
日程第 3	議案第82号	令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	189
日程第 4	議案第83号	令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	190
日程第 5	議案第84号	令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	192
日程第 6	議案第85号	町道廃止について	195
日程第 7	議案第86号	町道認定について	195
日程第 8	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	196
日程第 9	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	197
	閉会		197

12月3日（木曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月3日午前10時0分開会
3. 令和2年12月3日午前11時39分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第72号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第73号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第74号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第75号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第76号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第77号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第78号 山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について
 - 日程第13 議案第79号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - 日程第14 議案第85号 町道廃止について
 - 日程第15 議案第86号 町道認定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春 美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡 辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片 倉 城 司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和2年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番、藤川憲治君、13番、藤澤和生君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの14日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの14日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第4、行政報告の申出があつておりますので、これを許します。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。お手元に配付しております行政報告の資料です。山の都創造課資料としておりますが、そちらを御覧いただきたいと思ひます。

有限会社そよ風遊学協会の破産手続の経過について、御報告をさせていただきます。

まず、令和2年8月19日に、債権者である町のほうから破産手続の開始申立てをしているところでございます。これを受けまして、8月31日に、熊本地方裁判所より、破産手続開始の決定がされております。あわせて、破産管財人の決定も受けております。

11月11日に債権者集会が行われております。そのときに報告されました事柄について御報告をさせていただきます。債権者集会のほうには、7名出席をされております。破産管財人より債権者へ現時点の破産整理の中間報告が行われたところではあります。

まず、収入についてでございますけれども、破産管財人から示された収支計算書を基に、破産予納金、現金、預貯金、売掛金等の回収状況の説明がございました。あわせて、回収額が829万2,298円ということの報告がございました。米印のところでございますけれども、そよ風遊学協会の資産、什器備品、商品在庫について、裁判所より、売却の許可を破産管財人のほうが受けまして、エネルギープロダクト株式会社のほうが660万円で購入をされております。

これにつきましては、町のほうで7月21日の補正7号で議決をいただきましたそよ風パークの資産購入費約350万円ほど予算計上させていただいておりましたけれども、指定管理を受けましたエネルギープロダクト株式会社のほうが購入したということで、この予算については12月補正で減額をさせていただきたいというふうを考えております。

続きまして、支出のほうです。管財事務費が6,130円、切手、振り込み手数料等の費用になります。それと、公租公課が444万2,064円。これは国、地方の税金、消費税、社会保険料、厚生年金等、法人町県民税、自動車税等を含んでおります。それと、労働債権が912万2,827円。これは元従業員の47名分の労働債権になります。

今日現在までの財務状況、管財業務について、一般債権に対する配当については大変厳しい状況という報告があつております。売掛金についても、42万円ほど回収できていない売掛金がございますが、これについても、回収できたとしても、額が小さいので、配当には回らないだろうという報告です。

それと、10月15日に、破産管財人から労働者健康安全機構へ元従業員の未払賃金の立替払を請

求されております。11月11日までに全員に振り込み予定と。これは11月11日時点で書いておりますので、振り込み予定というふうに書いておりますが、もう全員のほうに振り込みをされているということです。

それと、12月5日に、労働者健康安全機構より、立替払分について労働債権の代位取得通知が元従業員のほうへ送付される予定になります。従業員が持っておりました労働債権について、立替払いをすることで、その債権を労働者健康安全機構が取得するということになります。

そのほか、一般債権が5,736万5,000円ほどございますが、うち町の債権が5,193万9,512円となります。

そのほか、第2回の債権者集会のほうが、来年1月27日の11時半から熊本地方裁判所で行われるということが決定をされております。

現在、申しあげました債権・債務の金額については、現時点の数字でございますので、今後、変更される可能性がございます。

裏面を見ていただきたいと思っております。

先ほど申しあげた金額の弁済の流れについて御説明させていただきます。

破産財団の金額が829万2,000円ほどございます。破産財団の財産となるものです。破産財団というのは、破産者の財産で、破産手続において、破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものになります。破産財団から、まず、財団債権に弁済し、次に、破産債権に配当されます。破産債権というのは、破産手続によらないで、破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいいます。以下に示すものでございます。

①の破産管財人に対する報酬。二つ目が破産債権者の共同の利益のために行われる裁判のための費用。③破産財団の管理、換価、配当に係る費用。④破産手続開始前に生じていた租税のうち、法定の一定限度などが破産債権ということになります。

今回の場合は、①の破産管財人のほうに、約100万円ほど、まだ金額のほうは確定をしておりますませんが、になるということでございます。

それと、②の破産債権者の利益のために行われる裁判のための費用については、先ほど報告しました6,130円、管財事務費が充てられるということです。

それと、破産債権については、配当により弁済される債権で、破産者に対して、破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権ということになります。破産債権の中でも、優先順位が決められておりまして、優先的破産債権と一般破産債権、劣後的破産債権の順に弁済されることとなります。

具体的には、以下のとおりでございます。

まず、優先的破産債権については、⑤の公租、国税、地方税の請求権、それと、⑥公課、国民年金や健康保険の保険料などの請求権になります。これが今回、遊学協会の場合は444万2,000円ほどになります。それと、⑦の共益費用の請求権、それと⑧雇用関係の請求権で、今回の遊学協会の場合は、912万2,000円がこの雇用関係の請求権ということになります。それと⑨の葬式費用の請求権などがございます。

次に、配当されるのが一般破産債権となります。⑩に記載しております金融機関等からの借入金ですとか、取引先の買掛金などに配当されるということになります。

一番下の米印のところでございます。元従業員の労働債権912万2,000円のうち8割は労働者健康安全機構から立替払いをしております。機構側に債権の代位取得がされておりますので、今申しあげました⑦の共益費用の請求権までに配当が残れば、機構側に8割、それと、元従業員側の債権に2割の割合で配当されるということになります。

まだ金額のほうはそれぞれ確定はしておりませんが、こういう手順で配当が行われるということになります。

ちなみに、破産財団が829万2,000円ございますので、それぞれ①から順番に配当していったときに、差引きの285万円ほど残りますけれども、この金額を、先ほど言いました機構側に8割、それと、元従業員の債権に2割配当されるということに、今のところですけども、なります。

以上、行政報告を終わります。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（工藤文範君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和2年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

初めに、9月定例会以降の町政等について御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、第3波と見られる感染拡大の様相を呈しております。年末年始を控え、また、インフルエンザの流行時期と重なり、大変危惧をされる状況下にあります。

本町におきましても、感染者の発生がありました。町民の皆様には冷静な対応をしていただき、大きな混乱も生じることはありませんでした。改めて、町民の皆さんにお礼を申し上げますとともに、引き続き、一層の感染防止の徹底をお願いいたします。

町では、感染症対策として様々な事業を実施しております。中でも、食べ行く券、応援商品券の活用が、直接、町の経済の活性化につながりますので、使用期限内での御使用をお願い申し上げます。

また、事業者の方々には、より効果的で現状に即した取組を行っていただきますよう、お願いを申し上げます。オール山都でこの困難に立ち向かいましょう。

さて、本年は幸いにして、台風や大雨などの被害はありませんでしたが、丹精込めて良質米の生産に取り組まれた農家の皆様にとりましては、今年もウンカの大発生により、矢部地区を中心に大きな被害となりました。また、イノシシによる被害と併せて、大きな影響を受けておるところであります。地域ぐるみの対応が重要であります。今後もJAをはじめ、関係団体との連携により、適切な対応を行ってまいります。

休業中でした、そよ風パークにつきましては、新たな指定管理者が決まり、10月末から、そよ

風物産館の営業を再開いたしました。これから準備が整い次第、全ての施設の営業再開に全力を尽くしながら、町内外への情報発信も併せて取り組みます。

次に、九州中央自動車道につきましては、蘇陽一五ヶ瀬間の事業着手の杭打ち式が実施される運びとなりました。今後も、関係自治体の皆様と連携を強化しながら、早期の工事着手と、矢部一蘇陽間の事業化と、予算確保に向けた要望活動を展開してまいります。

また、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。菅内閣において、地元選出の坂本哲志代議士が、一億総活躍担当大臣をはじめ、まち・ひと・しごと創生や、少子化対策、地方創生の担当大臣に就任されました。人口減少、高齢化等による地域力の低下が危惧される中で、さらに、コロナ対策など様々な課題に直面している中で、地方の活性化に大いなる活躍を期待したいところであります。

さて、私ごとであります。アメリカ大統領選挙に絡みまして、国内の報道機関はもとより、ワシントンポストなどの海外メディアにも日本のジョー・バイデンとして大きく取り上げられました。反響の大きさに、私自身も戸惑いましたが、何か話題があれば、報道機関も率先して、こぞって報道されることを肌で感じました。今後も、山の都山都町の情報発信を行い、売り込みのチャンスとして捉えて対応していきたいと思っております。

最後になりましたが、熊本地震や豪雨災害からの復興にもようやくめどが立ちましたが、油断することなく、防災対策を講じる必要があります。自治振興区を基本として、自主防災組織の設立から活動に至るまで積極的な取組に感謝を申し上げます。

毎年のように人命に関わる大きな災害が発生しておりますが、その後の生活再建には長い期間が必要です。日頃から防災と減災への取組を怠ることなく、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。延期しておりました総合防災訓練は、年明け2月に計画をしております。皆様の積極的な参加をお願いいたします。

次に、今定例会に提案しております議案について、御説明をいたします。

今回の定例会に提出する議案等は20件で、条例8件、補正予算5件、その他7件です。

議案72号から議案79号は、それぞれ必要な条例の一部改正や新たな条例の制定を行うものです。

議案第80号から第84号は、令和2年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第85号及び第86号は、それぞれ町道の廃止及び認定に関するものです。

議案第87号は、工事請負契約の締結に関するものです。

議案第88号及び議案第89号は、指定管理者の指定に関するものです。

議案第90号は、工事請負変更契約に関するものです。

諮問第2号は、人権擁護委員の推薦に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第72号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第72号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第72号、山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について。

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。弁護士、医師、大学教授等の専門有識者の職にある人材を特別職の非常勤職員として任用するに当たり、当該専門有識者に対して支給すべき報酬の額に関して、現に、山都町報酬及び費用弁償条例において規定する報酬の額と実勢における報酬の額との間に際立った乖離が認められます。

専門有識者に対して支給すべき報酬の額については、実勢における報酬の額を基準として考慮しつつ、かつ、他の普通地方公共団体における専門有識者に対して支給される報酬の額の規定例も参酌して、改めて規定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文です。改正の内容につきましては、後ほど説明をしたいというふうに思います。

附則におきまして、本条例は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

3枚目の新旧対照表をお願い申し上げます。

右の欄が改正後になるものでございます。最後の備考欄のところの下線がございまして、表1の備考として追加するものでございます。弁護士、医師、大学教授等の職において、日額2万円以内といたしたところでございます。

今回の改正につきましては、この専門的見地を有します非常勤職員として、弁護士、医師及び大学教授等の専門職にある人材を任用するに当たり、現に、本条例に規定する報酬日額と、当該専門有識者に支給される対価の実勢に大きな乖離が認められるというものでございます。1例を申しますと、表の中に、図書館協議委員会とございますが、日額として、委員長6,000円、委員が5,000円というものでございますが、そのほか、25の委員会、審議会もほぼこの金額で行っているというものでございます。

また、別表1の備考として追加するものとしたものにつきましては、附属機関等や、その性格、それから社会情勢等によりまして、専門有識者の必要性が様々な分野に及ぶと考えましたので、区分ごとに、それぞれ専門有識者を設定することはせず、その状況に応じて、柔軟に対応できるように考慮したというものでございます。

また、日額2万円以内としましたのは、任用に際しまして、熊本県をはじめとした他の自治体の例を参考にしたところでございますが、県の例で申しますと、謝金として1時間当たり1万円

以下となっているところがございます。山都町におきまして、審議会等の解散時間等がおおむね2時間以内で実施されているという状況がございましたので、日額換算したところがございます。よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） 議案第72号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 専門的な知見を持っていらっしゃる方に対しての報酬は別に定めるというのは分からないでもないんですけども、いろんなほかの町内から来られる方と随分違うなという感を持ちます。ほかと比べて、合わせたというふうにおっしゃいましたが、これにプラスして交通費が出るということになるのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 費用弁償は別です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第73号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第73号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。

それでは、議案第73号について御説明いたします。

議案第73号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、個人所得課税の基準額等の見直しが行われたことにより、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しを行うため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページが改め文でございます。

本条例改正につきましては、平成30年度税制改正において、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除を10万円引き上げることとされました。

これに伴い、国民健康保険税についても見直すこととされました。改正の内容につきましては、資料が分かりやすいと思いますので、添付の議案第73号資料を御覧ください。

概要です。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があります。

また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行うものです。

改正内容です。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものです。

今回、改正部分は、下の軽減判定所得の表の下線部分になります。なお、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者につきましては、下段、米印1に記載してありますとおりでございます。

それでは、新旧対照表をお願いします。

今説明しましたところの改正が今回改正に当たる部分でございます。左側、現行に対して、右側、改正後、下線の部分になります。

改め文の裏面をお願いします。

附則です。この条例は、令和3年1月1日から施行する。

この条例による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第73号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号 山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第74号「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第74号について説明いたします。

議案第74号、山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。熊本県が美里町に建設した木造応急仮設住宅を山都町長原（小原地区）へ移築することに伴い、町営の一般住宅として管理するために、山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目は改め文になります。

美里町の砥用庁舎横に建設されておりました応急仮設住宅の有効活用を図るため、熊本県から無償譲渡を受け、現在、小原地区に3棟4戸を建設しているところでございます。移築後は原団地と同じく、復興一般住宅として維持管理していくため、条例を一部改正するものでございます。

また、あわせて、同じ条例の中で、一般住宅と復興一般住宅に関する条項がそれぞれ別に定めてありましたので、併せて見直しを行ったものでございます。

3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

左が現行条例でございます。右の改正について説明いたします。主な改正点としましては、1点目でございますけれども、条例名に、及び復興一般住宅を追加するものでございます。

2点目は、左の目次を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

3点目でございます。第3条、復興一般住宅の名称、所在地の表に小原団地を追加するものでございます。

4点目としまして、第4条、復興一般住宅の入居資格は、一般住宅の規定を準用し、月額収入についてのみ、新たに第2項を設けて、10万4,000円を超え25万9,000円とあるのを25万9,000円以下と改めるものでございます。

最後のページをお願いいたします。

小原団地の住宅配置図でございます。図面左側の3棟4戸が現在建設中の住宅でございます。1棟、一戸建て2棟、2戸建てが1棟、2LDKと2DKでございます。

戻りまして、右側の空白の部分につきましては、今後、移築する予定でございますので、全体としましては、6棟9戸を建設する予定でございます。

戻りまして、2枚目の裏をお願いいたします。

附則。この条例は令和3年2月1日から施行する。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第74号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 家賃のことについても変更になっているんじゃないですかね。家賃のことについて説明をしていただいていた方がいいですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。家賃のことでございますけれども、今回、復興一般住宅ということでございますので、これにつきましては、建設費、または立地条件、規模等を考慮して検討するものでございます。

現在、原団地のほうで復興住宅がございすけれども、原団地につきましては、9,000円から2万3,900円ということで家賃のほうを設定しております。ちなみに、月額収入25万円以下の場合に、原地区におきましては3万5,000円以下になってくるのではないかとということで考えております。また、これは最終的に計算して決定していく部分でございます。

なお、原団地よりも若干高くなる部分につきましては、原団地よりも、居住スペースが1人ということと、あと、水洗トイレとか風呂等を設置しますので、その部分で若干、利便性係数で上回っているということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 町営住宅がずっと、昭和で言ったら、40年ぐらいからですね、すごく古くて、居住者の方にとっても危険であるということから、この復興住宅を有効利用して、町営住宅を改善していかれるという方針については賛成します。すごくいいことだと思います。経費も削減できるということ。

ただ、入居者の方にとっては、今まで安かった家賃が、新しいところになると10倍ぐらいに跳ね上がるというような方もいらっしゃるわけですよ。新しくなるのでそれは仕方がないと言われれば、それはそうなんですけれども、そうなると、古くてもいいから移転したくないという気持ちの方もいらっしゃるように、ここではないですけども、お聞きしますので、その辺の、家賃についての考慮といいますか、ここにも、7条のところの家賃の決定のところ、近傍同種の住宅の家賃を下回る範囲において町長が決定するというふうにあります。その辺の、今までの居住者の方に対しての、特に年金だけで生活されているとかですね、そういう方にとっては大変な家賃負担になると思いますので、その辺の配慮というのはしていただきたいと思うんですが、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） まず、御質問にありました現在入居されている方が入られた場合のことでございますけれども、現在入居された方が新しい住宅に入った場合は、現況の家賃から上がりますので、それにつきましては、5年間で経過的に、段階的に上がっていくということでございます。

それと、古い住宅につきましては、今後、大川町と南田のほうで、御船町からの復興住宅のほうを移築しまして、建築を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） この条件の中で、上限のほうが25万9,000円ということでございますので、非常に、若い方が夫婦で働ける場合は入居できないということでございますので、これはこれで、いろんな条件で、収入が低い方という条件であるかと思えますけれども、今の若い方はこちらには入りませんので、そういう住宅のほうもぜひ、今後、建設のほうをよろしく願いしておきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号「山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第75号「山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。

それでは、議案第75号を説明いたします。

山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について。

山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。山都町教育特区学校審議会に専門有識者等の人材を新たに加え、本審議会組織の充実を図るため、山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

山都町教育特区学校審議会条例は、構造改革特別区域法の合議制の機関として、平成20年6月13日に制定されておりますが、今回、審議会の組織人員及び任期を改正するものです。

3枚目をお願いします。

新旧対照表で説明いたします。第3条の組織では、委員5人以内を委員8人以内に改正いたします。現在5人の委員は、山都町在住で公立学校OBの方3名と地域代表の方2名に委嘱しておりますが、学校経営の安定性と継続性を担保し、教育内容の質の確保等の観点から、幅広く専門的な知見を得るため、さらに3人を増員するための改正です。

これにつきましては、平成28年3月に、文部科学省からも、広域通信制高校に関する集中改革プログラムとして、広域通信制高校の教育、運営の改善に向けての指針が示されているところであります。

また、第4条の任期につきましては、現在5年としておりますが、時代の変化に即応しつつ、審議内容についても常に変化が求められるという観点から、2年に改正するものです。

2枚目に戻りまして、改正文につきましては御覧のとおりでございます。

なお、この一部改正条例は、令和3年4月1日から施行の予定です。

以上が議案説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第75号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この改正、この特区は一ツ葉高校のことだというふうに思っておりますけれども、現状の5名の委員は山都町内の方々に構成されている。今回増員されているということで、先ほどの報酬のところでもありましたが、そういった知見を持っていらっしゃる方とか、外部からそういった方を招聘されるということなんでしょうか。具体的に、そこら辺がお分かりでしたらば、教えてください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 先ほどの指針の中で示されたところということを説明したんですけど、これにつきましては、他県の不正事案が発生しております。三重県の通信制高校で、平成28年に発生したところでございますが、広域通信制高校の違法、不適切運営の事案が発生しております。内容的には、ほぼ全ての教育活動の委託、契約会社に丸投げしていたことや、教育免許の失効していた者が授業をやっていたとか、就業支援金を不正受給していたという事案が発生しております。文科省のほうから、教育に関して、専門的な知識、経験者を置くという指針が示されたところでございます。

現在、委員5名おられますが、高校OBの方2名と、学校、小学校校長上がりの方、OBを1名入れております。特に通信制高校となりますと、精通者がおられませんので、その辺りの専門

的知識を持った方、また、会計等に専門性を持たれた方、こういった人を増員したいと考えたところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 改正の内容は分かりました。このタイミングで改正されるということは、今は、本町においては一ツ葉高校のみなんです、新たな特区の申請が出るであろうということの想定でされたのでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 議員の御質問がありました新たな特区申請があるのではないかとということでございますが、そういった情報が入ってはきておりますけど、詳しい情報はまだ、詳しくは存じ上げておりません。ですが、通信制の高校を取り巻く社会情勢が、設置当時と比べますと変化しておりますので、より多角的・客観的な評価を取り入れるために、専門家を配置したいということで、今回、提案をしたところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号「山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第76号 山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第76号「山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案76号について御説明いたします。

議案第76号、山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の管理者を主任介護支援専門員とすることができないことについて、やむを得ない理由がある場合の例外的な取扱いを規定するとともに、令和3年3月31日において、主任介護支援専門員ではない者が、管理者である居宅介護支援事業所について、管理者の要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するため、山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の育成や支援等について、市町村が積極的に関わっていくようにとの保険者機能の強化という観点から、従来、都道府県が行っていた居宅介護支援事業者の指定等について、平成30年4月1日から施行されました改正後の介護保険法の規定により、市町村に権限が移譲され、同日以降は市町村が実施することとされました。

その際、当該事務は条例において制定することとされ、条例の制定に当たっては、介護保険法第81条第3項の規定により、指定居宅介護支援に従事する従業者に関する基準やその人数、また、指定居宅介護支援事業の運営に関する事項であって、厚生労働省令で定めるものについては、それぞれ厚生労働省令で定める基準に従って、そして、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌して制定しなければならないとされました。

これを受けまして、平成30年3月12日に、山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定したところでございます。このたび、国の基準であります厚生労働省令が改正されましたので、本町の条例改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

中ほどに、第6条第2項の改正文を記載しております。管理者の要件に関する規定部分です。あわせて、本日お配りしました資料を御覧ください。

第6条第2項の改正前と改正後を分けて表示しております。改正前においては、居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされておりました。ただし、これには経過措置がありまして、下の段の附則第2条の部分に記載しておりますように、令和3年3月31日までは、主任介護支援専門員ではなくても、介護支援専門員を充てることのできる旨の猶予規定が定められています。このたびの改正により、右の改正後の欄に示しておりますとおり、管理者の要件は、主任介護支援専門員でなければならないという原則の部分は改正前と変わりありませんが、例外として、新たにただし書が加えられました。ただし書には、管理者であった主任介護支援専門員の方が死亡されたり、疾病等による離職、あるいは退職されたりした場合など、管理者であった途中でやむを得ない理由が生じた場合は、所定の手続を経て、一定の期間、介護支援専門員を充てることのできる旨の規定が設けられました。所定の手続については、記載のとおりです。

それから、下の段の附則第2条部分の猶予規定については、先ほど触れましたが、今回の改正により、さらに、令和9年3月31日まで延長して、猶予できることになりました。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

附則第2条第1項がただいま申し上げました部分です。第2項は、猶予を延長する旨の第1項の規定を適用するための技術的な読替え規定です。

最後に、この一部改正条例の施行期日は、公布の日、ただし、附則第2条の改正規定は、令和3年4月1日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第76号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 言葉が分かりにくいところがあるのでお尋ねしますけれども、一般に、私たちはケアマネージャーさんというふうに呼びますが、そのケアマネージャーさんは、介護支援専門員ということになるのかなと思いますが、居宅介護支援事業所には、そのケアマネさんが何人か複数いらっしゃるって、その中のお一人が主任介護支援専門員ということになるのでしょうか。

そして、ケアマネさんが複数いらっしゃらなかったり、主任介護支援専門員という方がいらっしゃらないといけないんですけども、今おられない。なかなかケアマネ、そういう介護に関するお仕事に就くというのが、お給料の面とかでとても厳しいので、それとか、試験を受けてケアマネさんにはならないといけないので、そういうことで足りない。どこの事業者さんも、ケアマネさんの獲得が難しいので、こういうふうにしますというふうに、解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。おっしゃりますとおり、ケアマネさんは介護支援専門員のことですね。本日の条例にお願いしております件、居宅介護支援事業所、こちらは町内に九つございます。既に主任ケアマネさんがいらっしゃるところが四つの事業所がございまして、今年度中に研修を受講されまして、登録を見込まれますところが二つございます。残りの3事業所は、来年度以降に主任ケアマネさんを配置される予定となっております。

主任ケアマネさんは、この居宅介護支援事業所には必ず配置しなければならないということになっております。この居宅介護支援事業所といいますのが、介護を受けながら自宅で暮らしたいという高齢者に対して居宅介護支援を提供している事業所のことです。そういった専門の知識のある方、それから、利用者の状態や目標、家庭の事情に合わせた適切な介護サービスが受けられるように、プランを作成し、事業者などとの連絡調整や手続を代行するという専門職ということで、ケアマネさんをお願いしております。

というお答えでよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） それでは、ケアマネさんと呼ばれる介護支援専門員の方よりも、「主任」がつくということは、もっと専門的に、複数おられるケアマネさんも統括した、そのリーダーみたいな方が必要だということになるのでしょうか。

すいません、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） おっしゃいますとおり、ケアマネさんを統括する主任ケアマネさんですね。主任介護支援専門員になれるためには、ケアマネとして実務経験が5年以上必要ということで、それから研修を受けられます。研修が全12日間71時間受ける必要があります、国家資格ではないんですけれども、県が講習をしまして、県が認める公的資格ということになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号「山都町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第77号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第77号「山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第77号について御説明いたします。

議案第77号、山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について。

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、この省令の名称を引用する本条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

条例の改正文です。国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、条ずれの対応を行うものです。

次のページを御覧ください。新旧対照表になります。

固定資産税の課税の免除、第3条の改正になります。下線部を御覧いただきたいと思いますが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条を第26条に改めるものでございます。もう一度、改正文を御覧いただきたいと思いますが、附則、この条例は公布の日から施行するです。

以上、説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第77号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第78号 山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第78号「山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第78号、山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について。

山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法の特例基準割合に関する用語等の見直しが行われることにより、本町の条例における延滞金の特例規定に関する用語等の見直しを行うため、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

改正文でございますが、改正する内容につきましては、関係する条例をそれぞれ示してございます。令和2年度税制改正による地方税法等の一部改正により、地方税法の用語の見直しがされるというものでございます。このことにより、地方税における延滞金と同様に、以下の四つの条例について、附則に定めてあります延滞金の割合の特例に関する規定の中の特例基準割合の名称につきまして、延滞金特例基準割合に変更し、その他、附則の文言の整理を行う内容となっております。

第1条につきまして、山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例、第2条で、山都町介護保険条例に関するもの、次のページの第3条で、山都町営住宅に関する条例のもの、それから第4条で、山都町後期高齢者医療に関する条例で、それぞれ整理するものでございます。

附則におきまして、本条例は令和3年1月1日から施行するものとしております。

新旧対照表をお願いしたいというふうに思います。各条項におきましての下線部分に変更になったというものでございます。御確認をいただきたいと思います。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第78号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「山都町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第79号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第79号「山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第79号、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。町村の選挙における立候補の環境を改善し、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、公職選挙法が改正され、選挙公営の範囲が拡大されました。本町において、この改正に基づき選挙公営を実施するには、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページからは、公布文になりますが、内容につきまして、添付資料を御覧いただきたいというふうに思います。

1 ページ目でございますが、資料の1 ページ目を御覧ください。

主な内容としまして、三つございますが、まず、一つ目は、議会議員選挙、それから町長選挙における選挙公営の拡大というものでございます。選挙公営と申しますのは、国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を負担するという制度でございます。

1 番目におきましては、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成、これが公営の対象となるというもので、実際において条例を定めるというものでございます。

2 番目でございます。町村議会選挙におけるビラの配布ということでございます。上限1,600枚で、種類、2種類以内ということでございます。

3 番目が、町村議会議員選挙におきます供託金制度ということで、15万円というものが導入されたものでございます。

裏面につきましては、それぞれの説明した分につきましての上限額という部分でございます。概算で計算しまして、町議の場合が92万8,000円を上限、町長の場合が約90万2,000円が上限となるものでございます。

附則に戻ってください。この条例につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が施行期日に合わせるというものでございます。12月12日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第79号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） この公営選挙に関するあれですが、これは国が決めたことですので、交付税措置があると思いますが、その交付税措置でのことですが、どこまで出るかという感じですね。上限以内であれば、要った金額全て出るのかどうかということですね。町の負

担があるのかどうかというようなことですね。全体の費用の中でですね。

例えば、自動車の借り上げにしても、ばらつきがあると思うわけですよね。ビラだったり選挙のポスターについても、発注するところによって1枚当たりの単価もかなり差があるというふうに思っているわけですよ。本当に、それはもう、高いのが出来栄えもいいかもしれません。高く、みんな候補者がして、費用が高つくような形になるのか。それでいいのかどうかというようなことですね。

交付税措置があって、町もお金を出さなんというのは、自己財源から出費をせにゃんというようなことになれば、これは私の個人的な見解ですが、ある程度、選挙用ビラだったりポスターに関してにも、候補者同士の話し合いなんか必要が出てくるんじゃないかなというふうな気もしますので、ちょっとその点の経費の件についてお尋ねをしておきます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。交付税の算定につきましては、申し訳ございません、後ほど、皆さんに示したいというふうに思います。算定基準がどれぐらいということの御質問だったと思います。手元にございませんで、後ほど説明をさせていただきます。

なお、各負担の部分につきましては、上限額ということでございますので、それにつきましては、それぞれの候補者の方々の事情にもよるかなというふうに思いますが、あくまでも上限額を定めた中での最終的な精算になるというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号「山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第85号 町道廃止について

日程第15 議案第86号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第14、議案第85号「町道廃止について」及び日程第15、議案第86号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第85号について、説明いたします。

議案第85号、町道廃止について。

本町は、別紙の路線を町道として廃止する。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。町道の路線を廃止するには、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目を御覧ください。

廃止検討路線の一覧でございます。

整理番号1の1、水ノ田尾布勢線。起点、山都町北中島字水ノ田尾、終点、山都町島木字布勢。延長2,386メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う廃止です。

整理番号1の2、椈木1号線。起点、島木字椈ノ木、終点、同じく字椈ノ木です。延長85メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う廃止です。

整理番号1の3、犬飼牧野線。起点、犬飼字後、終点、牧野字屋敷。延長1,376メートル。町道機能の喪失に伴う廃止です。

1の4、鳥原線。起点、菅字上菅、終点、菅字吹ノ戸。延長2,490メートル。同じく道路機能の喪失に伴う廃止でございます。

1の5、下番仮屋線。起点、滝上字花立谷、終点、神ノ前字尾立野。延長3,913.2メートル。起終点の変更に伴う廃止です。

1の6、方ヶ野神ノ前線。起点、方ヶ野字上鶴、終点、神ノ前字免ノ原。延長2,118メートル。起終点の変更に伴う廃止でございます。

前のページにお戻りください。

議案第86号、町道認定について。

本町は、別紙の路線を町道として認定する。

令和2年12月3日提出、山都町長。

提案理由です。町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

次のページの裏面をお願いいたします。

認定検討路線の一覧でございます。

整理番号2の1、矢部インター線。起点、山都町城平字原、同じく終点、城平字原です。延長150メートル。新道の駅建設事業に係る認定でございます。

整理番号2の2、上鶴2号線。起点、田小野字上鶴、終点、田小野字山ノ神。延長533.8メートル。改良工事竣工に伴う旧路線の認定でございます。

整理番号2の3、水ノ田尾布勢線。起点、北中島字萩ノ尾、終点、島木字小布瀬。延長1,934.7メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定でございます。

整理番号2の4、水ノ田尾立山線。起点、北中島字水ノ田尾、終点、北中島字立山。延長147.1メートル。九州横断自動車道延岡線建設工事に伴う認定です。

整理番号2の5、寺川大野線。起点、上寺字寺川、終点、上寺字大野。延長541.2メートル。

新規認定です。

整理番号2の6、犬飼2号線。起点、犬飼字後、終点、犬飼字塔ノ又。延長352メートル。廃止した後の認定でございます。

整理番号2の7、花立谷迫尻線、起点、滝上字花立谷、終点、神ノ前字迫尻。延長2,598.4メートル。廃止した後の再認定でございます。

整理番号2の8、方ヶ野神ノ前線、起点、方ヶ野字前鶴、終点、神ノ前字水溜。延長2,258.5メートル。廃止後の認定でございます。

続きまして、資料を説明する前に、1か所、表示に誤りがございますので、資料ページの26ページをお開きください。26ページになります。

下番仮屋線の廃止のところでございますけれども、下のほうに青い矢印で、延長3,798.2メートルということで表記しております。これの訂正をお願いします。3,913.2メートルに訂正をお願いします。3,913.2メートルです。

それでは、添付資料の1ページにお戻りください。

水ノ田尾布勢線及び柗木1号線でございます。青い点線が水ノ田尾布勢線、オレンジの線が柗木1号線を表示しております。左側の赤い線が水ノ田尾、新しくなる水ノ田尾布勢線と、右側の赤い線が、水ノ田尾立山線でございます。

2ページ目から9ページにつきましては、位置図及び現況の写真を添付しているところがございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

青い点線で表示しておりますのが、廃止検討路線の犬飼牧野線になります。また、赤い線が再度認定をします犬飼2号線でございます。

11ページから18ページにつきましては、同じく位置図及び現況写真等をつけているところがございます。

資料19ページをお願いいたします。

青い線が廃止します鳥原線になります。なお、廃止した後、現在利用されております区間につきましては、鳥原支線及び成君吹ノ戸線へ新たに編入して認定するものでございます。

20ページから22ページにつきましては、同じく位置図及び現況写真を添付しているところがございます。

続きまして、資料26ページをお願いいたします。

青い点線が廃止します下番仮屋線です。赤い線が再度認定します花立谷迫尻線でございます。なお、今回の廃止に伴いまして、起点及び終点の所在地が変わるために、路線名につきましては、花立谷迫尻線と変更して認定するものでございます。

27ページから33ページにつきましては、位置図、並びに現況写真でございます。

続きまして、資料ページの34ページをお願いいたします。

方ヶ野神ノ前線でございます。青い点線の終点につきまして、文字ヶ崎神ノ前線と一部重複した区間がございますので、今回、その区間を廃止するものでございます。また、起点側にござい

ます方ヶ野自治センターから国道218号線までの区間を新たに追加して再認定を行うものでございます。

35ページから39ページは、位置図及び現況の写真をつけているところでございます。

資料ページ、40ページをお願いいたします。

赤い矢印で範囲を示しておりますのが、矢部インター線でございます。道の駅への進入路を整備するために、国の社会資本総合整備交付金事業を使って、改良工事を予定しております。このため、町道に認定する必要がございますので、今回認定をお願いしているところでございます。

裏のページにつきましては、現況の写真をつけているところでございます。

次に、資料ページ、42ページでございます。

赤い線が認定をお願いする上鶴2号線になります。改良工事で、左側の緑側のほうに一部路線を付け替えますので、その部分を新たに上鶴線に編入し、旧道として残ります赤い部分を上鶴2号線として新たに認定をお願いするものでございます。

43ページから45ページにつきましては、位置図及び現況写真になるものでございます。

資料46ページでございます。お願いします。

赤い線で表示しておりますのが、寺川大野線になります。合併前に農道として整備されたものでございますけれども、町道として認定がされておりましたので、今回、新規認定をお願いするものでございます。

47から49ページにつきましては、位置図並びに写真を添付しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第85号及び議案第86号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「町道廃止について」及び議案第86号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時39分

12 月 8 日（火曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月8日午前10時0分開議
3. 令和2年12月8日午後2時03分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

12番 藤川憲治議員

1番 眞原 誠議員

5番 興梠 誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠

2番 西田 由未子

3番 中村 五彦

4番 矢仁田 秀典

5番 興梠 誠

6番 藤川 多美

7番 甲斐重 昭

8番 飯開 政俊

9番 吉川 美加

10番 藤原 秀幸

11番 後藤 壽廣

12番 藤川 憲治

13番 藤澤 和生

14番 工藤 文範

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

9人の方から質問の通告がっておりますので、本日3人、明日3人、明後日3人したいと思います。

順番に発言を許します。

12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） おはようございます。12番議員の藤川憲治です。令和2年の最後の定例会で久しぶりの一般質問の機会を得ましたが、今回の一般質問者は9名ということで、同僚議員の意識の高さを痛感いたしました。最近は最後の質問が続いていましたが、今回は1番バッターです。よろしくお願いいたします。

時の流れといいますか、月日のたつのがとても早く感じるこの頃です。特に今年は新型コロナウイルスの発生により、コロナという言葉、文字が報道されなかった日は1日たりともありませんでした。流行語年間大賞にも密閉・密集・密接の3密が選ばれたのも当然であり、納得できます。緊急事態宣言などで社会の生活が一変しました。そして、混乱をもしました。経済活動、社会活動の制限もあり、その被害、損害はコロナ倒産や失業者を招きました。今、また第3波の感染者が急拡大し、毎日のように感染者、重症患者の数字が過去最多の報道がなされています。感染者が多い都市部では、医療機関の危機も叫ばれています。

中国の武漢で発生した新型コロナウイルスは、その感染者数アメリカの1,470万人を筆頭に全世界に及び、世界全体では6,700万人の感染者が出ています。我が国でも16万人を超え、熊本県下でも1,000人を超えています。ワクチンが完成し、1日も早い収束となることを期待するのみであります。私たちの町でも11月の上旬に発生しましたが、関係機関の適切な処置で拡大を防ぐことができました。コロナウイルス問題については、この後の質問でも同僚議員の方々が数名通告をされております。関心の高さをうかがい知ることができます。それでは、通告に従いまして質問席より行います。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） まず、町長にお尋ねします。梅田町長が町民の大きな期待を担って、経済団体からこの町のトップとして町長に就任をされ、1期4年の任期も残すところあと僅かとなり、1期目の定例会も今回が最後です。本来ならば9月定例会において進退を問うべきところ、諸般の事情により正式表明ができませんでしたが、その後、10月8日のよき日に報道機関に対する会見を行い、正式に2期目挑戦の立候補表明をされました。私たち議員も、また支援者の方々

も安心をされたところであります。

就任以来、山都町のトップリーダーとして、また山都の顔として全力を傾注され、国や県に対する陳情や要望活動、あらゆる町内の行事や催物にも積極的に参加をされ、町民の皆様の声、意見を聞きながら、ふるさと山都の再生、活性化に昼夜を問わず取り組まれてきました。モットーであり、信念である心豊かなまちづくりをもって職務に励んでこられ、課題、問題が山積をする中で一步一步着実に解決され、大きな成果を上げてこられたことは衆目の一致するところであります。

就任以来、今日までの自分なりの総括、成果、反省を交えながら、今の心境を述べてください。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、藤川議員のほうから、4年間の総括をというようにございしますが、4年前を思い出しますと、本当に恥ずかしい思いだなという思いしております。何の経験もなく、突如出馬の表明をしたというようなことございしますが、皆さんの温かい御支援の下で当選をさせていただき、もう4年間を終わろうとしているところでございます。この間の議会の皆さん方のいろんな部分、また町民の皆さん方の御支援、御協力に心からまずは感謝申し上げます。ありがとうございました。

成果をと言われましても、なかなかない部分があります。特に就任当初、やはり熊本地震から、そしてまた豪雨災害からの復旧・復興が一番の課題でありました。まちづくりの思いは選挙期間中、述べながらやって当選させていただきましたが、中に入って当選直後の3月定例会、どうにか皆さんの協力で無事終わりましたが、その後、先ほど言いますように、地震からの災害復旧、どうなるかなとびっくりしました。一町民としては実感をしたつもりでございますが、金額であり、件数であり、また場所であり、大変な状況下の中で、職員の皆さんはもとより、建設業界の皆さん方、本当に一体となった中で取組をさせていただいておりましたが、聞きますと、普通の年の農災だったり公共災の10倍近い金額の被害額であったというようなことでありまして、到底通常の体制ではできなかったなという思いしております。これにつきましては、早速、建設業協会の方々ともいろんな情報交換等をしながら、またお願いをしながら、また農林省の方にもお願いをしに行ったところでございます。特に現場にも来ていただきました。現場を見てほしいという思いの中で災害復旧等々に当たってきました。

しかしながら、まだまだ契約は今年度でほとんど終わったところでございますが、今年度まだ終わりません。来年度までかかるんじゃないかという思いしておりますが、特に農家の方々には早い時期の復旧・復興を待っておられますので、その分頑張っていきたいなという思いしております。

成果と言われてはあまりないかなという思いしておりますが、まず一番の成果と言われる部分につきましては、本来、旧役場庁舎跡地の浦川、下馬尾地区にありますところに町営住宅の建設の計画をあっとなったところでございますが、これにつきましては、急遽、議会の方にもお願いをしながら、若者向けの分譲住宅の建設をと変更していただきました。おかげさまで10戸の分譲地が完売をし、全ての住宅地ができて、子育て世代の方10世帯が入居されとるというようなことございしますので、これにつきましてはよかったかなという思いしておりますが、しかしながら、町営住

宅に対する需要はまだたくさんあるというようなことでありますので、これにつきましても今、小原団地のほうに、熊本地震のときの公営災害住宅のほうが熊本県から払下げができるというようなことでございますので、今、建設を進めておるところでありますし、その後順次、県からの払下げ等々をしながら、老朽化した町営住宅の建設を早急に進めてまいりたいという思いであります。

また、建設をしていただいております原村の住宅につきましても、町営住宅としての今、活用をしているところでございます。住宅につきましては今後とも積極的な建設をしていかななくてはいけないなという思いであります。

そうした中で、皆さん方をお願いをしながら三つのプロジェクトを立ち上げた中で、今まで検討をしていただきました。有機農業を核にした農業振興、そしてまた、高速道路を見据えたところのまちづくり、そして、新体育館の建設という形の中でプロジェクトをつくりながら、やっと皆さんに姿が見せられるような、今、計画ができつつあるかなという思いであります。特に高速道路につきましては、矢部インターまであと2年はというような形の中で、先般も国交省の方とも話をしたところでございますので、早急に我々は受皿づくりをしていかなんという思いであります。特に矢部、蘇陽の計画段階評価が始まりました。これも一つの大きな進歩じゃないかなと思っておりますし、今月の5日に蘇陽インターの中心くい打ち式を挙行することができました。早い時期の事業化、これは2年ぐらいかかるんじゃないかなと先般、九州整備局長の話でございましたので、事業化が早くできるよう今後とも進めてまいりたいなという思いであります。

そうした中で、町民の皆さん方には高齢者の方々に元気で暮らしていただきたいなと、高齢化率が50%を超えた山都町の中で、そういう思いの中で、まずは老人会の方々に畑、田んぼに出てきていただきたいなという思いの中で、エゴマの栽培をお願いを3年前にしましたが、快く受けていただきまして、今、製品化もできておると。また、本当に楽しみの中でエゴマ栽培をしていただいております。それと同時に去年からは野菜の販売を、老人会中島地区でございましたが、今年からは御岳地区の方々もそういう形の中で取り組んでいただいております。いつまでも現役で働ける高齢者が住みよいまちづくりの一環になればなという思いでしたところでございます。

その後、経済活動の面につきましては、就任早々、株式会社MARUKUが本町への本社の移転をしていただきました。当初3名ほどの陣容でございましたが、今は15名ほどの陣容の中で事業をしていただいておりますというようなことでございます。その後、熊本電力さんが白糸第一小学校のほうへのサテライトオフィスというような形で今、事業をしていただいておりますし、九州アグリコネクトさんが山都町へ本社機能を移していただいておりますし、従来から矢部発祥の企業と思っておりましたが、ソフトビルさんという会社が今年、本社機能を山都町に移していただいたところでもあります。そのほか、キングランであったり、蘇陽農場であったり、エネルギープロダクトさんが農業への参入をしていただいておりますというようなことで、今後、山都の農業の一つの核になっていただければなという思いでおるところでございます。

そうした中、3名の方にアドバイザーとしての就任をお願いしたところでもあります。それには

3名の方々、おのこののいろんな発信力、人脈、いろんな行動力等を勘案しながら、今、都市圏との交流、そしてまた、職員への研修等々にいろんな部分で力を発揮していただいております。そうした中の一環として、東京事務所の開設をしました。今コロナ禍の中で少し交流が少なくなっているところですが、いろんなテレビ、電話等々の会議の中で、今後都市との交流ができ、そしてまた山都町へ足を向けていただく方が多くなるような取組をしていきたいなど、また、できつつあるなという思いであります。

これが成果か何か分かりませんが、今日今ここに上がってくる前にも新入職員、4年生までの職員が17名おります。4月の方々に、新聞を読んで感想文を書いてもらっております。ほとんどの人が全てノート1ページ分を毎日書いていただいておりますが、今日4月1日、4月の週の新聞記事を見てきました。今の状況と一つも変わらない、コロナの発生後、緊急事態宣言の中でのコロナに対する思いが、今そのまま読んでも当てはまるかなという思いの言葉を新入職員の方々が文章に書いて思いを表していただいておりますというようなことで、今、4年目でございます。もう卒業する職員もおそろかなと思っておりますが、これを4年間続けてこられたのも、一つの職員の思いが、山都町に対する思い、職場に対する思い、いろんな思いが詰まっておる貴重な、最後は資料になるんじゃないかなという思いであります。快くやっていただいております新入職員の方に敬意を表し、今後の、恐らく役場の職員人生の中で役に立つ期間になるんじゃないかなと、自分なりに自負をしながら楽しみにして読ませていただいたところでございます。今後、いろんな面で我々、町民の方もですが、職員が一体となった中での事業ができるような職場づくりをしていかなければいけないなという思いであります。いろいろ皆さん方には御迷惑をかけたり、心配をかけたっている部分がたくさんあるかなと思っております。

成果ばかりではありません。今年の4月にはそよ風パークの事業休止、そよ風遊学館の破綻という大変な事態も引き起こしましたし、また、先ほどありますように、今年の2月から発生しましたコロナ、未曾有の我々にとっては事件が発生したわけですが、これにつきましても議会の方々のいろんな御協力によりまして対策を打っておりますが、先が見えない状況下の中で、今、藤川議員からもありましたように、我々山都町だけではなく、全ての世界中の大きな問題として捉えて、今後もこれについては国、県と一体となった中での取組をしていかなければいけないなという思いであります。

いろんな部分で4年間、皆さん方にはお世話になりましたことをお礼を申し上げまして、総括になりませんが、藤川議員の思いに応えたいという思いです。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 町長自ら今、多方面にわたる成果というか、結果を述べられました、今後とも継続してまちづくりをしていかなければいけませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとそよ風パークには触れられましたけれども、負の部分でも二つほどあったのではないかというふうに思っております。

まず一つは通潤山荘の件です。平成30年7月に発覚した通潤山荘総支配人の約4年にわたる不

正受給は町や議会の大きな問題となりまして、住民の皆様方にも大変不信を買いました。その後の経過につきましては随時に報告がなされ、町長もその解決に心血を注いでこられましたね。当時の副町長で社長でもあった人が「不正を見抜けなかったのは経営陣の責任で、町民の皆様におわびする。再発防止に努める」とのコメントでありました。元支配人に対する追及、裁判、和解と、損害を最小限に抑えながら、増資による組織改革、新しい指定管理者による経営再建の道を進まれています。和解による解決のときも、町長は「会社の主張が認められ、額については裁判が長期化した場合の影響を総合的に考え、取締役会で判断した」と話されていました。コロナ禍の厳しい環境ではありますが、少しでも現状報告をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、通潤山荘を運営する有限会社虹の通潤館につきましては、コロナ禍の状況もあり、経営的には大変厳しい状況が続いておりますけれども、社員一丸となって経営再建に取り組んでいただいております。新たな出資者を加え、独自の経営改善計画を策定し、体制、組織面の改善、収支改善、経費削減の取組を実行中です。

さらに、町では有限会社虹の通潤館と協議を行いまして、令和元年9月に第三セクター等の経営健全化方針を策定し、経営改革の目標を定め、経営改善の進捗を確認しながら、経営健全化計画の取組を進めているところでございます。

具体的な取組としまして、4項目を掲げております。

一つ目は、売上向上のため、宿泊部門の強化として、客室稼働率と1室当たりの宿泊人員の向上、宿泊単価の向上、ウェブ宿泊売上げの向上です。

二つ目は、売上原価改善、適正化。

三つ目は、販売管理費の効果的な使用適正化。

最後に、社内風土の改革と人材育成等に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 現在、非常に厳しい状況下ではありますが、ぜひとも再建に向けて頑張っていただきたいと思っております。

破産したそよ風パークの件につきましても、このことについては先日の行政報告や同僚議員の質問予定もあるようでございますので、簡潔に今のような感じで流れだけを述べてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 有限会社そよ風遊学協会は本年5月末をもって事業停止となり、破産手続を進めております。先月11日に債権者集会在熊本地方裁判所にて開催され、破産整理の中間報告が行われました。破産管財人から破産予納金、現金、預金、売掛金の回収状況の報告と債務の状況が報告され、来年1月に2回目の債権者集會が行われる予定です。

そよ風パークについては10月に新たな指定管理者が決まり、10月31日にそよ風物産館の営業を再開したところでございます。出荷者協議会の組織化も進んでおり、今月17日に組織の立ち上げ

を予定されております。出荷体制の強化が図られているところです。

引き続き、レストラン、ホテルについても、準備が整い次第、再開の予定です。

社員の雇用についてはハローワークへ求人募集が行われ、元従業員の皆様の雇用についても随時面接が行われている状況です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） ただいま説明がありましたとおり、新しい指定管理者も決まって、着々とオープンに向けての準備をされているということで、今の現在では少し安心をいたしました。

梅田町政の二つの大きな負の部分の解決は、一つは通潤山荘不正受給の問題、一つはそよ風パークの破産処理問題、この二つの案件を町長は英断をもって処理されたと思います。パークもあのままの継続は難しく、赤字体質は変わらなかったと思っております。破産による清算、厳しい判断と決断をしなければなりません。町長として悩まれ、いろいろと心配もされたかと思いますが、今後とも信念を持って、ひるむことなく、この町のため、そして町民の皆さんのために前進をしてください。私は、その人の力を発揮できるのは、平時より緊急時と思っております。今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。就任1期目は平成28年の熊本大地震、梅雨豪雨からの復旧・復興に最優先課題として、町長以下、執行部職員の皆様が丸となって取り組まれてきました。そのことは私も認め、その努力に対し敬意を表します。激甚災害の指定を受け、公共災害、農業災害と、その被害はまことに甚大でありました。1日も早い復旧・復興に力を入れてこられました。

先ほど申し上げられましたが、問題もありました。地震による建設業の人手不足、また、中山間地特有の作業効率の悪さなどで、入札の不調・不落が相次ぎ、特に農地復旧事業が遅れましたね。そのため、町外業者への入札参加、また、発注工事を一部熊本県に委託するなど、早期の工事完了を目指して、あらゆる手を打ってこられました。災害から4年を経過しますが、被害の多かった建設課、教育委員会、農林振興課の現在の状況を述べていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。平成28年に発生しました建設課関係の災害としまして、道路及び橋梁災害で331件、河川災害で195件、合わせまして526件の災害が発生しております。

現在の契約状況としましては、令和元年度までに全ての箇所の請負契約が完了し、その契約額は34億8,000万円となっております。また、そのうち、11月末現在でございますけれども、道路災害で330件、河川災害で164件、合わせた494件が竣工しているところでございます。竣工の率としましては、94%となっております。

なお、未竣工工事としまして、道路1件、河川災害31件がそれぞれ現在残っているところでございますけれども、道路災害につきましては、12月をもって竣工予定となっております。また、河川災害のうち約20件につきましても、来年の3月までに完了予定でございますが、河川につき

ましては多くの工区数を持っているということで、それ以外の箇所につきましては次年度まで若干かかるのではないかとこの状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 農林振興課の平成28年災の現状につきまして、11月30日現在の状況についてお答えいたします。

まず、農地関係の災害におきまして28年災の全体件数ですが、1,789件でありまして、このうち60%、1,079件が竣工しております。現時点の事業費の合計額は46億5,190万円です。

工事の竣工状況につきましては、今年度の竣工件数の伸び率の推移を見ましても、年度を追うごとに工事完了の件数が上がってきている状況でございますので、引き続き早期の竣工に向けて、努力をしてみたいと思います。

続いて、林業関係の災害におきまして、林道災害が86件、災害治山が14件でありましたが、全て工事のほうは竣工済みとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 学校施設についてお答えします。平成28年災の公立学校施設災害復旧工事は、平成28年度に完了しております。

内容について、熊本地震と6月豪雨に分けて御説明します。

まず、熊本地震分は土地1件として矢部小学校石垣復旧工事及び建物8件として八つの学校の校舎、体育館等の復旧工事です。平成29年3月に工事完了しました。工事費は総額で約9,800万円でした。次に、6月豪雨分は土地1件として、中島小学校内道路路肩復旧工事です。平成29年3月に工事完了しました。工事費は約300万円でした。国庫補助率は熊本地震、6月豪雨とも激甚指定を受け、87.1%でした。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。それでは、生涯学習課関係分について、大きく三つの事業費に分けて説明をいたします。

一つ目に、体育館、公民館等の社会教育・体育施設事業費です。これについては7件で、5,294万5,000円。

二つ目に、文化財及び地域コミュニティ施設への補助72件で、1億1,119万7,000円です。

三つ目に、通潤橋及び通潤用水路に係る復旧事業費です。3億9,323万1,000円です。

合計で5億5,737万3,000円となっております。

復旧につきましては、文化庁の補助金及び熊本地震復興基金などを活用しております。特に、通潤橋の保存修理工事につきましては、本年7月21日に竣工式がありまして、4年ぶりの放水に歓声が上がったところです。熊本地震及び豪雨災害の復旧につきましては、令和2年度をもって完了予定です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） それぞれ今、報告を聞いておりますが、復旧・復興工事も完了まで、特に農林振興課、もう少しです。頑張っていたきたいと思います。

あの災害の状況が、皆さん方の報告を聞きながら、目に焼きついています。自然災害の恐ろしさを痛感しながら、見てまいりました。本当に関係者の皆様方には、心から感謝をいたしたいと思います。

次に関連した質問をいたしますが、もう時間も刻々と迫っており、またほかにも大事な要点の質問もございますので、本年度の災害状況については簡単に結構でございますので、本年度だけ、28年災害からの今日までではなくて、本年度いろいろと熊本豪雨災害等もありました。また、台風も来ましたが、その辺のところの被害状況はいかがであったかということ建設課と農林振興課にお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。本年の災害でございますけれども、道路災害で33件、河川災害で73件、合わせまして106件となっております。

なお、そのうち道路災害1件につきましては応急工事を行いまして、既に完了しているところでございます。

また、国からの査定も終了しまして、全体の査定決定額としましては、5億8,300万円となっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。まず農地災害関係におきまして、全体の件数が240件、査定決定額で7億3,000万円です。件数の内訳は農地が98件、施設が142件です。

林業関係災害におきましては、林道災害が7件、路線数で4路線、査定決定額が8,579万7,000円です。

また、治山災害におきましては4件で、事業費のほうは2,689万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今、報告を聞きまして、建設課関係が100件。また、農林振興課関係が240件ということですので、やっぱり災害が多いですね。自然、それから環境、あるいは資源という形で、非常にこの町もそういう面には恵まれておりますが、裏を返せばやっぱり自然災害が多く発生する場所だなということを今、考えましたけれども、今、町は防災・減災のまちづくりに非常に力を入れておられますが、今後ともやはり国土強靱化政策による、そういうまちづくり、また、みんなが安心して、安全なまちを目指すために、積極的に防災・減災のまちづくりには取り組んでいただきたい、このことをお願いし、この件についての質問を終わります。

続きまして、この秋、二つの大きな有権者の意思を持つ投票が行われました。1票の持つ重み

を感じながら、関心を持って結果を見ていました。

一つは、大阪都構想の賛否を問う住民投票が行われ、1万7,000票あまりの差で反対が多く、2度にわたって市民を巻き込み、市民を二分した住民投票で、大阪維新の会の一丁目一番地の政策である都構想は頓挫しました。

もう一つは、アメリカ大統領選挙で、民主党のジョー・バイデン前副大統領の勝利です。もう1か月を過ぎましたが、トランプ氏はいまだに敗北を認めず、まだ抵抗を続けています。勝負は決まっているのに、何を考え、どのような手を打ってくるのか分かりません。バイデン大統領誕生により、熊本のジョー・バイデンとして話題を集めたのが梅田穰町長です。名前を音読みで、欧米表記にすると、ジョー・バイデンと読めるため、テレビ、ラジオ、新聞等やツイッターやSNS上で大変話題になりました。私にも「当選おめでとうございます」との電話もありましたが、「いや、町長選挙は来年の2月ですよ」と言ったこともありましたが、NHKのニュースでも放送され、海外でも取上げておられましたね。数日は取材活動で大変だったかと思いますが、コロナウイルスの件で暗いニュースが多い中、明るい話題として山都町が人々の間に知れ渡りました。

先日の九州中央自動車道の蘇陽五ヶ瀬道路、蘇陽区間の中心くい打ち式でも、その挨拶の中で蒲島熊本県知事が「ジョー・バイデン町長」と呼んでおられましたね。私はぜひとも、このような形でまちづくりにこの話題を生かすべきとの声もありますが、何か方法はありますか。あるいは考えはないでしょうか。ジョー・バイデンにつきましては同僚議員が質問をする予定もありますので、簡単に、方法とか考えはないか、あるか、このことだけで結構でございますので、お答えをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えいたします。アメリカ大統領選で勝利を確実にしましたジョー・バイデン氏が注目される中、先ほど議員からもございましたとおり、山都町長の名前を音読みすると、バイデン・ジョーになるということで、SNS上で話題となりました。

これを受けまして、11月末時点で46件の取材の申込み等があったところでございます。取材の際には、「九州のへそ」を枕言葉に入れていただくことを条件にしているところです。

現在、関係部署数名でチームをつくり協議をしておりますけれども、テレビの取材には必ず町の風景や観光名所を紹介することを条件とするなど、山都町のプロモーションに活用できるよう協議をしているところです。

現時点では、来年1月20日の大統領就任に合わせて取組を進めているところでございますけれども、民間事業者のほうで実施しているものも含めまして、イラスト入りのTシャツですとか、ジョー・バイデンの野菜セットの販売、お土産用のお菓子、お酒、販売用シール、マスク、等身大等のパネルの製作等の案が上がっております。

この機会に山の都山都町を売り込み、認知度を高め、農産物や加工品などの販売促進にもつながっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今の説明を聞きまして安心をいたしました。ぜひともこの機会を捉え、山都町のまちづくりに役立てていただきたいというふうに思っておりますので、素晴らしいアイデアを期待しております。

次の質問に移ります。

この町の課題、問題は人口減少、つまり少子高齢化です。我が国は人口減少の社会となりまして、税収の不足や高齢化に伴う福祉の充実などを考えますと、自治体の今後は財政的に非常に厳しいものがあるかと思えます。人口減少、少子高齢化は何も私たちの町だけではありません。そして、私たちの責任でもありません。地方で生活を営む人たちや地方自治体は国の政策によって翻弄されてきて、一つの自治体ではどうすることもできないのが現状です。

2019年の出生数は全国では過去最少の86万4,000人でした。今年は新型コロナの問題で、さらに落ち込むことが予想されます。この少子高齢化という言葉は、行政や私たち議会、そして、自治体に関わる人たちには本当に重荷になっております。私たちの町は全国の例に漏れることなく、少子高齢化という社会現象の大波に見舞われています。この町の総人口、出生者数、65歳以上の高齢者数と高齢化比率の推移を述べていただきたいと思えます。十年一昔と言いますから、10年前との比較で結構です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 本町におけます人口の推移について、お答えしたいと思います。

まず2010年、10年前でございますけれども、国勢調査時の人口で1万6,981人、高齢化率が39.7%となっております。

2020年、本年においては、国勢調査を実施しておりまして、現在、精査が行われているところで確定した数値ではございませんが、人口約1万3,500人という状況でございます。高齢化率は50%を超えると予想しております。

また、10年後の2030年は約1万400人。高齢化率58.9%と推計されているところで。

出生者数につきましては、2010年度では102人の子供さんが誕生されております。20年度におきましては、11月末現在で46人というところで、年度末までは約60人ほどの方がお生まれになるのではないかなと思っております。

令和元年熊本県の推計人口調査によりますと、本町の老年人口は50%となっております、熊本県45市町村の中で一番高くなっている状況でございます。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今、課長から現状報告がございましたけれども、愕然たる数字であります。先ほども少し述べられましたが、国の人口問題研究所が発表した推計人口、これはもう2045年です。皆様も御存じと思いますが、この町の高齢化率は62.3%に達し、県内のワーストということが予測されると発表されましたね。

しかし、現状を、あるいは将来を悲観することなく、急激な人口減少を抑えながら、先ほど町長も述べられておりましたけれども、高齢者の皆さんが楽しく、そして元気に生き生きと暮らせ

るようなまちにするための取組が必要かと思えます。今になって人口を急激に増やせとか、そういうことは無理ではないかと私自身は思っておりますけれども、そういうことを抜きにいたしましても、もう少し急激な人口減少を抑えながら、穏やかな人口減少になるように、ぜひとも町長以下、執行部の方は知恵を絞りながらこれに対応していただきたいと思っております。

地方創生について少しだけ述べさせていただきたいと思えます。

安倍前政権の下、地方創生が行われましたが、2020年、今年の4月から第2期が始まりました。人口減少や少子高齢化によって、非常に地方の環境は厳しさを増すばかりであります。この山でもいろいろな施策を取られましたけれども、その検証がまた必要ではないかと思っておりますので、そのあたりのところをよろしくお願ひし、コロナウイルスによりまして、都市と地方の在り方とか、あるいは生活の仕方が大きく変わると言われております。行政サービスをはじめ、あらゆる問題、課題が山積をしておりますので、どうかひとつ、先ほど申し上げましたように、しっかりと現実を見詰めながら、私たちの暮らしと地域を守り、そして育てていくことが非常に大切なことではないかと思っておりますし、これは何も町執行部だけの問題ではありません。私ども議会もこのことについては取り組んでいかなければならないのではないかと思っております。

課長、簡単にその検証と、今後の在り方を述べていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。本町では地方創生推進のために、平成27年に山の都総合戦略を策定しまして、本町の地域特性を生かしながら、産業振興、雇用創出に向けての取組、移住定住推進に向けての取組、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりに向けての取組、また、自立した地域づくりに向けて取り組んでまいりました。

重点的に取り組みました事業としまして、有機農業日本一の町のPR、販路拡大のための物産展、新規取引先開拓などを実施いたしまして、新規就農者の増加、開拓された販路への販売額の増加につながっております。

また、地域しごと支援事業では、山の都地域しごとセンターによる継続的な移住・定住支援を行っておりまして、空き家対策、また、移住相談及び移住者数の増加につながっております。

子育て環境整備事業といたしまして、若者用住宅用地の10区画の整備を行ったところで、10世帯42名の定住につながっております。

このほか矢部高校支援事業等におきましては、地域みらい留学を通じて、町外から4名の入学があっております。

しかしながら、先ほどおっしゃるように、全国的な傾向ではありますが、人口減少や少子高齢化が加速している状況でございます。山都町では、若者が住み続けたいと思えるような住環境の整備や、「子育てするなら山都町」をスローガンにしまして、子育て環境の整備を一層進めたいと思っております。令和2年度からも第2期総合戦略による施策を推進し、産業振興、人口減少の抑制など、地方創生の実現につなげてまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 12番、藤川憲治君。

○12番（藤川憲治君） 今、課長が述べられたように、私は、この町にとって非常に大事なこ

とは、やはり産業振興ではないかと思っておりますので、ぜひとも産業振興、これによってこの町を永遠に発展させていただきたいと、このように思っておりますので、このあたりの政策もよろしく願いいたします。

時間も迫ってまいりましたけれども、最後の質問になります。

私は、平成20年の3月定例会の一般質問で限界集落について質問をしました。12年前になります。先ほどから少子高齢化の問題を取り上げておりますが、関連がありますので、最後に限界集落の件で質問をいたします。

皆様も既に御存じのとおり、この定義については御存じと思いますが、少し述べてみたいと思います。

これは社会学者の大野晃氏が定義された概念です。それによりますと、老人夫婦世帯や独居老人世帯といった65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭や道路・用水管理、あるいは自治活動といった社会的共同の維持が困難となった集落であります。これが概念でございますけれども、住民の半数以上が65歳以上の集落数は、昨年4月で全国2万349集落、そして、4年前よりも6,000集落増えました。これは過疎法による指定地域がある84市町村にアンケートを実施したものであります。集落の総数は6万3,156、住民は1,034万人、1集落当たり平均164人が居住をされています。九州は4,690集落ありました。

質問です。本町の集落の現状と分析について、その内容をお答えください。時間もありませんからね、これは後で、何か調べていらっしゃいますかね。調べてられますので、ちょっとほかの議員も必要ですからね、配付していただきたいと思えます。もう答弁は要りません。たしか、その資料は私もまだ見ておりませんが、この町にも限界集落、あるいは準限界集落が存在しているということを行政の皆さん方も、そして、私たち議会も、また、町民の皆様も認識をされ、将来の集落の姿や在り方を課題として捉え、みんなが共有していくことが大切であります。

私もずっとこの町を眺めながら、本当に山つきの集落はもうお年寄りばかりですよ。「こんにちは。ごめんください」って言っても、なかなか玄関まで出てこられるのも非常に時間がかかるというような状況で、集落戸数の半数以上が65歳以上ばっかりということでございますけれども、しかし、私は過剰に限界集落について悲観したり、反応するということはどうかというふうに思います。それはもうその実態というのは単純ではないです。近くに子供さん等がいたり、あるいは、山都町に住民票はありますけれども町外に居住されている方もいらっしゃいますし、そういう単純ではございませんので、なかなか難しい問題もありますけれども、しかし、現実に限界集落があります。これはもう事実です。そして、町としてもいろいろと支援策を取っておられます。高齢化が進んで、そういう人たちが安心・安全をどう確保していくのか。こういう問題もあるし、また、一人世帯とか高齢化になった場合、いざというとき、病気の時、どういう手助けをしていくか、これは共助になりますけれども、こういうこと、そしてまた、今、成り手はありませんけれども、民生委員の人の力を借りるとか、社協の人たちの力を借りるとか、また、消防団活動でも組織がなされていないところがあったり、いろいろな問題がありますから、このあたりのところはひとつ、みんなで力を合わせて、限界集落が消滅集落にならないようによろしく願いします。

また、話に聞いたところによりますと、建設課の職員が集落の道の草切りをしたというふうな情報も入っておりますので、できる限りその辺のところをみんなでサポートしながら、助けていただきたいと思いますというふうに思います。

本日は梅田町長の成果、そして、2期目における決意、そしてまた、今、最大の課題である、この町の問題であるところの少子高齢化、あるいは限界集落ということで、るる述べてきましたけれども、これは一朝一夕に解決する問題ではありませんので、みんなとともに考え行動していきましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、12番、藤川憲治君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） おはようございます。1番議員、眞原誠です。

中国武漢市で新型コロナウイルスの感染症が確認されて、感染が広がり出してからおよそ1年がたちます。このウイルスは瞬く間に世界に広がり、多くの方々の命を奪い、また、重症患者を苦しめ、そして、世界の各国の経済に大きなダメージを与えているということは皆さん御存じのとおりです。人から人へ伝染する性質があるため、感染拡大防止のために、人々の交流を大きく制限する措置が各国で取られました。会議をオンラインで行い、出張といった仕事上の移動が激減、在宅業務の推進で出勤自体も減少、結果、公共交通機関を運営する会社が倒産してもおかしくない、そういう状況に追い込まれています。また、観光や歓楽の需要を受け止める業種も客足が一瞬にして蒸発してしまいまして、収入が途絶えて、こちらも廃業、倒産の危機です。

これらの事業によって収入を得ている方々の生活、これは今後どうなっていくのか。そしてまた、これらの事業は、我々の社会生活において必要なサービスでもあるわけです。利用していた方々にとっては大きな痛手であり、ただでさえ人口の流出によって縮小している地域社会は衰退が加速してしまいます。新型コロナウイルスは感染症そのものも危険ですが、こうして社会基盤が失われていく危険性も非常に大きく、また、そうした損失はコロナ禍を克服した後にも大きくのしかかってきます。

今回はこのコロナ禍において、我が町が暮らしに必要な供給力を維持し続けるために何が必要なのかを質問を通じて考えていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ではまず、健康ほけん課長にお尋ねいたします。

報道では「感染者の増加に伴う」ですとか「感染者数は過去最多の」など、感染者という言葉がよく登場してきますが、この感染者という言葉はどのような定義で使われているのでしょうか。ウイルスに感染するという事は、ウイルスを体内に取り込むということを指すわけですから、一般的に考えますと、感染者というのはウイルスを体内に取り込んだ人ということでイメージしますけれども、数の公表に感染者という言葉を使っているというところを見ると、そういう定義でもなさそうだというふうに思っております。いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。ニュースの中で、新型コロナウイルスの新規感染者の数字が報道のトップに上がる日が連日続いています。

しかし、報道で使われている感染者という言葉の意味は不明確であり、検査の結果で陽性者数を感染者として公表されていると考えられます。専門家の論文などでも感染者という言葉は明確な定義なしに使われており、感染症法でも明確な定義は示されていません。

報道で使われている感染者は、公表された時点で入院し、隔離されているので、基本的には感染者は新たな感染源とはなりません。本当に憂慮すべきは、感染中だがまだ診断されておらず、ウイルスを排出している人であろうと思います。知らない間に感染を広げていたということにならないように、体調の変化や発熱症状がある場合は、早めの受診と、学校や仕事を休めるような社会環境であってほしいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） そうですね。やはり数で公表っていうか報道されますので、恐らく確認が取れている方々ということであれば、検査なさって陽性ということで確認が取れた方を指すのだろうなと私も思っておりました。

PCR検査は100%結果が正しいという話でもないというふうに聞いてます。いわゆる偽陽性判定をするということもあると思いますので、一般的に感染者というとウイルス保有者って感じがありますけれども、実はそうでないということも頭の中に置きながら考えていく必要があろうかなと感じました。

それでは、その陽性の話なんですけれども、陽性率、いわゆる検査総数に対する陽性判定の割合、それと、あと重症者の数、それから死者、亡くなられた方々の数、これらの推移がどうなっているかちょっと教えていただきたいんですが、2月頃から現在に至るまで要所要所で結構です。全国と熊本県、分かるならば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。専門家から第3波の到来とも指摘された11月中旬の全国での陽性率は5.5%です。熊本県では5.0となっています。全国の過去最高は、緊急事態宣言時4月6日から4月12日の8.8%です。同時期の熊本県では、全国ほど感染者数の増加には至っておらず、陽性率は1.4%でした。

第2波とも言われる夏、7月、8月の感染者増加時では、7月27日から8月2日に全国では

6.7%でしたが、熊本県では同時期、県北の大きなクラスターが発生していた時期でしたので、7.9%と全国より高い状況にありました。

現在、PCR検査数は全国で多い日は4万件を超えていますし、熊本県でも多い日で400件を超える検査が行われており、検査が受けられる体制が整えられてきております。

次に、重症者数ですが、重症者数は感染者が増えるとともに増加していますので、感染者数の波と同様に増減しています。全国では4月30日ピーク時に328人でした。8月中旬に重症者が増え、200人を超えた時期に、熊本県ではゼロから5人程度の重症者数で、病床稼働率は20から40%未満でした。

12月5日現在で、全国では重症者が520人と発表され、医療提供体制が逼迫している地域もありますが、熊本県では12月4日公表時時点で7名となっており、病床稼働率は17.8%、重症病床稼働率は11.9%となっています。

しかし、今後の感染状況によっては、いつ医療提供体制が逼迫するか分かりませんので、基本的な感染防止対策を徹底することが重要です。

次に、死亡者数ですが、死亡者数は5月末までに全国では900人弱となっていますが、熊本県では4月末までに3人の方が亡くなられました。その後、全国では第2波後の8月末までに1,400人まで増えていますが、熊本県では7月、8月に5人の方が亡くなられています。このように、感染者の増加とともに死亡者数も増えており、11月下旬以降、全国で1日に20人を超える日が多くなっており、12月5日現在で死亡者数は2,283人に上りました。熊本県では10月以降、5人の方が亡くなられており、これまでに13人の方がお亡くなりになりました。

新型コロナウイルス感染症は年代が上がるにつれ、致死率が高くなると報告されているように、熊本県でも70代、80代の方の死亡が多く見受けられますので、特に高齢者の方や基礎疾患のある方は注意が必要です。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 大変詳しい数字、ありがとうございます。報道、ニュースや新聞あたりで見ますと、今、第3波として大変感染者数が増えているというイメージを受けました。しかしながら、実際数字を見ても、数は増えているものの陽性率で考えれば、検査した方々における陽性判定された方の数というのはむしろ減っている傾向だというふうに思えると思います。恐らく検査体制が、課長もおっしゃったように、充実して、検査件数が増えて分母が増えているということで、陽性と判定された方の数が増えているんだろうというふうに捉えられるかなというふうに思います。こうした現実的といいますか、数字をしっかりと頭の中に置きながら、我々施政に当たる者、あるいは町民の皆さん、実生活の中でいろんな物事を判断なされているのかなというふうに思います。

また、死者数、死亡なさった方々の数も新型コロナウイルスの感染症が直接的な原因で亡くなっているか分からない。あるいは亡くなられた方が後で感染なさっていたと判明した方も数の中に入っているということですので、そうしたこともちょっと頭の中に置きながら、数字には触れ

ていく必要があるかなと思います。

さて、今のような状況を念頭に置きながら、今後様々な施策を展開していくに当たりまして、この新型コロナの見通しが非常に重要になってくると思われまます。近い将来、例えば、来年度など、完全収束して以前の社会の在り方に戻っていくのか、あるいはインフルエンザのように、季節ごとの波はあるものの我々社会の中に存在し続けて、人々の暮らしも今の形の延長線上ということで続けていく必要があるのか、このあたりの見通しが、実は政策の展開、決定にも大きな影響があるのかなというふうに思います。町長、このあたりはどのように今、見ていらっしゃるのでしょうか。コロナウイルスがこの後どのように、完全収束してなくなるか、あるいはしばらくは共存していく必要があるのか、そのあたりをお願いします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、努めてテレビ、新聞等を見るようにしておりますが、非常に難しい問題で、専門家の方もまだ結論は出ておりません。しかしながら、昨日、おとといからイギリスではワクチンの接種が始まったというようなことであります。日本はまだ来年の6月以降じゃないかなと報道されておるところではありますが、ワクチンの開発、またワクチンの接種が進み、そしてまた治療薬の開発が進んで、治療薬が出現すれば収束に向かうんじゃないかなと、これはもう少し時間がかかるんじゃないかなと。専門家でありませんで分かりませんが、現在のいろんな報道等ではそうでありますし、我々もしばらくの間、ウィズコロナの中で生活をしていく状況を余儀なくされてるんじゃないかなと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ちょっと難しいというか、御答弁に悩まれるような質問をしたかなと思いますが、ただ、おっしゃられるとおり、私も医療、ワクチンや、あるいはその治療薬、この辺の開発によって変わってくるんだろうと思いますけれども、しかしながら、このまま完全にこのウイルスがなくなってしまうとは考えにくくて、やはりある程度、我々人の社会の中で、新型コロナウイルスというものに対してケアしながら生活していく必要があるのかなというふうに思っています。

そうした様々な政策の中で、コロナウイルスを意識しながら進めていくわけなんですけど、そんな中で産業ですね。次の質問に入っていくんですけども、産業の保護・育成というのが非常に重要になってくるかなと思っております。コロナ禍でいろんな分野に対して需要が縮小して、産業の衰退といいますか、産業にダメージを与えているというのは、もう皆さん御存じのとおりだと思うんですけど、山都町しごと応援給付金というのがございますけれども、どの業種からどれぐらい申請が上がっているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではしごと応援給付金についてお答えします。御存じのとおり、しごと応援給付金は国の持続化給付金、または熊本県の事業継続支援金を受領された事業者を対象としております。申請件数は11月30日現在で266件の申請がっております。1件10万円を交付しているところです。

業種別に申請数の多い順に申し上げます。飲食業59件、サービス業51件、農林業45件、建築業36件、小売業36件、製造業16件、理容美容業9件、理容美容業についてはサービス業のほうに入るかもしれませんが、分けております。それと代行タクシー業7件、観光業7件、以上が266件の内訳になります。

業種の総数である分母が違いますので、一概にこの順位どおりに影響が大きかったとは言い難いところがありますが、御報告いたします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠。

○1番（眞原 誠君） 様々な実に範囲の広い業種で申請がなされているんだなと思います。たしかこのしごと応援給付金は国が打ち出した持続化給付金、これが50%以上の売上げの落ち込みで、県が打ち出している補完策として30%から49%の落ち込みの方々も給付しますよということで県が打ち出した。町は、このしごと応援給付金はそのどちらに申請なさった方でもその要件に満たされていれば申請できるという、たしかそういう内容だったと思いますが、これだけの業種の方々申請なさってるということは、皆さん、3割以上の売上げの落ち込みがあったということだろうと思います。非常に幅広くて、今、御答弁聞いて私も驚いているところです。

では、続きまして、通潤山荘の状況も確認したいんですけども、通潤山荘の売上げの落ち込みというのはどのようになってますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。比較をする数字としまして、熊本地震前の平成27年度の数値と令和2年度の数値の比較をしております。宿泊、宴会、レストラン、売店、温泉館の数値を比較しております。いずれも11月までの比較になります。

まず、宿泊からです。平成27年ですけれども、人数が1万3,159人に対して、金額が8,984万1,000円です。令和2年度が3,364人対しまして、金額が3,132万7,000円ということで、人数で言いますと74.4%の減、それと金額でいきますと65.1%の減ということになります。

それと、宴会です。平成27年が人数が6,075人に対して、金額が3,942万7,000円です。令和2年度が人数1,080人に対して、金額が555万6,000円になります。比較をしてみますと、人数が82.2%減、それと金額でいきますと86%の減ということです。

それと、レストランです。レストランの27年度の人数です。1万8,563人です。これに対して金額2,176万3,000円。令和2年度が人数で5,633人、金額にしまして809万2,000円で、人数が69.6%の減、それと、金額で言いますと62.8%の減ということになります。

続いて、売店です。平成27年、人数が3,921人、金額で582万2,000円。令和2年度が人数で3,183人、金額で348万2,000円です。人数が18.8%減、金額で言いますと40.2%の減になります。

それと、温泉館です。平成27年度の人数3万4,714人に対して、売上金額1,256万9,000円です。令和2年度が人数が1万9,267人で、金額で996万6,000円、人数でいきますと44.5%の減、金額で20.7%の減ということになります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 数字を聞いていて、予測はしてましたけれども、ちょっと言葉を失いまして、特に宿泊と、それから宴会部門ですね。人数でマイナス74%、宿泊がですね。宴会でマイナス82%ですか。金額ベースでいってもマイナス65.1%、宿泊がですね。それと、宴会でマイナス86%ですよ。これは成り立たないですよ、事業そのものが、この状況は。よく今、こらえていらっしゃると思います。

通潤山荘が実は行政から数字をいただくに当たっては一番正確に把握なさってるだろうとお伺いしましたけれども、これがこうした業種の実態を表しているんだろうと思います。山都町内には宿泊や大型の宴会を受けられる施設というのがほかにもありますので、そうした事業者の方々の現状をここから推察することができるんだろうと思います。

東京商工リサーチ、今朝の新聞にも載ってましたけれども、それによりますと、今朝の新聞では飲食業の倒産のペースの話が上がっていましたが、過去最悪だった東北震災後を上回るペースだったそうですね。それから、しばらく前に上がっていた、同じく東京商工リサーチの数字ですけども、全産業で見ても、廃業や倒産の例年を上回るペースが、たしか24%ぐらい多い状況だったというふうにも聞いています。

先ほどいただいた数字を見ますと、さもありなんかなという感じもしますが、東京商工リサーチから出してあった業種も先ほどのしごと応援給付金の申請状況と同じく宿泊、飲食、運輸、介護、建設とか、多種に及んでいて、また今後もさらに増えるというふうに予想されています。東京商工リサーチは全国のことをそうして予想なさっていますけれども、山都町におけるそうした廃業であったり倒産であったりリスク、これを町長のほうはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 現実には今、眞原議員からありました通潤山荘の経営状況、また、利用状況とほとんど変わらないような形の中で、町内の同じ形態の方々はそのじゃないかなと思っておりますし、飲食業であったり、今回影響を受けておられません建設業だったり、いろんな分は別にして、多くの方々が大変な今、状況下に置かれているんじゃないかなという思いであります。

今、町内ですぐ倒産なり、事業停止等々のお話は聞いておりません。大きな設備投資がなかったり、そういう部分があるんじゃないかなという思いであります。銀行の借入金等々については、まだそこまで私は知っておりませんが、飲食業は大変厳しい、厳しいながらも廃業なり倒産に追い込まれるような形の話は、今のところ私のほうでは聞いておらんところではありますが、特に11月の5日の山都町での感染症の発生以来、年末年始に期待しとった分が全てキャンセルになったということですので、大変危機的な状況下になりつつあるのは間違いのないんじゃないかなという思いであります。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、町長からの御答弁にもありましたように、年末年始商戦というと

ころへの期待が持てなくなったというのは非常に大きいというか、痛手なんだろうなというふう
に私も感じています。

こうした中で、やはり同じく今朝の熊日の新聞朝刊にも載ってましたが、7日の日に政府のほう
が第3次補正予算の内容を決定したというように報道がなされていまして。コロナ対策について
も5.9兆円ぐらいですかね、というふうに書かれていまして、国や県のこうした倒産や廃業
のリスクに対する施策の動向というのは、どのような感じなのでしょう。あるいは、山都町で
は今後、何らか追加の策を検討なさってるかどうか、計画があれば教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。第3次補正の内容につきましては、
まだ具体的な内容は把握をしておりません。Go Toトラベルが来年6月まで延長される
という情報は入っておりますけれども、それ以外の情報については、ちょっと現在のところ聞いて
おりません。

町としては、これまで特別定額給付金が町民1人当たり10万円の給付を行っておりますし、中
小事業者に対する国の持続化給付金が200万円、それと個人事業主に100万円が給付をされてお
ります。併せて、持続化給付金の対象にならない事業者にも、県の事業継続支援金が支給されてお
ります。町は国または県の事業対象者に上乘せをする形で、先ほどのしごと応援給付金を給付し
ているところです。その他新型コロナ関連の融資制度に77件の申請があり、6億7,400万円の融
資額となっております。

11月5日に山都町内で初のコロナ感染が発表されて以降、飲食店や宿泊施設のキャンセルが増
加するなど、直接事業者に影響が及んでおります。当面、食べ行く券や山都町応援商品券の利用
促進を図りながら、直接給付の支援策については今後のコロナ感染拡大の状況ですとか、国や県
の動向を見ながら、しかるべきときに支援策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、持続化給付金ですとか、町のしごと応援給付金の話も御答弁の中
でありましたけれども、これらは一度申請して給付を受ければ、当然ですが2度目は受けられな
いということですよ。これだけ長期にわたって、例えば春先の一番厳しいときを何とか乗り
切れたとしても長期化して、また年末商戦で巻き返そうと思ってた矢先のこの状況に対して、ど
れだけの飲食業を中心とした多々事業者の皆様が乗り切っていけるのか、恐らく未知数だろうな
というふうに思っています。食べ行く券や商品券というのは、これは需要喚起策ですよ。売上
げを生み出すために政策としてやっていただいていると。しかしながら、今現状、全くもって体
力が落ち切っているところに、資金繰りの逼迫がまたさらに襲ってきたときに、こういう売上支
援策だけで、果たして事業者の皆様のアとは努力などで乗り切れるのかどうか、このあたりもき
ちんと考えていく必要があると思っておりますし、そもそも資金繰りですとか、アとはその業態の
転換ですね。今、需要が目減りしてる分なくなったところに対して、新たな事業形態で何とか売
上げを確保しようという、そういう事業転換に対しても投資が必要になってくると思うんですよ

ね。そういったところに対して、長引く需要不振によって体力が目減りしている業者の方々が、そういった体力が残されているのかどうか。そのあたりもちょっと精査しながら、あるいは状況を見ながら、今後必要な政策は取っていただきたいというふうに思っています。

では次に、サテライトオフィスの状況を少し聞きたいと思うんですけども、先日、白糸第一小学校跡をサテライトオフィスとして活用するということでなさってますけども、今、現状はどのようなになっていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。平成30年の11月に熊本電力株式会社が行う仮想通貨のマイニング事業と、企業誘致を行うサテライトオフィスの開設及び運営を行うために、山都町と白糸第一小学校の賃貸借契約を締結しております。

その後、山都町、熊本電力、MARUKUの3者で廃校などの遊休施設の利活用に関する連携協定を締結して、サテライトオフィス2区画、それとコワーキングスペース1区画を整備しております。

平成31年より、運営主体である熊本電力が中心となって企業誘致を行ってきておりますが、利用がないまま現在に至っております。今年の11月に防災行政無線の施工事業者がサテライトオフィスに、運営主体の熊本電力のほうへ入居申込みをされているところでございます。期間は2年間ということで申込みをされているということです。

コロナ禍における社会情勢の変化に伴いまして、サテライトオフィスへの需要が高まってくると思われまますので、入居に向けた取組については、今後も継続をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、御答弁最後に課長がおっしゃられたように、コロナ禍で都市部から地方に移って、リモートで事業を展開するという動きも出てきているようですので、ぜひせっかく整備した事務所ですので、しかも、やはり企業誘致をして産業の活性化を図るのが当初の目的でもあったわけですから、何とかこの状況を活用しながら、新たな企業誘致を目指して行っていただきたいと思えます。

続いて、観光資源への投資に関しましてお伺いしていきたいと思えます。山都町には通潤橋を初めとして、訪れた方が感銘を受ける素晴らしい観光資源がたくさんあります。これは実に誇らしいことなのですが、観光客の目線で捉えたときに、受入れに向けたインフラ整備、これが現状どうなのか、少し気がかりなところなんです。案内・誘導のサインですとか駐車場、それから遊歩道、トイレ、こうしたものの整備、そうした部分に対します観光客からの苦情というか苦言が私の耳にも度々入ってまいります。現状は町長、これはいかがお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都町の観光資源の観光客の受入体制についてのお尋ねでございます。

山都町の観光資源については、全ての観光資源について十分な整備ができていない状況である

ということは認識をしております。滝や景勝地、遊歩道、登山道などへ至る道路ですとか、駐車場、トイレも含めて十分な整備ができているとは言えない状況でございます。また、案内看板の整備も十分ではありませんけれども、今後、現地踏査等を行い、計画を立てて整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、山の都創造課長のほうから整備が十分ではないという御答弁もいただいておりますが、現地踏査しながら進めていかれるということなので、そこは期待していきたいと思うところです。

先日、実は日本政府観光局の特別顧問であられるデービッド・アトキンソンさんのオンライン講座を私は受けまして、その方がおっしゃる内容、私も実にそのとおりだなと思ったんですが、インフラ整備がされていない観光地への誘客というのは、幾ら情報発信をしても限界があるというお話です。観光地というのはそこにぽっと生まれてくるものではなくて、やっぱり人がしっかり整備をして呼び込む体制を整えて、初めて観光地となって人が来ると、そういうお話です。このコロナ禍で今、当然インバウンドもほとんどゼロですし、国内の移動もかなり少ない状況ですが、しかしながら、必ず観光客は元に戻ってくるというふうにも力説なさってまして、このコロナ禍で客が少ない今こそがそういった観光地のインフラ整備をするチャンスであるというふうにもおっしゃっています。

山都町のほうで、先ほど山の都創造課長からは踏査しながらというお話でしたけれども、いかがでしょうか、もう少し具体的な何か計画というのは、今あたりするのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。既存の観光施設のインフラ整備につきましては、毎年、予算の範囲内で整備を進めているところでございます。既存の観光施設についても建築後20年から25年が経過をしております、老朽化が著しくメンテナンスを必要とする時期にきているということでございます。本年度、大規模な工事につきましては、通潤山荘の客室改修工事ですとか、服掛松キャンプ場のロッジの5棟の整備の工事を進めているところでございます。

今後、予定しております大規模な事業につきましては、高速道路の開通を見据えた受入体制の整備ということで、通潤橋周辺の整備と、矢部インターチェンジの出口付近に道の駅の整備を控えております。当面はそちらのほうの整備を行う必要がございますし、先ほどの観光資源の整備も併せて、施設の改修等に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 山都町には素晴らしい観光資源がたくさんありますので、これらを一週にするとすると、確かに大変なことになるとは思います。計画しながら、順次、計画的に進めていっていただきたいというふうに思います。

次にアウトドアの話なんですけど、このコロナ禍におきましても、キャンプ場ですとかあるいは

山歩き、トレッキングなどというアウトドアのアクティビティーというのは、客足が途絶えることなく非常にブームが続いているというふうに聞きます。今でこそトレイルランとか、たくさんの人を集めるイベント的なものは中止になったりもしていますが、しかしながら、キャンプ場というのは、このコロナ禍でも人気は衰えていないようです。

ところで、今現在、山都町内のキャンプ場でネット上で予約できるのは二つのキャンプ場だけというふうに聞いています。他のキャンプ場の空き状況ですとか、あとは山都町で楽しめる様々なそういったアウトドア、インドアもそうなんですけど、アクティビティーですね。こういったものがネット上で確認できるようにならないかという声も私の耳にも届いておりまして、山都町のアクティビティーが一元的にネット上で確認できる、また予約が必要なところは予約ができるようになれば、利用する方々の利便性というのが格段に高まるだろうと。そうなれば、このウィズコロナの時代でもある程度の観光客誘致に大きな貢献をするというふうに思ってるんですけども、こうしたアウトドア系のいろんなアクティビティーだったりキャンプ場のネットワークといますか情報共有、そういう部分に関しては何か御計画とかないですか、いかがですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えいたします。御提案のございましたアウトドアアクティビティーのネットワーク化につきましては、利用者の利便性も高まり、効果的、効率的な予約方法であるというふうに考えます。最近のキャンプブームによりまして、利用者が急増しております。現在はもう冬場であってもキャンプ場を利用される方が増えているということで、先ほど御指摘もありました空きのあるキャンプ場への案内も可能となり、集客効率や利便性を確保することも可能になります。キャンプ場のほか、トレッキングやトレイルランを一つの予約サイトで管理できるシステムの構築について、前向きに検討したいというふうに思います。併せて受入側の体制も整備しなければなりませんので、事業者の皆さんと協議も必要になるかと思えます。運営できる事業者の選定ですとか、方法について進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 非常に前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひこれは早急に進めて、効果が出ることははっきり分かっていますので、服掛松キャンプ場の売上げの伸び方を見ましても、それははっきり分かりますので、ぜひ実現させていただきたいなと思います。

また、今、御答弁にもありました事業者との連携という話につながってくるんですけども、最後の質問になりますが、公民連携の部分について、少し御意見を伺っていきたく思います。

行政と民間、これが連携して公共サービスの提供を行う形、いわゆるPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップですかね、PPPと呼ばれる部分ですが、そのやり方の一つであります指定管理制度、あるいはPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブですかね、など、これは民間の資金を公共サービスの提供に活用しようという、そういう試みですが、町ではこうしたものを活用しながら、公民連携のほうを進めていると思っています。

公民連携といたしますと、公共サービスを民間ビジネスに開放するという形で民間の活力を活用

しようと、そういう取組、もともとはインフレ対策の政策ですので、今、景気後退に陥っている我々日本の現状からすると、基本的にはあまりなじまない枠組みの政策かなとは思いますが、しかしながら、このPPPというのは、公民連携は捉え方をさらに広げていきますと、町の抱える課題に立ち向かっていく大きな力になると思っていて、今、指定管理やPFIなどで取り組まれていることに関しては、ぜひ前に進めていきたいと思っているんですが、今、申し上げました捉え方をさらに広げるという考え方なんですけれども、現在町が取り組もうとしている様々な政策・事案について、町内の事業者の方々の持つ知識であったりですか経験値、あるいは事業の中で得たコネクション、つながり、そういったものの活用がどこまでできているのか、あるいはまちづくりに関しまして、町民が望む形というのがどれほど見据えられて進められているのか。そのあたりも、もう一度見直していく必要があるように感じています。

といいますのも、限られた財源でいろんな政策を展開していく中で、その限られた財源から大きな効果を実現していくためには町が進める公共サービスは、真に住民が望む内容にしていく必要があります。そのためには政策における最初の要件を見いだしていく段階から民間の皆さんとの連携が必要なんだろうと考えています。もちろん町が事務として行っています全ての事業においてとか、そういう極端な話ではなくて、例えばさっきの質問と御答弁のやり取りにもありました通潤橋周辺の整備の件ですとか、あるいは新しい道の駅の整備、こうした話というのは、山都町内の商業に強く関連性のある事業展開でしょうから、例えば商工会であったりですとか、観光協会、まちづくりやべであったり中心市街地活性化協議会、こうした団体の方々と連携しながら計画を進めていくことで、そうした団体に所属する事業者の方々の知識だったり経験値だったり、そういったものが十分に生かされるのではないかなと思ったりしてしまいます。

また、商業だけではなくて、福祉や保健のほうでも実はこういった取組は有効なんじゃないかなと思っているんですが、例えば山都町で以前コロナウイルスの陽性者が確認されたときに、一部の学校や保育園のほうで閉園だったり休校措置が取られたりしていますが、実は保護者の皆様というのに明確な理由というのが、はっきりした理由が明らかになっていなくて、大変皆さん困惑されたということが起きていました。大事を取ってとか、そういう理由のぼやとした理由での休校措置なんですよ。しかも臨時的、だから一時的に1日、2日休校しますよって話で、保護者の皆さんは何でだろうと当然推測なさるわけですよ。園児さんの中に感染者がいたんじゃないかなるかですとか、あるいは生徒児童の中に出ているんじゃないかとか、あるいはその御家族の中に陽性者がいるのかとか、あるいは濃厚接触者で検査対象になっている方がおるんじゃないかとか、そういう推測を皆さんなさって、不安な数日間を過ごされたというふうに聞いています。

もちろん行政側でつかむ情報というのは保健所から来る情報ばかりですし、正確な情報というのはないし、あるいは民間側から伝え聞こえてくる情報を行政側で公式に発表するということはできないと思いますけれども、しかしながら、学校や保育園といった公共の施設が休校とかそういう措置を取る、その判断をする理由というのがどこかにあるわけですから、ここには民間側がつかむ情報と、あとは行政側で取り扱える情報の間に大きな差があるんだろうというふうに感じたところです。

町長が最初の提案理由説明の中でオール山都というふうにおっしゃってますけれども、やはりこういうコロナウイルスの関係ですとか、今後の人口減少の話もそうなんですけれども、地方が抱える難局に立ち向かっていくためにも、やはり真の意味でオール山都をつくっていかねばいけない、そのためにはやはり情報の共有ですとか、あるいは様々な施策を考えていく段階での協業体制ですとか、そういった枠組みが必要になってくるのではないかというふうにも考えています。

今、申し上げてることというのは非常に難しい課題だなと僕も思っはいるんですけども、しかしながら、難しいからといって何もそこに向かって歩いていかなければ、民間は民間、行政は行政という枠組みの中から抜け出すことができずに、政策決定段階から民間の方々のノウハウや知識を取り込んでいくという、そういった枠組みはいつまでもできないというふうに思うんですよね。こういう枠組みが可能なかどうか、あるいはそういうほうを目指していく必要性があると私は考えるんですけども、梅田町長のほうでどのようにお考えか、そのあたりを聞かせていただきたい思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、ありました民間の力を、まずは先ほどの小学校、保育園のコロナに対する休校措置等々については後で教育長のほうからあろうかと思っておりますので、御了承いただきたいと思っておりますが、公民連携というようなことであります。山都町の中では事業をする場合、いろんな審議会であったり、いろんな会合、検討委員会だったりを持ちながら、仕事を進めておるといふ思いでおりますが、ややもすれば、これがこの場で言っていないか分かりませんが、隠れみので、そのまま進めはっていくというような事態もあっておるじゃないかなという思いでおります。

先ほどの観光振興につきましても一緒でございますが、先般も観光協会の役員会に出席をさせていただきましたが、先般、11月の終わりにありました造り物の集結祭を1週間ほどしていただきまして、4,000名以上のお客さんが来ていただいたと。ただ造り物小屋に展示をしておった部分であれば、恐らく30名から40名の1週間のお客さんじゃなかったかなと思っておりますが、あれをすることによって4,000名の方が造り物を見に来ていただいたというようなことであります。その中で、来年の通潤橋の出発式のときはもう1回しようかなと、若手の観光協会の役員さんと話したところでございますが、なかなか乗り気ではございませんでした。やはり仕事をせんと人は集まらないという思いでおります。

先ほどのキャンプ場の話もありました。今の体制になる前、服掛松は別の業者の方がされておりました。その方々と、また今やっておられます歌瀬キャンプ場の方とも話した中で、ぜひ同じ目線で、あと残りの緑仙峡であったり、青葉の瀬であったり猿ヶ城、井無田高原キャンプ場等々も一体となった中での取組をとというようなことで、1回ほどは協議会をしていただいておりますが、先ほど課長が言ったように、早い時期にそのような取組をしながらやっていきたいなという思いでおります。

今、いろんな事業をする中で、我々はコンサルタントに大きく依存している部分が多過ぎるん

じゃないかなと言っております。課長たちには耳の痛くなるように言っておりますが、しかしながら、今の国の施策、県の施策の中で、いろんな事業をする中で、ほとんどコンサル事業が入ってこんど仕事ができないようになってるのも、これは事実であります。そういうのもありますし、先ほどありますように、我々は予算は来年度は骨格であろうと思っておりますが、3月に予算案を決めながら事業をしてまいります。やっぱりその中に地元の商店街の方々、観光協会の方々、またJAの方々、いろんな経済団体の方のみならず入っていただいて、意見を言っていただきたいと思っております。議会の皆さんにつきましてはこのような場でいろんな議論ができるわけですが、ほかの方々もぜひ入っていただくような仕組みづくりを今後していかななくてはいけないという思いでおります。なかなか一概にはできない部分あるのかなという思いでおりますが、そういう思いの中で進めてまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 今、町長のほうから公民連携に関して今まで以上の枠組み、仕組みづくりをしていきたいというふうに御答弁をいただきました。1日も早くといいますか、そういったことが一つ一つこつこつと実現していくことで、公民連携といいますか、町民と町内事業者と、そして役場、行政が一体となったまちづくりが推進されていくのだらうと思っております。そういう方向に向けて一生懸命頑張っていけたら、私も議員として一生懸命頑張っていけたらいいなと思っております。

私の質問は、本日は以上になります。今日は少しブザーを聞くことなく終われてよかったかなと思っております。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時09分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 5番、興梠です。質問に先立ちまして、御挨拶したいと思いますけれども、令和2年も早いもので12月を迎えました。新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、世界中が大変な状況下にあると思っております。いまだに収束のめどが立たないところでありまして、感染症による多くの人命が奪われております。早いワクチンの開発と安全・安心な投与を期待したいところであります。

また、県では7月の県南の球磨地方の豪雨災害で尊い生命、財産が奪われました。心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思っております。地球温暖化による気象の変化はまだまだ進み、温暖化による影響は厳しくなる一方であると言われております。いま一度、私たちは、地球温暖化に

ついて考え、見詰め直す絶好の機会ではないかというふうに捉えております。家庭から出る温室効果ガスの排出量をいかに減らすかなど、私たち一人一人が実施できる工夫を考え、すばらしい地球環境を後世につなぐ役目を私たちは担っていると思っております。これからしっかりと一人一人が向き合っていかななくてはならないというふうに思っているところであります。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） それでは、質問通告によりまして質問をさせていただきたいと思います。

まずは最初に、そよ風パークについてということであります。6月の閉鎖から4か月が経過しております。さきの9月の議会で新しく指定管理者の決定がなされ、10月1日から新しくスタートしたところであります。道の駅の役割も担っている重要な施設でありまして、一日も早い営業が望まれております。現在、物産館は営業されております。私も二、三回顔を出して中を見させていただいたところでありますけども、これまで出品されていた方々ともお会いしましたところ、大変喜んでおられました。しかしながら、まだまだ品物が薄い、少ない状況でありまして、今一つ活気がないかなというふう感じたところであります。そういった状況の中で、新しくスタートしたそよ風パークの取組の現状、状況等について、課長より御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。そよ風パークの状況についてでございますけれども、そよ風パークの指定管理者につきましても、先ほど議員からございましたとおり、9月の定例議会において、指定管理者の指定の議案を議決いただきました。その後、エネルギープロダクト株式会社と基本協定書を締結し、10月1日からそよ風パークの指定管理者として管理運営を行っております。

10月31日に、物産館の営業を再開されてはいますが、4名のスタッフで常時3名が勤務する体制でシフトを組まれております。営業時間は午前9時から午後5時までです。出荷組合との協議も進んでおりまして、今月17日には出荷者協議会を立ち上げると伺っております。現在、地元農家の出荷者が60名、加工業者、商品納入業者合わせて103名が加入見込みということです。

10月31日に営業再開をいたしましたけれども、11月1か月間の売上げが300万円ということでございます。前年は600万円ほどございましたので、約半分の売上げということでございます。それとレストランの運営につきましても、当初、12月には再開すると伺っておりましたけれども、保健所の立入検査によりまして、厨房ドアの改修やつり下げ蛍光灯の撤去、木製棚の撤去などの改善指摘がございまして、今月中の再開を見合わせ、来年のオープンを見込んでいます。

施設の営業再開に向けては、これまでの営業許可をそのまま引継ぎ営業することはできず、新たな指定管理者が保健所の営業許可を一から取り直す必要がございます。物産館は手続済みでございますけれども、レストランについては指摘事項が改善された後、許可が下りるということです。ホテル、コテージについては、保健所、消防署の立入検査後、申請書を提出し数か月ほど必要になるということがございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 今のお話では、レストラン、ホテル等の営業が非常にまだまだ厳しいということで、消防署、保健所、そこあたりの認可の許可がまだ下りないということですかね。と同時に耐震化等の、ホテルについては特に耐震化等の基準があるかと思えますけれども、そこからあたりのクリアというのはいかがですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 耐震化の基準については、昭和58年以降の建物でございますので、耐震化の基準はクリアをしていると思えます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） それでは、あとは保健所と消防署関係の認可が頂ければ、営業が再開できるというふうに思っております。そうですね。やっぱりこのパークにつきましては、住民にとって本当に必要な施設でありますし、特に蘇陽地域においてはなくてはならない施設というふうに思っております。1日も早く軌道に乗せていただいて、もちろん町のチェック体制を厳しくしながら進めていただきたいというふうに思っております。

今、レストランとホテル等の話も出ましたけれども、やはりこの物産館の売上げも落ちてるということは結局、ホテル、レストラン、そういった施設と一緒に動かさないとお客さんの足というのはなかなか増えないと思えますので、そこはセットで考えていただいて、1日も早い営業を望みたいというふうに思っております。

それでは、次に、再開に当たりまして職員さんの雇用体制についてお伺いしたいと思いますけれども、これまでいろんな会議の場の中で、これまでの従業員さんを優先して、雇用していくという方針はありますというお答えをいただいておりますので、今後、雇用体制についてどのような雇用者を考えておられるか、現在、どれぐらいの前の職員さんが手を挙げておられるか、そこからあたりが分かれば示していただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。雇用体制の方向性とはということでございますが、会社としてはまず、人材確保のために随時面接の実施やハローワークでの求人募集を行っておられます。元従業員の皆様にも、代表者を通じ連絡をされているというふうに伺っております。現在、物産館に4名、それと施設の管理に6名、それとレストランについては営業のめどが立っておりませんが、8名を確保されているというふうに聞いております。ホテルスタッフも含め、全体では30名程度になるというふうに伺っております。元従業員の方が何人いらっしゃるかということについては、1、2名は新たに採用されたというふうに伺っておりますので、そのほかは、元従業員の方だろうと思えます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興招 誠君） このパークには昨年来の予算等から多大な改修費等もつぎ込んでおるわけでありまして、改修をしたもののホテル等が動かないということは非常に町としても予算を出しておるわけでございますので、そこらあたりももっと考えて早くスタートさせていただきたいと思っております。

それと同時に、やはり今、職員等の方向性も示していただきましたけれども、これまで長年経験されて働いてこられた方がその施設については熟知されておりますし、ちょっと何かあっても素早い対応ができるというふうに私も思っております。ぜひとも、そういった方々のためにも、優先的というふうにはいきませんが、会社が面接されるわけでありますので、そこらあたりを力強く町としても協力していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に新型コロナウイルス感染症についてお尋ねしたいと思ひます。これにつきましては、町民に対する周知対策ということと、商工観光の支援ということで、前段につきましては健康ほけん課長、後段につきましては、山の都創造課長のほうから御答弁いただければと思ひます。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、今、世界的に拡大している感染症であります。世界で今、先ほど12番議員のほうからも質問がありまして、6,600万人を超えている、日本では16万人超ですか、熊本県では1,000人を超えております。そうした中で、なかなかこの収束の兆しが見えないという状況にあるわけでありまして、今後どうなるのかなというのは誰にも予測がなかなか厳しいところでもありますけれども、そういったところで国関係、県関係、町も全国的に行政も民間もいろんな方々が一体となって、新型コロナウイルス感染症に対処されて、対策を練られて取り組んでおられます。そういったことを踏まえて町独自で感染に対する予防、対策等が、どういう対策が取られておるのか示していただきたいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えします。感染防止対策に対する周知というところで、回答させていただきます。

人との接触を減らし、周知する有効な方法として、防災行政無線、ホームページ、町広報紙にて、最新の感染状況や知見に基づいた情報を周知しています。現在は、町ホームページで新型コロナウイルス感染症のトップページバナーを掲載し、関連情報として感染状況や感染防止対策などの新型コロナウイルス感染症に関する情報に加え、支援制度なども掲載しています。また、毎週火曜日に県のリスクレベルが公表されており、その情報を基に町ホームページを更新し、最新の情報を掲載しています。同様に防災無線でも最新の情報を放送し、周知を行っているところで

す。

ただいま県内の感染状況が拡大傾向の中、町民の皆様にはお一人お一人が意識して感染リスクを避ける行動を取っていただくようお願いします。また、改めて三つの密を避ける、マスクの着用や手や指の消毒、換気といった基本的な対策を続けられるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 私のほうから、住民の皆様、企業の皆様に対しましての支援策について御報告したいと思います。

町では、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用しまして、第1次の交付金におきましては感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続を重点的に、第2次の交付金では第1次の事業を含めまして経済活動の回復、強靱な経済構造の構築と、幅広い視点から地域の命と暮らしを守るための取組を支援しております。

山都食べ行く券、山都町応援商品券や、個人向けの支援としましては失業者支援給付金、子育て世帯支援金、また、事業者様に向けた様々な支援制度を設けまして、町民の生活支援、経済の活性化を図っているところでございます。また、国や県でも貸付け、猶予、減免、給付、補助など、新型コロナウイルス感染症に伴います様々な支援が実施されているところでございます。

これらの町民の皆様のご生活に関係します各種の支援制度につきましては、「広報やまと12月号」におきまして、感染防止対策と併せまして支援の内容、問合せ先などを掲載しておりますので御覧いただきますようお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 町としてもいろいろな中で対策、周知等はやられているということは十分分かりますけれども、高齢者の方々につきましては、ホームページとかそういうのを見てくださいか言っても、見られる人はなかなか少ないと思います。ですから、頻繁にといいですか、あらゆる人たちにも分かるような周知といいですか、そういうのはやっぱり心がけていくべきじゃないかなというふうに思います。若い人たちはそれはホームページでも、IT時代ですからどんどん見れますけれども、高齢者の方から話を聞きますと見えてこないという話を聞きますので、そこら辺もさらに徹底していただければと思っております。

今、健康ほけん課長のほうから対策等についてもお話がありました。人と人の距離を取る、手洗い、マスクをする、消毒、咳エチケット、3密の回避等々の、そういうことを私たち一人一人がやっぱり強い意識を持って取り組むというお話もありました。今後はさらに力強く周知徹底を図っていただいて、予防対策に取り組んでいかなければならないというふうに思いますし、山都町では感染者を出さないという皆さんの意識を、高揚をしっかり図っていく必要があると思いますので、行政側もさらなる周知徹底に力強く進んでいただきたいというふうに思います。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症拡大によりますところの商工観光の支援ということで伺いたいと思いますけれども、今、これだけ長期にわたりまして収束を見ない現状の中で、山都町におきましても、経済が動かないというのは大変打撃であります。特に飲食業の皆様方におきましては、日々厳しいところであると認識しております。このままいけば展望は見えません。飲食店の方々には特に、このままでいけば、本当に生活の崩壊につながるようになってしまうと心配しております。そういったところで、本町は町として、国、県の交付金を使って支援するというのもう分かりますけれども、私がここでお願いしたいのは、町単独で国、県の支援金の上に、単独で予算化してでも、かさ上げしてでも、生活困難な人たちになるわけですから、先ほども話

がありましたけれども、コロナ対策に対する施設の改修とか、そういう資金はそういうコロナ対策資金として出ますけれども、やはり今、お客さんが行かれんわけですよ。お客さんがないわけですよ。そういう人たちに生活の困窮が来ています。そういう人たちのためにも、やはり国の支援金の上に単独でもいいですから、条例改正とか必要であればやって、1割でも2割でもかさ上げして町としても、しっかり応援しておりますよと、そういう気持ちをやっぱり町民の方に今、出さないと大変なことに私はなると思っていますが、そこらあたりの考えはどうでしょう、課長。町長でもいいですけども。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。商工観光での支援はということでお尋ねでございますけれども、主に山の都創造課では、商店街や商工事業者に対する支援に取り組んできました。

5月にしごと応援給付金、失業者支援給付金、食べ行く券、山都町応援商品券など、八つの事業に取り組み、この中で収益の減少した業種への支援を中心に取り組んできたところです。融資制度の支援につきましても、全体で6億7,000万円ほどの融資のお手伝いをさせていただいたところでございます。

さらに、国、県の事業申請のサポートということで、持続化給付金等の申請サポート相談を商工会と連携して矢部地区、清和地区、蘇陽地区でそれぞれ合わせて5回開催しております。緊急個別相談会を町と熊本県のよろず支援拠点の共催で7回開催しております。あと、商工会独自の相談会としても開催をされております。

町独自の支援策についてということで、一般財源もつぎ込んだところでできないかということでございますけれども、今後コロナ感染拡大の状況、国、県の動向を見ながらしかるべきときに支援を検討したいと思います。一般財源をつぎ込むということについても併せて検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 先ほども申し上げましたように、本当に生活が崩壊する寸前であると私は思います。そういうことの中で一般財源の話をしましたけれども、例えば農林振興事業あたりも条例化して、半分の事業費に対してかさ上げしていますね、国の補助事業の上でも認定農業者等であれば1割のかさ上げ等、そういう形もありますし、条例化が必要であれば、やっぱりこの今、手を打たないと本当に飲食業界は壊滅すると私は思います。

どんな対策を、国策を打っても、お客さんが行かなければその店は成り立たないわけでありますので、そこへのためにも短期でもいいですから、当面の年末年始なんか特に稼ぎどきであり、こういう時期に全然収入がないということになれば、これはもう生活できません。そこあたりもしっかり考えていただいて、できることがあれば手だてを考えていただきたいと思っております。

当然、財政的などころもありますので、「はい、すぐやります」ということなんかは難しいと思えますけれども、ぜひともこのことはやっぱり、町民の一番の苦しい立場にあるわけでありま

すので、しっかり考えて短期でもいいですから、そういうことを考えていただきたいということをお願いしたいというふうに思っております。

このところは町長に答弁していただきかけたんですけど、課長のほうからいただきましたのでいいと思いますけれども、とにかく今は生活支援だろうと私は思います。飲食業の方にも、今やらないと本当に私は、町が火が消えるんじゃないかなという思いもしておりますので、よろしくをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に行きたいと思います。結婚新生活支援事業ということでありますけれども、これは先ほども少子化の話が出ましたけれども、今年の2020年では85万人割れをすると、また、今年のコロナ禍によりまして、来年は70万人台になるんじゃないかというふうに、非常に心配されているということでもあります。そこで、結婚新生活支援事業というのが2016年にスタートしております。この事業の中身は後から課長のほうから説明があるかと思っておりますけれども、新婚世帯に対しての家賃とか敷金、礼金、引っ越し代とか、そういうものに充てられるというような事業だと思いますけども、その事業の概要等をまず示していただければと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。事業の概要についてでございます。

結婚新生活支援事業については、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業で、結婚に踏み切れない要因が経済的理由であるなどの新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストである住宅取得費用、新居の家賃、引っ越し費用等を支援するものでございます。先ほど議員からありましたとおりです。対象となる世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満、世帯の年収でいきますと480万円に相当する額になります、の新規に婚姻した世帯ということになります。補助上限額が30万円となっております。国が2分の1、市町村が2分の1負担する制度です。

令和3年度は対象要件が拡充される予定で、対象世帯が夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下になります。世帯の所得が400万円未満、年収でいきますと540万円未満になります、の新規に婚姻した世帯ということになります。それと補助上限が一世帯当たり60万円に引き上げられる予定です。以上が概要でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） そうですね。今の課長の答弁のとおりだというふうに思っております。

スタートしてから、県内での取組状況というのは5市町村だろうと思っております。年度別を追ってみますと、昨年の2019年度で5市町村で7件ですね、2018年度で19件、それから2017年度で26件と、取り組んだ次の年ぐらいが多かったということでもありますけれども、県のほうからの考えではやっぱり今、概要の中で要件がありましたように、所得要件なり、そこら辺が非常にクリアが難しいということが原因というふうなことも聞いております。

来年度から要件がちょっと拡充されました。それには山都町あたりも該当する世帯が出てくるんじゃないかと思っておりますので、この事業を山都町も考えていくべきじゃないかと思うわけですよ

ね。これをスタートしましても何年たつか、全然取組がなされていないということでもありますので、そこら辺あたりの経緯、聞いてもいいかどうか分かりませんが、なぜ取り組まなかったのか、今後の方針としては、どういうお考えか聞かせていただければと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。本町の取組についてでございます。

先ほど議員からございましたけれども、本年9月29日付の熊日新聞にも、結婚新生活支援事業の2019年の県内の状況が掲載をされておりました。補助対象条件が厳しく、県内で7件の申請にとどまったという記事でございました。現在山都町での取組は行っておりませんが、令和3年度から補助対象が拡充されるということがございますので、実施に向けて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

県内の状況、先ほど議員からもございましたが、現在6自治体が、この事業に取り組んでいるということでございます。令和元年度の実績で申し上げますと、玉名市が3件、荒尾市2件、高森町1件、水上村1件、玉東町は申請なしということでございます。これまで、なぜこう取り組まなかったかということでしたが、補助対象要件が厳しかったということで、補助事業を立ち上げたときに効果が薄いんじゃないかというところで、なかなか踏み切れなかったという部分がございます。来年度以降は要件が緩和されるということで、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） いろいろな事業メニューというのはあるわけでありまして、出来得る限りこういう事業は有効に活用していただくというのがいいかと私も思います。

今現在、山都町も移住、定住、就労促進と色々な形で定住関係も進めておりますので、いろんなそういうメニューのセットの中で、一つでも組み込んでいけば輪が広がりますので、少しでも少子化対策にもつながっていくと思いますので、ぜひとも考えていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。次に農業、次世代人材投資事業、昔の経営開始型、青年給付金関係ですけれども、これについてお伺いしたいと思います。この事業に関しましては、年齢要件、それに年間の金額、50歳未満で年間150万円が上限とされている形と、夫婦で就農する場合は年間225万円、それぞれ5年間の国からの給付があります。これによっては初期に新規に就農される方々は大変ありがたい事業であります。この事業を山都町はいち早く取り入れていただいて進められておりますので大変ありがたく思っておりますが、そこでこれまでの事業の状況、推移等々があると思いますので、担当課長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それではお答えします。お尋ねになりました農業次世代人材投資事業につきましては、就農前の研修を後押しする準備型と、今、お尋ねにありました就農直後の経営確立を支援する経営開始型の2通りの資金を交付する事業でございます。

町が交付主体となって就農者へ資金を交付します経営開始型につきまして、交付状況を申し上げます。先ほど金額等お話しいただきましたけれども、経営開始型の資金の額は、所得に応じた変動性でもありまして、1年につき1人当たり最大で150万円で、交付期間は最長で5年となっております。

ありましたように御夫婦の場合、1.5倍の年額最大225万円ということでございます。資金の交付状況につきましては、平成24年度から令和2年度の今年の給付予定者まで9年間で延べ60組78名、うち御夫婦の方は18組ということで交付をしております。交付額の合計は約3億4,500万円となっております。うち令和2年度の交付予定者数は17組の22名、交付額は2,556万3,764円となります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） これまで非常に多額な交付金が山都町にも下りてきております。こうした就農を始められた方々が今、しっかりとした農業を推進されているというふうに思っておりますけれども、就労された後の方々のサポートですね。経営体の状況なり、収支なりがどういふような現状であるかというサポートあたりは当然されていると思いますけれども、そこあたりがあれば、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。交付のまず、終了後の状況でございますが、中には交付の途中で交付の要件や御本人の家庭の御事情などによりまして、交付停止となられた方もおられますが、その方も含めまして営農は継続されておられますので、交付対象者の交付終了後の離農率については0%と考えております。

サポート体制につきましてですけれども、給付対象者へのサポート体制、支援としましては、県、農協、農業委員会、町等で構成したサポートチームがありまして、こちらで経営上の課題に応じて支援体制を取るようになっております。

サポートチームでは、年4回の現地確認の巡回指導と、年2回のヒアリングを行っております。また交付の2年目終了時点におきまして、中間評価としまして当初の就農計画どおりに就農、営農ができていのか評価を行いまして、その後の支援方針などを決定しているような状況でございます。

また、給付期間が終了した後も、3年から5年の期間ですが、毎年営農状況について御本人からの報告書を町へ提出いただいております。確認を行っているような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） こういった事業によりまして、山都町の就農者が確実に増えているのは事実であります。そうした方がこれから担い手となって、中核となって、さらに本町の農業振興に柱となって進めていただくような体制づくりも、併せて進めていただきたいというふうに思っております。

それから次の、山都町においての就農支援というようなことをお尋ねしておりますけれども、これにつきましては、こういった国の政策支援に取り組めない方々も多々おられると思っておりますし、最近では親元就農、Uターン、Iターンの方も新規就農者が増えてきつつあると思っておりますので、そういった方々に対する町独自といいますか、における支援、対策等があると思っておりますので、そこ辺をちょっと示していただければと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。山都町の後継者就農の支援ということでございますが、まず農業研修生の事業がございまして、就農者の支援として地域農業の担い手となる人材を育成・確保するために、平成30年から農業研修生受入事業という事業を開始しております。県の認定を受けた研修機関として、山都地域担い手育成支援協議会というものを組織して、山の都地域しごとセンターや農業研修生の受入農家さん方にも大変協力をいただきながら、1年以上2年以内の期間で農業研修を行っており、本年は2名の方が研修中でございます。

事業を開始して3年目でございますが、先日農林水産省からの就農希望者の受入体制の構築に取り組む自治体の先進成功事例ということでヒアリングを受けまして、本事業の国の評価もいただいているようなところであります。

次に、後継者就農支援交付金事業というものでございますが、こちらは平成30年度から町の単独事業として、就農時45歳未満の認定農業者または認定新規就農者に対しまして、就農交付金を交付しているところであります。就農交付金の交付状況につきましては、平成30年度から令和2年度給付予定者までを含めまして、3年間で36組40名の方へ交付となっております。うち令和2年度の交付予定者は4名で、交付額の合計は200万円ということになります。

就農交付金の額は1人当たり50万円で、御夫婦や御兄弟の場合は70万円としております。交付は、交付対象者につき1回限りということでさせていただいているようなところであります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 私がここで言いたいのは、国策支援につきましては金額等々も大きゅうございますけれども、町の支援として単独で1回ではありますけれども、新たに設けていただいて、取り組んでいただいていることは大変ありがたいことでありますし、非常に助かる就農者も多々おると思います。そういった中で、この支援を国あたりは5年の支援があるわけでありまして、国策に合わない就農者もおられますので、そういった方々に対して1回をせめて2回なり、3回とまで言いませんけれども、2年ぐらいを足がかりにするような支援ができないものかということについて、お願いしたいというふうに思っておりますのでお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。本制度が平成30年度の制度開始から3年目ということでございますが、制度の内容につきましては、農業後継者の就農の実情なども踏まえまして、今後も関係機関と連携し協議をしていきながら、より就農を目指す方のニーズに即した、自立後にその成果を発揮できるような制度としての持続に向けた検討をしていきたいと考え

ているところであります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興柁誠君。

○5番（興柁 誠君） 課長が前向きな答弁であったというふうに理解していいのかわかりませんが、これだけやっぱり地方の農業というのが就農者が減って、担い手がなくなってくれば、農地を守る人たちがなくなるわけでありますので、ぜひともこういったことには予算等々を捻出して、支援していくべきというふうに私は思います。そういうことによって町にもいろんな若者の活性化が出てくるし、地域にも活性が出てくるし、そういったことが今度は商店街等のほうにも流れていきますし、やっぱりそういう流れをつくらないとこの町はなかなか厳しいところもありますので、農林業なくして町もありませんし、先ほど飲食業等々のお話もしましたけれども、そういうサイクルをつくるべきであると思います。

こっちの事業ではこういうふうに支援してやっております、こっちはこうでやっております、一方通行の流れではなかなか全体が輪になりませんので、そういう輪になるような仕掛けといたしますかやり方といたしますか、当然農業の所得が上がれば、やっぱり若い人たちは「よし、今日暑かったけんビールでも飲もうかい」というような中で、農業の話をしながら話にのめり込んでいて、そういう次の明日からの仕事に取り組めるという仕事もありますので、そういうことを全体的にやっぱり考えると、各課のいろんな予算をつながるような形の中でしていただくと、より有効に生きてくるんじゃないかと思っております。ぜひともそういうことをさらに進めていただければというふうに思っております。

それでは最後に、今後の農林振興の取組ということで質問しておりますけれども、今、申し上げましたとおり、集落の農地を保全するためにはやっぱり集落単位で維持管理するしかないというふうに思います。矢部の方が蘇陽に来て、大農家等々につきまして、来られて管理されている方々もおられます。そういう中でありますけれども、担い手を支援する集落営農体制といたしますか、もちろん今、集落営農等も取り組んでおられますけれども、そういった集落営農の中でも、これはやっぱり、なかなか山都町においては個人の経営体が主であります。施設園芸にしましても、ただその集落営農はやっぱり農地に対して、田、米等々についての集落営農というのは取り組みやすい部分がありますけれども、これにつきましては結局、基盤整備とかができなかつたら、なかなかコスト的に合いませんので、取り組める状況にないという地域が多いというふうに私は思っております。そういう中で今後は、そういうことを考えましたときに担い手の確保、就農者、就農労働者、こういった方々たちをどういう形で今から確保して、山都町の膨大な農地を守っていかなくてはならないかということだろうと思います。

当然、新規就農、担い手等の確保が必要ですがけれども、今は外国人労働者、そういった方々の雇用が非常に進んできておりますし、そういった方々の活用は考えるべきではないかと言っておりますので、今後、山都町の農林振興というものを、雇用を中心とした考えは方向性を示してどうか、考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。ただいま農業の雇用、働き手の確保についてということで、外国人技能実習生のお話もしていただきましたけれども、町内での外国人技能実習生の農家への受入状況ということで報告させていただきますと、農協、各農家へ聞き取りで把握しました数になりますが、受入れの農家数では13戸で、実習生数は44名ということで今、滞在中ということでございます。実習生の国籍なんです、カンボジア、中国、ベトナム、フィリピンと申し上げた順で数が多いかということでもあります。

現在この制度にもコロナ感染症の影響も出ておまして、渡航制限に伴う入国後の国内での移動制限がありまして、実習生も入国後公共交通機関での研修先までの移動ができていないなど、実習生の受入事業自体にも負担が続いているような状態で、そのため、農家の方が受け入れることができるまでにも時間を要しているような状況でございます。

また、担い手の確保ということでありましたけれども、先ほども申し上げましたが、農林水産省より山都町が優良地域と評価いただいた件において、農林水産省より特に評価する点として示されましたのが、中山間地における成功事例地であることということや、移住や就農が連携した移住就農者への研修や生活支援のサポート体制、それに販路支援のある有機農業で高い定着率を上げている新規就農者の支援がある、また、専業農家から半農半Xですか、まで多様な農業との関わりが共存できる環境であるということでもございました。

町内の各方面で御尽力いただいている取組あたりで、山都町の農林業の環境が高く評価されているのではないかと思います。最新の農林業センサスの速報も出ておりますけれども、おっしゃいましたように農林業経営体数の数や担い手農業者の数が現状減少しているような結果が出ていますが、山都町の農林業の基盤を持続可能な環境で次世代に残せるよう、新しいアイデアなども積極的に取り入れながら、農地の集約化、集落営農の推進等も併せて、後継者、担い手の確保、経営者の育成に向けて、町も引き続き取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 5番、興沼誠君。

○5番（興沼 誠君） 幅広い農業分野であります。全てにおいてクリアしていくのはなかなか難しいところがありますけれども、まずは、そういった農地保全を考えたときにはやっぱり雇用だろうと思しますので、人手なくしてやっぱりなかなか保全は難しいという山都町の地形でありますので、ぜひそこらあたりは中心的に今後進めていただければというふうに思います。

最後に農地集積、集落営農等の取組を今、進められて、大事なことであります。しかし今、話がありますように、担い手、働き手の確保をしっかりとしないと農地は守れないという現状でありますので、今後はそういった外国人労働者といいますか、技能実習生を生かした町の農林振興を図っていければ、少なくとも農地を荒らさないでつないでいける、後世につないでいけるような今の基盤をつくれるんじゃないかというふうに私自身は思っておりますので、ぜひそういったことを進めていただきたいと思っておりますし、そういうことを考えたら、今、話が出たときに、5年後、10年後が見えてくるわけでありますので、今はそういった計画をいかに立てておいて、3年後、5年後にはこういうふうにごこうと計画をぽんぽんと乗せられるような準備を今やっ

ておくべきじゃないかと思っておりますので、そこらあたりを、農林振興課長を中心にぜひ取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

私の質問は以上であります。何を申し上げましてもコロナ対策を、世界的にもこういう状況でありますけれども乗り越えながら、山都町も力強く前に進めればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。時間早めになりましたけども、これで質問を終わります。

○議長（工藤文範君） これをもって、5番、興沼誠君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時03分

12月9日（水曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月9日午前10時0分開議
3. 令和2年12月9日午後2時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

- 13番 藤澤和生議員
- 8番 飯開政俊議員
- 9番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐重 昭	8番 飯開政 俊	9番 吉川美 加
10番 藤原秀 幸	11番 後藤壽 廣	12番 藤川憲 治
13番 藤澤和 生	14番 工藤文 範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手文 雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田公 憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福 祉 課 長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉城 司	建 設 課 長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原章 吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田浩 幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋厚 美		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 皆さんおはようございます。13番議員の藤澤和生でございます。

早いもので、令和2年も残り20日余りとなりました。今年は元旦から非常にいい天気恵まれてまして、私も幣立神社とか、いろんなところに宮参りをさせていただいて、これは例年になく、今年はずばらしい年であるかなというような感じで当初思っておったんですけども、それからまた、2月頃からですかね、新型コロナウイルス感染症というような魔病が参って、非常に全国的、世界的に大変なことになっております。いろいろ対策もされておりますけども、なかなか収束に向かっていないと。むしろ拡大の方向に今進んでおります。

今日の新聞では、イギリスでワクチンの投与が始まったというようなことが載っておりましたけど、我々日本はいつになるかというのは、まだ先の話だろうというふうに思います。私たちは、一人ひとりが新しい生活様式を取り入れて、長いスパンと広い視野を持って臨んでいかなくちゃいけないだろうというふうに認識をしております。

また、7月には、県南の人吉、球磨地方には大雨による川の氾濫、大きな災害が発生をいたしました。死亡された方が65名ですかね。まだ行方不明の方も2名おられるということですね。非常に亡くなられた方あたりには御冥福と、一日も早い復旧・復興が望まれます。このことを教訓として、山都町も防災対策をしっかりとやってもらいたいと思います。

それでは、発言台より一般質問を行います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてということで伺いをさせていただきますが、昨日から何名かの方がこのことについては質問されております。特に、最後の5番議員さんの質問と重複とかもかなりあるかと思っておりますけど、私なりに質問をさせていただくならと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

第3波の備えとして財政確保はどう考えているかと。2番目の、今後、感染症が拡大した場合に、町民などへの生活支援、小規模事業者への追加支援は考えているかとか一緒に質問させていただくならというふうに思いますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

非常に収束を迎えないことで、今から先がまた増えてくるような予感がせんでもありませんが、これは今から先も国の支援あたりがたくさんあるかと思っておりますけども、町独自の支援も非常に必要ではないかというふうに思います。特に、個人事業者とか飲食店あたりもいろいろ聞きます

と、お客さんも少なく疲弊しとつというのを聞き及んでおります。

その中で、町とするならば、今回がたしかコロナ対策として1億3,000万円からの追加予算が出されておるといふふうに思いますけれども、今の財政調整基金というのがあると思います。その辺りの切り崩しあたりも考えていくべきじゃなかろうかというふうに思います。今、国も国難という格好になっておりますし、町もそうだろうと思います。ここで、そういうことで切り崩して、町民の皆さんに何かの形で生活ができるようにすることも一つの方向だと思っておりますけれども、その点につきまして町長はどういうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、藤澤議員からありましたこの国難に、また我々、町が大変な事態になっているのも事実であります。そうした中で、どのような財政措置をするかというふうなことでございますが、今回の国からの財政措置、5億円近い財政措置、交付金措置があったところでございますし、先ほどありましたように、今議会にもまたお願いしておるところでございます。まずは、この交付金を使い切りたいという思いでおります。食べ行く券につきましても、また、商品券につきましてもまだまだ消化ができてないということでございますので、まずはこの部分を使い切り、また、国においても第3次の補正予算等々の中にも対策があると思っておりますし、それと同時に、まだ国も7兆円の予備費の中での使い方というようなこともありますので、そういうものも含めながら、まずはそういう部分をし、本当に緊急な場合、また先ほど藤澤議員からありましたようなときには思い切った措置もしていかななくてはならないなという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私も、最近に行くといかがなものかと思っておりますけれども、各飲食店あたりも何回か参加をさせて飲む機会もあったんですけども、その中で気になるのが、なかなか、こういうアクリル板とかをほとんどしていないところが多いような気がいたします。聞くところによれば、それに対しての助成あたりも出るといような話ですけども、その辺の認識が飲食店の経営者にあるのかないのか分からないんですけども、その辺りの役場あたりからの指導あたりは商工会に任せて、それっきりののか。その辺りがよう分かりませんが、こういう時期に、そこら辺りばちゃんとせんことには、やっぱりお客さんも少なくなるんじゃないかと。かえって、そういうことを感じますものですからですね。あそこに行きたかばってん、してあつどかという話もよく聞きます。そういうことを聞けば、やっぱり行政からの指導あたりもしていただいて、こういう要するに助成があるなら、そういうことを示していただいて、ちゃんとした対策をしなければ、お客さんもまた減るような気がいたしますので、その辺のことにつきまして担当課長のほうから、どういお考えなのか、ちょっとお願いいたしたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。町内の飲食業事業者に対する新型コロナウイルスの感染防止対策事業補助金ということで、9月の補正予算に計上させていただきまして、現在、商工会のほうに委託をしております。

これについては、商工会のほうで、本所、清和支所、蘇陽支所、それぞれにアドバイザーというのを置きまして、実際に店舗を確認していただいて、こういう対策が必要ですよというアドバイスをした後に、それに対する備品ですとか設備あたりを購入されるときに補助金を出すということで、町のほうから補助金を交付すると。全体で4分の3の補助になっております。県と町が共同して補助金を出すという形になっております。上限額が10万円という形で、対策をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） そういうあれがなされとうということでありまして、実際にお店あたりは、そればしてないところがある、何が原因かなど。そういう認識が、山都町では最小限の7人で抑えてあるから大丈夫だろうという認識であるのか分かりませんが、そこら辺りの指導もなされとるなら、考えれば、何でされないかなというような疑問ですよ。そこ辺りがですね。ぜひ、この辺りももう少し突っ込んで、設置をされて、お客さんが行って、平常に戻るようなことにならんことには、これはずっとまた疲弊が続くんじゃなかろうか。そうすると、また、店を畳むというようなことにもなりやせんかと思っておりますので、ぜひその辺りは、前に進むような方策も考えて、また指導をお願いしたいというふうに思います。

続いて、3番目の（3）ですけれども、本年度の小中学校学習指導内容は予定どおりに進められているかということでお尋ねをさせていただきますが、これ、小学校も中学校も休校というのが非常に長く続きました。それで、一番心配するのは、休んだときには学習あたりもちゃんとした学習はできなかっただろうと思っておりますし、今ここら辺が、学習内容あたりがちゃんとクリアになつとるのか。その辺が非常に私どもは心配でございます。

それと今、小学校6年生は来年から中学校に入ります。中学校3年生は受験ですよ。その辺りが果たして大丈夫なのかと。子供さんたちを持ってある親御さんたちは非常に心配じゃないだろうかというふうに思います。市内近郊は学習塾というのがございます。ここ辺りで学校で補えんことを、その学習塾で補うというようなことで今までずっと学習塾に行かれると思っておりますけれども、そこら辺がこの山都町あたりに比べると違うなという認識を持っておりますので、その辺りは、休む期間が長かった、それで、学習がどれだけのことでうまいこと行つとんのかなど。大丈夫ですよと言われるなら、今までの学習と比較すれば、どういうことでやられて大丈夫って言われるかなという、先取りして言いますが、その辺のことをお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度においては4月から5月まで町内全小中学校を休校しました。6月から学校を再開したところでございます。各学校では、先生方が感染防止対策を取りながら、しっかりと学習指導を行い、子供たちは落ち着いた環境で学んでいます。

現在、学習指導内容は予定どおり順調に進んでおります。休校期間中の学習指導の遅れは、全

学校で年内には解消の予定です。これまでの学習指導の対応として、各学校では夏休みの短縮を行い、授業時数を確保しました。また、運動会をはじめ、各種行事は内容等の見直しを行い、学習を最優先として取り組んできたところでございます。教諭の会議、研修についても精選を行い、児童生徒の指導や教材研究に集中していただいたところでございます。

今後もコロナ感染予防に留意しながら、年間学習計画に沿って丁寧に学習指導を進めていきたいと思っております。

なお、中学3年生についてなんですが、熊本県立高等学校入学者選抜の後期一般選抜に関して、コロナウイルスによる臨時休校の状況を踏まえ、今年度は出題範囲が統一されております。本町の中学校では、出題範囲までの3年生の授業は既に済んでおります。現在、学力の定着に向けて、さらに指導に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 順調に進んでいると、安心しておりますけれども、学習内容の質あたりも確保していらっしゃるということであろうというふうに思います。そういうことを聞けば、私どもも一安心という思いはございますが、ただ、やっぱりそういうことを確保、教育委員会はそういうことを思われとるかもしれませんけれども、果たして、学校、また父兄の方々はそこら辺を素直に取られるかというのは心配でございますけれどもですね。この辺りのことも、これからの、今から先また、コロナウイルスの拡大に向けたときには、そがんと十分に配慮しながら、やっぱり教育の向上に向かって、学力向上に向かって努力をしていただきたいというふうに考えております。よろしくその点もお願いしたいと思います。

次に参りたいと思っております。防災対策についてお伺いをさせていただきますが、今、急傾斜の指定はどのように決められているのか。また、その見直しはないのかというようなことを上げておりますが、これ、県と町が指定する急傾斜地崩壊危険箇所というようなことだろうというふうに思いますが、いろいろ集落に聞いてみますと、全然そういうのに入るとるのも知りもされんところもたくさんございます。そして、もし災害があったときには、一番に言われるのは、ここは急傾斜に入っておらんすもんねというような答えも聞いたこともございます。そうした場合に、これは、いつ誰が決めたのか。これは県と町が協議をされて決められると思うんですけども、まず、それには区長さんあたりは立ち会っておられるのか。集落辺りを全部調べて、そういう結果を出されているのか。その辺が非常に疑問に思います。

それで、まず、県の指定と町の指定はどう違うのか。そのすみ分けはどういうふうになっているのか。その辺をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 急傾斜地の指定についてのお尋ねでございますけれども、急傾斜と申しますのは、その崩壊によりまして居住されている方々に被害のおそれのある傾斜が30度以上、また、その高さが5メートル以上ある土地という定めがございます。その区域を急傾斜危険区域として指定されるものでございます。仮定で言いますと、30度の計算をしますと、平面で10

メーター行って、約6メートル高いところの角度を結んだのが大体30度の角度かなというふうに御理解いただければいいのかなと思っております。

なお、区域の指定につきましては、県のほうから調査がございます。そして、町の意見を聞いて、県知事が指定した区域となっております。

なお、本年の10月1日現在におきまして、熊本県内では、急傾斜地崩壊危険区域としまして1万6,288か所が指定されております。また、山都町では1,283か所が指定されております。

また、この指定と別に、住居等を守る事業としまして、家の裏に擁壁であったり、コンクリートのり枠工を工事する急傾斜地の崩壊対策事業がございます。この要件としましては、県の事業の場合でございますけれども、指定した区域の下に人家が5戸以上、もしくは5戸未満であった場合には、官公署であったり、学校、病院、公民館等があれば対象になるということで、工事をされております。

なお、山都町におきましては、鶴ヶ田の山中地区で国の事業において工事が行われております。今申しましたのは、県の要件でございますので、国の事業の場合は戸数が10戸以上というふうに変わるということで御理解いただければと思っております。

また、区域の指定につきましては、指定する前に地域のほうに、こういったここからこの区域は指定しますよということで、県のほうで説明会が開催されているふうにお聞きしております。最近指定はもうあっておりませんので、最近の説明会は開かれておられないというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） それじゃあ、5年に1回の見直しとか、そういうようなことはまず考えられんということですかね。今、指定がある程度されてるならば、その辺はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 申し訳ございませんでした。見直しにつきましては、見直しがある要件としましては、例えば家の裏の工事があって傾斜の角度が30度以下になったり、上の土地が造成とかで高さが5メートル以下になった場合は、解除または区域の変更がありますけれども、現在、山都町におきまして見直しがあったことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） もう一つお尋ねなんですけど、治山事業体とも兼ね合いがあるかと思えます。治山になれば農林振興課の林務係のほうになるかというふうに思いますけれども、ちょっとお尋ねなんですけど、あるところで、5軒のところ急傾斜だろうと思って申請をされました。そしたら、5軒のうちの間2軒が急傾斜じゃないということではねられたそうです。その辺りを見ると、私が見に行きますけども、かなり急になるという思いがあったんですけども、県からも見に来られとっだろうと思えますけども、何と申しますかね、5戸なからんことには対象になりませんか。2軒が急傾斜じゃないので、3軒だから、この要件を満たさんということでは

はねられたということを聞きました。

しかしながら、いろいろ治山、県単あたりを見ますと、2人でも可、1人でも可とかですね。納屋あたりも一緒に1棟としてみなすとか、いろいろ要件がございます。その辺がまず住民の皆さんに伝わっていない。だから、申請を見合わせとる人もおられるかと非常に思います、その辺が。だけん、ちゃんとしたですね。非常に私も要綱を見させていただいたけども、非常に難しいか、解釈が。そういうことがありますもんですから、やさしい言葉で、どういうふうなところが値するとか、助成金はどのぐらいかというようなこともですね。自己負担は幾らせにやんというようにことを明確にやっば出して住民の皆さんにおつなぎをせんことにはですね。ちょっとあの文章見ると、本当解釈がなかなか難しいです。

その辺を含めて、まあ急々あれなんですけども、農林振興課長、その辺りのことをちょっと、そっちの回答も治山の中でお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。治山の事業の件につきまして、現在、農林振興課で実施しております治山事業につきましてお答えします。なかなか要綱と資料では分かりにくいということでございましたが、現在、県の単独治山事業の市町村営事業という事業で、県の補助を受けまして、次の二つの事業で治山工事の事業を行っているところです。

一つ目に、予防的にあらかじめ、宅地裏の山林の治山工事を実施する単独補助治山事業というものと、二つ目に、災害が現に発生した際に実施する自然災害復旧事業の二つでございます。いずれの事業も採択上の基準が幾つかございますが、先ほども申し上げられましたが、家屋で2棟以上、工事費で100万円以上などの条件がありまして、こちらのほうでは傾斜度等の要件は定めがないというか、記載はございません。

県の補助率でございますが、いずれも県の防災計画に載っている危険箇所の場合は、3分の2の補助がございます。申請者の負担率におきましては、町の分担金条例のほうで10%となっております。事業につきましては、申請者の方から町に申請がありました後、町のほうから県へ要望を上げているような状況でございます。

事業につきましては、昨年度からであります資料、数字でありますと、元年のほうで1か所を施工しています。これは30年度事業の繰越し分ということで、尾野尻で施工しているところです。

あと、今年度は6か所の施工完了予定にしておりますが、うち3件分は元年度の繰越し分ということで3件と、現年度、2年度分の3か所で、合計6か所を今年度は実施していく予定です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） いずれにしても、災害が起きてからでは、金も多額にかかるし、起きるような箇所はいろいろな急傾斜地だと思いますので、予算の都合もたくさんあろうかと思いますが、少しでもそこら辺りを進めていただいでですね、毎回、集落あたりに諮っていただいで、危険箇所であるのかないのか。そこら辺りも区長さんを交えて早々御相談をしていただきたいというふうに思います。その辺もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に進みます。避難場所の確保と施設の安全対策は万全かということですが、これ、今まで、いろんなところに行きますと、物すごい災害があったところには今まで想定もしていないと。未曾有という言葉をよく使われますけど、その辺まで見ると、どこで何どきこういう大災害が起きるか分らんわけですね。私どもは非常に山間部を控えておりますので、その辺りへ、清和のことを申し上げますと、今、研修センターが避難場所になっております。今はどうか知りませんが、集落センターも避難場所になっているというふうにも聞いております。それは緑川とか木原谷とか、まずは近くにもそういう避難場所的なところがありますけど、出向くまでも非常に時間がかかるわけなんですよね。出向いたときに、その途中でも災害に遭う危険性もありますし、その辺りの対策も十分講じる必要があるじゃなからうかと思えますし、この集落センターに至っては、大川の近所の人たちはあそこ危ないですと。そういうことを言われております。なぜかという、大矢川ばっかじゃなくして、上のほうから非常に水が流れてくると。ちょうど役場の入り口のあそこには、何というんですか、用水がありますですもんね。あの辺りがある程度下なら、あれが溢れてくるような可能性も十分にあるし、中学校のそばからですね、舗装の道路から上からも来る水も非常に多いというような格好で、この集落センターは非常に危ないですよということを言われております。これは今外れとるからよう分かりませんが、その辺についてはどうですかね、この辺りは。一緒にやっぱ避難場所になっとるんかな、あそこは。その辺をちょっとお答えできるならと思えます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 町で避難所をしておりますが、基幹集落センターは入っていないという状況でございます。ただ、今回、台風の場合につきましては、コロナ感染症の拡大防止がありましたので臨時的に準備をしたという経緯はございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。そういうことなら、よかったなと思うようにしております。

それでも、先ほど言いましたように、非常に山のほうから避難されるというようなことも考えられますので、その辺のことも終始徹底されて、その辺がうまいこといくようお願いしたいというふうに思います。

次に、河川のしゅんせつがされていないが、ここへの対応についての考えはということで、これは私も何回ともなく一般質問の中で取り上げておりますけども、なかなか進まないし、私が見る限りは、しゅんせつされよるようなところは全然見当たらないということですね。非常に今、球磨川が氾濫したときも、川辺川とか、いろいろなところの支流がありますけども、今でも言われるとですね、ダム造るとかいろいろなことがあるけれども、まずは川底をもうちょっと下げたほうがよくなかったかと、いろいろ話が出ております。私も苦い経験があるものですから、この河川のしゅんせつについては思いがございます。

なぜかという、菅原織物というのがございまして、あそこが平成8年に大水害に遭いまして、

機械そのものは非常に最新式の機械も随分入ったんですけども、それが皆分かりました。そして、そのときに、テンセルに代わるキュブラというのを旭化成と提携しまして、このことを開発して、これがブームを生みまして、非常に織機で織って、原反を物すごく在庫として持っていました。これが随分分かりまして、最終的には廃業に追い込まれた一つの原因でもあるわけです。今あそこの堤防みたいのがかさ上げしてありますけど、それからずっと見ると、もう大雨が降るたびに土砂が堆積して、ヨシがみんな生えております。以前はヨシを集落あたりで切って出したりとか何かされとったんですけど、今ほとんど、まあ人手も少なくなったと思いますけど、そのあたりが全然進んでいない。昔は焼きよったこともあったと思いますけど、今は全然そこら辺も見当たらんしですね。

まず、そこら辺のも、大矢川氾濫もたんび最近はしておりますけど、今、交鶴近辺は自分たちで恐らくあれ、何ですかね、畦畔辺りはかさ上げしてあつと思うんですよ、その辺を見るとですね。あれはもう何かの助成か何かあったか知りませんが、そういうことをいろいろしてございます。自分たちで自主的にそういうようなことをやっているわけですね。やっぱし、何かちゅうと氾濫の原因はやっぱし、もう川底が非常に上がっておるということにも一つの原因があると思います。その辺も、県とか国あたりにこれいろいろ言われとるのかと。全然進まんのは。どこかされとるけん、後回しになつとんのか、上益城地域振興局の土木部がこのすぐそばにあるじゃないですか。もう少しですね、決まりでんして、まちつと河川しゅんせつのことについては真剣に考えていただきたいというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。先ほど議員が言われましたとおり、今年の7月豪雨によりまして県南部地域でも甚大な被害を起こしております。そういった意味でも河川のしゅんせつということは大変重要なものと考えております。

また、山都町を流れます緑川並びに五ヶ瀬川につきましては、全て熊本県が管理する河川となっております。このため、国による河川のしゅんせつ等は行われておりません。また、それ以外に、緑川並びに五ヶ瀬川に流れ込みます河川としまして、熊本県が管理します河川が24河川ございます。山都町内におきます県河川のしゅんせつ工事につきましては、過去3年間でございますけれども、平成29年度に2河川、平成30年度がゼロ、昨年度は広戸川と大矢川の2か所でしゅんせつ工事が行われております。

また、過去3年間の実績につきましては少のうございますけれども、この理由としましては、一つは平成28年の熊本地震並びに豪雨災害への復旧・復興を最優先されておったおかげかなというふうに思っております。また、工事につきましても、当時、郡内をはじめ、熊本県内で入札の不調・不落が続いていた時期でもございます。

なお、そういった時期でございましたけれども、令和2年度につきましては、山都町で8河川での河川しゅんせつが計画されております。これにつきましては11月までに全て契約が終わっており、順次、河川工事のほうが進められることとなっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今の答えで安心もしておるんですけど、それでも、やっぱり進めたいと思うし、何しろ、河川の周りは田んぼが非常に多うございます。どけんなら、また田んぼを上げれば、また今年あたりの除け方あたりで要らん金が随分かかるかと思っておりますので、その辺も踏まえてですね。でも、進んでいるということでございますので安心をしておりますけれども、そういうこともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きたいと思ひます。自主防災組織の設立状況と、設立されていない地域への働きかけをどう考えているかということでございますが、これは自主防災組織というのは恐らく自治区ではほとんどつくってあると思ひますけども、振興区、そのほか集落あたりもつくってあるところもありますかね。その辺をちょっと。あるのなら教えていただきたいと思ひますが。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。御指摘のとおり、自主防災組織は28の自治振興区ベースで設立をされております。残る部分につきましては、木原谷の部分につきましては行政区単位で設置をされているというところでございます。

数字的に申しますと、世帯数でのカバー率は、令和2年度において99%のカバー率ということでございます。残る西緑川、東緑川の両地区の行政区のみ未設置の状況でございまして、今回も様々なコロナ対策予算で防災倉庫等々も準備する予定でございまして、避難訓練等と併せまして両地区との接触を図っておりますので、自主防災組織の組織化に向けて動いているというところでございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 今名前が出ました東緑川、西緑川地区なんですけども、ここ辺りも非常に人口減で、高齢者が多いという中で、なかなか今までつくれなかったかというふうに思ひます。それを踏まえて、積極的に役場からも行かれて、指導もされておるといふふうに聞いておりますし、これはぜひ、ちゃんとした防災組織ができるように役場からもお手伝いをしていただきたいというふうに思ひますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に進みます。九州中央自動車道についてでございます。仮称矢部インターまでの進捗状況と開通までの見通しということですけども、この前、蘇陽での中心くい打ちの中で、2年という言葉もございまして、町長からも昨日の定例会で2年という言葉がございましたけれども、これは、そうしますと令和4年度までには矢部インターまで、仮称ですけど矢部インターまで来るといふことを考えていてよろしいですかね。その辺はいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先般、藤澤議員からありましたように、5日の日に九州整備局の村山局長ともいろんな話をして、局長につきましては、水ノ田尾の現場も見てきたというようなことであります。橋梁については大体あと一つというふうなことでありますので、なかなか2年の区切りはしてもらっておりませんが、去年から2年と言っておりますので、本来であれば来年度中と自分では思ひながら、お願ひをしておるところであります。

また、熊本河川国道事務所の鈴木所長のほうからは、もう予算的な措置は十分今の部分でできますっちなことですので、まずは、工事の難区間難区間と言われますので、この分が、私たちは技術者でありませんで分かりませんで、まずは2年という、今年を含めて来年度中にはという思いであります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。私たちも一刻も早い開通を楽しみに待っているところでございます。進捗状況あたりはいろいろ難工事のところもあったろうし、その辺はもうよろしいですんで、次に行きたいと思えます。

清和地内のインターチェンジ構想について町の考え方はということですが、私ども清和に住んでおるもんは、私は生まれも育ちも清和で、勤務地も清和で、今ずっと住んどるわけでございます。

そういうことで、山都中島西インターかな。そうすると、今度は仮称矢部インター。うちは自衛隊前のあそこもでくるようになっておりますね。そうすると、決まっとるのは4か所ですかね、山都町です。そうすると清和だけが今のところ何の話も上がっておりませんで、私たち清和の住民としては、ぜひ欲しいわけなんです。何らかの形で、インターっちなのはですね。

なぜかと言いますと今、また後でも文楽邑整備関係としてお話をさせていただきますけれども、非常に清和文楽邑というのが観光の拠点に清和としてはなっております。それで、今見ますと、218号線沿いに道の駅があるのは、恐らく清和文楽邑ぐらいしかなかっじやなかろうかと思えますし、松橋のあそこはどうか、道の駅かよう分かりませんで、そういうことも考えまして、非常に重宝がられるいろいろな施設もございませんで、インターチェンジというが、サービスエリアの様相を非常に、清和の地点ではなっております。電気自動車のあれもございませんで、給油所も近くもございませんで。それと、まず物産館です。そこら辺りもありますし、文楽を見学に来るときも非常に便利なところもございませんで、それをみんな考えると、駐車場あたりの整備も進める。これはまた後で言いますけど、その辺も踏まえた上で、私たちはぜひ清和にもインターが欲しいという気持ちであります。

ただ、仮称矢部インターから清和までは約9キロぐらいあろうかと思えますし、仮称蘇陽インター、ここまでも4キロぐらいだろろうと思えます。ただ、この前の中心くい打ちの資料を見ますと、五ヶ瀬西と東が蘇陽から、五ヶ瀬西インターかな、そこまでが大体4キロですか。五ヶ瀬西インターから五ヶ瀬東インターまでが3.7キロって書いてございませんで。そうすると、清和と蘇陽が近い関係もございませんで、でけんもんじやなかろうと。これはいろいろ運動すればでけんことはなかろうと私どもは思っております。

そういうことで、町のインターというのは、コースはどう考えなのか、清和のインターチェンジのことは。そういうことをお伺いさせていただくならと思えます。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） これにつきましては今、矢部蘇陽間につきましては計画段階評価の段階

であります。率直に申しまして、ぜひインターを造ってもらいたいという思いであります。

距離につきましてはいろいろあろうかなという思いではありますが、一番言っておりますのは、JAかみましきの野菜の集荷場が近くにあると。また、大きな製材所が全国から材木を引いて、全国に材木を発送されておるといような大きな事業所もあるといようなことでございますので、ぜひそういう分も含めながら、私たちもインターチェンジの実現に向けて取り組んでまいりたいという思いでありますので、地元の方々にもお願いをしておりますが、機運を盛り上げていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 町長のお考えを聞きまして非常に安心しておるところでございます。

続いて、このインターの名称の決定までの手順はどうなっているのか。これはもう国土交通省がぼつと言うのか、県と町に相談をされて決められるのか。その辺りどういう過程になつとるかですね。その辺のことをちょっとお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、インターチェンジ名称決定の手順ということで御質問がありましたので、お答えいたします。これにつきましては、既に山都中島西インターが通っておりますので、こちらを例に取って、説明させていただきます。

平成30年12月に開通しました中島インターにつきましては、平成28年11月に熊本河川国道事務所から町に対して、名称の意見照会があっております。それを受けまして、地元中島地区等の意見を参考にしながら、平成29年3月に町から国に対して回答を行っております。

決定までの流れとしましては、国から町への意見照会がありまして、町からの回答を受けて、国が熊本県へ意見照会をまた行います。熊本県からの回答を受けて、国のほうで名称が決定されます。その後、国のほうから熊本県並びに町のほうに名称決定の通知がされたところでございます。

以上が事務手続の流れでございますけれども、山都中島西インターの名称決定までに、町からの意見提出から約1年半で決定されたという流れになっております。

なお、矢部インターと北中島に建設中のインターにつきましては、現在のところ、意見照会のほうはあっておりませんので、期間については不明でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 過程としては分かりました。それで、私の提案なんですけれども、これは、清和地内にインターチェンジができたなら、せつかくの文楽という伝統がある人形浄瑠璃芝居がございますので、これはぜひとも清和文楽邑インターチェンジという名称をぜひこれをつけていただくなればと要望させていただきます。

そうすると、観光のあれもなりますし、素通りで通っても何もならんわけですね、実際に。山都町のためには、この矢部インターで降りて、通潤橋辺りを視察して、また乗っていただいて、清和インターで降りて、清和文楽を鑑賞するということが非常にメインのコースだろうと私は思

いますので、素通りして宮崎県の高千穂のほうばかりに流れていっては困りますので、その辺を考えると、ぜひインターチェンジの名称は、清和文楽というようなことも、邑ということを掲げてほしいと。これは要望でございますけども、考えていただくならばというふうに思います。

続きまして、時間もありませんので、道の駅清和文楽邑の周辺整備について、大型バス駐車場スペースや翁橋などの町の考え方についてお伺いさせていただきますが、これは7番議員からも、去年だったと思いますけども質問がっております。

それで、一ついいことがあっております、清和文楽に。今、「わたしたちの熊本」ということで、小学校4年生ですかね。県内の小学校4年生が今、教科書に載ったとかなんかで、非常に見学に訪れております。調べたら、9月から11月末までに39校、2,611の方が見学に訪れとるわけです。これは4年生というなつと、まだ県内ですので、まだ随分学校もあろうかと思えますけども、これから先も、3年生が4年生になるからですね。そういうことを考えると、非常に駐車場スペースも狭くなつとるという思いでありますし、大型バスは今のところ3台ですもんね、止められるのが。

だから、学校関係は土曜、日曜、祭日はもちろん除かれますので、文楽館のあたりで調整はされて来ていただいておるというふうに考えますけれども、やっぱり足りないんじゃないかなるか。土曜、日曜、祭日あたりは非常に頻繁に、私もちょいちょい見に行きます。

そういうことを考えると、足らんところがありますし、大型バスの入り口もなかなか難しゅうございます。それで今は、何というんですか、馬見原のほうからの途中、手前から左のほうに降りる道がございます。ちょっと狭いですが、そこら辺りが非常に大型バスが下りてきよるような感じがします。当たり前道ば通っていくと非常に急カーブですので、なかなか切り返しだかせにゃんから、なかなか難しゅうございます。入り口をもうちょっと考えていただいて、木が邪魔なら切ってもろうたりとか、あそこもちょっと広げてもらったらどぎゃんかなと思います。川のほうにありますので、川のほうまで行かれんなら、もうちょっと手前のほうをちょっと広削でもして広げて、スムーズにバスが行くようなコースはできないものかというふうに思いますし、その辺のこともお伺いしたい。

もう一緒に言いますけども、それと翁橋ですよ。翁橋がこれも私も、楢林課長のときから随分言っつてまいっとうですけども、なかなか前に進まない。考え方とすれば、今までのような橋をかけられるというような構想でおられるから、なかなか進まんじゃなからうかという思いがありましたものですから。今まで流されたああいう橋じゃなくして、もうちょっとコンパクトな、金もかからないようなある程度の橋を考えていただくならというふうに思いますけども。

駐車場と翁橋に関しての御意見をお伺いしたいと思えますし、翁橋は何で必要かつちゅうと、あそこの向こうに、癒やしの森かな。

(自席より発言する者あり)

ふるさと……、そういうところに非常に。あれは県が整備してあつとですかね。きれいに整備してあります。あそこに行けんわけです。行けんもんですから、そこに橋があつとですね。せっかく来られたお客さんも、大人ばかりじゃありませんので、子供さん連れもたくさん多うござ

いますものですから、子供に上に登ってみろかという格好になりますもんですから、その辺りのことを踏まえて、翁橋と駐車場スペースのことをどうお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。道の駅清和文楽邑の駐車スペースと翁橋の件については、これまでも一般質問で御指摘、御要望をいただいているところです。

道の駅の駐車スペースにつきましては、5月のゴールデンウィークですとか行楽シーズンなどの繁忙期に、第2駐車場、施設内の芝生広場まで活用されて、駐車場を確保しなければならない状況であるということはもう認識をしているところでございます。先ほどお話がございましたとおり、矢部インターが開通した場合には恐らく多くの車両が、清和、蘇陽方面に向かう車が増大するということが想定されますので、道の駅としての機能を十分果たせるように対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

場所の選定を現在、文楽の里協会と協議を進めているところでございます。最適な場所の選定を行っていきたくと思いますので、もうしばらく時間をいただければというふうに思います。

それと、翁橋の件ですけれども、議員から御指摘がございましたとおり、橋の建設費に多額の費用がかかるので優先順位が低いということで、これまで回答をさせていただいております。現在、様々な工法ですとか安価にできる方法について検討をさせていただいておりますので、橋の大きさについても小規模なものをということで想定をしているところです。

それと、道の駅への入り口の道路の整備につきましても、国道との絡みもあると思いますので、そちらと協議をしながら計画を立てていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。計画には立てて、いろいろ進行中ということですので安心しておりますけれども、できるだけ早めに、その辺もお願いしたいというふうに思います。

時間も、これは間に合うかなと、全部終わるかなと非常に疑問ですけれども、頑張っていくと思います。

4番目に行きますが、建設農林部局に寄せられた陳情、要請、要望についてということで質問をしておりますが、合併して、平成17年の2月だったと思いますけれども、もう2月が来れば、丸々15年ですかね。そういうことになりますと、合併後、どのぐらいの要望、要請があつとんのか、全く分からんし、ある人たちに聞けば、こぎゃん山んごつ積んであるんですばいというような話もあるからですね。その辺のことは今まで質問をされた方もおられませんので、あえて、どのぐらいの件数があつて、達成率はどのぐらいできとるもんか。その辺のことを、分かるだけでよろしいですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 建設課の要望ということでお答えいたします。平成17年の大合併から本年度現在で、道路の拡幅、側溝の整備、舗装の打ち替えなど、782件の要望が上がっております。そのうち、令和元年度までに完了しましたのが427件、達成率としまして55%となって

おります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。農林振興課に対する要望ということで、農道等の件につきまして、現在748件の要望数となっております。そのうち337か所が残数ということで、これまで411か所、55%が完了しております。林業関係につきましては133件の要望ということで、現在80か所、73%が完了しているような状況でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。いろいろなことで。ただ、やたらとこれは50%近くに行くとるから、まあまあと思いますが、林業あたりは73%ですか、ということで、以前、どこの自治体あたりも「すぐやる課」というのが非常にはやった時期がございました。いろいろ私も考えてみると、これは金額もかなり、この要請、要望あたりについて対応するためには、かなり金額が要りますが、1,000万円以下ぐらいの規模の要請、要望なら、この「すぐやる課」というのは、やる課ってなれば課長もつくらにやいかんですけん、いや、すぐやる部署あたりをつくっていただいて、すぐ対応あたりがでんかなという思いがでございます。そういうことはどうでしょうかね。ちょっと、住民の皆さんには非常にプラスになりやせんどかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 住民の皆さんから様々な要望があるというふうに認識しております。すぐやる課ということで、それぞれの部署で優先順位を決めてすぐやるということが「すぐやる課」につながるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 時間もありません。指定管理者の指定についてですね。これも、高齢化、人口減が続く中で町としての考えようかちゅうことで、もう一つ、今回の定例会にも清和の三つのつが上がっておりますけども、一つが今回は上がっていないということで非常に心配しておりましたけども、やっぱり人口が減る中、また高齢化の中で、受け切らんということだろうと思います。

その辺のことも付きで、今後の町の考えはどうされるのかというようなことを思っておったんですけども、そのときになってみればどやんかなるでしょうちゅうお答えなら、もう聞いたって一緒ですので、次に行かせていただきたいと思いますが、最後です。

町道改良について。町道改良の現状と今後の計画についての考え方ということで、今見ますと、町道、小笹井無田線、これが、土捨て場が朝日西部小学校の近くにできまして、あそこは頻繁に大型ダンプカーが通ります。今はちょっと時期が、トマトが終わりましたもんですから、あそこは10輪の大型の運送車がトマトを積んでいつも行き来します。そうなると、非常に危険です。そ

ここに民間の車がやたら通りますから、非常に危険がございますので。

それで一つ提案で、これは来とっと思えますけども、大川大矢線、これが今、橋ですね。新仁田尾大橋はもう完成しております。その先も今、継続して道路改良を行われております。その手前、高月の入り口まで、今、コミュニティバスが駐車してあるところから高月入り口のところで、下まで、橋までが非常に道が狭うございます。ここに橋ができたなら、恐らくトマトの集荷があるときは大型はそっちさん通ると思えます。そうすると、やっぱし、これは一刻も早く事業化をしていただきたいというふうに思えます。恐らく要望はしてあると思えますけども、その辺のことを踏まえていかがでしょうか。早めをお願いします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） これにつきましては、先ほど町長のほうからありました清和インターとの絡みもございますので、今後とも改良計画に上がっていくように検討の協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（藤澤和生君） 分かりました。以上のことを踏まえて進めていただきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、13番、藤澤和生の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） おはようございます。8番、飯開政俊です。

本年はコロナウイルスの発生で、今までの生活、経済活動の在り方を変えなければならない状況に追い込まれています。行政として町民の生活を守るために官民一体となり努力しなければならない中で、農業関係はJAを中心に生産、販売に努力され、また、新規就農の方々もお互い連携し、新しい経営感覚で経営継続に頑張ってくられました。商店街についても、大変厳しい中、商工会と行政の連絡を密にして頑張る姿を見させていただきました。また、建設業、福祉関係、病院など、常に緊迫感を持って町民の生活を守ってくられたことに感謝したいと思います。

このような厳しい環境の中、山都町にとって明るい話題として、通潤橋が修復し、4年ぶりに放水ができました。これからの観光の起爆剤になってくれるものと期待しています。

この通潤橋は皆様も御存じのように、布田保之助氏が巨額な資金と2万7,000名余りの人手を投入し建設された橋です。下矢部、荒谷の下田家をはじめ、浜町の商人、馬見原の豪商と言われた商人からも多額の寄附があったと伺っております。

通潤橋を支える水は、笹原にある円形分水から引っ張ってきていますが、その源流は清和からの水が笹原川を経て、通潤橋まで届けられています。考えてみれば、当時の蘇陽、清和、矢部の総力を合わせた山都町全体で造り上げた遺産と言えるのではないかと思います。

私が信念としているのが、中国の儒学者孟子の言葉で、地の利は人の和にしかずという言葉です。意味は、どんなに地の利が有利であり、勢いがあっても、人の和がなければ、戦いに勝利することは難しいという意味で、現代ではいろいろな事業を進めたり、様々な催しも、人の輪がなければ成功に導くことはできないという意味に使われています。また、イエスキリストも新約聖書の中で、内輪で争えば、どんな町でも家庭でも成り立っていかないと言葉で戒めています。

今、コロナ禍で、厳しい時代を乗り越えるためには、車に例えるならば、アクセルとブレーキをどうやって同時に踏めるかという厳しい町政運営になるかと思います。ですから、人と人との信頼関係、和がなければならぬという思いを持って、質問台より、通告に従い質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 最初に、観光客を呼び込むためのまちづくりについて。

私は経済が回るまちづくりを目指したいと常々申し上げてきました。本町では、食べ行く券と商品券が町民へ配られました。二つ合わせた商品券を使うことによって、買物された商店、飲食店が品物を仕入れ、従業員への支払いなど、町内経済を動かす取組は高く評価できますし、本当にいいアイデアだと思っております。町民の方々にも趣旨を理解していただき、商品券の利用をお願いします。

本町において、九州中央自動車道の中島インターに続き、2年後に浜町までの完成を目指されています。それに加えて、東側の入り口になります蘇陽五ヶ瀬道路の中心くい打ち式を今月5日に行われました。コロナ禍による自粛生活はいずれ終わることを信じ、蘇陽地区の馬見原、清和地区の文楽館、矢部の通潤橋・岩尾城周辺について、町における観光地づくりに向け、提案型の質問をさせていただきます。

初めに、蘇陽地区です。蘇陽地区の馬見原は、天保の末期には非常に発展し、九州の中央の町と言われるほど栄えていました。その基となったのが、大分の竹田の商人に商売の手ほどきを受け、馬見原の商人は肥後藩でもトップクラスであったと歴史に刻まれています。浜町の商人も、馬見原の商人から鍛えられてきたということです。

また、観光の拠点や、神社仏閣を中心とした観光地づくりをされている町はたくさんあります。その代表が、伊勢神宮や京都の寺を中心とした観光地づくりです。山都町には、小一領神社、男成神社、大川阿蘇神社など、歴史ある神社があります。蘇陽の幣立神宮は、今では県内はもとより、全国から参拝客が訪れる神社です。若者からもパワースポットの聖地として大変人気があります。

私が若いとき、元県議会議員、サカモトツネト先生、元学校の教師で郷土史家の林駿一先生、元金沢大学で教鞭を執っておられました宗教家の西村見暁先生が、今の山都町の歴史について、当時の蘇陽、清和、矢部の歴史について意見交換されている場に同席したときに、西村見暁先生

が、幣立神宮は歴史上、日本の生い立ちにも関わる神宮ですと力説されていたのを思い出します。

馬見原の新八代屋を中心とした歴史ある街並み、幣立神宮、蘇陽峡、それに加えて、そよ風パークを今後運営されるエネルギープロダクトの丸山一孝社長が、町の特徴を生かし、地元業者と協議会を設立し、営業を目指したいと力強く申されています。何と云っても、馬見原は、椎葉、高千穂、阿蘇、その先にある大分へとつながる交通の要衝です。当時の馬見原の姿を歌人若山牧水が旅の途中で立ち寄った折、「馬見原ハシヤレタ町ナリ」と自身の日記に書き残しているそうです。限りない可能性を秘めています。この馬見原のまちづくりについて、町はどのような考えを持っておられるか、お伺いをします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） では、お答えします。蘇陽地区のまちづくりについてのお尋ねでございますけれども、今、議員のほうから御指摘もございましたとおり、蘇陽地区の馬見原の町並みについては、馬見原まちづくり協議会が中心となって住民の合意形成を図り、統一した経過を保っていらっしゃいます。

地域の中でも、モライアスロンですとか火伏地蔵祭、落語会など様々なイベントの実施により観光客を呼び込む手段として定着をしておりますし、幣立神宮、服掛松キャンプ場、蘇陽峡、そよ風パークなどを含めまして、互いに波及し合い、集客につながっているというふうにご考えております。

御指摘がありました幣立神宮へ全国から人が集まっていられるということで、そういった人たちを馬見原商店街、ほかの施設にも誘導していく方策については、馬見原まちづくり協議会とも協議をしながら今後進めていきたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 一番考えなければならないことは、観光客を呼んで、その方々がこの町でどれだけ使っていただけるか、そういうことをきちっと計画していかなければ、どれだけ呼んでも何もなりません。

私が幣立神宮に参拝するときに、私、正月に並んでおりましたら、五、六人の若い方が私の前のグループでおられまして、階段で話をされていました。昼はどこで食べるねって。帰りは高森さん回って帰ろうって。結局、幣立さんに来ても食事をするところがないという形で、よその町へ行かれる方がおられたわけです。幣立神宮の宮司さんにお尋ねしたところ、そうやってどこかありますかって尋ねられるそうです。非常に寄るところがない。私は、馬見原の町には1軒食堂がありますけれども、そこ辺がやはり受入れ体制をつくるならば、じゃあ、その人たちはどうやってそこに留めるかということを考えていかないと、何にもならないと思います。トイレを造って、観光地をつくって。素通りしていかれたら、お金が落ちません。そのところをもう少し考えていただきたい。

私は馬見原の方々にもお願いしまして、食堂をもう少し使ってほしいということをお願いいたしました。やはり町から募集して、若い方の移住者でもいいですから、やはり助成でもして、

あの辺に、散策をするときに立ち寄る店を造っていただきたい。それから、私、目をけがしましたので、ちょうど生目神社がありましたので参拝に行きました。毎朝、今ブルーベリーを食べているんですけども、少しいいのかなと思うくらい回復してきています。だから、生目神社のお宮とブルーベリーを絡ませた商品の販売の仕方とか、非常にアイデアが足りないなと今自分で思っております。その辺のところも、やはり地元の商店街の方々と、いろんな意味で話合いを持たれて、そういう店づくりをしていただきたいし、お金を落とす仕組みをつくっていただきたい。

ちょうど服掛松キャンプ場の管理の西原さんという方とお話をさせていただきました。今、本当にキャンプ場は非常にブームと。このブームがいつまで続くだろうかというお話もさせていただきましたけれども、一番、西原さんと話であったのが、私は福岡のお客さんをここまで呼ぶ仕掛けをつくりたいと言いましたところ、当然西原さんもそう言われました。

理由は、熊本県内の方よりも福岡の方は1.5倍お金を使われる。福岡にも西原さんはいたそうです。東京の周りの関東は、福岡の1.5倍使われるそうです。だから、1人来たときの1人当たりの使い方が違うそうです。高速が浜町まで来れば、1時間半で福岡から来ます。そうすると、人を呼び仕掛けができます。農業関係で、千葉と群馬、長野、神奈川というふうに、あの辺のJAを回らせていただきました。群馬で一番感動したのは、朝7時までに野菜を集めて、9時の開店に間に合わせるということだったそうです。非常に、馬見原の地区にやはりそのくらい、いろんな産物もありますので、早い段階でそういう取組をしていただきたいと。特に東側の入り口が今度できましたので、こちらからの集客をやはりしていただきたい。特に椎葉と高千穂とは組んでいただきたいと思います。椎葉の方々も、こちらのほうに買物にも来られますので、みんなで馬見原の町にお金を落としていただくような仕組みを頑張りたいと思います。

それから続きまして、清和地区について質問します。先ほど13番の藤澤議員が申されましたので、ダブる部分もありますけれども、藤澤議員が言われなかったところの部分だけ、私が申し上げます。

清和地区にあります清和文楽館、清和天文台ですが、皆様も御存じのように、多くの行事が行われ、山都町の魅力発信に貢献されています。特に清和文楽は、熊本県無形文化財としての価値だけではなく、文楽人形を描いたロゴマークをつけた農産物、特産品は、県内外で高い評価をいただいております。山都町にとって大きな経済効果を生んでいます。

その文楽館と併設されています郷土料理館の屋根は、県の登録のアートポリスという指定を受けたテントで覆われており、夏は暑く、冬は寒く、結露ができ、日差しが当たり始めると雨のように水滴が落ちるといことで、従業員の方から、これまでも行政のほうにお願いをしていたということですが、この部分を少しお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。今御指摘がございました清和文楽邑の全ての建物については、熊本県のアートポリス事業により建設された建物でございます。

郷土料理館の結露につきましても承知しておりますけれども、5年ほど前に熊本県の建築課にも入っていただいて様々な改善方法を検討してきましたけれども、最善の対策は現在のところ見

出せていない状況でございます。現在、時期的には11月、12月の霜が降りる時期に、テントの内側に結露したものが凍って、それが昼間温められて、天井から水滴が落ちてくるという状況の不具合が起きているところでございます。

清和文楽邑としては、暖房を夜もかけた状態で、内側に水滴がつかないように対策は取られているところなんですけれども、それも経済的ではございませんので、できるだけ早く改善できる方向性を示していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） あまり、失礼ですけど回答にならないと思います。もう何年もお願いをしてきたというふうに従業員の方が申されました。現実、私も5日に帰りに寄らせていただきました。ひどいところに鍋が置いてありました。雨漏りがしていましたので。

やはり、先ほど藤澤議員のほうから言われましたように、やはり高速道路が来れば大型バスが来ると。大型バスが来れば迎えたいということで、食事をさせたい、あそこに入りたいと。ところが、この状態を見てくださいと言われまして、本当ですねと言いました。

私は、もう何年もお願いされているところでございます。また、来年言えば、そのように言われれば何なりません。何とか、できるかできないか、お答え願います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） もう一度、施設のほうを確認をして早急に取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） それから、先ほど13番議員、藤澤議員がインターチェンジのことを言われました。私は絶対に必要と思います。なぜかといいますと、山都町は誰が見ても広うございます。やはり広い町を狭く感じさせるには移動時間です。それから、今、将来の人口が1万人とかいろいろな形で言われていますけれども、必ず統廃合という問題が出てきます。そのときに、やはり移動時間が短いというのが条件になります。私は、将来は学校の再編が出てくると思います。そのときに、やはり10分でバスの移動ができるということになれば、やはりそういうことも可能かなと思います。私は、今、国交省に強く要望されておられるということでございますけれども、もしも計画にならない場合は、町の責任において建設してほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 町の施設としてというございますが、山都中島西、また、水ノ田尾等々につきまして、まだ名称は決まっておきませんが、その部分については、やはり町の要望でできたインターというような形で、ほとんどの部分、町の予算で造ったんじゃないかなという思いでおります。

まだ、今からのことでございますので、早い時期に、先ほども言いましたように、やっぱり国

にも県にも要望をしながら、インターというか、今の本線の中にできるような形で進めていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 将来必ず造ってよかったと子供たちから言われると思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、矢部地区についてお尋ねを申し上げます。

通潤橋の放水の再開とともに観光客が増えつつありますが、放水のないときのことを考えれば、いかにして年間を通して安定した客の呼び込みができるかということが大事だと思います。浜町商店街の近くに、通潤橋、そして、岩尾城、五老ヶ滝があります。このように、町の近くに自然を生かした観光資源があるのは珍しいということです。

ただ、岩尾城が私の若い頃に比べると、管理が行き届いてなく、荒れた感じがします。もったいないような気がします。老人憩いの家の解体が終わり、整備されるに合わせ、岩尾城も整備ができないか伺います。史跡としての岩尾城の築城に関する資料内容、文化財としての価値、本丸をはじめ、中心となる土地は町の所有かなども併せてお聞きします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。通潤橋放水の再開により、見学者が多く訪れることは、文化財の観点からも大変喜ばしいことだと思っております。放水は、農業用水を渡す水路橋という通潤橋の機能を最も効果的かつ象徴的に見せることにつながると考えております。

お尋ねの岩尾城についてですが、まず、築城に関する資料内容、文化財の価値について、御説明します。岩尾城は、阿蘇大宮司の居館である浜の館があった当時、城を敵の攻撃から守るための城郭であり、昭和46年、町指定文化財に指定されております。山城のある岩尾城に関する戦国時代のことが分かる歴史資料は文字資料の1点のみで、そのほかは江戸時代後期の資料が数点残っております。

次に、岩尾城の土地についてでございますが、岩尾城には、本丸、二の丸、三の丸がありますが、資料にあります城域として推測される土地、約9万6,000平方メートルのうち、町有地は本丸、二の丸を中心に約4割程度となっております。ただ、議員が意図しておられる本丸と二の丸を中心としたエリアで考えますと、約7割、8割程度が町有地となっております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 現在、竹、雑木が多数茂っています。専門家の意見を取り入れながら、伐採、枝打ちなどの整備とともに、将来、通潤橋の景観を生かすためにも、岩尾城の整備はぜひ行っていただきたいし、その先に山城の復元はできないかと思っております。

以前、井上清一先生を囲んでの岩尾城についての話の中で、中世期の城を復元するならば経費はそんなにかかりません、丸太の二、三百本あればいい城ができますという感じで話されました。郷土史家の田上彰先生、役場の学芸員の西さんなど、有識者の意見を伺いながら山城の復元を目指していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、雑木、竹の伐採についてでございます。岩尾城内の伐採、枝打ちにつきましては、地下の遺構に影響のない方法であれば可能だと考えております。むしろ岩尾城は、石垣のない土づくりの城ですので、その特徴がよく見える適度な伐採や枝打ちを中心とする整備のほうが望ましいと考えております。専門家のアドバイスをいただきながら、民有地でもございますので地権者の同意を得ながら、整備を図る必要があると考えております。

次に、山城の復元でございます。先ほど歴史的資料の存在について触れましたが、山城の建物等の復元に有効な資料は見当たらず、それを明らかにするには、埋蔵文化財発掘調査を行う必要があります。現地を歩きますと、くるわと言われる区画された平坦地や自然の山を削った堀切跡はその遺構が分かる場所です。岩尾城の整備に当たりましては、城内の主要な部分の範囲を限定し、発掘調査を経て、復元を図っていくことが望ましいと考えております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） ぜひ山城の復旧まで実現してほしいと願っております。矢部高校には林業科もありますし、いろいろな方々の力を借りて、アイデアとしてみんなで募れば、面白い山城ができるのではないかと思います。よろしく願い申し上げます。

2番目に、本町の自衛隊との関わり方について質問をいたします。

今月6日の熊日新聞の論壇の中で面白い記事がありましたので読ませていただきます。桃太郎は何のために鬼が島に行ったのでしょうか。講演の冒頭、こんなクイズでした。参加者は、鬼退治と口をそろえて申されました。正解は、村の平和を守るためでしたということでした。では、自衛隊は何のためにあると思いますか。戦争するためにはありません。国民の生命、財産を守るために頑張っておられます。そういう物事の本質を分かっただき、自衛隊との関わりを進めていただきたく、質問をいたします。

昨年9月の一般質問で、3番、中村議員が意見を述べました。自衛隊の関わりで質問されましたが、私の友人の子供さんが自衛隊員で、その隊員との話の中で、地元から大矢野原演習場での自衛隊の活動に反対の声が報道で流されるとき、残念で悲しくなると言われたのを聞き、これではいけないと思い、町民の声をきちっと上げていくことが大事と思い、今回、町としての考え方を伺うために質問いたします。

本町で、大矢野原で演習があるたびに反対の方々の声がマスコミに取り上げられますが、私たち自衛隊容認の声を上げていかせていただきます。自衛隊の役割について、私なりの考え方を述べるならば、皆さんは家の戸締まりをされます。鍵をかけたり、防犯カメラの設置などです。では、国の戸締まりはどうでしょう。国の戸締まりは自衛隊が担っていると思います。侵入されないように気を配り、いざというときのために日頃から訓練をし、有事の際のときのために備えています。私たちが安心して日常の生活を送れるのも、自衛隊の隊員の方々が昼夜を問わず国を守っていただけるからです。

また、ほかのことで、今、未曾有の災害が起きておりますが、どこの地区においても、真っ先に自衛隊が派遣され、人命救助、行方不明者の捜索など、本当に頑張っておられます。実際、

熊本地震の際は、大矢野原演習場に駐屯し、益城、南阿蘇などに毎日派遣されていました。現日もコロナで、非常に旭川が厳しいということで看護師が自衛隊から派遣されています。

そのような様々な活動を支えているのは日頃の訓練です。昨年の日米共同訓練を総務委員会で見学することができました。とても親切に対応していただきました。地元の協力者の方々とも会話することができ、とても有意義でした。

今、山都町出身の自衛隊員は150から200名くらいおられるそうです。そういうことを考えれば、職場としても考えられるし、家族で来られるならば人口減の問題にも貢献できます。今、民生安定などで2億数千万円という助成もあるわけです。昨年の八朔祭の折、自衛隊の災害時の救助車両などが展示されていましたが、多くの町民の方も見学されて、いい展示だったと思います。今後も続けてほしいです。

今、議員14名中13名が防衛議員連盟に加入し、10番、藤原議員、11番、後藤議員を中心に活動しております。この議員の比率同様、町民も自衛隊への理解は進んでいると思います。

今後、自衛隊との関わりをもう少し多くしてほしいです。町のいろいろな行事にも、警察同様、案内してはいかがでしょうか。例えば八朔祭などに案内をし、交流をさらに深めてほしいです。県内でも、合志市をはじめ幾つかの自治体では、職員の新人研修など体験入隊をされています。将来に向けて、町では自衛隊との関係を積極的に進めるような考えはあるか伺います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。自衛隊につきましては、今、議員おっしゃったとおり、国防はもとより日本各地で発生する様々な自然災害における災害援助活動、また、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策、直近におきましては逼迫する地域医療体制確保に向けて、北海道、大阪から派遣要請されるなど、国民の命と生活を守る重要な役割を担っておられると認識しているところです。

自衛隊の交流につきましては、まず、八朔祭におきましては年々参加団体が減少傾向にあるところですが、自衛隊におかれましては毎年、音楽隊に御参加いただきまして、素晴らしい演奏により、祭りを盛り上げていただいているところがございます。今後も応援いただきたいと思っております。

また、御提案いただきましたその他いろいろな交流につきましては、今後、町としても検討していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） そこで、施設科部隊の説明をします。施設科部隊は、現在、福岡県の小郡市に第5施設団としてあり、隷下部隊として、宮崎、大分、第4施設大隊として長崎、第8施設大隊として鹿児島にあります。九州では、熊本だけがありません。施設科部隊の役割は、有事の際は第一線部隊の支援を行うわけですが、国内での災害派遣の役割は、人命救助、遺体の収容搬送、生活支援、給水、給食、入浴などがあり、多くの重機を保有しているため、道路、堤防の応急復旧、土砂の撤去など、機械力を生かした任務が与えられています。

現在、災害時の活躍はテレビでもよく見られます。この部隊の訓練の場とか大矢野原でしてい

ただくような取組はできないか。町を挙げて西部方面隊、防衛省に陳情はできないでしょうか、お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。施設科部隊の誘致ということでございますが、災害派遣や国際貢献などにおいて重要な任務を担っておられる部隊であるということは認識しているところでございまして、昨今の頻発する自然災害への支援といった観点から貴重な御提案として承りたいと思います。

大矢野原演習場では年間300日以上、延べ10万人以上と、ほぼ年間を通じて、自衛隊各種部隊による訓練が実施されておりますが、演習による爆発音や振動などにより、周辺地域や町民の方に御負担をおかけしているところでございまして、住民の皆様の安全安心の確保が最重要であると考えております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今、南海トラフなど、非常に災害が多く予見されておられます。この今の中央道路がある程度できれば、九州管内2時間以内で大矢野原から行けるようになるかと思えます。やはり施設科部隊は、そういう災害の場合の一番大事なときに派遣されます。

今、地元の方々にいろんな爆音とかがあるそうですけれども、施設科部隊はありませんので。その辺のところも配慮して、熊本にはないということですので、そういういろんな意味で運動していただきたいと思えます。

それから、最後は町長にお聞きしますけれども、自衛隊の駐屯地、訓練のあるまちは、防衛省をよく訪問されているいろいろな要望をされているそうです。防衛省をよく訪問されているまちは、いろんな形の中で意見交換をされているそうです。防衛省には本町の出身者が数名おられ、その方々から伺ったところでは、本町の歴代町長は今まで一度も訪れていないそうです。いかがですか。中島には、大矢野原演習場周辺対策期成会という組織があり、自衛隊との関わりも深く持たれています。期成会の代表と一度防衛省を尋ねられてはいかがですか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おっしゃるとおり、まだ防衛省には行っておりませんが、九州防衛施設局等々には毎年1回か2回行きながら、いろんな演習場周辺対策等々について協議をしているところでございますが、期成会のほうからも1回行ってほしいという話もありますし、今、駐屯地はありませんが、広大な演習場を抱える町のトップとして、いろんな情報も聞きたいし、うちの要望も上げたいという思いでおります。

先般の4日の日だったと思えますが、朝早くからの爆発音、清和、蘇陽まで聞こえたというようなことでございます。その日に会議をしましたが、なかなか明解な回答は出ませんでした。少し腹立たしく、出席の大尉に言ったところでございますが、明るる日から、うちの防災無線でも演習のつなげをしたということでございます。

今後につきまして、駐屯地はありませんが、先ほどありますように演習場を持っておられる町の町長として、本省にも出向きながら、今の状況、また我々の要求等も伝えていきたいと思いま

す。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） ぜひお願いを申し上げます。

続きまして3番目に、学校教育につきまして、小中学生の体力の低下についてお尋ねします。

子供の成長に欠かせない知徳体の充実がとても大事とされていますが、今回は体力についてお聞きします。学力については、4番、矢仁田議員のほうにお任せしましたので、私は体力のほうをお尋ねします。

子供の運動離れや体力低下の実態が全国調査で明らかになっております。本町においては昨年、中学生が県内短距離、長距離をはじめ、素晴らしい成績をスポーツ大会で結果を残してくれました。町民にとって、とても明るい話題で盛り上がったのを感じています。どれも歩く、走る基礎体力があるからです。それに、学力向上には体力がとても関係するそうです。体力がないと集中力が続かないそうです。

まず、本町の体力テストの結果は、全国、県内、郡内と比較して、それぞれを100として、本町の数字を伺います。できましたら、項目別をお願いを申し上げます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。体力テストについてですが、本テストは各学校がその結果を県平均と比較することなどにより、成果と課題を検証し、体力向上につなげることを目的に実施しております。

そのため、項目別の詳細についてはここでは控えさせていただきますが、昨年度の結果を見ても、学校、学年によって差がありますが、本町小学生の体力の傾向として、筋力、俊敏性等、全般的に県平均を上回っております。強いて挙げるならば、柔軟性に一部で課題が見られます。中学生も全般的に県平均を上回っております。ただ、柔軟性、持久力等に一部で課題が見られます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 学校の部活動が終わりまして、現在では社会体育が主になっておりますけれども、サッカー、剣道などへ参加している子供と、部活に参加していない子供の体力に差が出てきてはいないかと大変心配しておりますが、そこら辺はどうですか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。小学生の社会体育への参加割合は約50%でございます。社会体育に参加している子とそうでない子の体力差について、実際的な調査は行っておりませんが、現実的なこととして、そういった傾向にはあると認識しております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今、課長が申されたように、そういう社会体育に参加してない子は、学校から帰ってほとんど運動してないそうです。非常に体力の二極化が進んでいるそうです。

そこで、私は矢部小学校区ですので、矢部小についての提案を申し上げます。私の近くの子供

たちは矢部小に通っていますので、矢部小について御提案をいたします。

以前は、学校まで何キロもの道を歩いていただけですが、今では家の近くから学校までスクールバスで通い、歩く必要がなく、体力の低下がないか心配しております。今は浜町町内にブルーゾーンの歩道が描かれていますが、小学校のPTAの提案だそうです。1番、眞原議員とよく話していたんですけども、どこか違う場所でバスを降り、学校まで歩く距離を確保できないかと私は思っております。例えば、通潤橋の見える上の駐車場等に、雨の日でも濡れないようなバス停をつくり、登校班で町内を学校まで歩くのはいかがでしょうか。5、6年生は1、2年生をまとめて引っ張っていく責任感、1、2年生は5、6年生とともに通学することで、学校のルール、そして交通のルールを体で覚えるという教育的観点からもできないか、お尋ねを申し上げます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。スクールバスを途中で降りて学校まで歩く御提案については、安全性の確保等に課題がありますが、日常的な体力づくり等の取組として関係機関と協議をしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） よろしくお願いを申し上げます。補足で申し上げますけど、千葉県の船橋市は、公立高校の市立船橋高校に、スポーツの指導者、名監督を迎え、市立船橋高校を全国大会に送り、知名度を上げていきました。その結果、若い世代を呼び込みました。また、福岡の飯塚市は、炭鉱が疲弊し大変な中、今の市長は教育に特化して、小中学校の学力を全国トップクラスに引き上げて、周りの市町村から若い子育て世代を呼び込まれています。

二つの市の共通点は、若い子育て世代の願いに応えたからです。本町が数年後、高齢化率で県内トップになるのは、子育て世代の要望に応え切れてないからだと思います。私はこの課題を解決しない限り、若い世代がなかなかこの町に定着してくれないのではないかと非常に心配しております。ぜひお願い申し上げます。

それから、最後の質問に移らせていただきます。マイナンバーカードの普及に向けて、マイナンバーカードについて、9月の決算審査でも取り上げてきましたが、全国的に見ても普及が進んでおらず、本町でも保有率が低いということですが、将来を考えると、このカードを活用した施策が幅広く計画されているとのこと。まず、マイナンバーカードの必要性、マイナンバーカードの利用には、どのようなことが計画されているか伺います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） マイナンバーカードの利用計画ということで、いわゆる、このマイナンバーカードが導入された目的につきましては、住民の方々の利便性の向上というものがございまして。一例で申しますと、来年3月から健康保険証としてのオンライン資格等の本格開始がされるということもございまして、住民の皆さんには、これをはじめとして、十分な利活用のためにも、このマイナンバーカードの必要性を理解いただいて申請をお願いをしたいなというふうに思いますし、行政としてもその推進を進めていくというのは当然でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） マイナンバーカードの普及率ですけれども非常に進んでないということですが、国、県の平均、また、普及率の高い町村名、また、その町がどのような取組をされているか、分かれば教えていただきたい。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 本年11月1日現在で総務省が公表しておりますデータによりますと、山都町は、議員がおっしゃいますとおり、17.6%と低い数値になっております。県内では25位、郡内では4位という状況です。全国の平均は21.8%で、都道府県の1位は宮崎県の29.8%、熊本県は22.3%で、全国で11位ということになっております。また、県内での1位は熊本市の27.9%、2位は球磨郡相良村の25.4%となっております。

普及率が高いところの取組ということですが、総務省のほうからの自治体ごとの取組の状況の一覧表を見たところですが、本町でも夜間窓口開放であったり、地域や職場での申請会を開催したりしているところですが、どの自治体も同じような取組がされております。ただ、マイナンバーカードに自治体独自の取組としてのサービスを付与してあるところがございまして、そういう取組をされているところは普及率が高いというふうに感じたところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 高い市町村ということで都城市が上げられるかと思えますけれども、国から5,000ポイントということでありましてけれども、宮崎の都城は、市が独自にプラスポイントをされているそうです。

このマイナンバーカードは、必ず二、三年後にはもう、ぜひいろんなものがのりますので、保有してほしいし、特にこの町は高齢化が、今65歳以上が半分です。単純に計算すると70歳以上が半分になります、5年後には。免許証の返納もありますし、自分を証明するものが何もなくなくなります。何とかこの普及率を上げていただいて、やはり時代がそちらに加速しておりますので、ぜひお願いを申し上げます。

本町が今後、何か普及向上への取組が何かありますれば。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、議員が御指摘のとおり、住民の生活に利便性を持たせてるカードということで、実現はどうか分かりませんが、一例としましては、行政あるいは民間で発行されました様々なカードがございますので、それをできるだけ集約して、できれば1枚にまとめることが理想でございますが、例えば、行政が発行します印鑑の登録カードですとか、あるいは、医療機関が発行します受診受付票、診察カードですかね。そういったカードをやっぱり一元化することによって利便性が向上するというのも一案かというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 今、私は非常に町が一步踏み出しているというのを非常に感じております。文化交流館、やまと文化の森が荷物と言われておりましたけれども、今、川内広子さんが非常に頑張って来場者を増やしております。また、若い人たちが、山都でしかなど、いろんな意

味で活動されておられます。

今の町の流れを引き続き、続けていただき、町民が幸せを感じることができるまちづくりを目指していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（工藤文範君） これをもって、8番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。9番吉川でございます。今日最後の質問となりました。どうぞよろしく願いいたします。コロナコロナと振り回された1年でしたが、着々と日は経ち、もういよいよ年の瀬というふうになってまいりました。このような慌ただしい時期に今日も傍聴にお運びいただき、ありがとうございます。

毎日のように、このコロナにおきましては、感染者、患者の数の拡大、そして医療の逼迫、毎日心配なニュースばかりが耳に入っております。このコロナのおかげで今年の初めから、そして、ゴールデンウィーク、春休み、夏のお盆、全く帰省、移動ができなかった御家庭がたくさんではないかなというふうに思っております。この1年、子や孫、ひ孫、あるいは親やじいちゃん、ばあちゃん、会えなかったなという1年を振り返っていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかなというふうに思っています。

一方で、国の施策を見ていると、Go Toキャンペーンをやめることもなく、自粛をお願いするというふうな一方では、旅行に行ってください、食べに行ってください。それで助かる飲食業者もある、ホテル業界もあるというふうには思っておりますが、やはりアクセルとブレーキを同時に踏むのは非常に難しいことではないかなというふうに考えています。

私はこの年末も多分、家に帰ること、そして家族でたくさん集まることを自粛される家庭が多いのではないかなというふうに思っておりまして、前回のこの場所でも申し上げましたが、コロナで一番怖いのは家族の分断を生んでいるということではないかなというふうに思っています。オンライン帰省というものが普通のことにならないことを願っています。

さて、こんなコロナで大変な中でも、町のにぎわいが少しずつ戻りつつあるのかなと思われるイベントが開催されております。一部を御紹介したいというふうに思います。

まず、浜町においては、やまと文化の森が中心の場となり、大造り物集結祭がありました。夜間のライトアップがありましたこともあって、この間の集客数は前年を大きく上回り、3倍以上の人数であったというふうに聞いています。

また、現在も、自治振興区から募集したクリスマスツリーが所狭しと並べられており、私たち

の目を楽しませてくれています。こちらのイベントも金土と夜間開放して、町民の憩いの場となっているところですが、人気投票を募っていることもあり、例年より大きく来館者の数が伸びているというふうに聞いております。まだの方はぜひ足を運ばれて、地元のクリスマスツリーに1票を投じられてはいかがでしょうか。

清和地区でも、12月から地元商工会の御協力で、文楽邑道の駅にイルミネーションがとまり始めました。通行者の目を大いに楽しませてくれています。その文楽館ですばらしい催しがありました。11月28、29の両日、清和文楽館で開催された人間国宝、豊竹嶋太夫さんの追悼公演です。嶋太夫さんは清和文楽オリジナルの演目「雪おんな」の演技指導をされた方です。熊本地震で客足の減った清和文楽を励まそうと自ら足を運んでいただき、雪おんなを語ってくださいました。追悼公演では当時の音声を流し、保存会が人形を操るといった趣向のもので、嶋太夫さんの独特な味わいのある語りを聞くことができ、まるでその場に嶋太夫さんがいらっしゃるかのような演出となりました。

また、御遺族からは、太夫が使っていた浄瑠璃の台本である床本、それを置く見台などが贈られ、嶋太夫さんの清和文楽に対する深い愛情を伺い知ることができました。

文化の伝承と言えば、先月はたまたま矢部高の授業参観、公開授業参観に伺ったところ、矢部高の林業科学科の2年生が、緑地公園で石橋の実習をしていると聞き、ちょうど要石を設置する場面に立ち会うことができました。

そして、通潤橋資料館前にあるかやぶきの三連小屋の改修工事が始まっております。こちらでも伝統の技を直接見られるチャンスですので、見学されることをお勧めいたします。カヤのふき替えは地産地消とは言えませんが、工事業者はお隣の高森にある業者さんであり、阿蘇のカヤを使っている作業となっております。昨今、伝統の技を伝承するのが難しい中、懐かしいと思ったり、珍しいと思ったりしながら作業を見ていただきたいと思います。昔の人の生活の様子が見える小屋です。小学生の見学にも役立てることができておりますので、新たな姿を楽しみにしているところです。

以前からお願いしていたラジオ体操の放送が始まりました。平日の午後3時、皆さん体を動かしてらっしゃいますか。御家庭や職場で、仕事で固まった体をほぐして、リフレッシュしていただきたいと思います。

さて、本日はこのような地域の伝統文化や町指定の文化財の保護、保全について、コロナに表れている、災害時にどのように住民生活をサポートしていくかなど、防災への備えにつながる視点から順次質問をまいります。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） さて、1番目の質問から順次行ってまいりたいと思いますが、通告書を見ながらせんと、時々間違えます。

さて、今年度の県内の小学生4年生による通潤橋関連の社会科見学も、ほとんど日程を終了いたしました。そこで、ボランティアをする中で見えてきた課題について質問をまいります。

今年度はコロナの影響もあり、数は昨年度に比べますと少なかったというふうに思っております。

すが、それでも60から70の小学校が訪れていたというふうに思っています。コロナよって、密を回避するためにバスの台数を増やされた学校もあって、混雑ぶりには変わりがなかったかなという印象です。最近では通潤橋だけではなく、御岳地区にある円形分水や通潤橋が水を送る白糸大地の様子も案内するコースが増えています。

この質問に対しては、社会科見学に対する部分と観光資源の保護や保全の部分がありますので、それぞれの関係の立場からの御答弁をお願いしたいと思います。そして、この1番と2番の質問につきましては、答弁者に町長のほうもお願いしておりますので、総括的な御意見を後ほどお伺いできればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、円形分水の駐車場整備についてでございます。バスの大型化が進み、円形分水の駐車場が大変過密な状況にあります。駐車場が舗装されていないため、雨の日は水たまりやぬかるみ、晴れの日、風の強い日には砂やほこりが舞い上がって、御近所へも迷惑がかかっているのではないかと考えられます。放水が始まったために、放水日に見学が集中しております。円形分水もそれなりに混み合って、子供がバスの中で姿が見えなくなるような事態もあり、はらはらした日もありました。駐車場の拡張も必要ですが、まずは面的な整備をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この駐車場については、御近所の方にお話を伺いしても、前の前の町長時代からの懸案事項というふうにも伺っているところですが、過去の事情がどうあれ、現状の改善策を講じることが大切だというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。円形分水の駐車場の舗装整備については、去年でしたか、おとしでしたか、通潤橋案内ボランティア研修会のほうでも御意見をいただいたところがございます。晴天時の砂ぼこりや雨天時の水たまり等、足元の悪い状態のときは御不便をかけていると思います。

駐車場用地については、個人の方から賃貸借させていただいておりますので、アスファルト舗装を加えるという場合には所有者の方の了解を得る必要がございます。地権者の方からは、舗装に関しては先日御了解をいただきましたので、予算を確保した場合には対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。長年の課題というふうに聞いておりましたので、今の課長の答弁によりますと、地権者との話合いも進んでいるということで、大変安心したところです。来年からも小学生をまたたくさん迎えることになりそうですので、安全への配慮もよろしくお願いいたします。今後継続した取組をお願いしたいというふうに思います。

では、次です。次に、通潤橋前に行きますと、通潤橋だけではないんですが、看板の整備についてお伺いをしたいというふうに思います。

現在、橋の上は歩けないことから、岩尾城跡、先ほど飯開議員のほうからもありましたが、岩

尾城に上がる道、または吹上口のほうから橋の上部を見学してもらうというふうなことがございます。そのときに、今、橋の上を歩けないことから、一番その様子が分かるというところで吹上口に子供たちを案内することがあるんですけども、そのときに、御小屋と言われる昔の作業小屋、いわゆる創建時の工事現場監督がいらっしゃったような小屋のことですが、説明などもするんですが、以前、売店が、今は閉まっておりますが売店があった建物の前に、円形分水から白糸台地までの水の流れがよく分かる看板がございます。大変きれいにできております。航空写真を用いてあります。今ここには、ただ普通の観光客の方は多分お分かりにならないので入って来られないと思っています。せっかくいい看板も、知っていただきたい観光客の目に触れていないという現状がございます。このことは、この通潤橋を含む地域一帯が重要文化的景観であること、また、世界かんがい施設遺産に選ばれているということ、全くそのことが周知されないということにも関係しているのではないかなというふうに思っています。

防災放送を聞いていらっしゃる皆さんが、えっ、それ何なのっていうふうに思っている方も多いのではないかなというふうに思っています。重要文化的景観は、国が重要で保存すべき景観として認定している場所ですし、世界かんがい施設においては世界レベルの認定であり、大変貴重で保存していく価値のあるかんがい用水施設として認められているということです。この世界かんがい施設においては第1回目の、これは平成26年なんですけど、本当に最初の最初の認定を受けているという名誉ある順位のところでもございます。

しかしながら、このかんがい施設遺産であるとか重要な文化的景観であるというふうな説明をする看板が、私が知る限り本当はないんですね。特にかんがい遺産については本当はないといってもいいんじゃないかというふうに思っています。これはひょっとすると、その認定作業に関わる課、それを観光資源として捉える課、ばらばらな事情がありはしないかと危惧しております。

同じ通潤橋を包括している文化遺産が、縦割り行政のおかげで魅力発信をできていないとすれば、大変残念なことです。先ほど申し上げた御小屋の前にある優れた看板も、円形分水や通潤橋を訪れた方の目に触れる場所に設置されたいかと思うんですが、看板設置の必要性をどのようにお考えか、お伺いします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。通潤橋周辺地域は、昭和46年に、矢部郷国民休養地として指定された県有公園施設内にあります。平成30年3月に熊本県と町が矢部郷国民休養地、県有施設内における便益施設、例えばトイレ、あずまや、看板、ベンチ、遊歩道など、そういった整備に係る協定書を締結しております。この中でサイン計画が盛り込まれておりますが、実施に当たっては、この協定書とは別に定める重要文化的景観、通潤用水と白糸台地の棚田景観整備活用計画に定める誘導基準に基づいて整備を行っており、現在5か所ほど設置をしております。

この計画に基づくサインの整備費用については国の補助対象となりますが、平成28年地震以降、通潤橋修復事業を優先してきたため、整備の進捗度が進んでないところです。今後につきましては、協定書に基づき、熊本県と協議しながら、整備活用計画に基づき整備に努めてまいりたいと

思います。

また、先ほど議員が申されました御小屋の上にある分かりやすいサインということでございました。これとまた、世界かんがい施設遺産認定が、通潤橋の資料館内に認定書だけがございます。これまで周知されてない部分がございます。今後、こういった分かりやすいサインに、この資料で通潤橋道の駅付近に、重要文化的景観と世界かんがい施設遺産を一つの看板に織り交ぜながら、訪れた皆さんに紹介できるように整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 答弁ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。一括して分かる、今、いろんな観点というか、町にありながら、これは通潤橋が崩落したときにも言えたことですが、町の大事な文化財でありながら、国のほうを見たり、県のほう見たり、いろんなところを眺めながら整備とか、あるいは補助金とか、そういった大切な部分があるかと思うんですが、やはり町の大事な宝として、町が主導を持って、例えば、いまだにできていない五老ヶ滝への遊歩道とか、ああいうのも度々私たち申し上げてきましたが、あれは県の公園ですのでみたいなことで、県には申し上げますとかって言いながら相変わらずの状態でございますよね。そういったこともありますので、ぜひここは町長、本当に町が主導して、町がプランを立てて、どこにどういう看板をすれば、例えば私たちが通潤橋を案内する、あるいは、よそからのお客様が来られる、それを本当に形よくスムーズに御紹介をし、そこから自然に岩尾城に上がってもらい、自然に五老ヶ滝に行ってもらおう。そして、円形分水、あるいは足を伸ばして清和の文楽に行っていただいてもいいし、そういうことが総合的に、どういうふうに、町からの気持ちが伝えられるかというふうな看板の作り方を自分たちが考え出し、お任せではなく、私たちにとって何の看板が、5か所とか何か所とかもおっしゃいましたが、それがばらばらなところがあったところで、やはり一番やっぱり来られて、私たちも本当に今ボランティアもやりますが、本当にしょっちゅう、通潤橋前には参りますが、やっぱり、何を見なくちゃいけないか分からずに、遠くからいらっしゃった方が迷っていらっしゃることもありますし、今、資料館のほうも、シーズン中には子供たちが大変たくさん入りますので、一般の方が入れない、中にゆっくり入って、情報を見られないという状況もございますので、その辺はしっかりと外でも立って、通潤橋を眺めながら、ああこういうことかという、立派なといいますか、もちろんその景観に配慮したような、しかし、気持ちが伝わる。一括した看板が必要だというふうに思っております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

さて、続けますが、通潤橋は、今も申し上げましたように大変ありがたい文化財であります。これは本当、経済的にも、町の大事な文化的にも農業施設のにも、本当にいろんな側面を持っている大事な大事な文化財です。熊本地震で漏水して、おとしの雨で石垣が崩落、放水が今年始まったときにたくさんの観光客が戻ってこられたという感じがしております、実際ですね。そして、この秋の連休も大変な物産館あたりも入れないぐらいの盛況だったというふうには聞いているんですが、秋の連休以来、本当に休日などは布田神社側の駐車場もいっぱいになっております。そして、ついには、路駐の車が大変多くなってきましたので警察が取締りに出るという事態にな

ったというふうにも聞いておりますが、わざわざ見学に来ていただいた遠来の方に対して大変申し訳ないという気持ちでいっぱいでございます。今後は、駐車場の整備、便宜も考えていかななくてはならないことだろうというふうに思っております。

駐車場については、本当各議員からも御意見が出ているところですが、何とか、今の体育館の跡をどうするかとか、それから、急な坂の出入口をどうするかとか、そういった懸案事項がたくさんありますので、それもやはり私たちから発信するような使い勝手のよさというところの意見を十分に聞きながら進めていただきたいというふうに思っております。

先ほどの看板のところに戻るんですが、この通潤橋に、あその前に立ったときに、今、岩尾城がああいうふうに雑木やなんか茂っていて、なかなか見えにくい状況にもなっていますが、以前、もちろん地震の前であれば、あの岩尾城から上がって、通潤橋の上を歩いて、御小屋までというスムーズな案内ができておりました。本当に今、御小屋、それからその看板、サイン、それから宮部鼎蔵さんが書かれたあの文字とか、非常に見ていただきたいものがたくさんあるにもかかわらず、入っていただけない状況にはなっています。入れないことはないんですが、かなり大回りをしなくちゃいけませんよね、今の状況では。

そこで、ちょっと通告には直接入れてなかったんですけども、あの橋の上のことですね。橋の上を現在通れないことから非常に苦慮しておりますが、本当に子供たちにも、あんなたちの5年先輩はここの上を通ったんよなんて時々話すこともあるんですが、観光客の方もあそこは歩けるんですかって。というのは、石橋に行っても、通潤館の資料館に行っても、上を歩いていらっしゃる写真がどこそこかけてありますもんね。それで歩けますかということをお客さんがよく聞かれているんですよ。この上を歩ける見通しについて、今日、御答弁ができる範囲がありましたらお願いしたいというふうに思っています。

165年ぶりに崩れた橋に対して、何の対策も講じずに、さあどうぞ歩いてくださいというふうになるとは思っていないんですが、今後歩けるように対策を講じていかれるのか。この際、歩けない方向、昔、あれは水が通る橋でね、人が通る橋じゃないんだよって、私たちも子供たちに説明いたします。手すりがないでしょうなんて言いながら。しかしながら、観光目的としてですが歩いていた過去があることを過去の事として、今後は文化財を保護するという意味合いにおいて歩けない方向で行こうかなと思っていらっしゃるのか、その辺をお分りの範囲でいいですのでお答えいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えいたします。平成28年熊本地震及び平成30年の豪雨災害により、通潤橋が被災を受け、4年ぶりに放水が再開したところでございます。

しかしながら、議員御指摘の現在通潤橋の上を歩くことはできません。これは、熊本地震及び豪雨災害による石垣崩落の事態を踏まえまして、安全対策が確立するまでは橋の上の通行止めを行っているところでございます。

通潤橋石橋の耐震の安全性につきましては、非常に検証が難しいとされております。通潤橋そのものに直接的な対策を施すことはできません。例えば、転落防止柵をつけるとか、そういうこ

とができない状況です。

今後、町では、ソフト面での安全対策を講じることを視野に入れまして、安全でかつ通潤橋の価値や重要性をより効果的に伝えることを目的としまして、橋の上を有料ガイド等と同伴の上で、安全対策を取りながら渡るとい手法について、今後、観光協会、商工会、通潤地区土地改良区の皆さんと協議を行いながら、その課題の解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 前向きな御答弁ありがとうございます。何だかすごく希望が湧きます。

安全対策といいましても、その工事現場を私たちも見せていただいたわけで、そのときに石工さんに伺ったところ、本当にその165年前のここを造った人たちの思いを通わせながら再現していると。昔の工法でできるだけやっているというふうな、そのときお話を伺いながら、非常に感銘した覚えがあります。というのも、やはりあの石橋をかけたとき、上、危なかけん、通んなぞってという話じゃなかったと思うんですよ。さあ通ったぞということで、現在まで。もし、それが崩れたとはいえ、やっぱりその当時の工法を忠実に再現されたその工事業者の方々のことなんかを思いましても、なるだけ歩ける日が早く再開できますようにというふうに願っております。

それから、これはついでのことですが、昨日、1番議員からもあったんですが、やはりこのインフラの整備をしないと観光客が定着しないというのは本当にそうだというふうに思っています。なので、今の時期にできることとしまして、通潤橋周辺でいえば、駐車場付近の史料館からトイレに行くまでの道が、今、桜の木の根が張っていて、現場の人に聞けば、車椅子等々、足が悪い人に非常に不便をかけているというふうな話があります。だから、通路を広げるとか、それから、屋根がついてないために、あそこまでは下屋の下を行けるけれども、あそこから先は傘をささなければ行けないという不便、ちょっとあそこの先に屋根があればいいかなというところ。それから、あの太鼓橋を渡って、布田さんの銅像に行くまでは石畳なんですけど、あそこの石が随分はげておりますので、多分お年寄りとか足の不自由な方にとっては転倒の危険性とかがあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこら辺をお伝えしておきます。

次に、通潤橋については、本当に大事な国の重要文化財であり、いつも注目を集めているわけなんですけど、そのほかにも町が指定している100件ほどの文化財があります。有形、無形の文化財があります。通潤橋の保存や保全の大切さは言うに及びませんが、私たちの身の回りの大切な町の文化財についても保全に力を入れていただきたいと思い、次の質問をいたします。

以前から申し上げているんですが、町指定の文化財のサインがあまりにもお粗末になっていきます。先日、町指定の滝、聖滝の説明看板がコケで見えてなくなっていたのを自ら掃除して下さった奇特な方がいらっしゃるわけなんですけど、大変ありがたいことだというふうに思いながら、町が見逃していることも課題ではないかなというふうに思っています。

今定例会では、小峰にある町の指定樹であります菩提樹が、さきの台風の影響を受けて、ぼっきり折れておりますが、下にあるお墓に倒れかかって大変な惨状なんですけど、その除去作業に対する予算が出されております。素早い対応に非常に安心したところなんですけど、菩提樹も相当古

い木で、歴史ある銘木、その他の大きな木、また古木に対しても日頃からの観察が必要ではないかというふうに思っています。

先日、フットパスコースの踏査会の中で、白糸コースを今踏査しているんですが、白藤というところにあるイチイガシの群生という文化財があるんです。群生というからにはさぞや何本もによきによき立っているのかと思いきや、透かしてみれば何本か確認できるんですけども、おおむね竹やぶに囲まれた状態になっておりました。

このようなところの整備は、その所在地域に委託してあるんでしょうか。また、町の文化保護委員会というものが設置されておりますが、その方々の活動内容やその頻度、内容はどのようになっているのか教えてください。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えいたします。現在、山都町文化財保護条例に基づきまして、文化財保護委員の方が委員9名おられます。年3回程度、委員会を開催しまして、文化財の指定、解除に関わる協議であったり、文化財保護事業に関する御意見を賜っております。

先ほど議員御指摘の菩提樹の復旧に当たっては、9月の台風がございまして、その後、すぐ被害に係る対策として保護委員会を開催し、保護をどうするかというふうな協議を行ったところでございます。

御指摘の標柱等の看板が腐りかけたものもあります。町としましては、標柱の更新につきましては、年二、三か所更新を行ってきております。今回は、通潤橋の円形分水の近くに、笹原の石積という標柱がございまして、それが腐れかけているということで地元のほうからお声かけがありまして、すぐそれは修繕をしたところでございます。そういう点検、整備につきましても、今後随時やっていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） よろしくお願ひします。ということは、文化財保護委員の方は現地を調査しているわけではなく、そういったことが上がったときに意見をいただいているというふうなことと理解いたしました。ということであれば、先ほどのイチイガシのところもそうですけれども、菩提樹も地元からの声であったと。亀堰のところもそうであったということは、やはり、より地元の文化財を所有していらっしゃる地域の方と連携を深めていく努力をお願いしたいというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

次に、子供たちに伝えていきたい伝統文化の在り方について、教育長にお伺いしたいと思います。

冒頭で申し上げましたように、山都町には無形文化財が数多くあります。清和文楽に代表されることかと思いますが、蘇陽の高畑の神楽、そして、田植え踊り、そして、目丸にある棒踊りなどが指定をされております。この伝統文化を地域の子供たちが継承しているところもあります。三つ子の魂百までという言葉がございまして、小学生の頃に身についた文化は、その人生に大きな影響を与えていると思います。

今、山都塾の時間を取って、郷土愛を育てる取組を総合学習の中でされているのではないかと

いうふうに思っておりますが、子供の頃に覚えた歌や踊りは世の中に出ても役立つものではないかというふうに考えています。郷土愛を育てるための文化の継承の在り方についてお尋ねいたします。

また、先日、熊日の日曜論壇、本町も度々お世話になっている熊大の田中先生が書いておられましたので、一部を御紹介したいと思います。まちづくりにおいて大切な概念の一つは、地域への愛着や誇り、自負であり、地域づくりの実践や研究を重ねると、地元愛やふるさとに結びつくことが分かってきた。特に、子供たちがまちづくりに参加し、地域について学ぶことは、ふるさとへの愛着を育て、さらに国内外のことを学ぶ中で、自分が住んでいる地域に誇りを持ち、主体的に関わりを持つことで自負が得られるというものです。

地域の人々と関わりながら地元の学習を深めることは、今求められている学習指導要領の柱である能動的で対話的、また深い学びを具現化できる場所だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 子供たちが地域の伝統文化を受け継いでいく、そういう体制をつくる、これは大人、あるいは地域の責務としても大事なことだと思います。その一部を担うといえますか、まずはその地域の文化を理解する、知る、あるいはそのよさに気づく、そういったところは各学校でも地域学習として行っております。

ただ、今、例に挙げていただきましたような地域の田植え踊りだったりとか、いろいろな地域独特の残された文化とかがあるわけですので、それを全てとといいますか、これも大事だということで、学校で全てを網羅していくことはなかなか難しい問題ではないかと思えます。今言いますように、学校では、ふるさとのよさを知るような機会として勉強する機会はあるかと思えますが、基本的に、地域のよさは地域の皆さんが世代を超えて傳承していただくということに一番期待したいところでございます。

先日の公民館支館長会議等でもありましたけども、御意見等でもありましたけど、世代間交流事業等を補助金等々も支出して、活性化が図れればと取り組んでおるところでございますけれども、地域の支館長さん方のお声の中には、自分たちはそういう文化的な活動をやろうとするけど、集まろうとすると子供たちが来ないというお話です。例えば、先ほど上げていただいたような独特な文化に限らず、どんどやをしようと言っても子供たちが来ないと。それはどっかに、ショッピングセンターに行くのか、あるいはいろいろなスポーツ活動に行くのか、いろいろな理由があるかもしれないけども、少なくとも地域にとっての一番の住民の優先順位に文化的なものが、何というんですか、最上位でないんじゃないかということは、そのときにお伺いしながら思ったところでございました。

やはりそのためには、伝統的な文化行事のよさとか、あるいは、じわじわと感じる味わいかもしれないかもしれませんが、そういうのを親子共々、傳承に、おじいちゃんおばあちゃんは長年の中でそのよさを随分味わっていらっしゃるかもしれませんが、それが、親の世代、そして子供も連れていく、そんな形で傳承されることが一番、これからの傳承には重要ではないかと思うところで

ございます。もちろん各学校におきまして、最初申しましたように特徴的なもの等につきましてはしっかり取組を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、今の地域文化を地域でつないでいくということは非常に当たり前のことだというふうには思っているんですが、例えば、清和文楽においては子供たちの発表の場を、全6年生を集めて文楽館でやりますが、ああいうふうなことも、今コロナの時代になって、今集まるということが非常に困難な状況にはなっているんですが、田植え踊りにしても去年かおとし、伝統文化を伝える発表会がございましたね、芸能の。ああいったところで披露されているというふうなこともあり、目丸の棒踊りも今、保存会の方々が支えていらっしゃると思うんですが、そういったのを見る、地域にはこういうものがあるんだということを知るという機会の創設もお願ひしたいというふうには思ひます。

また、八朔踊りをしますね、矢部高生が。八朔祭りのときにですね。八朔音頭で踊って、町なかを練り歩きますが、ああいったものも各小中学校なんかの運動会なんかの折に取り入れていってはいかがかなというふうには。熊本で言えば、おてもやん総おどりのなのもかもしれませんが、うちでは八朔音頭で踊りよったよというふうなことの経験もいひではないかというふうには御提案申し上げております。

さて、この通潤橋を含む文化の伝承、保存について、町長のほうからも一言、お話を伺えればと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 吉川議員からありましたように、山都町にはいろいろな伝統文化が息づいておるなという思ひでおります。

しかしながら、途絶えている部分もあり、目丸の棒踊り等につきましても、今、小学校ですべてとしていただいとった部分がありましたが、はっきり言ひまして、目丸地区には小学生は1人か2人という形の中で、そういうものがもうできないという話を先般も聞いたところでもあります。しかしながら、今はまだ継承されている方々がおられますので、これはもう目丸の方々ばかりに願ひするんじゃないかと、山都町全体という思ひでおります。

文楽の人形につきましても、清和小学校の子供さん方の発表会には、山都地区の小学生も今ありましたように見学に行っていたという話を昨日聞いたところでございますが、これももう少し幅を広げた中で、清和小10名から十二、三名の1学年と聞いておりますので、なかなか全ての方がまた参加はできんやないかなと思ひておりますので、山都町の伝統芸能という形の中で、そういう部分も進めていきたいなという思ひでおります。

また、蘇陽地区に残っております神楽につきましても、私も町長になってから初めて神楽を見せていただきました。清和文楽につきましては何回か行っておりますが、やはり清和文楽であったり、神楽であったり、山都町の方々がもう一度みんなでこういう伝統的な文化を継承できておる山都の町という思ひをみんなでしていただいて、盛り上げられるような取組をしていきたい

と思っております。神楽につきましても今、月に1回程度、文楽館でも発表していただいているというようなことでございますので、そういう場に多くの町民の方々が参加をして、観劇をしていただくような形になればと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。本当にこの際、インフラ整備を頑張っていたきながら、山都町はいいところだと、素晴らしい文化があると、繰り返し繰り返し足を運んでいただけるようなまちづくりをぜひ目指して頑張っていたきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

では次に、質問の2番、コロナ禍における住民生活のサポートというところについてお話をしたいと思います。

前日も、密を避けるために買物に行くことを控える、病院に行くことを控えるという困難を抱えていらっしゃる方々のお話をしたかと思うんですが、買物サポートとしては、Aコープさんが買物を家まで届けるサービスを展開されたり、また、農協の福祉部が弁当配達を通して利用者の見守りをしていることを御紹介いたしました。その折にAコープの担当の方から、移動販売は取り組みたいが採算性を考えると実行に踏み切れないということをお伺いしました。

高齢化が進み、そこへ追い打ちをかけたコロナのおかげで、出かけるのを控えている人たち、車がなくて不便を感じている方々、この広い山都町で安心して暮らしていくためのセーフティネットとして、移動販売を考えなくてはならない時期に来ているのではないかというふうに思っています。しかし、あくまでも移動販売は利益を追求する仕事であり、福祉目的の採算を度外視するような事業を民間にお願いすることはできません。また、同時に、町が移動販売をすることも不可能です。

しかしながら、民間が実行したい気持ちがあれば、町が何とか絡んで支援ができないかというふうには考えます。例えば、南小国町ですが、町にいわゆるスーパーがなくなったおとし、そういう事情から、町が100%出資して移動販売車を巡回させております。残念ながら赤字経営だそうなんです、スーパーがなくなった現状からすれば、町が損失をかぶっても、実施するのは当然の流れだったかもしれません。

また、玉名市では、とくし丸という民間の移動販売業者の形態なんですが、個人事業者ということになりますが、そこが民間スーパーと提携をして移動販売を実施しており、経過は大変良好だというふうに聞きました。現在3路線を回っている中、好調につき4路線目を今、実施しているということでした。その他にも、民間のスーパーや、あるいはローソン等のコンビニの業界も移動販売を導入している現状があります。

都市部でさえ求められている移動販売を、どうにか山都町でも実現できる方向で知恵を出していただきたいなと思っているのですが、福祉的な観点から何かアイデアがございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。移動販売につきましては、議員がおっし

やるように、出かけなくても自宅近くまで販売車が来る。また、例えば、高齢者が歩いていけるサロンなどコミュニティーの場で、買物が地域内のできる、そのような場を提供することができたら、今、コロナ禍の中の外出自粛だったり、移動手段の確保が困難という課題からも有効な対策であると思っております。

移動販売につきましては、言われるように採算といった面の課題もございまして、現在のところ、実施に向けた具体案までは至っておりませんが、住民のニーズであったり、運営方法など様々な課題につきましても、関係団体との情報交換を行っているところです。

また、Aコープ矢部さんにおかれましても、現在モデル地区内での運用となっておりますけれども、今後、対象地域を広げていただくことに期待をしているところでございます。

宅配サービス移動販売等につきましては民間事業者様の御協力が不可欠でありまして、いろいろな制度、例えば、国県の補助金であったり、言われるように町としても買物支援といったところで御支援できる部分もあると思っておりますので、今後も連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、福祉課、高齢者支援の立場から申し上げます。本町では、65歳以上の約8割の方が介護認定を受けずに過ごしておられ、介護認定を受けている約2割の方については、地域包括センターや各事業所の介護支援専門員がケアプランを立て、在宅生活が維持できるよう支援を行っております。

その中で、買物が必要な方については、介護サービスやそのほかの生活支援において対応しているところでございます。また、買物や通院が御自身では難しい方は、親族への依頼をはじめとして、御近所同士で買物を頼んだり、連れていってもらったりと、お互いさまの地域で支え合いが行われております。

先ほどのお話にもありましたが、民間事業者では、一部地区内ではありますが宅配サービスも実施されております。

コロナ禍におけるサポートとしての町の施策は現状としてはございませんが、本町の広範囲に集落が点在している特性、また、少子高齢化が進む現状の中、買物支援は喫緊の課題であると認識しております。住民のニーズを把握しまして、町内の運送業者、それから商店街と連携した買物支援、サロンや通いの場参加への支援、地域の見守り支援なども含めまして、社会福祉協議会や民間事業者と連携、協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） それぞれにありがとうございました。本当にこれは何というか、町が何もかも出しかぶる話でもないですし、ただ、本当に民間さんが、先ほど出てきましたAコープさんが腰を上げられているとか、そういった部分もありますので、そこら辺は福祉的な補助だったり、あるいは今コロナというふうなことで、ありがたいような交付金が下りてきているところでもありますし、コロナの対策助成金についてのプランを見ますと、この移動販売車の購

入であるとかですね。初期投資が、先ほど言ったとくし丸さんなんかにしても、やっぱり自分で500万円ぐらい持つとかなないと、まずは仕事が始められないということもあります。一番大きなもちろん車を買う、350万から400万のお金だというふうに思っていますが。そういったものでもサポートができるような対策があれば、ぜひプランをお示しいただきたいというふうに思っております。

今後本当にきちんと、町なかの業者さんたちと連携をしながら進めていっていただきたい。今、それぞれ課長からございましたように、本当に山都町は広うございますので、ここでどのような暮らしを安全に安心に、お元気な年寄りもそうでないお年寄りも便利のように計らっていただきたいというふうに思っています。

この山都町の現状としましては、この広い面積で、先ほど申し上げました南小国は狭い面積、そして、今スーパーがなくなったというふうな話ですが、ここには、広い面積の中ではありますが、この浜町地区を中心にスーパーがあります。清和にも1軒あります。蘇陽にも2軒か、あるいは3軒かあります。そんな中で、何がその地域に見合ったサービスの提供になるのか。先ほど、企画政策課長のほうからも御答弁いただきましたが、まずはそこから町の支援活動を始めていただきたいというふうに思っています。

先ほど28自治振興区、集落においてかなり格差があります。距離的にも人口密度的にもですね。移動販売で出かけていくのが効果が望めそうな集落があったり、または、集落に行って人を集めて買物に出てくるサービスを試してみたり、いろんなニーズがあるというふうに思っています。一元化できないというのがこの町の特徴でもある。一つのプランを使って、それを全部に当てはめるとするのは非常に困難な状況にあるこの町かというふうに思っています。

そしてまた、昨日、12番議員の質問にもあったように、限界集落と言われるような地域さえもございます。そのような方々に、便利なところに引っ越ししましょうなんて言っても、これは仕方がないことです。そのような場所に住んでおられても、夫婦二人、あるいは一人暮らしになっても、従来生きてきた場所で人生を全うされる方々の支援をし、ここで暮らせてよかったという思いを持っていただきたいという。移住定住を促進するためにはまず、ここで暮らす人たちが、いいとこだよというふうに、いっちゃん困らんよというふうに言える環境整備が必要ではないでしょうか。

再度企画政策課長にお尋ねしますが、まずこのニーズ調査、自治振興区等を通して、その地域の困り事を調査できないでしょうか。もちろんその際には、中心的に家庭の台所を担っている女性の意見が欠かせないというふうに思っておりますが、その辺の観点からのお話を伺えればと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今、言われましたように、地域の中ではいろんなニーズがあると思います。昨年度は、総合計画後期計画策定の際、ワークショップ等を行っておりまして、その中でも地域での課題であったり、今後取り組んでいくべき事項等を話し合っていました。

今後はそれらの進捗に向けて、町も関わっていくこととなりますので、その中からいろんなニーズ調査を行ってまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ワークショップをもう既にやられたというふうな理解でよろしいでしょうか。その中から抽出されている課題が見つけれられているというふうに理解しましたが、それでは新たな調査は必要ないというふうに思われますので、ぜひ、そこから広がる支援のやり方というものを、どうぞ進めていただきたいというふうに思います。

また、重ねて企画政策課長になりますが、光通信網のことですが、光通信網をやつとすることで整備をしまして、しばらくたつわけなんです、利用状況はいかがでしょうか。若い世代においては利用者も随分増えているのではないかとこのように思っていますが、せっかく整備した通信網を高齢者の福祉のために利用できないかというふうに思います。常々思っています。

前回、このことについてお伺いした際、初期的な、いわゆる家庭の引込みの工事にかかるお金が約3億円ぐらいだろうというふうな御答弁をいただいたところです。その後、もちろん引いた方がいいが、その後の維持は自分たちでやらしてもらわなくちゃいけないんだよということなんですけれども、しかし、このコロナ禍で過ごす時期がどのぐらいになるか見通しが立たない中、また、いつ大きな災害に見舞われるか分からない中で、光を利用した遠隔における医療、情報のやり取りに大きな役割を果たすというふうに考えています。

つい最近のことですが、水俣市の久木野診療所、これは僻地診療に当たるかと思いますが、久木野診療所がオンライン診療のテストをいたしました。このような取組は僻地においても安心な暮らしにつながるものだというふうに考えます。ぜひ光通信網の利活用について、一歩も二歩も前へ進む研究を進めていただきたいと思います。

光テレビの整備ができれば、遠隔地においても、テレビをつけたら保健師や病院の先生と顔を見て会話ができたり、議会の様子も仕事をしながら茶の間で見ることができたり、広報紙を読むのがつらい方でもテレビから流れる情報なら取り込みやすいなど、よいことのオンパレードだというふうに思っています。

そのメリット、安心感を考えれば維持費もそんなに高いものと考えていただけないのではないかとこのように思っているのですが、この光通信網の利活用についての見通しをお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。コロナ禍の中で、やはり高齢者の見守り支援であったり、健康対策も重要な課題であり、ICTの利活用も有効であると認識しているところです。

6月議会においても光テレビということで御提案いただきましたけれども、インターネット回線を利用して、テレビから行政情報を確認できるシステムとしまして、ケーブルテレビであったり、生活支援ポータブルシステムなどといったサービスが事業者のほうから提供されているところでございます。高齢者でも使い慣れたテレビから行政情報を収集できるというメリットがご

ざいます。

また、重ねてになりますけども、整備に当たりましては多大な経費と以後の維持費も要するということがございますけども、この光を通して、町としてどのような行政情報を伝えていくのか。やはり伝えるに当たりましては、費用のほかにも役場内に取材や動画を行う専属職員の確保であったり、スタジオと機材の整備も行っていく必要があります。これらをどのように活用して、町として効果的な情報発信を行うのかというふうなところも構築していく必要があると思います。

高齢者の暮らしを守るためにはICTの活用は有効であると認識しておりまして、他自治体においては、ネット環境がない実家のテレビにスマートフォンで撮影した動画や写真をテレビに直接送信できたり、自治体からの行政情報も来ることができるという、まごチャンネルというサービス等の実証実験も行われておりますので、他自治体の状況も注視しながら、また、国の補助事業の制度なども注視しながら、利活用について検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 引き続き積極的な研究をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後になりましたが、防災についての質問です。コロナ禍における住民サポートの話をしてきましたが、それは取りも直さず、防災・減災につながる見守り活動になるというふうに思っています。

前回の台風災害の折に、地域における一時的避難所の整備についての質問があった際、各地域の公民館等の被災状況、そして、ニーズ調査をしているというふうに総務課長から御答弁いただき、私じゃないですけどね、御答弁があったかというふうに思っていますが、その結果は表れていますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。9月に、指定避難所を含みます指定緊急避難所61か所に対する現状調査を実施しております。11月末現在でその概要を取りまとめておりますが、その半数近くは地域運営の公民館等というものでございます。エアコン、テレビ等の設置、あるいはトイレの整備ということで洋式化、それから施設本体の整備ということで雨漏り、照明、床の改善等々の概要がまとまっております。

その対策につきましては、熊本地震復興基金の市町村創意工夫事業として、避難所の強化事業ということで生涯学習課所管の補助事業もございますので、実際に令和2年度におきましては7か所ほど施設改修に補助金を利用されているというものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 承知しました。調査がなされ、また改善に向かっていかれることを、一日も早くですね。本当に緊急の場合、そして、先ほど藤澤議員のほうからも集落センターが指定避難所かという話がありましたが、実際のところ、このコロナによって分散避難ということで、この間あそこが実際に使われたわけなんですね。なので、やっぱり一番身近な駆け込み場というところのこの公民館等における整備は、ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思っています。

ます。

それから、先ほどの福祉課のほうに投げかけた質問とつながることかと思いますが、最近、防災を語るときに、互近助力——御近所のゴはお互いさまの互で、近は近い、そして、助は助ける。互近助力という言葉が当て字として使われることがよくあります。相互の日頃の協力体制が防災・減災に大きな助けになるという話です。

その互近助力を高めるために、高齢者福祉計画の目標の中に通いの場の創設というものがありますが、基本的には地域であることを町が後押ししますよということなんだろうと思いますが、投げかけても動き出すのにはかなり腰が重いのではないかというふうに思っています。役場が担う役割と現在の設置状況、その課題をかいつまんでお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） お答えいたします。現在通いの場は10か所ございます。この通いの場という名称ではなくても、同様の内容の地域サロンの集まりも各地区や福祉会単位で行われております。支え合いの地域づくりによる介護予防の取組です。コロナの収束が見通せない中、また、いつ大規模災害が起きるか分からない中、介護予防と支え合いの地域づくり、互近助力は大変重要なことです。今後も通いの場を増やしていく計画です。

課題としては、これのまとめ役となる方の負担があるということでございますので、これを軽減するために、保健師や栄養士、歯科衛生士などの派遣など支援策を充実させて、地域の皆様とともに継続していける取組にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございました。駆け足になって課長に申し訳なかったです。もう本当に時間も1分ちよつとになってきましたが、今日の全体といたしますか、先ほど町長にも通潤橋周辺のことについて御意見を伺いましたが、この高齢者を温かく見守るまちづくりについても一言お願いできますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 高齢化率が50%を超えた町と、先ほど来、議員さんから言われましたように、75歳以上がまたそういう形になるような高齢化の町であります。高齢者が安心して暮らせる町のためには、今、提案がありました分、また、その中でいろんな取組を高齢者団体の方はもちろんですが、我々、皆さんも含めてでございますが、町民挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今日の質問はこれで終わります。皆さんありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2 時10分

12 月 10 日（木曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月10日午前10時0分開議
3. 令和2年12月10日午後2時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）

日程第1 一般質問

2番 西田由未子議員

6番 藤川多美議員

4番 矢仁田秀典議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 皆さんおはようございます。2番、西田由未子です。

コロナ感染拡大に伴い、感染による死亡だけではなく、全国で暮らしが成り立たなくなることへの不安や自殺が増えているということも、大変心が痛むことです。特に、非正規雇用、ひとり親家庭の厳しい状況等コロナ前からの格差拡大がますます広がっています。今こそ、命と暮らしを守り抜くための政治が求められています。

政治の役割は、マスク着用、手洗いをしてください、3密を避けましょうという言葉を繰り返すことではなく、目の前で困っている人にどう具体策を届けるか、安心して年が越せるようになるかということだと思います。Go To事業だけにこだわるのではなくて、医療を守り、暮らしを守ることにお金をつぎ込むことが大事だと、国に対して地方からも要求し続けなければなりません。そして、山都町においても、命と暮らしを守る具体策が求められています。少しでもその具体策が進むようにと思ひまして、質問をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） コロナ感染予防対策と支援策についてということでお尋ねの予定をしておりますが、1、2についてはこれまでの質問や答弁に重なる部分もありますので、少し整理をさせていただいて質問していきたいと思ひます。コロナ感染で厳しい状況に置かれている方への支援については、大きな2番の一番最後のところにまとめてお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

初めに、1番の3のところですが、9月補正で可決されました飲食店等事業者コロナウイルス対策事業補助金が500万円計上されておりました。昨日も13番議員のほうからお尋ねがありました。私も少し付け加えてお尋ねさせていただきます。

この予算は、感染防止対策アドバイザーの支援を受けて、空気清浄機、換気扇、センサーによる体温計やこういうアクリル板等、いろんな感染予防の道具とかそういうものを設置する費用の全体でかかった分の4分の3または上限10万円を補助する支援策というふうに昨日もお聞きしました。その申請件数と設置終了の件数をお知らせいただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、お答えしたいと思います。新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金につきましては、

現在、商工会に業務を委託して進めているところでございます。現在、設置が完了している件数については3件です。それぞれ商工会の本所、清和支所、蘇陽支所のほうで巡回が進められておりまして、20件近い相談件数と巡回を、現在行われているというところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の件数は、まだまだなんだというふうにお伺いしました。

山都町には、飲食店は80軒あると聞いております。それを含めて687の事業所があるそうですが、今言われた件数では、本当にもっともっと進めていただきたいと思いますし、予算は50軒分だと聞いておりますので、全然足りないのではないかと思います。商工会に委託されて、全事業所を回るように、今おっしゃったように頑張っておられるところだというのはよく分かりますし、大変な中、されているのは本当にありがたいことだと思いますけれども、まだこの情報を御存じでないところもあるのではないかなと思うんですね。687件全部回るのにはすごく時間もかかりますし、できればこの情報は個別に郵送されていくとか、あらかじめ、というような対策はできないものだろうかと思えます。小さなお店だったら、例えば10万円分の設備をしたときに、自己負担は2万5,000円でできるわけですよね。そういうこととか、細かく具体的に情報を発信していただけたらと思えます。

それと、事業所の規模によっては、今度是对策費が大きくなるということにもなると思えます。広い面積のお店なら空気清浄機やアクリル板等たくさん必要になりますし、ただでさえ減収なのに対策費に大きなお金はかけられないと言われるところもあると聞いています。上限10万が出るというのは評価できる、ありがたいことだと思いますけれども、設置そのものをためらわれることのないように、今の基準をちょっと変えていただいて、店の規模に応じた補助基準とする、それからできるだけ多くの店に補助ができるように予算の増額をするということをぜひお願いしたいと思えます。

山都町のお店は、どこに行っても感染予防対策ができていますと。これが、100%予防できるというわけではありませんが、そういうことでお店が迎えられるということで、安心して来てくださいというメッセージ、同じスタートラインに立てると思うんです。なので、その辺のことをぜひ実現していただきたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。周知の方法についてでございますけれども、この感染防止対策事業補助金を実施する前に、町内の飲食業組合の方、それと御船保健所管内で食品衛生協会の代表の方にお集まりいただいて、商工会と町と集まってこの補助事業についての説明会をさせていただいたところです。各会員の皆様にはそちらの代表のほうから周知をしていただいておりますし、防災無線等でも周知したところでございます。

それと、細かく補助内容も見直したらということでございますけれども、確かに現在50件分の予算を確保しているところですが、申請状況を見てさらに必要な状況になりましたら、予算の手だてのほうも、当然検討をしていきたいというふうに考えております。

参考までにでございますが、現在G o T oトラベルの地域共通クーポンについては、利用可能店舗が町内で33店舗、それとG o T oイートについては22店舗に参加をいただいております。G o T oイートについては、感染防止対策が一定程度整ったお店に許可が下りる仕組みになっておりますので、そういったところで、少しでも安心していただける店舗になるように努力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 申請が多くなれば予算を追加する検討をしていただくということで、ぜひお願いしたいと思いますし、G o T oイートのところで感染防止ができていますよというシールが貼ってあったりとかあると思いますけれども、そういうお店が増えることが大事だと思うんです。この予算が通る前に、早めにされているというお店もありますよね。そういうところは、たしか商工会にお尋ねしたときに8月4日から遡って支給もできますというふうにお聞きしていますので、その辺の周知もぜひよろしくお願いいたしますと思います。

付け加えて、お客さんのほうにも、それからこういうのも必要ですけれども、家庭においても飲食店においても、いろんなところでトイレを使用した後にきちんと手を石けんで洗うということがとても大事だというふうに聞いています。もちろん皆さんされていると思いますけれども、お酒が入ったりするとちょっと適当になったりとかはしはしないかという心配や、お店に大体行けば紙タオルが置いてありますけれども、使い回しのタオルではなくてちゃんと使い捨ての紙タオル、環境のことを考えたときに使い捨てというのは矛盾するかもしれませんが、感染予防の点から言えば、今はもう特にお店では使い捨ての紙タオルで拭いていただくということが大事だと思いますので、そういうことの御準備とか、それからお客さんに対しては、せっかくアクリル板がこうやって用意されているのにもかかわらず、お酒が入ってくると、もうこが邪魔だけんちょっとどかしてって、どかされるというような話も聞きますので、やっぱりそのようなことがお互いに、お店のほうも利用される方もきちんと感染予防を理解して楽しくお食事が山都町でできますようにしていくということも大事じゃないかなと思っております。

感染が拡大している中に、ブレーキとアクセルを同時に踏むということが難しい、それは当たり前だと思います。その中で、せめてお店がお客さんに安心していただけるようにするための手だてとして、先ほど言われましたようにたくさんのお店が対応ができますように、後押しのほう、ぜひ急いでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、2番に行きます。

たとえ新型コロナウイルスに感染してしまっても、安心して療養ができる町でありたい、そのような体制づくりについてお尋ねをします。

先に感染された御家族の皆さんに対しては、心よりお見舞いを申し上げますとともに、元気に回復されて元の生活に戻っておられることを願っております。

そういう中で、ちょっとすいません、順番を変えさせていただきます。5番からいきますけれども、医療関係、介護関係、ごみの収集に当たっておられる方、宅配業者の方、スーパーで働い

ておられる方と、社会生活を支える仕事をされている方に対して、それから感染されてしまった方に対して差別の報道が後を絶たない、そのことがとても残念でなりません。この町は、9月議会でもありましたように、特に感染された方に対して大変だったね、早くよくなるといいねと温かい声をかけて、回復されて仕事復帰、あるいは学校や保育園に戻ったときに、お帰り、よくなってよかったねって、そうやって迎える山都町であってほしいと思っています。そのために、町としてどんな取組をされているのでしょうか、お聞きします。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えいたします。感染症法第4条国民の責務の中に、国民は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないことがないようにしなければならぬと記載してあります。正しい知識を持ち、正しく行動していただくために、ホームページや広報紙、防災無線等で頻回に情報提供を行っています。

見えないウイルスや感染の不安から、エッセンシャルワーカー、言われましたように日常生活を送る上で欠かせない仕事をしている人や感染者とその家族を差別する行動は、人間として恥ずかしい行為であり、決して許されないことです。新型コロナウイルス感染症は、いつ、どこで、誰もがかかるかもしれないという状況にあります。感染者となった方や御家族を悪者扱いや悪者探しするのではなく、一日でも早く完治するといいねと励まし合えるような、そして医療関係者とエッセンシャルワーカーの方々には、感染するかもしれない危険な中、ありがとうと心から感謝し合えるような、気遣いや配慮のできる山都町であってほしいと願っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、情報提供の中で、正しい情報提供をしていただく、プライバシーに配慮した情報として提供していただくということが大事だと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、もし感染してしまった場合、濃厚接触者として検査を受けたり自宅待機となった場合、休業補償、税の猶予などがあると思ひますけれども、御説明いただきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。コロナに感染した場合の補償関係についてのお尋ねでございますが、まず業務に起因して感染した場合とそうでない場合で取扱いが違ってまいります。

業務に起因して感染した場合は、労災保険の対象になります。業務に起因して新型コロナに感染した労働者の方や、その感染者が死亡された場合の御遺族に対し、次のような保険給付を受けられます。療養補償給付と言われるものです。労災指定医療機関を受診すれば、原則無料で治療を受けられます。労災指定医療機関以外で治療した場合は、負担した費用の全額が支給されることとなります。次に休業補償給付ですが、休業4日目から対象で、給与1日当たり給付基礎日額の8割を受給できます。次に遺族補償給付ですが、業務に起因して感染したため亡くなった労働

者の御遺族は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受給できるということです。

それと、業務に起因しない場合ですが、業務に起因せずに感染した労働者の場合は、一般的には使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しませんので、休業手当等はございません。被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば各保険者から傷病手当金が支給されます。具体的には、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して4日目から、標準報酬日額の3分の2について傷病手当により補償をされることとなります。それと、特例的に新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があった方で、国民健康保険のほうからも傷病手当金の支給が可能になったということでございます。

それと、濃厚接触者についてですけれども、基本的には濃厚接触者で陰性の方には傷病手当金はございませんが、濃厚接触者で陽性になられた方は当然手当がつかますけれども、長く発熱が続いたりとか、そういった場合には傷病手当の対象になることもあるということで、詳細については熊本労働局に相談窓口がございますのでそちらにお尋ねいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろいろ詳しくありがとうございました。分かりにくいところがありますので、感染はしないほうがいいに決まっていますけれども、もしものときにはそういう補償があるということで、お仕事場等にお尋ねすればいいということになるかと思えます。

ただ、今言われたように検査をして陰性だったり、それから陰性だったとしてもやっぱりしばらく自宅待機とかということでお仕事に出られなくなるというようなこともあるかもしれません。幸いにして、山都町で7人で治まった先日のことについては、濃厚接触者の方や学校とか保育園の関係者の方が積極的に検査に応じられて、結果が分かるまで自宅待機があったとか。これは私の臆測です。そういう協力がやっぱりあったからじゃないかなと思っています。

感染拡大防止のために仕事を休んだ、協力したということで、でも陰性だったと。自宅待機でちょっと休んでいたとかいうときに、そのことで給与が減額になったりした場合には、それは積極的な検査に導くことにはならないと思うんですね。だからそれが心配で、熊本市の場合とか1割しか検査協力がなかったとかいう報道もありましたので、そういう場合には、国が今やっていますので、国に言っていないといけないんですけども、そういう手当も考えていかなければならないことだなというふうに思っています。これはもう提案です。

医療体制が厳しい状況にある自治体が増えている中で、熊本県の状況も人ごとではないと思っています。1に合わせてお尋ねで、簡単でいいです。介護施設や病院でクラスターが発生した場合の職員不足等も報じられていますし、山都町においての支援体制はどうなっているのだろうかと思えます。ひとり親家庭で保護者が感染したときとかほかに頼る親戚がおられなかったときの子供たちはどうなるのかとか、自宅で介護をされている方が感染した場合、介護が必要な方も濃厚接触者となってしまいますが、そのときの支援はどうなるのかとか、いろいろ考えられます。ちょっと時間がありませんので、簡単に結構ですので、こういうときどうしたらいいのかなというところで、町民の皆さんが安心していただけますように、お知らせいただきたいと思えます。

お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、まず介護施設でクラスターが発生した場合の職員不足に対する支援体制についてお答えいたします。

介護施設で感染者が発生し、職員が不足する場合に備えましては、熊本県において応援職員として協力いただける方を人材バンクに登録し、要請があれば派遣できる体制となっております。現在、約500人の登録がありまして、派遣研修も終了しております。

応援派遣の流れとしては、感染拡大防止の観点から、まず当該施設内での対応をしていただき、次に同一法人内での対応を行い、それでもなお職員が不足する場合に、施設から県に派遣要請を行い、県が中心となって職員の派遣調整を行います。介護施設に対しましては、感染者発生時の対応やクラスター発生時の協力体制のシミュレーションを事前に実施しておかれるよう、県や町からも依頼をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。医療機関でクラスターが発生した場合でございます。

医療機関でクラスターが発生した場合は、保健所からの指示により、必要な期間の閉院を余儀なくされます。また、各医療機関では感染拡大防止のため、規模を縮小するなど適時調整が行われるようです。

お尋ねの職員不足に対する支援につきましては、先日来から報道されておりますように自衛隊の災害派遣の仕組みがございます。流れとしましては、市町村が保健所に連絡し、県の保健環境部局と危機管理部局が連携して自衛隊に派遣要請されるようです。要件を満たせば該当ということのようですが、現在、全国各地で医療現場の人手不足が深刻化しており、必ず確保できるかは定かでないということでした。

また、日本看護協会による看護師の応援派遣の仕組みがございます。確認したところ、現在、県と看護協会とで協議中とのことでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） 次の、ひとり親家庭とか在宅介護されている家庭の支援についてお答えいたします。

まず、基本的なことといたしまして家庭内で家族が感染した場合、同居家族は濃厚接触者として検査を受ける可能性が高く、陰性であっても約2週間は経過観察として自宅待機となります。子供さんがいらっしゃる御家庭で保護者が入院したときは、保護者の代わりに親族などに子供の養育や健康管理をお願いすることになりますが、親族などによる保護が難しい場合は児童相談所に対応することとなっております。感染が判明した際、保健所がケースに合わせて対応を判断します。幼い子供さんが2週間以上親と離れて暮らす難しさを考えますと、保護者の皆さんは預け

先をどうするか、親族間であらかじめ話し合っておくことが重要となります。また、保護者が濃厚接触者となった場合でも、約2週間、外出ができませんので、食料品や日用品などを運んでくれる人を確保していくことも必要になります。

また、在宅介護されている御家庭で介護している方が入院した場合も、同居家族、要介護者の方は濃厚接触者となる可能性が高く、検査結果が陰性であっても約2週間は経過観察となります。介護している方が不在のまま自宅で生活することになりますが、介護サービスの内容や必要度などは一人一人異なりますので、担当ケアマネさんと事前に十分に相談をして、御家族やサービス事業所と調整をしておくことが重要でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろいろ手だてを考えていただいているということで、少し安心もいたしました。私たち自身でも準備をしておかなければならないということも、併せて頭に入れておきたいと思います。

ただ、食糧をとということをおっしゃいましたけれども、例えば独り暮らしの年寄りとかが、難しい場合とか、自分で調達することができない場合がある方に対しては、町からほかの自治体とか国でやっているように食料支援をすとか、そういうことも町のほうでも考えていただきたいと思います。

3番のことについては、ちょっと時間がありませんので、ホームページ上では6月17日現在で重症者の病院は10あって48ベッドある。中等、軽症、無症状でリスクのある方は30病院330ベッド、軽症、無症状、リスクが少ない方のホテルなどの療養施設は16施設1,430とありますので、何となく安心する数字なんですけれども、受入れ可能な数が違うというふうに報道とかで聞いております。なので、私たちも、本当に感染しないように、させないようにしなければいけないと思っておりますが、もし感染が分かった後は、やっぱり熊本市内の指定病院、それからまたは熊本市内の療養施設ということになるんだろうと思います。

簡単にでいいです。自分で行かなんとですかとか、無症状だったらですね。救急車で運ばれるんですとかいうのを聞くことがありますので、その辺については、お答えできる範囲で簡単をお願いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。入院の方法につきましては、保健所から個別に指示があると思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） では、このような、熊本県でもちょっと感染者が増えているというような状況の中、アクセルとブレーキを同時にというのは難しい、そのような中に、この年の瀬をどうやって乗り越えようかと大変困っていらっしゃる方に、町独自でも生活支援の直接給付が必要ではないかという質問が、今回も何度も出されています。私も全く同感です。直接給付と

いうことをしていただきたいと。でも、お答えとしてはしかるべきときに検討しますということが繰り返されました。

町長からは、今の施策のお金を使い切りたいということがありましたけれども、国の動向を見ながらしなければならぬことも重々承知しております。でも、そのしかるべきときは、私は今じゃないかなと申し上げたいので、同時進行で検討しているというふうにもお答えいただければ少しは安心、いつかはそういうのが、いつかはというか、国のほうでも第3次が出されていますので、いろんな方法で、昨日も、財政調整基金で前倒して後から国のほうで補填するという方法とかもあるんじゃないかなと私も思いますけれども、何らかの直接給付をするということを前向きに検討すると、1日たちましたので、何か検討していただいたかなと。少しでもお答えいただければと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） まだ、具体的な検討はしておりませんが、今、困窮者の支援資金というようなことで、これは国の制度なんです、先ほど、社協のほうは今窓口なことでございますので、小口資金が34件の660万円、総合資金13件の715万円、そしてまたこのうちの5件の方が延長を申し込んでおられるというようなことでございますので、1,600万円ぐらいの資金の需要があったというようなことであります。これにつきましては、1年据置きの返還をしていただかなきゃならない資金でありますので、相談内容等々について、具体的にはまだ聞いておりませんが、このような件数があるのは事実であります。この方々が10年間にわたって返済をされるというふうなことでありますので、今後、非常に困窮家庭になるのではないかなという思いでありますので、担当者とも先ほど話したところでございますが、まずは生活分の申請なり、いろんな助言をしてほしいという話を、ここに上がる前に社協の担当職員と話をしたところでありますので、皆さんのほうからも、いろんな、まずはこういう資金に申込みをされた方はいいほうだという思いであります。されない方がまだたくさんあるんじゃないかないうふうに思いおりますので、民生員の方、いろんな方々おられますので、掘り起こしをしながら、先ほどありますように、最終的には、直接、我が町でもせなん、また需要がある分については対応していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ぜひそのようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、行きます。

小中学校の無線LANの適正な運用についてお尋ねをします。

GIGAスクール構想の前倒しによって、授業中にタブレットや電子黒板等がスムーズに活用できるように、また遠隔授業が実現できるように、山都町の小中学校においても無線LANの整備が進められています。

無線LANというのは、簡単に言えば線でつながなくても無線周波数電磁波を飛ばしてインターネットがスムーズに使えるようになる仕組みのことです。ICT教育を進めるための条件整備としては、インターネット環境を整えることは必要です、私もお願いをしてまいりました。しかし一方で、教室が電磁波が飛び交う場所になる、つまり教室にいれば電磁波を受け続けること

になり、健康被害、電磁波過敏症も心配されます。

電磁波過敏症の自覚症状としては、倦怠感、疲労感、頭痛、集中力や記憶力、思考力の減少等があり、教育行政としては、子供たちが健康で安全な教育環境の下で教育を受けることも保障しなければなりません。

山都町としては、そのために実態把握が必要だと思っておりますので、家庭調査表の中で食物アレルギーとともに電磁波過敏症の調査も、教職員を含めて一緒にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。御指摘のように、文部科学省が全国で進めるGIGAスクール構想に基づき、本年度、本町でも1人1台のタブレットや、高速大容量の校内通信ネットワークなどのICT環境の整備に取り組んでいるところです。通信ネットワーク整備では、小中学校にLANケーブルを敷設し、タブレットの電源保管庫を合計42台、Wi-Fiが必要な教室にアクセスポイントを113か所設置します。

電磁波についてですが、日本では電波を発生する機器は全て電波法で規制されており、無線LANの電磁波についても、電波防護指針に基づき基準値を超えないよう規定されています。WHOも、この基準値を満たしていれば健康への安全性が確保されるとの見解を示しています。

本町で整備を進めている無線LANは、電波法や電波防護指針などの国の基準値を満たしていることから、電磁波による健康被害の恐れはないと考えます。なお、WHOは、いわゆる電磁波過敏症を電磁波と結びつける科学的根拠はないとの趣旨の見解も示しています。

このような観点から、児童、生徒、教職員を対象にした電磁波による健康不安の調査は、現在のところ予定しておりません。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 確かに電磁波過敏症という病気が認定されていないとか、そういう状態にはありますけれども、現実的にそういう症状を発しておられる方がおられて、困っておられるという現実があるということも御承知おきいただきたいと思えます。

そうすると、2番の質問もできないというふうに言われると思っておりますので、家庭において携帯電話等のインターネット環境にすることが多い子供たちです。その上、学校においてずっと電磁波の中で過ごすということは、成長期の子供たちにとってよいことではないと私は認識しております。今からあることなので、今までなかったからといって、例えば花粉症のように突然アレルギーが満タンになれば発症するというようなことと同じように考えていただきたいと思うんです。今の段階では電磁波過敏症の症状が出ていなかったとしても、ずっと電磁波の中で過ごすうちに、今申し上げましたようにずっと浴びることで発症してしまうかもしれないんです。また、今後そういう電磁波過敏症である児童、生徒が入学してくるかもしれないんです。

北海道の札幌市では、2017年の無線LAN導入開始時から各教室でアクセスポイントの電源を切れるようにして、配慮が必要な児童がいる場合は無線LANのアクセスポイントの位置を変更したり、機器を使わない場合にスイッチを切ったり、電源プラグを抜くようにしておられるそう

です。静岡県の下田市では、現に電磁波過敏症であるという新入児のために無線LANを有線LANに変えたという中学校もあります。東京都の新宿区では、タブレットのスクリーンから発生するブルーライトから目を守るために、ブルーライトカットシートを貼り付けることが決まったというふうにも聞いております。

このように、症状が起きてしまってから対処するのではなくて、予防原則の立場に立って子供たちに健康的な教育環境を提供するために、タブレットや電子黒板を使用する授業のときだけ無線LANをオンにして、その他の時間のときはオフにするスイッチを各教室に整備していただきたく思っています。

追加工事やそれをするのにも、器具的にもそんなにお金がかからないということも聞いておりますので、手元スイッチで電源をオン、オフすることで、子供たちが電磁波を浴びる時間を最小限にさせていただきたいんです。言われるとおりに基準値を超えていないかもしれませんが、その基準値そのものが外国に比べれば1,000倍ぐらいあるという数値でもあります。なので、予防原則に立ち、子供たちのこれからの健康的な教育環境を整備するという意味で、タブレットや電子黒板の使用時だけ無線LANを入れる仕組みの導入について、今はするとかしないとかなんとも言えないと思いますけれども、検討をしていただきたい、いい方向に持って行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 御指摘の件につきまして、新しい機器で、次代の機器であるということで、まだ未知の部分も多いかと思うところであります。現在、整備を進めておりますところは、先ほど課長から述べましたとおりでありますし、やっぱりその効果への期待が大きい。そういう中で整備を進めております。やはり便利さがあり、そして機器も年々といえますか日々進化しているような状態であります。

そのような中でありますが、その影響に関する情報等につきましても今後しっかり注視しまして、必要な措置あるいは取扱い、そして時代とともにその基準等も変化していくと思っておりますので、そういった情報等をしっかり把握して、今後に生かしていきたいと思っております。もちろん、子供たちの心身の健康、そういうことにつきましては、学校ですので学校を中心に電磁波過敏症に限らず子供たちの様子に気づき、そして積極的に子供たちの健康状態を把握するという事は、学校では今もあっておりますので、新たな電波の関係の障害ということも視野に入れるということで、指導助言等に今後も当たっていききたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございました。

私も導入に対しては反対をしているわけではありません。むしろお願いしよと言ってきた立場ですので、ただ、いろんなことをその後私自身が学ぶに当たり、やはり有用についてはいろんな場合を考えて検討していただき、前向きに取り組んでいただきたいという思いですので、今の教育長のお答えですと未知の部分のこともあるし情報を得ながら考えていきたいと言っていましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、これから具体的なことに対しては、私

も勉強しながら一緒に対応していただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。

教職員の働き方改革、特に公務災害を防ぐ取組についてお尋ねをします。

天草の元小学校の先生が、平成23年12月14日に、43歳のとき、脳幹部出血を発症され、全てに介助が必要な重い後遺症を負われました。地方公務員災害補償基金に対して公務災害認定の請求をされましたが認定されなかったため、公務災害を求めて裁判に訴えられました。熊本地裁では認められませんでした。やっと今年9月25日に、福岡高裁にて過労による公務災害と認める判決が出ました。新聞報道等でもありましたので、御存じの方、いらっしゃると思います。この判決について、山都町教育委員会としてはどのような見解をお持ちでしょうか。お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 私も新聞報道等で把握したところでございますけども、あとは想像も含めまして、きっとその先生は教育に一生懸命に頑張っておられた先生だろうと想像して記事を読ませていただきました。その方が、意に反してでしょうか、その後遺症を負われるような結果となったということは、大変残念だと思っております。

また、このたびの公務災害認定の判決は、改めて教職員の働き方改革を真剣に考える機会になったと思います。本町におきましても、それを教訓として学校、特に管理職であります校長等と連携をしながら、また全国の課題等を共有しながら環境改善に努めてまいりたいと思うところでございます。

学校におきましては、御承知のとおり学校規模に関わらず一定の業務がございます。小さい学校ほど幾つもの業務を抱えたりします。反対に、大きい学校は一つの文書を担当するといったこともあります。そういった中でありますので、なかなか一朝一夕に全てを解決するということは難しゅうございますけれども、例えば業務の分担の在り方、あるいは組織的に取り組む、あるいは年間を通して計画的に取り組むなど、そういった視点を持って業務に当たっていくということが大事ではないかと思っております。

一方では、子供たち、人の人格形成に関わるような重要な仕事を担う教職員でございます。研究と修養が求められる中では、やはり質の高い授業づくりに精を出そうという先生たちの意欲も理解できるところでございます。そこらあたりは、適度の研修意欲やその管理と申しますか、そういったところを管理職のコントロールの下でやっていくことが大事ではなからうかと思えますし、学校におきましては、チームとして指導のノウハウ等が受け継がれる、あるいは共有されるような仕組みをつくっていくことが、ひいてはそれぞれ個人の負担増と申しますか、そういうことの改善にはつながるのではないかと思うところでございます。

今年度はコロナ対応もあり、例年にも増して大変心身の負担の多い1年を、各学校では迎えておられるんじゃないかと思っております。そういったことでありますので、引き続き、先ほどの教訓ということ为例にしますならば、やはり状況の把握と、それから指導助言等にしっかり当たっていきたく思いますし、改善策等が教育委員会として取れるものは積極的に取り組むようにして頑張

っていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。

業務改善のこともおっしゃいましたが、また後で、もうちょっと詳しいことについてはお尋ねしたいと思っています。

この判決が出るまで9年かかっています。今も重い障害で苦しんでおられるこの先生は、二度と自分のような人を出したくないと、その一心でこの9年間を戦ってこられました。今言われましたように、今後二度とこのような過労による公務災害を生まないために、教職員の残業の実態を正確に把握するということが必要だと思っています。

学校の先生の一日の仕事の様子をちょっと想像していただいてもよろしいですか。勤務開始前に、朝子供たちを迎えて、5時間から6時間の授業を終えますと午後4時近くになります。勤務終了まであと1時間もありません。中学校であれば部活動が入って、今日の授業のまとめとかあしたの授業準備、教科や業務分担の仕事等をするのに、結局学校に残って仕事をするか、持ち帰って家ですることになっています。

先生方のこの残業に対する手当は、給特法という法律によって月8時間分は支給されています。しかし、8時間以上残業した分は支払われず、全てサービスとなっています。それなのに、45時間以上の方が、去年もお尋ねしたところ67%いるという、そういう実態です。先生方の残業時間を正確に把握するために、タイムカードやパソコン上で出勤、退勤を記録するようになったのは、やっとこの五、六年のことなんです。ほかの業種の方にはびっくりされると思うんですけど、出勤退勤が明らかじゃなかったんです。

さて、昨年12月の議会でも山都町の先生方の残業時間についてお尋ねをしました。去年は、残業が45時間以上の方が67%、過労死ラインの80時間以上は18%おられましたが、今年は1か月の残業時間が45時間あると言われる方は減っている状況でしょうか。お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。本年、10月ベースでお答えを申し上げます。小中学校ごとに出しております。小学校では、45時間以上超過勤務をされた方が、10月はちょうど50%です。うち80時間以上の残業の方が5.1%です。中学校では、45時間以上の超過勤務の方が、10月55.1%です。80時間以上の超過勤務の方が4.1%でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 昨年から比べれば少しは減っているということで、承りました。

県の状況も、熊本県教職員組合のアンケートによりますと、やはり45時間以上という人は減ってはきているそうです。ただ、中学校の残業時間はあまり改善が見られないという結果になっていました。理由記述のところで、学校に残っての残業把握については、月45時間以内でと言われるからタイムカードを押した後に残って仕事をしているとか、土日に出勤しても出勤していないことにしているとか、正確に記録したら指導をされるというようなことがあっているそうです。

また、報道によりますと、群馬県の特別支援学校では、指導的立場の人物が、残業時間が多過ぎると書き直すように促したり、滋賀県では、日野町の教育委員会が町立小中学校に対して、教員が土日祝日に出勤した際の勤務記録を削除して提出するよう求めたりしていたことが明らかになっています。

管理職は、正確な勤務実態を把握しなければ処罰の対象になりますし、このような勤務実態を改ざんすることなど絶対あってはならないことです。山都町においても、熊本県においても、このような他県のようなことはないと願っておりますけれども、月に45時間以上残業するといろいろ言われるからということで、本当の残業が見えなくなっているのではないかと心配をします。

初めに申しました過労によって倒れられた先生は、9年前のことですから、本当の残業時間を把握するのが大変困難でした。正確な残業時間を把握することが、ひいては先生方を守ることになるんですよと、ありのままを記録されるように、教育委員会としても先生方にもいま一度促していただきたいと思います。また、どうしても学校に残っても終わらない採点や調べ物を自宅でしたりすることも、私自身も多々ありました。こういう持ち帰りの時間も把握できるように記録をしていくことも自分を守るために必要だということも、ぜひ先生方にお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 先ほど学校の実態等についても触れさせていただいたとおりでありますので、学校の管理であります校長会等ともしっかり協議をして、実態の把握、そして改善策を、学校で、あるいは教育委員会を挙げて、取り組めるようなところから少しでも改善できるように取り組んでいきたいと思っております。御質問の実態把握等につきましても、極力その実態が把握できるように努めたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ちょっと時間が足りなくなってきましたので、4番と5番については、事前にお尋ねして分かっていることを私のほうから申し上げさせていただきたいと思っております。

コロナ禍において消毒作業等が新たな業務負担とならないように、会計年度任用職員の採用を募集されて、業務削減のためには大変よいことだと思っております。今1名採用がされているというふうに聞きましたので、あと何名か採用されるということですので、ぜひそのように進めてください。

それと、コロナの感染予防に対しては、児童生徒はもちろん、妊婦や基礎疾患を持った教職員に対しても十分配慮される必要がありますので、その点もよろしくお願いいたします。

すいません、用意していただいたかと思いますが、割愛させていただきます。

学校に残っての残業時間を45時間以内にしなさいという上限ができていますね。そのように指導されているわけです、先生たちは。そのことだけを目的として、自宅に持ち帰っての仕事が増えることがあってはならないというふうにも県教委は言っています。しかし、先ほど言いましたようにタイムカードを押した後残業したり、土日は勤務していなかったことにしたりしている先生がやっぱり少なからずいらっしゃる。そして、持ち帰りの仕事は減らない、これが現実なんで

す。先生方の仕事内容そのものが減らなければ、本当の働き方改革にはなりません。

それで、子供たちに楽しく分かる授業をするための準備の時間、それを有効に生み出していくことが大事になると思います。それで、昨年も私は、フッ化物洗口の廃止も一つではないかと提案をさせていただきました。教育委員会としても、教諭補助の充実や調査依頼等を余裕を持って行うことなどの答えをいただきました。その後も、業務削減等の具体策が検討されているかと思いますので、実行可能なこと、ありましたらぜひお伝えください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。重なる部分があるかもしれませんが、御容赦願いたいと。

（自席より発言する者あり）

分かりました。

1点目に、本年1月に国が示した指針を受け、本町においても山都町立小中学校の教職員の業務量の適切な管理等による規則を制定し、教職員の時間外在校時間を原則月45時間、年間360時間の範囲内とすることを決めました。

2点目に、子供たちの教育の充実と教職員の適切な業務量の管理のために、町雇用の教諭補助並びに司書、ALT、学校教育指導員等の会計年度任用職員の確保に努めてまいりたいと思います。

3点目に、先ほどのGIGAスクール構想に沿って、校内業務の効率化推進のためにもICTを活用していきたいと考えております。

次に、中学校の部活動については、定期的な休業日を設けるとともに、指導については今後も外部コーチの御協力を推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） ありがとうございます。ぜひできることはどんどん進めていただきたいと思いますし、私からも少し提案させていただきたいんですが、このコロナのときに、唯一先生たちがよかったとしたているのは、出張が削減されて時間が生み出された。それと、入学式、卒業式、運動会の簡素化によって、準備等、それから当日の負担が減ったということをおっしゃっています。このことは、ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

それと、複数の学力検査をやめるということや、学校での会計の公会計化を進める、それから研究指定の在り方の再考もしていただきたいと思います。最初に申しました過労で倒れられた先生は、研究指定における業務負担がとても多くて、同時期に5つも6つも、先生方って授業の準備以外にそういういろんな別の業務を同時進行でされるんですよね。そういう負担軽減をするということも考えていただきたいと思います。

ぜひ、一つずつでいいですのでお願いしたい。先生方が健康で子供たちに向かわれるということは、教育の中身を充実させることにつながりますし、子供たちの幸せにもつながります。ただ、今やブラックと言われる教師の仕事が、今言いましたように、未来を担う子供たちを育てる働き

がいのある仕事であることだというふうに再認識されますように、教員不足も言われていますので、教員不足の解消にも向かうような取組を、改めてお願いをしたいと思います。

保育の現場でも他の職場でも、災害時における公務員の皆さんの働き方、今日、人吉のことが載っていましたが、いろいろな業種で本当に健康で働ける職場づくりをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） おはようございます。6番、藤川多美です。

今年は1年中、新型コロナウイルス感染症のことが話題を独占した年でありました。1月28日に日本人初の感染者が出て、2月にはクルーズ船ダイヤモンドプリンセスの乗客を船内に泊めたまま感染症対策を取るという非常事態が発生し、船内の乗客が次々に感染し、死亡者も出るという事態に日本列島の注目が集まり、4月7日には緊急事態宣言が出されました。

この間、国民的スターの志村けんさんが新型コロナウイルス感染症で亡くなり、山都町では小中学校の臨時休校も余儀なくされ、子供たちの授業の遅れが懸念されたところでございます。その後も、東京オリンピックの延期をはじめ、夏の甲子園の中止、あらゆる文化面、体育面の各種大会が中止となり、大会に照準を合わせ、頑張ってきた子供たちの将来の大きな夢も絶たれてしまいました。市中では、トイレトペーパーもティッシュペーパーもマスクも消え、大騒ぎになりました。家族や知人のマスクの手作りに汗したのが、昨日のことのよう思い出されます。

現在の状況は第3波襲来と言われ、医療機関が逼迫し、ついには自衛隊の災害派遣が要請されました。新薬の開発も遅れ、終息のめどが全く立ちませんが、一日も早い終息を迎えるよう、私たち一人一人が自覚を持った行動を心がけたいものです。

今回は、コロナ関連を含め5つの項目について質問いたします。

それでは、質問席より質問いたします。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、まず猿ヶ城キャンプ村についてお伺いをいたします。

10月末に井無田のキャンプ場に立ち寄りしました。その際、利用状況についてお尋ねをしたところ、管理人の方から、ありがたいことに今年はコロナのこともありましてかキャンプブームで、井無田のほうも利用客が多いということで、そういうお話をお伺いいたしました。多くて、お断りをする日もあったようでございます。そこで、その際、猿ヶ城キャンプ村を紹介されたよ

うでございますが、紹介されるのに猿ヶ城キャンプ村の管理人さんにお電話をされましたところ、道路が寸断され、現在休村しておりますということで、お客様に紹介ができなかったお話をお伺いいたしました。そのとき、私も初めて休村していることを知ったわけでございますが、早速ホームページを見てみました。7月23日最終更新で、令和2年7月豪雨の影響により進入路が崩壊したため、猿ヶ城キャンプ村は現在閉村していますと記載してありました。

そこで、お尋ねをいたします。

キャンプ村への侵入路の被害状況について、7月の何日にどんな状況で被害があったのかお尋ねをいたします。また、あわせて、今後の復旧工事はどのようにお考えなのかもお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。猿ヶ城キャンプ村については、本年7月4日から7日にかけて、梅雨末期の豪雨によりまして隣接する緑川の水位が上昇し、キャンプ場の進入路の付近ですけれども、入り口付近がのり面約10メートルにわたりまして崩落しております。現在、場内は通行止めとし、キャンプ場は休村の措置を取っております。

原因については、河川の増水により護岸が削れ、崩落したものというふうに思います。

今後の復旧については、現在検討、協議をしております、予定についてはまだ未定のようです。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） まだ工事のほうは未定ということでございますが、猿ヶ城キャンプ村につきましては、毎年4月から11月までがオープン期間なんです、7月に被害があったということは、その前に、コロナで休村の期間もあったと思いますが、そうしますとほぼ1か月ぐらいのオープン期間だったのではないかと推測いたしますが、いかがでしょうか。

昨年度も河川工事で開村できないままでしたので、河川工事がいつまでされたのかは定かではありませんが、今年度のオープン期間をお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今年度のオープン期間につきましては、4月に営業再開をしました。令和2年3月末まで、河川の災害復旧工事により2年間ほど営業ができておりませんでしたけれども、4月から営業再開をして、コロナによる町からの休業要請によりまして4月27日から5月8日までは休村をしております。それ以降は営業を再開したところでございますけれども、営業した期間につきましてはトータルで83日間ということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） それでは、3か月弱ということですかね。

猿ヶ城キャンプ村については、今期の指定管理の選定の際も申しましたが、河川工事の最中でおりましたので、工事が終わるのを待って指定管理の選定をしてはどうですかとお尋ねをいたしましたけれども、聞いていただけませんでした。

結果、工事中にまた水害があり、河川工事の工期が延期され、ついには昨年1年間開村できないままとなり、管理者の方にも迷惑がかかりました。管理者の方に、気の毒でたまりません。休村といえますか、閉村が相次ぐ中、今後の施設の運営の方針についてどのようにお考えなのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） キャンプ場につきましては、今、藤川議員が言われたとおりだという思いでいます。

やっと復旧工事が終わって今年からというときに、先ほどありましたように7月の豪雨でと。私も8月11日に現場を見に行きましたが、施設等々につきましてはきれいに管理がしてありました。進入路について、路肩の決壊というようなことで、通れば通れないような部分ではありませんが、安全上、通行止めというような形になっておるところであります。

今ありますように、地元の方々が、決心をした中で、運用したいというようなことで手を挙げていただき、お願いをしておるところでございますので、今後につきましては、この施設につきましては、開設当初から進入路の問題、いろんな問題があった施設であるのも間違いありませんが、先ほどありますように、山都町のキャンプ場の施設についても、コロナばかりでないと思っておりますが、大変な盛況の中で今運営がなされておるというようなことでございますので、そういうのも含めながら、早急にまた運営者の方々とも協議をしながら、また皆さん方にもいろんな協議の場に参加をしていただきながら、早急な結論を出したいという思いでおります。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） もう指定管理期間も2年を過ぎました。残り3年間となったわけなんですけど、再々このようなことがありますと、また次の指定管理の期間を定めて募集をする際、なかなか手が挙がらないのではないかなと思いますので、ぜひいろいろなそういうことを検討されて、よりよい方向に導いていただきたいと思います。

それでは、2番目のJRE山都高森太陽光発電所についてお伺いいたします。

現在の工事の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。進捗状況につきましては、工事のほうは現在約25%であると伺っております。調整池、排水口の土木工事、架台の組み立て、パネル設置、電気配管等の工事をされているということです。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 現在25%ということで、まだ半分以上が残っているという状況でございますが、続いて調整池の役割と現状についてということでお伺いいたします。

以前、総務常任委員会で現場の視察にお伺いをいたしました。その際、下流のほうの仮設の調整池がありましたが、もう既にその際、雨が連続して降ったわけではないんですが、満水状態でもございました。それを見たときに、やはりあの広大な現場で、しかも傾斜がありますので、水がどんどんたまるのではないかという懸念をしたわけなんですけど、ちょうど工事事務所の隣にも調

調整池がありましたが、そこはもうコンクリできちっと張ってありましたけれども、私たちの想像では、調整池というのは囲って、上はオープンに開いてて、満水で上のほうで済ませた水を下に流されると思いましたがけれども、この現場での調整池の構造と役割というのは、どんなふうな現状になっておりますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。本来、山林は草木が根をはわすことによりまして、一定の保水能力を有しておりまして、雨水を徐々に下流側に流すことで泥水の流出や土砂災害の防止の機能を有しているところです。太陽光パネル等設置のために土木造成を行うことによりましてこの機能が衰退するために、この機能を補填するために調整池が設置されることとなります。

調整池に貯水されました雨水等は、調整池に設置されました放流調整板によりまして、流量を制限しながら下流に雨水を流しております。平時または豪雨時においても、泥水の流出や土砂災害の防止の役割を果たしているとのことです。調査池につきましては現在建設中のことで、完成するのは来年の春から夏にかけて完成予定とのことです。調整池完成まで、濁水流出防止のために幾つもの仮設沈砂池を設けながら、今工事を進められておられるところでございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 来年、調整池が完成するというところでございますが、やはり心配されるのは、完成するまでの工事の際に流れる泥水というか汚濁水のことがとても心配なわけなんです。町としても、時々には現地に赴かれまして、確認をしていただきたいと思っております。

次に、工事開始から現在まで、下流域へ及ぼした被害状況と対応について、町としての対応や業者の対応についてお尋ねをしたいと思います。農家にとりましては、植付けから収穫まで、初めてこの工事期間中の1年間のシーズンが過ぎたところでございますが、農家に及ぼしたことも含めまして、被害状況、そして対応についてお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。被害状況ということでお尋ねですけども、議員におかれましては、日頃から大変御心配をおかけしているところです。また、大規模な開発ということで、地元の皆様の御負担、御不安等も大変大きいのではないかと拝察いたします。

被害状況につきましては、地元より御報告を受けた事案について御報告させていただきます。

6月から7月の豪雨におきまして、神働川水系の河川で泥水が流れているとの報告を受けまして、町におきましては現場に行きまして、河川の濁水、泥水が田んぼに流入している状況を確認したところでございます。このような状況は1回ではなく複数発生しておりまして、うち1件につきましては、倒木等で塞がった河川の応急工事が行われたことが原因であるというところを確認したところでございますけども、ほかの事案については濁水の発生原因の特定までには至っていない状況です。

太陽光発電所工事現場の周辺であることから、事業者に対しまして状況を説明、工事の安全管理体制の徹底、現場の確認をお願いし、その後におきまして、定期的な周辺を見回っていただい

たところでございます。また、住民の皆様の工事に対します不安や問題が生じた場合など、速やかに対応していただくために、住民の代表の方と事業者さんの間で連絡先の交換をしていただいたり、意見交換の場を設けてきたところでございます。

先ほど言われましたように、議会におかれましても7月に総務常任委員会のほうで現場の視察を行っていただきまして、現場事務所で事業の概要の説明を受けたり、調整池などを見学していただいたところでございます。

また、今後工事が進む中で、町といたしましても、例えば警報級の雨量が確認された場合などには現場確認を行いながら、また地域の皆様からの情報提供をいただきながら、現場の把握に努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 地元の方にお伺いしましたら、つい最近、業者さんと、もちろん役場の担当も来られたというお話ですが、その方は遅れて行かれたので十分な内容を把握されておられませんでしたが、生態系といいますか、魚がいなくなったと、そういうお話もお聞きしております。

最近の、地元と業者と役場が会合されたときの内容をお伝えください。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。11月6日に、目細地区の方10名お集まりいただいております。その際、事業者様においでいただきまして、いろんな今までの不信感とかそういうところを意見交換していただいたところで、地区の皆様には協定書のことが現在どうなっているか分からないというふうな御意見でしたので、これは以前から御質問もありましたけども、協定の内容については当事者同士が結んでいっしょということでしたので、事業者様と地区の当事者の方の同意により協定書の内容を確認していただいたということと、今後において、代表者の方との連絡体制を確認していただいたというところ です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 工事現場は幾つもの谷がありまして、それぞれ下流域の川につながっておりますが、河川の汚濁等は川の生態系や環境に与える影響が特に大きいですので、工事周辺の環境保全にはより配慮していただかなければなりません。そもそも計画段階で会社と地域との協定書を結ぶ際、これまでも何度も申し上げてきましたが、過去に牧野改良時の被害を被った苦い経験から簡単に協定を結べないということでしたが、地元の話をお聞きすると、役場から、被害を受けたとき賠償してもらうには協定書に印鑑を押したほうがよいですよと促され、当時の代表が押印されたとお聞きいたしました。しかし、いざ被害が出たとき、役場に相談しても解決できないと嘆いておられます。そこは、役場も責任を取ってもらわないとおっしゃってられました。

昨日もニュースに出ておりましたが、あるところではメガソーラー設置に伴う開発行為で、土砂崩れが起りやすいということで反対の声が多かった地区の区長さんに、賛成してもらうため、現金と焼酎を渡そうとしたことで、事業者が贈賄容疑で逮捕されましたが、その記事の中で紹介

されておりましたので、紹介いたします。

日本各地で災害の懸念や景観、水源の保護などをめぐり、住民と事業者の対立も相次ぐようになったとありました。長野県諏訪市では、地元住民が環境破壊を理由に反対し、事業者が撤退を表明。兵庫県宝塚市では、反対運動を受け事業者が建設を断念しております。自治体も、許可制や禁止区域を設定して開発を規制する条例を制定するようになり、環境エネルギー政策研究所の調査では、約90の自治体が条例などの整備をしているそうです。

長谷川孝一東北大名誉教授は、条件のよい土地は開発が進み、山林や傾斜地にまで進んでいる。立地自治体が積極的に介入し、条例制定などの主導権を握るべきだと指摘されています。かねてより、町には景観条例の整備を急いでくださいとお願いしておりましたが、後手後手でございます。今後、新たな開発もあろうかと思いますので、山都町として開発を規制する条例の整備を早急に進めてほしいと思えます。

先日、蘇陽地区の住民の方を現地案内をいたしました。九州のど真ん中で、自然が豊かな町を売りにしている山都町の変貌に大変びっくりされました。設置場所は九州自然歩道もあり、とても残念な思いをされたところです。事務所のすぐ横に矢羽根の道案内があるのを見て、またまたびっくりいたしました。このことは、町や県の観光の担当者は把握されているのかと思った次第です。

九州自然歩道の看板は、環境省と熊本県で設置されております。ペーパー上での完成予想図を見ても想像が付きませんでした。実際、太陽光パネルが敷き詰められた様子を見てみますと、圧倒されます。先ほどは25%とおっしゃいましたが、今の現状を見てみますと、まだこれ以上、あと75%設置されるのかなと思うと、本当にあの広大な土地が環境破壊されるという思いでいっぱいでございます。皆さんも一度足を運んで見ていただきたいと思えます。

それでは、次にそよ風パークについてお尋ねをいたします。

そよ風パークについては、蘇陽地区のよりどころであり、なくてはならない施設でありました。そういった意味で愛着があり、休館後は一日も早い再開を願い、休館している間もきちんとそよ風パークの存在感をアピールするため、蘇陽地区出身の役場OBの80代の先輩から最近退職したOBまでおよそ30人余りと現職員の本庁、支所職員合わせまして総勢70人ぐらいで、パークの敷地全体の草刈りをいたしましたところ。改めてこの場をお借りし、お手伝いをいただきました皆様に感謝を申し上げたいと思えます。特に、役場のある管理職の職員さんにおかれましては、2度にわたるそよ風広場の広大な敷地の芝刈り作業を、御自分の芝刈機を持ち込まれ、作業していただき、伸びの早い時期での芝を見違えるようにきれいにさせていただきました。毎日広場の周回を散歩される方々からも、ありがたい言葉をいただいたところです。

そこで、その後の休館時の施設の管理について、いつから、どのように管理されてこられたのかをお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） そよ風パークの休館時の各施設の管理についてということでお尋ねでございますが、そよ風パークについては、本年5月末をもちまして事業停止となりま

した。次の指定管理者が決まるまでの施設の管理については、町の直営で行っているところがございます。緑地部分の管理につきましては、地元の事業者と7月29日に契約をし、8月、9月の管理を委託しております。

施設内の管理につきましては、6月から8月までは蘇陽支所の職員で施設内の備品等の整理、確認がございましたので、そちらのほうにお願いをいたしまして、道の駅のトイレの清掃ですとか客室及び施設の換気、清掃等の対応を行っていただいたところです。9月の1か月については、シルバー人材センターのほうに委託をしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） そよ風遊学協会がそよ風パークを廃業すると決定され、私たち議会に報告をされた際、私は、特に給排水管は長く使わないとダメージが大きくなるので一日も早い再開をお願いしたいと申したところですが、案の定、管理不足による修理箇所も出ているようでございます。管理については、熟知した人に管理をしてもらわなければこういった事態も起きますので、今後この施設と限らず、町全体の財産管理には注意を払っていただきたいと思います。

続いて、指定管理料についてお伺いをいたします。

新たな指定管理者が決まり、10月1日からの営業を条件に契約をされたと思いますが、これまで物産館のみの営業となっております。レストランとホテル部門については準備が整い次第、順次営業されるということですが、管理料については人件費等も考慮され、積算されたと思いますが、営業できていないところは職員の採用もまだできていないと思いますが、既に2か月以上経過しております。経費がかかっていない部分も多いと思われそうですが、指定管理料についてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。現在の営業については、物産館のみの営業になっているところがございますけれども、レストラン、ホテルについて、保健所の立入検査等を行いまして、レストランであれば厨房の土間の改修ですとかつり下げ蛍光灯の撤去、あと木製の棚の撤去等の指摘があっているところがございます。12月中の営業再開を見込んでおりましたけれども、年明けになるような見込みでございます。ホテルについても、今後、保健所、それと消防署の立入検査が必要になりますし、手続上、数か月かかるということがございますので、これも来年以降の営業再開になるという見込みでございます。

御指摘がございました指定管理料につきましては、10月に年度協定に基づきまして2回に分けてお支払いすることとしておりますが、10月に約半分の額をお支払いしております。全施設を半年間営業した場合の指定管理料として積算をしておりますが、基本協定書の第12条に、管理業務の仕様の内容及び委託料の額を変更すべき事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めとなっておりますので、今年度の場合は、事業再開に向けてそれぞれ手続が必要となりまして、許可の取得に時間を要しているという事情がございますので、そのことも勘案をしまして、年度末に事業実施の状況等を確認しながら協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 協定書に基づいて年度末に調整されるということですので、また行政報告なりで報告をしていただきたいと思います。

新会社エネルギープロダクトにおける各施設の営業形態方針につきまして、指定管理の応募の際は、例えばプレゼンテーションで述べられた方針と、そしてまた今、課長が申されましたように、いざ始めてみましたらるる問題が生じまして、先の方針を決めていたのと違った形態になりはしないかと思いますが、現段階での会社での営業の形態の方針といたしますか、方針が変わった部分もあると思いますけれども、現段階で分かる範囲で結構でございますので、今後の営業形態方針についてお伺いをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。新しい会社による運営形態の方針についてということで、指定申請書の中から方針について抜粋させていただきますと、公の施設であることを前提に、決められた費用の中で決められたことを行う運営というスタンスから、限られた費用の中で最大限のサービスを提供し、成果を上げるという、経営というスタンスに転換することが必要であることを念頭に置き、管理運営に臨むことを基本的な方針とするというふうに提案をしてあります。

まず、物産館については、農産物、生産者、加工業者、商品の納入業者で組織する出荷者協議会を立ち上げ、運営を行うということです。今月17日に出荷者協議会の設立を予定されております。参加事業者が103事業所の予定です。物産館については現在営業しておりますけれども、提案の中では、コンビニ機能を持ったものというような提案もございました。ですが、現時点では、当面そうした日用品とかそういったものについては展示をしないということで進めていきたいということでございます。

それと、自遊工房については、新たに地元加工グループをつくっていただき、商品開発、製造を担ってもらう予定ということでございます。

それと、レストランにつきましては、これまで山菜バイキングを主体とした運営を、これまで実績がありますが、山菜バイキングを主体とした運営を想定しているようで、宴会については、現在コロナ禍の状況でございますので、当面、宴会の受付は行うものの、料理については仕出し等による宴会を想定しているということでございます。

それと、ホテルにつきましても、従来の観光客やビジネスマンの受入れは継続しつつ、コテージのターゲットを長期滞在者にシフトをして、ビジネスホテル及びテレワーク対応の客室として活用し、安定した集客と収益を確保するという方針でございます。

それと、ふれあい農園については有機野菜農業を事業の柱の一つに育て、自社独自のアーカイオン水と土壌改良剤によりまして環境制御システムを導入し、収量を最大化するという計画を持っていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） お話を聞きますと、いろいろ形態が前の会社のとくと少し違った感じかなと思いますが、宴会の受付はするけども、当分はコロナの影響も勘案して仕出し等で対応されるということなんですが、一日も早く、ちゃんとした料理人がおられ、いつでも安心して、みんなで前のような宴会ができるような体制になればと願っております。

当初、廃業した会社の持分の財産を町が購入するということで予算も議決したところですが、その後、ありがたいことに新会社におきまして買取りをしていただいたということがあります。会社におかれましては、山都町の住民はもとより、町外のお客様にも愛される施設づくりを経営理念として、一日も早い全館の再開に向けて努力していただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

山都町しごと応援給付金について伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に大きな影響を受けている町内の事業者等に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える山都町しごと応援給付金の給付が行われております。これは、国が行う持続化給付金の給付を受けたものや、熊本県が行う熊本県事業継続支援金の交付を受けた者に対し、一律10万円を給付する仕組みでございますが、そこで、国の持続化給付金と県の事業継続支援金の申請について、それぞれの件数と金額、また両方の合計申請数と金額についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。国が行う持続化給付金の申請状況についてでございます。しごと応援給付金の申請件数から算出をしておりますので、よろしく申し上げます。

11月30日現在の数値になります。国の持続化給付金受給者による申請が261件です。内訳ですが、法人63件、個人198件になります。金額を申し上げます。3億1,779万7,000円になります。

それと、次に県の事業継続支援金の受給者による申請につきましては、全部で5件でございます。法人が1件、個人が4件の5件になります。金額が60万円です。合わせまして3億1,839万7,000円の支給、交付が行われております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ありがとうございます。

ということは、国が261件、県が5件ということで、合計しますと266件、掛けるの10万円で2,660万円が交付した町の仕事給ということになりますね。ありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として迅速な支援をできるようにした制度に付け込んだ不正受給が、毎日のようにマスコミで報道されております。国税局の職員、税理士、行政書士、国税庁職員OBなど、特に大学生などを個人事業主として偽り、うその確定申告書を作成し、給付金をだまし取る詐欺が多発しております。SNS上では申請代行をうたう投稿も多数確認されており、摘発

されております。一つの詐欺グループで100人以上に虚偽申請をさせ、1億円以上の給付金をだまし取り、捜査されている事案もございます。悲しいことに、熊本県でも既に何件か発生しております。

そこで、山都町にはそういった犯罪的な行為はないと思いますが、ほかの何らかの理由で返還した受給者がおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。全国的には不正受給の報道がなされておりますけれども、返還した受給者については、県を通じて国のほうにお尋ねさせていただきましたが、それは教えられないということで、正確なところは分かりませんが、町のほうに返還したという受給者の報告はあっておりません。ただ、県の事業継続支援金受給者の方が1件、事業をされている場所が宮崎県のほうでしたので、その方が熊本県のほうに申請をされたということで、対象でないという部分で1件の報告がっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） お聞きしますと、犯罪的な行為はなかったようにお聞きしますが、山都町民の良識な住民の対応だったと思います。

それでは次に、ウンカの被害についてをお尋ねいたします。

昨年までは、ウンカの被害も多くは坪枯れ状態でしたが、今年は異常発生で、全面枯れも多く確認されており、目も当てられないような状況でありました。

そこで、山都町の被害状況についてお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。

山都町の被害状況につきましては、議員も申されましたとおり坪枯れや全面枯れの圃場も多く、深刻な被害が確認されておりますけれども、令和2年産の米の収穫量の実績につきまして、上益城農協と阿蘇農協によりますと、令和2年産の収穫量は、梅雨明けの遅れの影響等も併せまして、ウンカの飛来数が昨年よりもさらに多かったことにより、どちらの農協も大幅な減少になっているとのことございました。

上益城農協の出荷分の米の検査数量をここ3年で見ますと、平成30年産で3万3,722俵、令和元年産で2万6,355俵、令和2年産が2万2,025俵ということでございまして、令和2年産をおとし、平成30年産と比較しますと約65%の収穫量となっているところでございます。

農業共済の被害状況におきましては、令和2年産のウンカも含めた虫の被害の区分で見ますと、令和元年産の被害共済面積が1,006アールということと、令和2年産の被害共済面積が9,677アールということで、こちらを見ますと9.6倍の被害面積ということが分かりました。令和2年度の水稲共済の加入率が61%ということをお聞きしましたので、生産者全体の被害の面積ではさらに大きいものではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 過年度からの対比をしていただきまして、ありがとうございました。相当深刻な被害のように思います。農家の方に尋ねてみますと、防除の時期や回数により被害を免れた方とそうでない方がいらっしやるとお聞きいたしました。ウンカが大量発生するメカニズムを把握する必要があるようでございますが、被害の対策についてお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。町では、県の注意報、警報の発令、また上益城農協、阿蘇農協からの防除実施の周知の依頼を受けまして、ウンカの大量発生、圃場の確認や防除の実施について、7月から9月にかけて5回の防災無線放送により周知を行ってきたところでございます。

令和3年産に向けましては、農協におかれましては、田植時の箱剤の導入により、飛来初期の防除の対応をしていきたいとされております。また、町では、県からの情報によりまして、初期段階での早めの防除の呼びかけを行いまして、被害発生状況を注視しながら対策を取ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 収穫を間近に控え全滅した農家もあり、自家用の米さえも確保できないという深刻な被害をもたらしています。そこで、被害対象農家への助成等についてはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。高齢化による労働力が不足していることが常態化していることもございますので、水田の防除作業におきましては大変な労力を要しておりますので、作業における省力化、効率化も図るための支援につきまして対策を講じていけるように、対応を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ただいまの課長の御意見では、労働力不足によるその対応というふうなお考えをお聞きしましたが、私のほうはお金としての助成金がどうだろうかというお尋ねをしたところでございますが、特に減農薬、無農薬で有機米を栽培の農家においては被害が大きかったと思います。

日頃から農林業の町として特に農林業に力を入れておられる町長にお伺いしたいと思いますが、ほかの、全国、西日本までウンカの被害は大きく広がっておりますが、日本全国の自治体の様子を見てみますと、薬剤の補助をする自治体や、被害面積に応じて助成金を支給する自治体等も見受けられておりますが、そういった助成等について、町長のお考えをお尋ねいたしたいと思ます。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 稷君） 山都町の被害の状況については、今、片倉課長が言ったとおりだという思いであります。言われますように、飯米がない農家もたくさんあるんじゃないかなと。我が家もずっとしておりましたが、30年ぶりぐらいに被害届を出したというのが実情であります。しかしながら、5回、6回、JAの職員さんと窓口で喧嘩をしながら、農協の薬は効かんと、もう大変な思いの中で今年の米作りをされたなという思いであります。その反面、有機農業の方々に被害がなかった方々もあるし、やはり地域によって大きな違いがあつておるような気がしておるところであります。

そうした中で、先般も福島県の米農家の話が出ておりました。これにつきましては、コロナによる大きな被害というようなことでありまして、外食産業向けの、福島県にありますので、福島ばかりじゃありません、今日JAの担当者に聞きますと北海道も、いろんな米産地は外食産業用の少し安めの米を作っておられるというようなことで、大変な被害の状況、減収と申しますか、所得の減というふうなことで、そういう分を大きくNHKでやるところでございまして、山都町につきましても、また山都町ばかりでなく熊本県内で、先ほど言ったような大変な被害の状況でありますので、先般からJAの役員さん、また担当の方々にも、今のつぶさな状況と被害の金額等を出してほしいと言っておるところであります。それを踏まえた中で、どのような助成措置ができるか、今後また皆さんにも御相談をしながらという思いであります。

それから、先ほど課長からありましたように、来年度につきましては農薬の使用の方法であったり、防除の方法であったり、これはJAの皆さん、また県とも相談をしながらやっていきたいなという思いでありますので、まず共済金があるけん世話なかなという思いでおりましたが、今ありましたとおり、6割ぐらいしか共済金がなかったというようなことであります。

今日、議会が終わってから収入保険の勉強会もあるというふうなことでございますので、皆さんも理解をしていただきながら、組合員と申しますか、生産農家の方々にも周知徹底も一体となつてしていきたいという思いでありますので、皆様のほうからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 町長のお話の中にもありましたように、農業共済の保険のほうも6割ぐらいということなんですが、この共済の保険も引受けがなければ共済の該当にはなりませんので、面積だつたりで加入していない農家もたくさんおられますので、そういったところは何の手当てもないところでございます。高齢化もありまして、せっかく作付しても収穫間際にこういった被害があるならば、もう来年以降は作付しておかないでおろうかなというお話も聞かないわけではありません。ですので、農家の方が作付に希望が持てますように、助成等もしっかり、ほかの団体と協議を重ねられまして、よりよい方向に答えを出していただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これをもって、6番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 04 分

再開 午後 1 時 07 分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番、矢仁田秀典君。

○4 番（矢仁田秀典君） 皆さんこんにちは。令和 2 年の最後を締めくくることになりました。4 番議員の矢仁田でございます。

バイデン・ジョー、誰が考えたでしょうか。我が町の町長が、アメリカ合衆国大統領ジョー・バイデン氏と関わりがあるなんて。さすが梅田穰町長、持っています。

今年はコロナで始まりコロナで終わりそうですが、うれしい話もありました。通潤橋の放水が再開されました。しかし、このうれしい話題を打ち消すかのように、7 月 4 日、熊本南部地域に多大な被害を与えた豪雨。被害に遭われた方々にお悔やみ申し上げます。

山都町では、7 月 11 日に私の地元である名連川地域から布田、梅木、大野にかけて線状降水帯が停滞し、被害を与えました。また、11 月 5 日には山都町でもコロナの感染者が確認され、残念なことでしたが、人権教育にたくさんの予算を費やしている山都町では、誹謗中傷はなかったと信じております。先日、感染後社会復帰された方から、御心配をおかけしましたと挨拶がありました。大変だったろうに、つらかったろうにと思うと、つい涙ぐんでしまいました。感染された方々の一日も早い社会復帰をお祈りしています。

そのコロナで町全体が落ち込むようなときに、このバイデン・ジョーの話題を耳にし、うれしく思ったところでした。

もう一つ、私にとっても山都町にとっても、11 月 18 日にうれしい話題がありました。私の地元出身で、矢部高校林業科卒、矢部高校バレー部の OB で、矢部高校のバレー部というのは梅田町長がつくられたそうです、その OB で、私も矢部高校バレー部の OB ですが、その後輩になります橋本欣也氏が、鹿児島県伊佐市の市長選に当選しました。彼は、田舎の矢部高校の林業科卒でも市長になれる。将来の伊佐市を担う人材を育てるためには、教育に力を入れなければならない。教育日本一を目指します。諦めなければ必ずできると話しておりました。伊佐市と山都町で、何らかのコラボができればと思っております。

橋本市長が、青雲の志を持って初志貫徹、頑張られるよう祈念申し上げ、発言台に移らせていただきます。

○議長（工藤文範君） 4 番、矢仁田秀典君。

○4 番（矢仁田秀典君） まず、通告文に沿いまして、1 番のバイデン・ジョーについてですが、我が山都町の梅田穰町長、バイデン・ジョーは、新聞、テレビで一躍時の人になり、世界中の有名人になりました。ただ、これだけでは山都町の PR にはならないので、誰か PR 動画でも流してくれないかなと思っていましたら、すぐ流してくれた職員がいました。このチャンスにすぐ動く職員がいるというのはすばらしいと思います。

そこでお聞きします。総務課長、町長名刺の一つにバイデン・ジョー名刺というのはありますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 現在町長が使用します名刺には、その記載はございません。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） せっかくの機会でございますので、そういった取組もお願いしたいと思います。

このニュースで町長が、山都町の日本酒をバイデンさんに送りたいと言っておりました。安倍前総理が瀬祭という日本酒を送られただけで、この日本酒は全国で有名になり、東京ではどこに行っても置いてあります。山都町の酒造元でも、なんバイデンとか言ってやる気満々です。山都町には、焼酎もブルーベリーもあります。

1日目に12番議員の質問で、この話題を利用した企画は何か考えているという話がありましたけども、町民の皆さんに知っていただくためにも、もう一度お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。先ほど議員のほうからもありましたとおり、12番議員のところでお話はさせていただいたところでございますけれども、山都町長の名前を音読みするとバイデン・ジョーとなるということで、SNS上で話題となりました。マスコミの取材が46件、それとテレビ、ワシントン・ポスト、海外メディアにも取り上げられております。現在、関係部署の数名でチームをつくり、今後、民間の事業者も巻き込みながら、山都町のプロモーションに活用できるよう協議をしているところです。

具体的には、来年1月20日の大統領就任に合わせて取組を進めているところでございますけれども、民間事業者では、イラスト入りのTシャツ、ジョー・バイデンの野菜セットの販売、お土産用のお菓子、お酒、販売用シール、マスク、等身大のパネルの製作等の案が上がっております。もう既に販売をされているものも含めまして、これから協議を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は、この話題は何億にもなる話題だと思っております。思い切った企画をしないと、何億にもなる話題にはなりません。大統領就任に合わせて、例えばこの役場庁舎を星条旗と日本国旗と山都町のシンボルマークで覆うぐらいのパフォーマンスをして、実際としては、町長がホワイトハウスに会いに行くとか、大統領が来日したときに会うとか、そういうことをせんといかんと思います。町長には、国会議員もついております。何といっても大臣がついていらっしゃる。そのぐらいのセッティングをしてもらい、町全体でそういう企画として考えるというのはどうかと思いますが、企画課長、町全体としてそういう考えはありませんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今議員がおっしゃったように様々な御提案があると思いますので、今後町として協議をしていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 町として思い切った企画をしてほしいと思います。山都町の野菜とか加工品とか産物については、くまもんシールのようなシールを貼って販促するとか、そういうのはぜひやっていただきたいと思いますし、コロナが終息したら、山都の未来を担う中学生を、町長が団長となってホワイトハウスへの視察の旅に連れていくとか、そういったこともやっていただいているんじゃないかと思います。それも、来年2月の町長選で町長が当選してもらわないと困る話ではありますが、チャンスはそういうときにつかまないといけないと思いますので、ぜひいろんな企画をしていただきたいと思います。

次に、2番目の鳥獣害対策についてでございます。

鳥獣害対策については、今までもいろんな議員の皆さん、私も前に一般質問で出したことがありますけれども、電牧とかフェンスなどの補助金については、1人でも申請をできるようになりました。それによって申込みが増えているようですが、その予算は足りていますでしょうか。お願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。鳥獣害による農作物への被害防止対策としては、今、町単独の事業と国庫補助事業の二つの事業を実施しているところです。町単独の事業分の電柵、ワイヤーメッシュ等を合わせました補助の実績を申し上げます。

平成30年度は103件で、1,091万5,000円。次に、令和元年度、昨年119件で、1,217万7,000円の補助という実績であります。

被害防止対策の予算額につきましては、毎年、補助の申請件数の実績状況を見ながら検討しているところですが、申請件数、申しあげましたように年々増加している状況でございます。今年度の予算におきましても、当初予算で1,000万円。9月に補正予算で370万円の増額をいただきまして、防護対策に対応をさせていただいているところであります。

鳥獣被害の拡大で、生産者の就業意欲とか生産意欲の低下につながったりもあり、また農林業離れを助長することもございますので、その対策は急務であると考えております。被害地域が拡大するなど、新たな防護対策も必要になっている点も、またある現状があると思っております。その被害防除対策に取り組まれる生産者の方ともお話をさせていただいている状況もございますので、その御要望の内容も検証しながら、対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私の周りでは、田植してすぐ鹿にやられ、秋の収穫前にイノシシにやられ、もう田んなかは止めなんと話す人ばかりです。電牧などの設置をしようとする人はまだ田畑を守ろうとする人たちで、その人たちが辞めると、その農地は獣のすみかになってしまいます。ますます増えてしまいます。少しでもその人たちを助けなければなりません。十分な予算を

確保していただきますようお願いいたします。

次に、イノシシ、鹿の害は、農家だけの問題ではなくなりました。交通事故に遭う件数が増えています。子供がイノシシと遭遇したらと思うとぞっとします。今、山都町のイノシシと鹿の捕獲頭数が年間6,500頭余りです。総生育数は人口よりも多いかもかもしれません。今どうかしないと大変なことになります。今、頑張っておられる猟師さんたちも高齢化が進み、後が心配されます。

先日、情熱大陸というテレビで農家ハンターの、天草の方たちですけども、宮川君、稲葉君というのが出ておりましたが、それを見て胸を熱くした人たちもいるはずですよ。若い人たちへの啓発も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。

現在、町の有害鳥獣捕獲隊員の方たちの数を申し上げますと、287名の会員数であります。うち、銃、わな猟、重複もございまして、銃が99名、わな猟は248名です。捕獲頭数が、その方たちで、先ほど議員申されましたように、年間、昨年で6,468頭ということになっております。

捕獲隊員数のここ数年の推移につきましては、僅かに増減はございますが、総数としてはほぼ横ばいの状況となっております。捕獲隊員の平均年齢につきましては、66歳というような状況でございます。新規の免許の取得者は減少傾向にあるところですが、昨年、免許を取られた方が12名の方で、その方たちでの平均が52歳というふうなことでありました。うち男性の方が10名、女性でお二人ということでございます。

町では免許の取得時の支援として、有害鳥獣の捕獲隊が実施する業務に従事することを条件としまして、1人当たり1万円の補助を行っております。今後も、引き続き、これまで有害鳥獣捕獲に関して研修会や講演会などの機会を設けてまいりましたので、その有害鳥獣捕獲隊に大変な、重要な役割を担っていただいている現状とか、農林業の被害の実情をはじめ、生息域とされる環境の変化なども多くの方に知っていただいて、また理解いただくような場を通して、捕獲従事者の確保と、捕獲作業の安全にもつなげていけるようなことができればと考えています。

また、議員おっしゃいましたように、今、県内の若手農家の方たちで組織された大変な活動をされておられるグループのお話だったかと思えます。そういった方たちとも情報や取組方などをぜひ共有させていただきたいと思っております。今月お会いする機会をいただいておりますので、連携した取組方法につながるようなことになればありがたいと感じております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） できるだけ多くの方に啓発していただきたいと思えます。

私が勧めた人の中には、若い女性が銃の免許を取った方もいらっしゃいます。ただ、免許を取って猟師になられたとしても、捕獲後の処理が大変で、成り手不足に拍車をかけております。猟師さんの負担を減らすために、捕獲した鳥獣の処理も考える必要があると思えます。

先ほどの農家ハンターの皆さんが作られたペットフードは、動物愛護センターの餌になったそ

うです。動物園の肉食獣の餌にしてもいいと思います。餌でも肥料でも何でもいいんです。負担を減らすことを考える必要があると思いますが、どう考えていますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。

捕獲後のイノシシ、鹿の処理というか負担が捕獲隊員にあるということですので、確かに埋設等労力を必要としますので、そういった部分につきましても、これから処理施設等の在り方などを、先進地として天草とか佐賀県にもあったかと思っておりますので、そういったところの状況等を拝見させていただきながら、町として取り組めるような部分がないかということで、先ほども申しました県内の若手農家の先進で取り組んで活動されている方々と御相談しながら、山都町でやれる取組を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 早急に、その辺の処理施設あたりは考えていただきたいと思っております。

それから、ハンターの育成の件でございますが、町のハンターを養成するために、町の地域おこし協力隊、あるいは任用職員としてハンターを雇ってもいいと思っておりますけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。

地域おこし協力隊の活用ということで、以前ジビエ工房のほうに地域おこし協力隊として任用いただいた方に活動していただきました。その方は、地域おこし協力隊の任期終了後に、御自身でジビエの肉等を活用した、先ほどもお話がございましたが、ペットフードの開発とかアクセサリとか、そういったものを御自身で起業されて始められておりますので、新たにハンターとしてもそういう方たちが可能であれば、考えていかなければならないと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ハンターを養成すれば、今はドローンの赤外線カメラでイノシシとか鹿の居場所を見つけて効率よく駆除することが可能になりました。また、わなを見に行かなくても携帯電話でわなの状況を確認できる、そういったこともできるようになりました。そういうハンターを養成して、鳥獣害を減らすという必要があると思っております。この問題は、危機感を持って取り組まないと本当に大変なことになると思っておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、矢仁田議員が言われるとおりだと思っております。6,500頭以上の鹿、イノシシの捕獲がっております。おとといの朝、散歩をしておりましたら、鹿がかかっておりました。ハンターの方にすぐお知らせしたところでございますが、先般は朝6頭のイノシシに遭ったというような、大変びっくりするような、今、状況下にあります。今後、ハンターの養

成等も含めながら、もう1回猟友会の方々とも協議をしながら、今、ジビエ工房がございますが、それとまた別に、今言われておりますのは、よかつばっかがとらんどばいと言われます。今、700頭ぐらいの処理頭数じゃないかなと思っておりますが、あと2千数百頭はハンターの方が処理をされておりますので、この処理場の建設につきましては、近隣の町長さん方とも話をしとるところでございますので、そういう処理施設をつくりたいなという思いもありますので、これはもう待ったなしの事案じゃないかなという思いでおりますので、そういう取組をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） できるだけ早めにそういう取組をしていただきたいと思います。

次に、3番目の町道の維持管理費についてお伺いいたします。

10年ほど前と比べ予算が減っているようでございますけれども、それは何ででしょうか。また、どのくらい減っているのか。それはどういう理由があるのかお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、町道の維持管理ということでお答えいたします。

建設課が管理します町道につきましては、1,048路線ございます。現在、4名の会計年度任用職員で管理をしております。本年度の維持工事予算としましては、9月の補正予算を入れまして、5,850万円となっております。

なお、御質問のありました10年前の平成22年度につきましては、1億5,000万円。また、合併しました平成17年度につきましては、1億2,000万円となっております。

合併から昨年度までの合計額としまして、総額18億5,000万円でございますけれども、平成27年度までは、毎年1億円を超す予算を組みながら要望に対応してきたところでございます。皆様御存じのとおり、平成28年に発生しました熊本地震及び豪雨によりまして、公共災、農災合わせまして2,300件以上が発生しております。また、契約額が80億円を超えるような膨大な金額でございますので、町としましては、この災害からの復旧復興を第一課題として取り組んでまいりました。また、当時は災害件数が県内でも膨大ということで、入札の不調、不落も続いていた状況でございます。このことから、災害工事の発注並びに契約を最優先するというところで、平成29年度以降、維持工事に係る予算については減額をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ということは、農災関係の災害復旧を優先したために、町道の復旧ができなかったということなんですね。そのために予算が減ったという話なんですね。間違いはない。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 災害復旧の予算に回したということではなくて、あくまでも災害復旧工事を業者の方にとっていただくということを大前提で、維持工事の件数のほうを減らして、金額を落としたということでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 分かりました。その当時から今も続いておりますけれども、災害復旧のほうが優先されたためにしゅうがなかつたという話になるということですね。分かりました。

今の町道の荒れよう、覆いかぶさる木々、それによる町道の補修の申請の多さを見たときに、今の維持管理予算でよいのかという部分ですけども、その辺はどうでしょう。

○議長（工藤文範君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。昨日13番議員からの御質問でもお答えしておりますけれども、合併後の要望としまして、維持工事で782件、そのうち427件が終了して、現在355件が残っております。

維持工事予算につきましては、さきの9月議会においても委員会審査報告書の中で、町民の生活基盤となる生活道路等の整備も必要不可欠な課題であると御意見もいただいております。また、今後、総合体育館や道の駅など建設予定であることも踏まえながら、平成28年度発生 of 災害の一日も早い復旧を願っておる皆様方のことは強く認識しておりますけれども、一方では、生活基盤である道路の整備も必要であると考えておりますので、維持工事等も併せまして、今後強く進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 予算をしっかりと確保してください。

今、話にありましたように、昨日の13番議員の質問で出ていましたとおり、年間に100件以上の申請が上がっていると。それに対して、年間に30件ぐらいしか進んでいないというふうになるわけですけども、公共事業は、法にかない、理にかない、情にかなわなければならないといえます。申請を出される区長さんたちも、ただ出されるわけではありません。今の維持管理予算でよいと思いますか、総務課長。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。山都町におきましては、それぞれの所管におきまして、町の総合計画を基本に事業を実施する、それに要する経費として予算化をしているというものでございます。町としましては、あらゆる財源を確保しながら、公平かつ公正な観点で真に必要な事業への選択と集中を行っているものでございます。効率的かつ効果的な予算執行を行うものでございます。

ただ、過去にも、その時々 of 経済状況などに応じまして予算編成となることもありましたので、予算額のみでの事業の進捗、成果の比較は難しいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 今総務課長が話されたことについては、最後のほうにまた話をしたいと思いますが、次に、町道の管理は置いておきまして、コロナウイルス関係に行きたいと思います。

4番 of コロナ関係についてですが、山都町でも確認されたコロナの感染者も広がりを見せず、

安堵したところです。コロナの対応については、昨日、一昨日と質問があつておりましたので、控えます。

次の、コロナの対応についてですけど、11月から熱が出たときの対応が変わったそうですが、小学校とか中学校で熱があるときにどうすればいいのかという話が出ているそうです。その対処法と、PCR検査はどうなっているのか、周知の仕方はどうなっているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。議員おっしゃられましたように、11月1日から季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、発熱等の症状があつた場合の医療機関の受診体制が変わりました。発熱等の症状があつた場合は、まずかかりつけ医や最寄りの医療機関などに電話連絡の上、受診していただき、必要な検査や治療を受けることとなります。相談した医療機関で診療や検査ができない場合は、他の診療検査が可能な医療機関を案内されます。かかりつけがない方で相談医療機関に迷う場合は、発熱患者専用ダイヤル、電話で言いますと0570-096-567に電話していただきますと、診療、検査が可能な医療機関が案内され、電話連絡の上、受診といった流れになります。

次に、PCR検査の流れをお答えします。

PCR検査の流れは二通りあります。一つ目は、熊本県新型コロナウイルス感染症専用窓口、電話で言いますと、096-360-5909に電話していただくか、もしくは保健所に相談していただき、検査が必要と判断された場合、検査が可能な医療機関等を紹介され、検査を受けるといった流れがあります。その検査を受ける医療機関については、公表されていません。

二つ目は、医療機関の医師がPCR検査が必要と判断し、紹介を受けた場合は、医師会PCR検査センター等で検査を受けるといった流れがあります。なお、検査が必要なものと判断される要件につきましては、クラスターの一員に該当する方、接触確認アプリで陽性者との接触が確認された方、新型コロナウイルス感染者と接触した可能性がある方などがあります。また、それ以外にも、発熱、せき、全身倦怠感、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害などの症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われるような場合が該当します。

お尋ねの広報の仕方ということでございますけれども、11月1日から受診体制が変わつたということは、防災無線とホームページにも掲載しておりますし、広報やまと11月号にも掲載しております。分かりづらいということでございますようなので、今後も情報の周知に徹底してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 熊本市内は、飲食業関係の方はPCR検査が無料だとかいう話を聞きますけども、山都町の場合は、そういったところはありますか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えします。熊本市では、大きなクラスターが幾つも飲

食店等で発生しているということで、熊本市と熊本県のほうが協力して、そういう感染拡大を防ぐために、また医療崩壊を防ぐために、無料ということで対策をなさっていると思います。山都町では落ち着いておりますし、今のところそういう考えはございません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 次に行きます。

学校教育についてでございますけども、コロナ禍において十分な教育ができているのか、学力の低下はなかったかという質問を通告しておりますけれども、この件につきましては、昨日の13番議員の質問がありましたので、省かせていただきます。

次に、コロナに関係なく山都町全域の学力向上のための対策というのは十分できていますでしょうか。この辺をお聞きいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。今年度は、コロナ感染症対策及び学習支援のための国、県の補助事業等も活用しながら、これまで課題であった環境整備も含めて、学力向上のための対策に努めているところでございます。

主な7つの対策について、御説明申し上げます。

1点目に、子供たちの学力支援のために、教職員をサポートする町雇用の教諭補助について、昨年度と比較して本年度は3名増員の19名により対応しています。さらに、夏休みの短縮に伴う学習支援に対応するために、教諭補助の勤務日数の追加確保を図ったところでございます。

2点目に、英語教育充実のために、ALTを9月から1名増の3名体制で運営しております。

3点目に、高校受験を控えた中学3年生の学力向上のために、生涯学習課所管の学習塾、地域未来塾を夏休みの4日間、1日当たり8時間行いました。参加した生徒からは、集中して勉強できたと好評でした。

4点目に、ICT環境充実のために、国のGIGAスクール構想による整備を推進しております。児童生徒1人1台のタブレット整備、校内Wi-Fiの整備、電子黒板の購入など、本年度中に完成の見込みです。ICT環境整備の予算総額は、約1億1,000万円でございます。また、ICT教育を支援するICT支援員1名が各校を月2回程度巡回しております。

5点目に、夏の暑さ対策のために、各小中学校の通常学級、特別支援学級にエアコンを設置しました。

6点目に、コロナ感染予防のための換気、消毒、登校支援などの業務支援のために、熊本県雇用のスクールサポートスタッフ1名を、11月から矢部小学校に配置しております。

7点目に、きめ細かなコロナ感染予防対策や学習支援のために、各小中学校に100万円の予算を措置し、それぞれの実情に合った消耗品や備品の購入を進めているところです。

今後も、学校と連携しながら、児童生徒の学力向上のために必要な対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 学力を上げるために、環境については、今、いろんな話がありましたように取り組まれておるといのはよく分かりましたが、私は、この山都町のように子供が少ない町で、やる気になればみんな平等というよりも、やる気のある子を育てる、伸ばすことによってほかの子も伸びるような教育、あるいは山都町の子供たちは全員英語がべらべらしゃべれるような、そんな教育はできないかと、子供たちの少ない町だからこそそういった教育ができないかと思うんですけども、どうですか、教育長。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 御提案をいただきまして、ありがとうございます。

まず、先ほどのコロナの影響も二極化という一つの問題があって、自ら勉強をやるうとか、あるいは読書しようというそういう意欲を持つ子供たちは、多分この長期の休みの間にもさらに勉強を進めることができたんじゃないかなと思うところがございます。反対に、指導、支援を要する子供たちに手厚く指導しながら、全体として学力が伸びていくということが、今後の手だてとして必要ではないかと思うところがございます。

一方、御提案のありましたように、頑張る子供が、それぞれの自分の高い評価を受けて、そしてさらに高い目標を持つというようなシステムづくりは、大変有効かと思うところがございます。特に、これからさらに少子化、小規模の学校と、同期生の人数となってまいりますので、その中で、子供たち一人一人が持てる力をしっかり伸ばすような、そういう対策を取っていかれたらと思うところがございます。

ただ、いろいろこの町の財政規模やあるいはその必要性、それから長期計画等も必要かと思えますので、これから教育委員会等も含めまして協議の上、計画を立ててまいり、そしてその上、いろいろな措置等についてもまた御相談なりお願いをするような機会があるかと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 井手教育長がいる間に、この山都町の学力はすごいもんになった、山都町の子供たちは本当にすばらしい子供たちがいっぱいいるようになったと思われるような教育をしていただきたいと思えます。昨日も8番議員が訴えられておりましたとおおり、私も若い人たちが住みたいと思う町にするためには、学校教育が必要です。学校教育というのは、学力と心の教育が一番大事だと思っておりますので、そういう取組をよろしく願いいたします。

次に、新体育館についてでございますけれども、防災機能を兼ね備えた総合運動公園と、新体育館も順調に計画されているようでございます。

そこで、お尋ねいたしますが、山下泰裕記念体育館としての準備はどうなっておりますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。新総合体育館の建設につきましては、本年9月より基本設計に着手したところでございます。お尋ねの山下泰裕記念体育館としての準備についてでございますけど、まず体育館のネーミングにつきましては、まだ現在未定で、これから決

定をしていくところでございます。

山下氏が平成30年10月に来庁された折に、町長室で体育館建設に関わる話題となったところがあります。本年募集しました新総合体育館建設に係るパブリック・コメントにおいて、山下泰裕記念体育館としての御意見も寄せられたところでもあります。

現在、設計の監修や体育館名の呼称使用等の可能性について、また寄託いただいております記念品等の展示につきまして、山下氏に事務所を通して御意見を伺っているところでございます。また、あわせまして、体育館ネーミングにつきましては、今後広く住民の皆さんから募集して決定してまいりたいと存じます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） たしか2年前だったと思います。私がこの体育館建設について話をしまして、この山都町には山下泰裕がいるということで、山下泰裕記念体育館としてはどうかという話をしましたところ、町長はそうに進めていきたいという話をされました。ただ、オリンピック関係が出てきたもので、その後の山下泰裕氏との連絡は取れてはいないんだろうとは思いますが、もし山下泰裕記念体育館というネーミングで、もし体育館が建ったときに、何らかのセレモニーとかそういったことをするのであれば、早いうちに山下泰裕氏に連絡を取ったり何なりする必要があると思いますし、本当は、本来なら今頃は、今年は日本中がオリンピック・パラリンピック一色で、日本中がお祭り騒ぎだったはずなんです。そういったところで、山下氏との連絡が取れないというか、忙しくてオリンピック・パラリンピックが終わるまではいろんな話ができないという、そのときにはそういう返事をいただいていたと思うんです。私の記憶に間違いがなければですね。今ちょうどオリンピック・パラリンピックが延期されて、来年はあるんでしょうけども、2年前から比べりゃ若干の余裕がありやせんかなと。ですから、今のうちに一言アポを取ったり、完成暁の情報等を伝えておく必要があるんじゃないかと思うところの話だったんですけども、どうですか。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 先ほど経緯を課長のほうから申し上げましたとおりで、一方では、こちらの日程に沿って、御連絡をしたり、あるいは御了承、あるいは手順を進めたいという気持ちと、御承知の今のオリンピック・パラリンピックの延期に伴ういろいろな業務があるということで、それを付度して連絡を控えている部分とがでございます。

ただ、先日うちの担当のほうから事務所に、現時点でのいろいろな計画、図面でございましたり、そういったものを基に御連絡をさせていただいたところでございます。それに対しまして、御本人からの連絡をいただきましたり、あるいは昨日もメール等で返事をありがとうございますと連絡しましたところが、今が、オリンピック・パラリンピック、とても切り盛りするのに正念場じゃあるけれども、立派な山都町の総合体育館や運動公園ができて、各世代の皆さんが触れ合うような場所になることを期待しておりますということで、協力をいただくような御返事をいただいたところでございます。

この件につきましても、町長にも御報告をしましたので、代わりまして御報告をさせていただきます。

きたいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ぜひ、山下泰裕記念体育館として進めていただけるように、よろしくお願いいたします。

次に、7番の交通弱者対策についてでございますけども、これも私も何回も話をしてきておりますが、その後の実証実験の結果を踏まえて、今後どのような対策、計画をしているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。実証実験につきましては、予約運行というところでございまして、予約が面倒であるというふうな御意見もあったところでございますが、定時定路線と比較しまして、利用者数に当初は大きな変動は見られませんでした。しかし、やはりコロナ禍の中、これは民間バスも一緒でございますけども、令和2年度においてはちょっと大幅な減少となっているところでございます。

また、中には予約ということで、できるだけ自宅近くで乗っていただくような対策をしておりますが、バス停より近くで乗車できるようになったのでよかったというふうな御意見もありましたことから、今後は利便性向上のために、バス停の設置間隔の見直し、フリー乗降の拡大、また外出のニーズに応じた時刻表の設定などを行っていきたいと考えております。

また、本町では平成20年4月から現在のコミュニティーバスを運行しておりますけども、このバスの公共交通のカバー率は全体で96%です。運行回数は限られておりますが、全線27路線と、民間バスのローカル線廃止前より町内全域をカバーしているものと考えております。運行日に合わせて病院や買物に出かけるなど、地域住民の皆様にも御利用をお願いしたいと思います。

また、本町でもふるさと納税の返礼品としまして、親孝行タクシー券を選択できるようになりました。町内でも利用可能な事業者様がございます。親元から離れて町外で暮らしておられる子供さん方に御支援いただけるよう、制度のPRに取り組んでいきたいと思っております。

また、昨日も9番議員の御質問でも買物や通院サポートの御質問がございましたが、町内の運送業者や商店街と連携しながら、買物支援や地域の見守り支援など、社会福祉協議会等も含めながら、連携して取り組んでまいります。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） そうですね。昨日ありました9番議員の質問にもそういうのがありましたし、いろんな取組の方法があると思いますけれども、これも待ったなしで、なるべく早くどれが一番いいのか、どれか一つではなくてもいろんな組合せもあると思いますので、そういったところを考えていただいて、できるだけ早めに行動ができていきますようお願いいたします。

次に、8番目に結婚新生活支援事業について通告しておりますけれども、これにつきましては、先日、もうほとんどの質問とお答えがありましたので、割愛させていただきます。

これで私の一般質問は終わりますけれども、私は議員になって4年目に入りました。あっという間の議員生活で、検証も何もできておりません。よいと思ったことはすぐ動く、言いたいこと

は言うという思いでやってきました。令和2年の締めくくりとして、各課の皆さんに申し上げたいと思います。

与えられた予算を使っていくのではなく、必要な予算を取りに行くぐらいの気持ちで、メリハリを持った仕事をしていただきたいと思います。私たち町議は、町民の総意を話すわけで、あなたたちの仕事を否定するわけではありません。むしろ応援しています。私の町議としての報酬は、あなたたちの初任給ぐらいしかないかもしれません。が、私を応援してくださった1,000人あまりの皆さんの付託に応えるべく、私はこの町を少しでも住みよい町にするために頑張っています。

皆さんとともに、令和3年がすばらしい年になりますように祈念し、最後に、来年2月に改選を迎えられます町長に、鳥獣害対策と町道については公約に入れていただき、令和3年の山都町政をどう考えられておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） もう、提案理由説明のときに言ったと思っております。

今後は、鳥獣害対策については万全の体制になり、先ほど6番の藤川議員からありました、農家の意欲をそがないよう、ウンカ対策から、また鳥獣害対策等々にもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） これをもって、4番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時02分

12 月 11 日（金曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月11日午前10時0分開議
3. 令和2年12月11日午後0時02分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）
 - 日程第1 議案第87号 工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）
 - 日程第2 議案第90号 工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事）
 - 日程第3 議案第88号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について
 - 日程第4 議案第89号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について
 - 日程第5 議案第91号 物品売買契約の締結について（避難所用パーテーション）
 - 日程第6 議案第92号 物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後 藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工 藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清和支所長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	渡 辺 八 千 代	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第87号 工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第87号「工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） おはようございます。それでは、議案第87号について御説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。

令和2年12月3日提出。山都町長。

- 1、工事番号、R2災 林災第1号。
- 2、工事名、菊池人吉線林道災害復旧工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町目丸地内。
- 4、契約金額、4,775万670円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本県下益城郡美里町畝野2900、株式会社西村建設、代表取締役西村潤次郎。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案の理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事契約の概要でございます。

- 1、工事番号、R2災 林災第1号。
- 2、工事名、菊池人吉線林道災害復旧工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町目丸地内。
- 4、入札年月日、令和2年11月26日。

5、工事概要、施工延長が57メートルです。主な工種と数量は記載のとおりでございます。

6、指名業者につきましては、記載の15社となります。

次のページをお願いいたします。

仮契約書です。工事番号、工事名、工事場所につきましては、工事概要で読み上げたとおりでございます。

工期が、令和2年12月16日から令和3年3月31日まで。

請負代金額が、4,775万670円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社西村建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和2年12月1日。発注者、山都町長梅田穰。受注者、熊本県下益城郡美里町畝野2900番地、株式会社西村建設、代表取締役西村潤次郎。

次のページをお願いいたします。

入札結果になります。令和2年11月26日の開札によりまして、予定価格が税抜き4,900万5,000円、最低制限価格4,340万9,260円。15社の指名で4社が辞退、11社の応札で、西村建設が4,340万9,700円で落札しております。

次のページ、④が位置図になります。

赤丸で示しているところが、菊池人吉線林道の災害復旧工事で、起点から2キロメートルほど行った目丸地内ということになります。

次のページ、⑤が拡大した位置図となります。

黒色の着色の線が、菊池人吉線の路線図となっております。そこで赤色の丸がございますが、これが今回の災害復旧の箇所でございます。

次のページをお願いいたします。

⑥が工事を発注するに当たりましての平面図となります。ピンク色で着色をしているところが今回の施工範囲となります。

路線延長が57メートルで、既存の道路が崩土に覆われている状態でありまして、路面の状態が確認できない状況もありますので、不可視部分——目視できない箇所につきましては、災害査定時におきましても未申請であります。工事実施時に、必要に応じて設計変更等により対応を行う予定でございます。のり面の施工につきましては、現地の状況が、崩壊面の地山が露出しているため、簡易のり砕工により施行しまして、その砕内は、植生基材の吹きつけで緑化基盤を安定させて、早期に緑化によるのり面の安定を図るという計画であります。

次のページをお願いします。

⑦断面図であります。こちらもピンク色で着色した箇所が土砂の掘削、積込み、切崩しを行い

まして、のり面の安定を図るという計画をしている図面でございます。

今回の林道災害復旧工事は、令和2年7月の豪雨によるものでありまして、国の林道施設災害復旧事業の補助を受けて実施する工事であります。

工期は、令和2年12月16日から令和3年3月31日までとしております。一旦、工期を3月までとしておりますが、今後、契約に係る繰越明許費について、議会の議決及び財務局の繰越承認を受けるまでの間の工期として、繰越承認後には、令和3年10月までを工期として見込んでいます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 林道の災害ですので、工法的なことでは、いろいろ致し方ないかというふうに思いますけども、こういう大災害のときには、必ず、崩土がまだ乗っておるところがかなりあるはずなんです。45度での大体勾配ですので、そこ辺りのカットというのは、現場でよく確認をしていただきたいということと、もう一つが、簡易のり枠ですので、これ、格子のところアンカーを打つのが、一般的な形しかないわけですね。本当はもっと頑丈なやつでしていけば、そこ辺りの長さをいろいろ調整したりなんかするわけなんですけども、のり面が一つの勾配だけでなっておる関係で、そのアンカーがうまく岩に、下のほうに入っていくかどうかというところが一番大事になってくるんですよ。そこ辺りをやっぱり現場のほうではよく確認をしていただきたいというふうに思っております。

厚層基材関係が入りますから、工期のことを聞きたかったんですけども、延長されるということであれば、中の植生あたりも安定するかと思いますけども、のり枠というのは、本当はこれ、フリーフレームといって、もっと頑丈なのり枠ですべきなんですけども、一応、林道ですから、これぐらいの簡易のり枠で構わないとは思いますが、工事の段階での注意として、50メートルを超すのり面になりますので、十分注意をしていただいて、再災害が起きないように。崩土がどこから出たかというのは、必ず確認をして、そこ辺りに対して、こののり面の延長とか、伸びることも十分あるかと思いますので、そこ辺りを注意して施工していただきたいというふうに思います。

これは、一応、要望でございますので、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この15社に絞られた資格条件を教えてください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 設計金額で5,000万円を超えますので、町内10社、町外5社という組合せでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 差し替えをいただきましたが、どこが違うのかが分からないんです。すみませんが、説明いただけますか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。②の仮契約書の記載のほうに不足がありまして、そこを追加しておりますので、そちらが違っているということで、変更させていただきました。申し訳ありませんでした。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） そのほかの分は全然変えなくていいということであるのなら、先ほども、いや、こんなに丁寧になれるのはどうしてですかとお尋ねしたら、間違いがないようにとおっしゃったんですけれども、これだけのことではありますけど、経費削減という点から言って、丁寧にしていただくのは本当に大事で、感謝申し上げたいと思いますが、ここだけ変えるとかできるというかなど。要望です。わざわざありがとうございました。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほど総務課長は、町内が10社、町外が5社と申されましたが、この住所を見ますと、町内が9社でございます。で、町外が6社となっておりますので、先ほどの説明はどうかなと思います。再度質問いたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 住所というよりも、山都町の指名ランクによりましては、そこは町内というところで、現在も災害工事をしているというところで、町内業者というところがございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 業者名をきちんと説明していただかないと、ほかの議員もその把握はできないと思いますので、きちんと御説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 指名業者の資料1を見ていただきますと、1番から10番で、山都町の5,000万円以下の部分につきましては、この指名業者を入れているというところがございますので。それから、ほかの工事につきましても、10番までは町外業者というよりも、山都町の指名基準に応じたところを出しているという御理解をお願いします。私のほうが、「町外業者」という表現がまずうございましたら、そこは訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号「工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第90号 工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事）

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第90号「工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。それでは、議案第90号について説明をいたします。

工事請負変更契約の締結について。

令和2年第3回臨時会において議決された山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事請負契約のうち、契約金額5,038万円を7,115万8,302円に変更することとする。

令和2年12月3日提出。山都町長。

提案理由です。

本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事概要です。

工事番号、山教生工第3号。

工事名、山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事。

工事場所、山都町下市地内。

当初契約年月日、令和2年7月8日。

工事内容、主な工種と変更数量は記載のとおりです。左側が当初の数量で、真ん中ほどの数量が変更数量です。右側の括弧書きが増減となっております。

契約の相手方、山都町下市242の1、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

次のページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書。

工事番号、工事名、工事場所、工事概要で読み上げたとおりです。

変更契約事項、変更工事請負額増額の2,077万8,302円です。

令和2年7月8日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請

負契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約として効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和2年11月26日。発注者、山都町長梅田穰。

受注者、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

次のページをお願いいたします。

位置図を載せております。

次のページ、A3の横判をお開きください。

変更平面図となっております。右側の凡例により説明をします。当初切土が黄色で塗っております。盛土部がグレーとなっております。その上に重ねて今度着色をしている変更です。切土部がオレンジで、盛土部が紫色となっております。

土工の変更としまして、当初は、掘削による発生土をそのまま流用盛土として締め固める計画でございましたが、発生土の状態が悪く、土質調査を行った結果、自然含水比が高く、石灰処理による土質改良が必要となりました。これにより、盛土工法が単純盛土から変わりまして、その分経費が上がっており、切土量で調整するものでございます。

また、今年度の予算の範囲内で追加工事をさせていただき、最大限工事出来高を上げたいと考えております。

次のページをお願いします。

変更の縦断図です。当初、黄色の底面部が458となっておりますけど、ここまで掘り下げる予定でございましたが、今回の変更によりまして、オレンジ色の462、約4メートルほど上に上がりますけど、このラインまで調整のため切土を減らすということをしております。

次のページをお願いします。

これは、変更の横断図でございます。紫が仕上がりの盛土面でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） この前、いろいろ説明していただきましたので、それに合わせて行きますけども、事前に調査をしております。その金額はたしか800万円か900万円近くのお金をつぎ込んでおるとお思います。当然、土質調査というのはボーリングをしますけども、その間の土なんかは全部調べておるわけですね。実際、こういう土だということは、事前に本当は分かるはずなんです。それで、こういう形で、あと残りの土のほうが3万立米も残るような状況になってきますと、当初の設計がやっぱり何だったのかということが問われてきます。はっきり言いまして。

やっぱり当初の考え方というのを、土を切って使うんだったら、その土がどんな土かというのは、当然考えなければいけないこととございますので、これはもう、なったことだから仕方ない

たとえば、そういうことで済むことかもしれませんが、今後として、その考え方をもう少し丁寧にしていかないと、何のためのボーリング調査だったのかということが言われてきます。それが大体無駄になってきてるんじゃないかということになってきます。

金額的に1億円ぐらいまだ足りないということになってきますので、これは工期的に体育館が1年間ずれるという形になってきますですね。その土をまた処理していかなければならない、盛土しなければならない、それは手前が終わってからでないと実際できないわけですので。そこ辺りは重々考えて、反省しながら、今後していただかなければ困るというふうに思っております。

一つだけ質問いたします。石灰安定処理ですということでございますけれども、この前聞きながら、中身が確認できなかったんですが、その混合するヤードはどこを考えておられるのかということをお聞きしたいんですけれども。それだけの質問でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現場近くにヤード——平場を設けて、そこで……。

（自席より発言する者あり）

それですか。具体的には、今後、場所を決めまして、ヤードの場所を決めていきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 軟弱土をあそこに持ってきて、そこでまた石灰を混ぜて攪拌していきますので、土自体をこねるわけですので、そこ辺りの場所的な形、それから運搬の方法というのはやっぱり、現場として一番経済的な方法というのは十分検討しながらやってもらいたいというふうに思います。先ほども言いましたけれども、こういう形の変更というのが今後出てこないような形での、当初の設定というのを十分、今後とも反省しながら行ってもらいたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろんな地質調査をしてみて、工事の進捗状況を見ながらいろんな変更があるというのは、私は全然専門ではありませんので、御説明を聞きながら、そういうこともあるよねというふうには思って、承っております。ただ、この体育館が避難所を併せ持つ体育館、まあ避難所を併せ持たなくても、本当にここに建てて、地震が起きたとき、いろんな災害のときに大丈夫なのかということが、きちんと担保されることが大事だと思うんです。

いろいろ、議事録を調べさせていただいて、何遍も、地盤大丈夫かとか、この工事で大丈夫なのかというような御質問もありまして、体育館建設用地が軟弱地盤だったときの対応について、平成30年の3月議会でも、その当時の生涯学習課長からのお答えがあります。それを見ますと、地質調査をきちんとして、地盤調査もきちんとして、その結果を見て、各施設の配置や計画を含めた全体基本計画の中で決定をしていくというふうにお答えをされていますので、本当にですね、

今もう大分進められている中で計画変更というのは難しいことだろうとは思いますが、きちんと調べられた後、今、7番議員から言われたように、本当にこれで大丈夫かということの確かめの後、やっぱり変えたほうがいいというふうになれば、その計画の敷地内ですよ、総合体育館計画の全部の敷地内で変更は可能になるのでしょうか。やっぱり安全性を第一にしていきたいので、その辺をいかがお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 御説明します。昨年行いました地質調査報告に基づいて御説明をしたいと思います。

調査時の目的、ボーリング調査の目的ですけど、その上に体育館という重量の構造物が建つわけですから、それを支える地盤が安定していないといけませんので、地下にどのような地層があるかを調査しております。これを調べるのにボーリング調査、66ミリの口径のコアですずっと抜いていくわけですけど、具体的には、あそこは、上から火山灰質粘性土から始まりまして、火山灰質砂質土、非溶結凝灰岩、そういった層が6層から成っております。それとまた、貫入試験といまして、地盤の固さとか締まり具合を調べる試験をしております。地下の地盤の調査を行っております。

その結果、建物を建てる際の基礎の形とか、どういう基礎にするか、くい基礎にするのか、例えば、この庁舎建築で言ったら、その下に溶結凝灰岩、固い岩がありまして、この建物はその岩盤の上に直接基礎が載っています。あの場合は岩が出ないので、そこまで、粘性土、砂質土、凝灰岩とかありますけど、その地盤の一番支持層となるところまでくいを設ければ安定しますよという調査報告になっております。

また、先ほど甲斐議員が申されましたように、それは土質調査で分かるんじゃないかということでしたが、そのときに、それとは別にサンプリング調査というのをを用いけば、その盛土材に多分使うであろう土を何メートルか取って、その土質調査をしとけばよかったですけど、それにはまた費用が結構かかりますので、それまではやってないので、この報告書の中では、土質調査はまた別途試験をしてくださいよとなっております。現場で事前にすればよかったですのかもしれませんが、この現場においては、状況を見ながら、ぬかるなということであったので、やっぱり土質試験をして、今回、石灰の50立米を入れたほうがいいという結果になったところでございます。

以上です。そういうことで、現地の移動は今のところ考えておりません。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） では、今、御説明いただいたことを聞きますと、本来ならすべきだった調査が、ちょっと後になってしまったと。やってみないと分からないから、大丈夫かなと思ったけれども、やっぱりその調査が要ったということになるかと思っておりますので、安全性を確かめる工事をケチったらいけません。

そういうことを私は分からなかったもので、そういうのが要るといのが分からなかったもので、そのときにちゃんと言えばよかったですことなんですけれども、安全性を確かめるための工事はちゃ

んとやっていただいて、進めていただきたいと思いますし、今、計画変更は今のところはないとおっしゃいましたが、これからまた工事を進めるに当たって、やっぱりこれはちょっと無理だぞと。例えば、前言われてた、土台自体はいいかもしれないけれども、崩落があるかもしれないというの也被われてましたよね、川のほうに。そうなったら、建物自体はいいかもしれないですけど、今度は駐車場側は崩落するかもしれないとかいうことにもなるんじゃないかなと、素人考えで思いますので、そういういろんなことを考えたときに、最終的に安全性が確保できないということができたときには、計画変更ということも考えていただきたいと思います。建てるために急ぐというのではなくて、そこはきちんと見極めていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、設計を発注しております設計業者の方と、また地下の構造と、また、ボーリングを詳細に建物の、今度はジャストポイントで、ボーリング調査を追加していくところでございます。その下の構造をもう一回確認して、設計業者と協議しながら、その辺はまた決めていきたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先に渡されました、土質試験、最初の写真を見てもみますと、相当な水が湧き出てるというか、これを見たときに非常に心配しました。少々な軟弱地盤じゃないと思ひます。これは、もしかしたら、あの斜面を見てもみますと、町道を挟んだ左側のほうが高いですよ。だから、そちらのほうから地下水が流れてきているんじゃないかと思ひますが、今、例えば石灰を混ぜて、土質をきちんとしていって、その建物が建つところだけ一時的にしても、将来的にずっと流れてくれば、やっぱり傾いたりするんじゃないかという心配は、私たち、素人感覚から見るとそうありますが、やっぱりここはきちんと、今踏みとどまって、そういう調査をしっかりとしないで、ただ建設に照準を合わせて、だから今こうせんと間に合はんからこうしますじゃなくて、ずっとこれは将来何十年も使っていかなければならない大きな財産でありますので、ここは非常に心配するところなんです、この水が、どこからどういふふうにして流れてきているのかというのは分かりましたでしょうか。

それと、私はこれが出る前から申しておりました。排水をしっかりとしてくださいと言ひましたら、今回追加でのり面排水溝が143メートルも出てきました。だから、前申したのが、最初の設計に出てなかったのがとても不思議ですが、この排水溝の今度追加されたところの理由というか、どこをどうするのかも併せてお答え願ひます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員御指摘の湧水関係の処理についてでございますが、現地を調査したところ、湧水があることを確認しましたので、そこには暗渠排水材を入れて、地下の排水を促すという処理をしております。

また、のり面の排水、小段の排水を追加しておりますけど、当初なかったのはいけなかったと

思います。というところで、変更で小段に排水を追加して、盛土の安定を図りたいということで、今回追加をしたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） どうも一つ分からんとですけども、ボーリングの結果によって切土が少なくなったわけですね。それ以上しても、地盤が、下が柔らかいけん、この辺でやめて、それよりも盛土部分を強くして、基礎を強くしようという考えだろうと思うんですけども、もともとは、先ほど2番議員がおっしゃったように、ボーリング調査をして、そこの基礎になる部分が大丈夫かどうかをして、もしそれで不具合があるようであれば、ほかの場所を考えるとというのがもともとの説明だったと思うんですよ。

ボーリングの結果で、切土を減らさなんてなったという時点でもう、どっか違うところを考えないといかんだったんじゃないかなとも思いますし、もともとの計画どおりに、普通に考えれば、僕らの考えでいくと、切土していけば、もともとあった土だもんだけん、ある程度の強さが出てくるんじゃないかというのが僕らの考えなんです。ただ、切土部分を減らして盛土部分を増やした関係で、そこに予算を組まんといかんようになったということが今回って思うんですよ。どうもその辺がちょっと分からないというか、このまま切土ばいっぱいしてしまったほうがよかったじゃなかったらどうかと思うんですけども、その辺がちょっと分からない。

それと、さっき言ったボーリングをして、結果でいかんちゅうんだったら、何でそのときに違う場所を考えなかったのかとかいう部分がありますが、どうでしょう。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、盛土にするために石灰処理という工程を経なければいけませんので、その分、単価が上がるわけですね盛土に対して。単価が上がるので、その分切土量を減らして、金額で調整するために盛土にお金がかかるのでという金額調整のために切土量を減らすというところでございます。

今回、土質調査をしましたけど、あくまで建物の下の構造、先ほども申しましたように、どういった地層があるのかですね。今回、建物、重量物が載るわけなので、その下の地盤が安定しているかどうか。例えばくいを打つならば、どこまでくいを、例えば、あそこの現場だったら、10メートルから12メートル打てば、例えばこの庁舎の建物下の岩まで行くということが分かっております。で、くいでいくのかというのを判断するためにボーリング調査があるんです。

ということですよ。御理解いただけただけでしょうか。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） だから、切土をいっぱいしていけば、下のほうは固くなるというわけではないということですね。

（自席より発言する者あり）

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） だから、切土を、今の説明でいくと、盛土をするために切土を少なくしましたっていう説明みたいとですよ、聞いていると。そうじゃなくて、僕の考えでいけば、切土をいっぱいしていけば、盛土部分にそんなにお金をかける必要がないじゃないですか。もともとの計画みたいに、切土をずっとしていけば、下のほうが固いということになれば、切土をいっぱいしていけば、元の計画どおりで、余分に予算をかける必要がないんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。この図で説明しますと、ここの部分は柔いんですけど、だんだん固さが増してきます。それはボーリング調査の標準貫入試験というので、N値という数字で表されるんですけど、それが高いほうが固いってところなんですけど、その数字がだんだん上がってきます。そうすると固いということ。

まず基本的に、現場発生土は流用しなさいというのが基本で、切ったら、その近くの現場で盛りなさいというのが基本なんですよね。というところで、いきなりこの下からは切れませんよね。なので、上のほうから切って、近くに盛るといふ。その近くに盛るのにまだ柔いので、それを石灰処理しなければいけないということ。もちろんだんだん上がってくるに従って、これがだんだん固さが増してきますので、ずっと石灰処理が要るといふのは、今の時点では言えないんですけど、そうしますと、だんだん石灰処理も要らない地層に入ってくれば、だんだん上にすれば、もう石灰処理が要らない土になるかもしれないというところでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） もともとは、そこを切土でずっと取っていく、で、取っていった分を千滝川とこっちの山があったところ辺にずうっと、それと、千寿苑に近いほうに、切土したやつは置いていくっていう説明があったんですよ。それじゃなくて、工事をしていく段階で、出てきた盛土は、そのすぐそばで使わなくてはいけないというルールがあったということですか。てなると、もともとの計画からちょっと違うんじゃないにややという話にせなんごつなるとですけど、どう。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。この土が使われないとなると、どっかにまた捨てんといかんってことになりますですし、いい材を持ってくるという方法もありますけど、基本的には、現場発生土はそこで流用するというのが原則になりますので、そういうところ。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 参考までですけども、私、高校時代にボーリングのアルバイトをしまして。私の近くの山屋トンネルっていうのが、国道218号線の改良工事のときに、ちょうど高校生でしたので、そのときにボーリングのアルバイトをしまして、その業者の方とか道路関係の方々と交流がありまして、ボーリングで100%分かりませんということでした。実際、ボーリング調査して、設計をされて、今のを造ったんですけども、1点だけ、水が多くて設計変更されたわけです。監督さんが言われるのは、このトンネルを造る予算があつて、その中でどうや

って変更するかというのが一番苦労すると。でも、設計変更はつき物と言われました。やはり、ボーリングをしたから、それで100%分かることは絶対ないと言われました。そのとき何か所か掘ったんですけども、このくらいの筒でずっと土を上げていくんですよ。1メートルごとに。それをずっと積み重ねて、毎日並べておりました。そういう調査をしても分からないと。

だから、私は設計変更はつき物と思っています。どんなに調査してもですね。そのところはやはり臨機応変にされるということが大事だと思いますので、頑張ってください。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、2番議員、4番議員、6番議員、いろんな人から、この前の政策審議会の中でもいろんな意見が出てきたわけですけども、結局、今、8番議員が言いよったボーリングする箇所をですね、そよかぜパーク造るときも何か所もボーリングしたわけです。それで、1か所だけが、支持力があるところがあったわけです。何回も取った中で、ここしかないちゅうところを見つけたのが、ほんの一部のところしかなかったわけですね。

ボーリングが本当に正確なのかということについては、非常に私も心配しておりますけれども、これだけみんなが心配した中で、後々、5年後、10年後、東京じゃないですけど、陥落したとかになったら、もう全てがアウトになるわけです。ですから、多分、業者さんといろいろ話はされていると思いますが、業者の言うことをうのみにすると非常に危険だと思います。

これだけみんなが心配しているわけですので、ボーリングして支持力あるところを見つめますというお話がありましたけれども、地下のことですので分からないわけですよ。どんどん掘っていかんや分からんし、それが100%ちゅうことは、今、飯開議員が言われたように、ないわけですので、後々、5年先、10年先に、それが絶対保証できるような工事をしとかんと、造って5年後に、いやちょっと5センチ下がった——5センチ下がれば体育館駄目なんですから、3センチ下がっても駄目ですよ、ボールが転げていきますからですね。ですから、業者を信用せんで、自分たちでも真剣に取り組んでいって、変更するときは変更するような、自分たちも勉強しとかんと。

あと、あしこ議員が言わしたばってん、ほんなこと議員が言うこと聞いときゃよかったというようなことがないようにしてもろうとかんと。私たちは、行政、皆さんを信用するしかないわけですので。どうしこ、今ここん中で議論しても、しゃんむり通すのは通して構わんです。構わんですけど、責任はその執行部側にあるわけですので、見てみい、ほらって言われんごたしとかんとですね。だから、業者信用すつとじゃなくて、自分たちも勉強していきながら、こうしこ議論したらですね、絶対100%の自信を持って、支持力のあるところを確かめていただきたい。そして、絶対5年後、3年後は1センチの狂いもないような体育館を造らないかんわけです。

ですから、6番議員が言いましたように、水が流れて石灰で固めても、高速道路でも下がることはあるわけですので、簡単にはいかんと思いますので、そのところの工事については、私は心配するのが、政策審議会の中で、4番議員が言いました、どんどん変更はまだまだ続く、これだけじゃ終わらんと思うんです。もっともっと変更せなんこつが出てくると思います。そのときに補助金とか起債の対応がきちんとできるように、話し合いを今していっとかんと、こらもう、そ

うしこなつたけん、捨土の話でも一緒ですよ。そばに捨てると言ったっちゃ、そばに捨てんほうがいい場合もありますから。そんなときはどっこそ持って行って投げにやしよんないことも考えにやいかんと思います。

いろいろ置かないかんとか言っても、そら臨機応変に考えていって、業者が言ったけ、設計業者が言ったけって、あんまり当てにならん設計書か当てになる設計書か知らんばってんが、そこ辺のところも的確に指導していって、ほんなこつ間違いにやつかというような確認をしていきながら、絶対的なものを造っていただきたい。

そのためには、今日報告したけ、もう議会には報告せんでいいちゅう話じゃないです。随時変更があるときは、やっぱり全協でも開いて、このことについては随時報告していただきたい。そして、みんなの意見を聴きながら、議会も執行部も一丸となってこの責任を負うような体制づくりをしていただきたい。そのためには、議長にも相談して、随時このことについては報告していただきたいと切にお願いしておきます。これはお願いですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 慌ててするよりも、この審議の時間をもう少し取っていただきたいと思ひますので、よければこれを全協に切り替えて、課長もそうなんです、技術職もいらっしやいますので、そういった職員を含めて、きちっとして説明をしていただいて、納得した上で審議をしてみてもどうかと思ひます。議長、全協への切替えをどうかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） それでは、審議の途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時16分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第90号について、質疑はございませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 3回目ですので、言わせてください。

私もいろいろこういう現場をしております、当然土質的に変わってくれば、変更をしていかなければならない、これはもう当然のことでございます。そして、変更した中で、それがいかに安定した構造物を造っていくかというのは、当然、一生懸命考えた中でしていかなければならない。だから、この中で、これで大丈夫かということが自信持って言えるように、発注者のほうはしていかなければならないわけですね。特に建物が出てくるわけですので、先ほどから11番議員もおっしゃいましたけども、そこが下がったらどうしてもいかんということでございます。当然のことで、全ての角、そこの中間辺りまで入れたところで、ボーリング調査をされると思ひます

けども、そこあたりの本当の基礎を十分確認をしたその中で、構造物として安定した形ができるのか。また、先ほど左上の灰色のところには、当然盛土のところに基礎が入ってきます。実際は、そこ辺りの土というのは、締め固めて、固まるまでが大体5年から7年、本当はかかってくるんですけども、そこ辺りの基礎が、ちゃんとした構造物が、盛土したばかりでもちゃんとできるのかということは、十分考えた中で、相談しながら計画を進めなければいけないということです。

この変更というのは、私としては、これはそういう土で、当初から本当は認識しなければならぬ土だったと思うんですけども、その土がやっぱり認識しとらんで、こういう形になったということは、発注者としては、反省しなければならないところはあるかと思えますけども、仕事として、ほかの方法を考えると、この方法が一番安くはなってくるんです。当然、ほかのところ土を持って行っても、今度は安定処理しなければ、先ほどからどろどろと流れるということになりますけども、そういう形になったら、そこでも安定処理をしなければならぬ、この盛土で石灰を入れるなり、安定処理をすれば、どろどろに流れるはずはないわけです。固まってきますので。だから、どうしてもそこの持ってくる場所が近くであれば、これがやっぱり一番経済的な方法になってくるわけです。そういう中で、こういう変更をすることに対して、私としては致し方ないというふうに考えます。

先ほども言いましたように、当初の町の考え方として、せっかくボーリング調査とかいう形をした中で、何でそこまでを見越すことができなかつたのかなというのは、ちょっとなおざりな発注だったかなということはいわせていただきたいと思っております。

以上で、私の意見でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 2番議員が質問されました、変更の意思はないのかというお話がありましたが、あそこが一番適切な場所なので変更はしないと言われましたけれども、私は、支持力がないならば、構造的にそこら辺を避けるとか、構造的な変更とか、ある程度の変更はあると、課長、言っといたほうが、しゃんむりにでん、そこしゃんしたら、そら悪かったっちゃするちゅう話ばしたわけでしょう、今。それは駄目でしょう、やっぱ。支持力がないならば、構造的な変更をするとか、あるいは場所的な変更をするというのが、支持力がないって分かったら、当然、何とか方法を考えると答えられとったほうが無難と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。地下の支持力のお話ですけど、今回、設計によって建物の重量が決まってきます。それによって、その地盤が耐えられるか、耐えられないかが分かってきます。今回その調査をしたんですけど、その建物を支持する層が、先ほど申しましたように、基本的には一番岩盤の強い、溶結凝灰岩までくいを打てば、もう支持層に達したとみなしておりますので、その辺は大丈夫かと思えます。あと、くいを、その地盤調査しまして、その岩盤がどこで出るのか、そこまでくいを何メートル必要なのかというのが大事なところだと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） すみません、今言われた建物の重量によって支持基盤が、岩盤が、それもまだ分からないってことですよ、今。今調べられるってことですよ。

だから、もし、物すごく下のほうにあったときには、長い支持を入れなくてはいけないということになりますよね。そういうことをして、それで大丈夫ということであればいいと思うんですけども、そしたら、そのとき、どれぐらいのお金がかかるのかなと。そうやって、ここに、しゃんわり固執することで、予算がすごく、これからもずっとかさ増ししていくよりも、11番議員が言われるように、変更の余地は残しとつてもいいんじゃないかなと思うんです。今から調べないと分からないから、調べてみて、やっぱり盛土のところ結局かかるって、さっきお話したので、ちょっとのところだけでも、ここが沈んでいったら大変なことになるんじゃないかなと思いますので、ここに建てるということが一番いいんでしょうけれども、安全性を考えたときに、今から調べられて、工事の進捗状況で考えるという余地もあっていいんじゃないでしょうかかと思うんですけれども、どんなでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。建物設計の安全性につきましては、建築士免許を持った建築事務所が今設計やっております。それを建てる前には、建築確認というのは必ずございます。その建築確認で合格がもらえれば、それで建物の安全性は確保されたものとみなされますので、それでいいかなと思います。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 一つだけ参考のために申し上げたいと思います。町営グラウンドは、盛土で造ってあります。また、急傾斜地ということで、あそこに建てる場合は、非常にまた厳しい査定になるかと思えます。だから私は思うとですよ、私も素人だから、やはり変更した場合、何の問題が出てくるかということも考えとかにやんと思うとですたい。やはりここまで調査をして、今からは専門家の方がきちっとして、されるわけですから、ふらふらふらふらしてると本当にできませんよ。

と思います。頑張ってください。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地

造成工事)」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第88号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第88号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第88号について説明いたします。

議案第88号、青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出、山都町長。

施設の名称、青葉の瀬交流促進施設。

指定管理者住所、山都町緑川3715番地1。

名称及び代表者、青葉の瀬管理組合、組合長渡辺民雄。

指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、山都町青葉の瀬交流促進施設条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

指定管理候補者の選定結果について記載しております。

1、募集及び選定の経過です。10月1日から10月30日までを応募期間として定め、募集を行っております。公募により、現在、指定管理を受けている青葉の瀬管理組合1社の応募があり、11月17日に応募者からのプレゼンテーション、ヒアリングを実施しております。その間、指定管理施設の視察を含め、3回の選定委員会を開催しております。

2、指定管理候補者及び選定理由。指定管理候補者については、青葉の瀬管理組合。

選定理由。当該団体は、これまで管理をしてきた経験を有していること、地域の方々が熱意を持って取り組む姿勢があることなどが評価されました。また、情報発信による集客にも積極的であること。労務環境の改善による後継者づくりなど、事業の継続性に努めていることが選定の理由です。

提案概要です。委託料の提案価格につきましては、基準価格と同額の364万2,000円、税込みとなっております。

事業計画については、御覧のとおりでございます。特に今年の夏に事故が発生しておりますので、施設内での事故防止のため、入場者に対する注意喚起や対策を徹底することについても確認し、提案がございました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 指定には問題ありませんが、今、言われましたように、この前も説明は受けましたけれども、再度お聞きします。残念ながら死亡事故が起きました。遺族さんとの問題は何もなかったのか、その辺りと、私が聞いとるのは、浅瀬で石の間に足が挟まれて身動きができなかったと。というようなことをちょっと聞きましたけれども、町に正式に報告されたものは、どういう内容で報告されたのか、その辺のことを知らせていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。事故が発生したのは、7月30日の、役場に連絡がございましたのは3時頃だったと思います。事故発生時刻は14時45分と聞いております。宇土市の10歳の女の子ということで、青葉の瀬の管理人から消防署のほうに家族の方が連絡をされて、消防隊、救急車が行って救出をしたと。ただ、川の流れ等もあって、救出に時間がかかったということで報告を受けております。

それと、8月2日に通夜、8月3日が葬儀でございました。8月2日には、青葉の瀬管理組合のほうから理事の方が5名ほど参列をされております。それと、葬儀には組合長と、私のほうも参加させていただきました。8月12日に、その亡くなられた女の子のお父さんが役場のほうにも来られました。それと、青葉の瀬のキャンプ場にも来られて、御挨拶をされたということでございます。

役場でも町長に直接お会いになられて、状況報告なりをしていただいたところではございますけれども、何であんないところで事故が起きたんだろうということで、御報告がありました。本当にやり場のない怒りをお父さんはお伝えいただきましたけれども、二度とこういうことがないように徹底してほしいということで、お話がございました。

その後、青葉の瀬の営業をずっと休業しておりましたけれども、17日から再開をしました。再開までには、安全対策と注意喚起をする看板を設置したりということで、対策を取らせていただいた後に営業再開ということになったところです。

以上が状況の説明ということになります。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 遺族とのいろいろな問題は解決しとるということで、理解してよろしいですね。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 失礼しました。親御さんのほうからは、8月12日に来られて以降は特に連絡等もいただいておりますし、争いになるとかいった状況はございませんので、御報告をしておきます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 応募が1社だったということなのですが、この事故があって再開するときちょっと消極的だったようなお話お聞きしました。なので、この1社が積極的に応募されたのか。この選定理由を見ますと、地域の施設として熱意を持って、地域の方々が協力して取り組む姿勢があるというふうに書いてありますので、これからすると、積極的に応募をされてきたというふうにとられますけれども、私たちが事故の当時のお話を聞きますと、ちょっと消極的だったようにお伺いをいたしましたので、この応募が、町からの方の働きかけなのかお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。今回は公募ということですので、基本的には、青葉の瀬管理組合以外の団体も当然手を挙げることは可能ですので、そこだけに出してくれというような話は特にしておりません。担当のほうからは、次回も管理の方をやりたいという意思のようですという話はお伺いしましたが、特に働きかけということはありません。

それと、3年ほど前までは、青葉の瀬管理組合として累積の債務が300万円ほどあって、ここ2年、3年で、今70万円ほどに、利益を出して圧縮されております。どうしてもその債務を帳消しにせなむということはお伺いしておりましたので、次の5年間で、この債務をなくしたいということの気持ちは、意欲は私も聞いておりました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第89号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第89号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 議案第89号について説明します。

議案第89号、井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出、山都町長。

施設の名称、井無田高原キャンプ場。

指定管理者住所、山都町井無田1382番地。

名称及び代表者、山都町FMI井無田高原キャンプ場、理事長原田茂。

指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由、山都町井無田高原キャンプ場条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

指定管理候補者の選定結果について記載をしております。

1、募集及び選定の経過です。10月1日から10月30日までを応募期間として定め、募集を行っております。

公募において、現在、指定管理を受けている山都町FMI井無田高原キャンプ場1社の応募があり、11月17日に応募者からプレゼンテーション、ヒアリングを実施しております。その間、指定管理施設の視察を含め、3回の選定委員会を開催しております。

2、指定管理候補者及び選定理由。指定管理候補者については、山都町FMI井無田高原キャンプ場です。

選定理由。当該団体は、これまで管理をしてきた経験を有し、地域の施設として奉仕的な姿勢で運営に当たっていること、リピーターを含め、多くの利用者を確保してきたことなど、キャンプ利用者が増えている機会を捉え、施設の良好な維持管理や周辺の資源も生かした様々な事業が考えられており、運営の活性化が期待できることが選定の理由です。

委託料の提案価格でございますが、基準価格181万2,000円に対して、179万2,000円の提案がございました。

事業計画については御覧のとおりです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 選定理由の中で、奉仕的な姿勢ってありましたが、具体的には何でしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。地元、井無田地区の自治振興区で、提案概要のところにもありますが、大規模なキャンプファイアを造ったり、フットパスコースを、実際には散策道を使った歩くコースがあるんですが、そちらのほうの先導、御案内を地元の方でやられたりというようなことが提案の中には記載をしてありました。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） そういうことをされたら、その対価をちゃんと評価して払うべきだろ

うと思いますが。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。対価については、支払いをされているかどうかというのは、すみません、確認をしておりません。

指定管理者であるキャンプ場からお支払いしてある、キャンプファイアとか、そういったものに係る経費は当然出してあると思いますけれども、その人的な協力の部分で、御提案のあったような奉仕的な姿勢で運営をされているというところだと思います。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） その団体が奉仕的な姿勢でしているというふうには書いてありますが、それは別の団体の話ですね。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） キャンプ場を直接的に管理・運営をされる方は、あそこの管理人という形でお一人いらっしゃるわけです。組織としては、FMI井無田高原キャンプ場という組織の中で指定管理を受けて、キャンプ場自体は、管理人を置いて運営をされております。そのFMIですとか、地元の自治振興区と協力をして、全体的にキャンプ場の運営を行っていらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） この施設の運用を運営団体にお任せしてあるというような御答弁だったですけれども、どういう運用をなされているのか、経営の中身も任せているというだけではなくて、町の施設なので、そのあたりまでしっかりと踏み込んで、理解しておくべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

あともう1点、このキャンプ場の施設、全てが町有地じゃなかったと思うんですけれども、民有地あるいは民間の方が保有していらっしゃるものが、キャンプ場の景観上だったり、利用上必要になったりしていると聴いていたんですけれども、あと、このキャンプ場、貯水池があったと思うんですが、その池の運用に関しても、キャンプ場との連動性があまりうまくいってないような話も聞いたりしているんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

それこそ、現場の指定管理を受けていらっしゃる場所に全部お任せしてるっていう形ではなくて、町と一緒にしながら、せっかくのキャンプ場ですし、アウトドアブームなので、上手に運営できるようにやっていけるといいなと思うんですが、何かお考え、計画ありますか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。施設内の土地については、個人の方から借りられている土地があると聴いております。そこも井無田高原キャンプ場で再度借りるという交渉で了解をいただいているというお話を聴いております。

それと、ため池についても外来生物の駆除を行うなどの作業は、FMI井無田高原キャンプ場

でされていると。年に1回、数回の駆除の取組はされているとお伺いしております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 運営状況というか経営内容に関する把握に関してはいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 失礼しました。毎年度の決算状況については、毎年報告を総会後にさせていただいております。井無田高原キャンプ場、FMIの決算状況としては、毎年度数万円の繰越金額が出ているというような状況です。財政的に十分かという部分では、そうではないかもしれませんが、繰越金を出しながらの運営という形ではございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第91号 物品売買契約の締結について（避難所用パーテーション）

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第91号「物品売買契約の締結について（避難所用パーテーション）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第91号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和2年12月11日提出、山都町長です。

1、番号、山総備第5号。

2、品名、避難所用パーテーション。

3、規格・数量です。2種類でございます。

（1）商品名、ベンリー間仕切りⅡ型でございます。100組を導入予定でございます。

（2）商品名、ワンタッチパーテーションファミリールーム180というものでございます。数量150組を入れるものでございます。

4、契約金額、550万円税込みでございます。

5、契約の相手方、熊本市東区健軍本町24の10、日本乾溜工業株式会社熊本支店、支店長富田圭一。

6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

物品売買契約の概要ということでつけさせていただいております。

4、入札年月日、令和2年12月2日でございます。

5、納入期限、令和3年3月5日を予定しております。

6、指名業者、8社による指名競争入札でございます。

次の2ページをお願いいたします。

開札調書がございます。予定価格が800万円でございますので、議会の議決を要するものというものでございます。

3ページからでございます。

物品売買仮契約書でございます。

山都町と日本乾溜工業株式会社熊本支店は、避難所用パーテーションを乙が甲に売り、甲が買い受けることについて、次のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の要項でございます。

第1条、この契約の要項は次のとおりとする。

1、番号、山総備第5号。

2、品名、避難所用パーテーション。

3、規格・数量。別添の仕様書のとおりでございます。

4、売買代金、550万円税込みでございます。

5、納入期限、令和3年3月5日。

6、納入場所、山都町川野1543番地旧御岳小学校でございます。

次のページをお願いします。

後段でございます。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月4日。

甲、上益城郡山都町浜町6番地、山都町長、梅田穰。

乙、熊本市東区健軍本町24-10、日本乾溜工業株式会社熊本支店、支店長、富田圭一。

次のページをお願いします。

避難所パーティションの仕様でございますが、今回は、町指定避難所14か所において使用することを目的に、2種類のパーティションを考えてみました。

一つ目につきましては、ベンリー間仕切りⅡ型でございますが、既に80組用意しておりますが、追加するものでございます。脱着式で、片屋根仕様ということで、高さが150センチでございます。

二つ目のワンタッチパーティションにつきましては、ボックス型でございますが、高さが180センチあります。

6ページ、7ページは、それぞれの商品の写真等でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第91号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 納入場所ですけれども、御岳小学校のどこの教室とか分かれば。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 校舎の中の空き教室に入れるということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 大事なパーティションの納入が決まってよかったと思いますが、結構数的にもあり、指定の避難所14か所であるということですが、取りあえずは、御岳の備品倉庫に入れられるということなんですが、これをどういうタイミングで、万が一のことばかり考えてもとは思いますが、やっぱり指定避難所にどんだけスピーディーにこれを格納していくかというところの計画等は決まっていますでしょうか。万が一、道路が通れなくなったようなときに、買うたはよかばってん、使われなかったという事態は避けたいと思っております。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。避難所等のスペースを考慮しながら、必要なものは先に備蓄をしたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「物品売買契約の締結について（避難所用パーティション）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第92号 物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第92号「物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第92号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和2年12月11日提出、山都町長。

1、番号、山総備第6号。

2、品名、備蓄倉庫。

3、規格・数量、商品名、シルバーストッカー（型式S S-058）、床面積、5.27平米でございます。数量7台を予定しております。

4、契約金額、1,364万円、税込みでございます。

5、契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役西銘生治。

6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

物品売買契約の概要でございます。

4、入札年月日、令和2年12月2日。

5、納入期限、令和3年3月19日。

6、指名業者8社による指名競争入札です。

次のページをお願いいたします。

2ページ目は開札調書でございます。

3ページ以降が仮契約書になりますが、物品売買仮契約書。

山都町と三輝物産株式会社は、備蓄倉庫を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

契約の要項。

第1条、この契約の要項は次のとおりとする。

1、番号、山総備第6号。

2、品名、備蓄倉庫。

3、規格・型式、シルバーストッカー（型式S S－058）。

4、数量、7台。

5、売買代金、1,364万円、税込みです。

6、納入期限、令和3年3月19日。

7、納入場所、仕様書のとおりでございます。

次のページをお願いします。

11条の1項でございます。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月4日。

甲、上益城郡山都町浜町6番地、山都町長梅田穰。

乙、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社代表取締役西銘生治。

5ページをお願いします。

備蓄倉庫の仕様でございますが、今回、アルミパネルで覆ったものということで、防砂性、腐食性に強いものを選定したところでございます。

オプションとして、中に収納棚と、ソーラーベンチレーターとありますが、換気装置をつけることにしました。分かりやすいように文字も記載するというものでございます。

4の納入場所につきましては、7か所を考えております。山都町におきまして、地理的条件から災害発生の高い地域を選定し、地域等との協議もしまして、備蓄倉庫を導入するものでございます。

6ページ目は、山都町のロゴマークと文字でございます。

7ページが防災倉庫ということで、完成予想の建物でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第92号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） この寸法なんですけど、2,400掛ける2,400掛ける2,320から2,370とありますが、この説明をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 高さの変更ということでございますが、すみません、資料が用意しておりませんので、後ほど説明させていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 確認ですけど、今の7ページのオプションには、スロープとソーラーパネルも書いてありますが、これも入るといっていいのでしょうか。ソーラーパネルはどんなふうになるのか、どういう電源になるのかなということと、外見はできましたが、中に入れる備蓄品について

はどうなりますか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） この7ページの図で申しますと、収納棚とソーラーベンチレーターを入れるというものでございます。

それから、中の品物でございますが、それぞれの地域に応じてありますが、避難用の備蓄品を入れたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 納入場所として7か所されておりますけれども、これは、今後増やして、各避難所には設けるとかいう全体的な計画はありますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今回は7か所ということで、地域と、まずは緊急的なところを選びましたので、今後も避難所等との協議もしていきますので、その上で必要ということであれば、整備をする必要があるかなというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 要らんこと言うようですけども、これ、屋外なら基礎はせんでもブロックか何かば敷いてから置かれる……、どういう格好で置かれるんですかね。そうせんと、直のまま置いたら、こういうタイプならすぐ腐食します。その辺あたりを考えて、どういうことでされるんですかね。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 説明が不足しておりました。5ページをお願いしたいと思います。

(10)に基礎工事ということで、基礎ブロック工事も併せて行うというものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号「物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時02分

12 月 14 日（月曜日）

令和2年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年12月3日午前10時0分招集
2. 令和2年12月14日午前10時02分開議
3. 令和2年12月14日午前11時49分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第12日）（第6号）
 - 日程第1 議案第80号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）について
 - 日程第2 議案第81号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第3 議案第82号 令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第4 議案第83号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第5 議案第84号 令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について
 - 日程第6 議案第85号 町道廃止について
 - 日程第7 議案第86号 町道認定について
 - 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	能登 哲也
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代

福祉課長	渡辺 八千代	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時02分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第80号 令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第80号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第80号、令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、19ページをお願いします。

1款1項1目議会費でございます。議員発議によりまして、期末手当の額の減額18万8,000円を行っているものでございます。

それから、全体を通しまして、一般職あるいは特別職に係ります期末手当の減額等を2款以降行っております。また、会計年度職員に係る報酬、給料、手当等の増額調整等も行っております。款ごとの説明は省略させていただきたいというふうに思います。

2款総務費1項総務管理費です。20ページになります。

5目財産管理費におきましては、旧浜町保育園の境界確認及び登記手数料と鑑定委託料を計上しております。

11目企画費では、企業版ふるさと納税事業に係りますシステム利用料とコンサルティング料、それぞれ10万円を計上しているところでございます。

22ページをお願いします。

22目山の都創造ファンド事業費では、定住支援事業6件分の追加の補助金390万6,000円です。財源は基金からの繰入れで行うものでございます。

23目熊本地震復興基金交付金事業費では、18節補助金として、矢部地区芦屋田天満宮の屋根補修に対します県補助金23万4,000円でございます。

25目でございます。今回も新型コロナウイルス感染症対策交付金事業につきましてまとめたものでございます。国県の交付金事業として取りまとめたものを支出の目的別に整理をしております。さきに配付しております資料につきましては、所管ごとの事業別内容で仕分をさせていただいております。事業費として、1億3,095万3,000円でございます。国県交付金と一般財源を充てております。

10節需用費の合計は169万3,000円で、感染予防のための消耗品や施設の修繕費等でございます。11節役務費は、タブレットやパソコン通信料226万3,000円を計上しているものでございます。今年度分のみでございます。12節委託料の合計は759万5,000円で、パンフレット作成やキュービクル改修に伴うPCB廃棄委託料、蘇陽行政センター換気設備改修のための設計・工事監理委託料でございます。13節、タブレットやパソコンソフト使用料304万9,000円です。

24ページをお願いします。

14節工事請負費の合計は9,305万9,000円で、避難所拡大に伴いますそれぞれ施設の改修工事費等を計上しているところでございます。17節備品購入費の合計は2,045万8,000円で、パソコン、タブレット、ジビエ工場の冷蔵庫など、備品購入に関するものでございます。18節補助金は、修学旅行キャンセル費を助成するものでございます。

26ページをお願いします。

4項6目町長選挙費です。議案第79号で可決いただきました選挙費用の負担金でございます。合計で299万6,000円でございます。

27ページです。

2款5項統計調査費です。国勢調査費の実績に伴いまして、事業の費用をそれぞれ調整するものでございます。

29ページをお願いします。

3款の民生費です。1項2目国民年金事務費では、12節委託料として年金システム改修です。国の補助金10万6,000円が交付されます。

3目障害福祉費は、事業ごとの実績による返還金523万3,000円でございます。

30ページをお願いします。

5目老人福祉費では、介護施設なごみの家福ふくに係る施設整備の補助金です。国から188万1,000円が交付されるものです。

次のページです。

3款2項1目児童福祉費では、17節備品購入費では公立保育園の備品購入費、オゾン脱臭機5台分125万円と、18節補助金では私立保育園への支援でございます。296万円を計上しております。いずれも国庫補助金でございます。

2目の児童措置費では、保育所人材確保の状況が困難となりましたので、その委託料の減額と、3目児童福祉施設費におきましては、会計年度任用職員として保育人材を確保するための経費の増額をお願いしているものでございます。

次のページをお願いします。

7 目子育て支援施設運営費では、17 節備品購入費としてベビーシートの購入を、29 万 6,000 円計上しているものでございます。

34 ページの 18 節、福祉まつり中止に伴います負担金の減額でございます。

次に、4 款衛生費です。1 項 3 目保健センター改修費は、14 節工事請負費において、現在実施中の千寿苑のとい工事におきまして、工事着手後に屋根内部の金属板の腐食が見つかりまして、軒先部分の金属板の補修を追加して行うものでございます。

5 目山の都づくり事業費では、11 節委託料に、新道の駅整備に係ります登記手数料 103 万 5,000 円と、18 節補助金は、山都テラス 2 軒分の補助金 410 万円でございます。

6 目環境衛生費では、18 節補助金としまして、浄化槽設置 8 基分の国県補助金 204 万 4,000 円を合わせました補助金 348 万 7,000 円でございます。また、島木白木谷地区と方ヶ野水道施設に係る町単独の補助金 145 万 1,000 円でございます。

36 ページをお願いします。

5 款の農林水産業費 1 項 3 目農政費では、18 節補助金として制度資金融資への利子補給や保証料の補助金、また、ハウス強靱化事業費 11 件分 304 万 3,000 円、農業法人矢部地区夢楽豊への補助金 322 万円、格納庫の整備でございます。それから、7 月の豪雨災害におきます支援金として 550 万 7,000 円でございますが、ハウス、それから鶏卵施設の災害復旧支援というものでございます。県補助金 1,049 万 3,000 円でございます。

6 目日本型直接支払事業では、協定面積の減などによりまして中山間地域等直接支払制度交付金の減額 3,454 万 8,000 円でございます。

9 目農業土木管理費では、矢部地区藤木ため池のハザードマップ作成県委託料 150 万円を計上しております。

2 項 2 目林業振興費です。18 節には 3 団体が行います竹林作業道整備等への町負担金 123 万 3,000 円と、林業制度融資に係ります補助金等を合わせまして、28 万 9,000 円を計上しております。

38 ページになります。

3 目林業土木管理費では、清和矢部線と菊池人吉線の補修工事 565 万円です。県補助金が交付されます。

7 目治山費は、県補助の治山事業 4 か所分、事業費 3,241 万 6,000 円を計上しているところでございます。

39 ページです。

6 款の商工費です。1 項 2 目商工振興費では、13 節賃借料として、町が倉庫として使用しております旧浜町会館駐車場に係る土地の使用料 406 万 4,000 円、18 節につきましては、火伏地藏祭中止に伴う補助金の減額というものでございます。

3 目観光費では、12 節通潤橋復興イベントの委託料の不用額、18 節では、清和文楽新作作成に伴います町負担金 234 万 4,000 円と、文楽の里まつり中止に伴います助成金の減額というものでございます。

40 ページをお願いします。

4目観光施設費では、予定をしていましたそよ風遊学協会所有の財産買取りが不要となりましたので、それぞれの経費を減額するものでございます。

41ページです。

7款土木費でございます。1項1目土木管理総務費では、18節に県工事負担金の追加として329万6,000円を計上しております。

2項道路橋梁費では、2目道路維持費にそれぞれの経費を合計で1,520万円をお願いするものでございます。

43ページです。

6目防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、鍛冶床線道路改良に伴います経費を調整したものでございます。2,080万円は国庫補助金です。

44ページをお願いします。

6項1目高速道路対策事業費は、新たに設立されました県道津留柳線整備促進期成会負担金5万円でございます。

8款の消防費です。1項1目常備消防費では、上益城消防組合負担金の減額1,431万9,000円です。構成町の普通交付税確定に伴いまして毎年調整を行うものでございます。

4目災害対策費では、職員の災害待機等の時間外手当171万6,000円でございます。

46ページをお願いします。

9款教育費です。2項小学校費の1目学校管理費14節のトイレ改修工事費360万7,000円と、その次にあります3項中学校費の1目学校管理費14節トイレ改修工事費につきましては、2款1項25目の新型コロナウイルス感染症対策事業に振替ということで、それぞれ減額をしているものでございます。

3項2目学校振興費では、10節需用費に748万2,000円を計上しております。中学校の教師用の指導用教科書費でございます。4年に1度の更新でございます。

49ページをお願いします。

4項社会教育費で、5目文化財保護費におきましては、12節委託料として、元小峰の菩提樹整備費151万9,000円です。その財源につきましては、財団からの助成と受益者負担金というものでございます。その他の財源になります。

10目図書館費は、補助金交付によります財源の組替えを行ったものでございます。

50ページをお願いします。

13目通潤橋保存活用事業費では、支障木の伐採委託料と立木補償費をそれぞれ計上しております。

5項2目体育施設費は、中央グラウンド整備工事や備品購入費と、旧下矢部西部小学校入口の段差解消を行い、救急車両の進入時の車両の腹打ちを解消するものでございます。

51ページでございます。

10款災害復旧費でございますが、令和2年度分の災害復旧費としてそれぞれ必要な経費を計上しているものでございますが、農業災害関係では合計で6億5,635万円、次のページの公共土木

施設災害関係では、合計で1億6,170万円を計上しているものでございます。

13款の予備費は調整でございます。

続きまして、歳入を説明したいと思っておりますので、12ページをお願い申し上げます。

12款の地方交付税です。確定いたしました普通交付税分として8,397万1,000円と、特別交付税の見込額として7,217万9,000円を計上しているというものでございます。

14款負担金につきましては、それぞれ事業に係る受益者負担金でございます。

16款から17款の県国支出金は歳出のところで説明いたしましたので省略をさせていただきます。

17ページ、お願いします。

18款財産収入です。菊池市泗水町にありました町有財産旧菅原織物工場の土地建物分の売却代金356万円でございます。

20款の繰入金です。それぞれの事業への財源として基金から繰入れ、または基金への繰戻しを行っているというものでございます。

18ページをお願いします。

23款町債です。各事業におきましては、県との起債協議を行いまして調整したものでございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いします。

第2表の継続費の補正でございます。事業費の変更はございませんが、年度間での調整を行っているものでございます。

続きまして、5ページから8ページの債務負担行為の補正でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から7年度まで、または12年度までの農政、林政関係の制度融資に係ります利子補給や保証料補助金分を表したものでございます。

9ページをお願いします。

第4表地方債の補正です。それぞれ県と協議により調整したものでございます。

表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町一般会計補正予算。

令和2年度山都町の一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億8,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和2年12月3日提出、山都町長です。

よろしくをお願いします。

○議長（工藤文範君） 本案について提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 37ページです。日本型直接支払事業費の中で、中山間地域等交付金というのが3,400万円っていうのが出ておりますけども、多分今後ますますこれが増えていくんじゃないかというのが危惧されます。要は、お金をもらって維持するよりも、もう維持はしないというふうに進んでる人たちが多からこれが出てきたんだと思いますけれども、それについて町として何か対策とか、いろんなことが考えられているかどうかをお聞きします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。現在、第4期から今回第5期に中山間地の支払い制度が移行したわけですが、今回の金額の減少につきましては、協定のお話がありましたとおり、集落数の減少、協定面積の減少があったためということでもありますけれども、具体的には、集落数では6集落が減少したということと、理由としましては、その構成員の全体が高齢化で、今後5年間の活動が見込めないというようなことが理由だというふうにお聞きしております。

面積につきましては、農地としての維持というか、今の状況を見ながら除いたとかということになっていると思います。高齢化のような理由がございましたので、これから集落として取り組めないこと、そういうことも出てきてまいるような状況が見受けられますので、集落全体での、今、人・農地プランとかそういうことで、全体で地域を見ていくようなところも目を向けながら、集落全体で集落のことを見ていただくような形で、農地の維持を続けていけるような取組に、町としても地域の中で関わっていただけると考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 6集落ですよ。3,400万円というすごい面積とすごい集落、まあ6集落あるということはすごい人数、人間っていうか、人家、戸数があつたと思うんですよ。多分、これ今から、これは5年ごとに見直すんであれなんですけども、この5年後にはもっとひどいことになりやせんかって危惧するところです。

それをどうやったら対処できるかという話になるんですけども、私、昨日、移住者交流会っていうのに参加しましたが、よそから来た人は、こういうところはないですか、ああいうところはないですか、山はないですかとか、そういう話がいっぱい出てくるわけですね。だから、こういう人たちは、何とかな、あつせんしてというか、そういうこともでけんわけじゃないかな。今ここ5年で移住した人が100人ぐらいいるそうなんですけども、土地的にそんなに満足されとるわけではないんですね。特に水田は作りたいと思っている人が結構いるんです。どういうこと

かという、自分の食べ物を自給自足したいから水田を作りたいって思っている人が結構いるわけですね。だから、そういった人たちにあっせんすとか、そういうことも考えられんかなって。

今回の一般質問でも話しましたが、鳥獣害対策の補助金あたりを出して、そういうやる気のある人たちはフェンスでも何でも張ろうとされるわけですね。ところが、もう高齢化で年寄りになった人は、フェンスを張るのが大変だけん、フェンスは張らっさんわけです。そういったところから行くと、そういう若手の人たちにあっせんしたりしていけば、ある程度はできやせんかなって思うところがあります。

名前は言えませんが、中島のほうでされとる人たちは、畑だけで始まって、今、田んぼまでしよんなさるわけですね。それもえらい場所の悪かところさん行ってしよんなつとですけども。そういう人たちがいるということは、もしかしたら、この減ったというか、6集落の中のどっかでも、また復活する可能性がありやせんかなと思いますので、できるだけそういうあっせんとか、いろんな情報を提供したり、あるいは、そういう人たちの話を聞いたりして進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかにありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 39ページの火伏地蔵祭とか文楽の里まつり、また、ほかのいろいろな祭りが中止になりまして補助金が戻っておりますけれども、祭りを来年度も継続していただきたいとか、いろんな形の中で、会議費とか何か名目で少しは与えられたらどうかなと思いますけれども、その辺のところですね。非常に1回やめると厳しい、また始めるのが非常に厳しいところもあるんじゃないかと思いますが、計上されている分は、そういうところは何か考えられていないか伺います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。火伏地蔵祭と文楽の里まつりについては、コロナの関係で祭り自体を中止ということで、補助金については減額をさせていただきました。それぞれ実行委員会形式でそれぞれお祭りをやっておるわけですが、その実行委員会の中で、会議等についてはその組織の中で繰越金等ございますので、その必要経費についてはその実行委員会で負担をされております。次の来年の祭りに向けての会議も、年度が明けましたらされる予定でございますし、実行委員会、体制としては組織をさらなる次の年に向けた取組をいただいているというところです。

それと、八朔祭については、御存じのとおり造り物の補修等をいただきまして、商工会のほうからも実行委員会のほうからも、その補修費用についての助成の申請がございましたので、実行委員会のほうに補助金を交付させていただいているところです。まだ精算ができておりませんので、今回の予算の中では減額分は計上してはおりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 最初に、17ページの山の都創造ファンドの繰入金があるというのを御説明いただきたいと思います、中身について。

それと、23ページの11節役務費で、今年度のみとおっしゃいましたので、タブレット用の通信費というのは、これはもし小中学校がまた休校になった場合の遠隔授業をするときに御家庭に通信機器がないところにかかる通信費だったかなと思いますので、来年度以降のことについてはどうなるのかなというのをお尋ねしたいです。

それと、24ページで、小中学校修学旅行キャンセル料等補助金というのがありますが、これは、こういうことになりかねないので、ぜひキャンセル料は補助していただきたいとお願いしていた分ですので大変ありがたく思います。ただ、そのキャンセル等が実際あったのかとか、修学旅行の実情をお尋ねしたいと思います。

もう二つあるんですけど、道の駅の登記料のことについては、34ページで説明されたんですけど、40ページにありますよね。40ページのところにありますので、もう少し、今どういう登記が必要なのかというのを説明していただきたいと思います。まだ何も、整地も何もしていないところで。

37ページのハザードマップのことですけど、これはまだ作るだけの費用で、もちろん作っていただくことが大事だと思います、ため池による洪水とかもありましたので。ただ、その後、じゃあ、ため池が壊れないようにするための強靱化も予算をつけていくとかいうのがたしかあったかと思しますので、その後どうして行かれるのかというのをお尋ねしたいと思います。

すいません、以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 17ページのファンドの20款の繰入金ということですが、山の都創造課じゃなくて、22目山の都創造ファンド事業ってありますね。6件分の移住定住関係の費用に対して基金から繰り入れると。基金を財源として出すというものでございます。22ページの22目に出しておるといいうことでございます。

それから、タブレットの通信費とありましたが、いわゆるコロナ感染の経費としては、今年度分はそれで見れますというところでございますので、次年度以降は、それぞれの対象事業にならなければ、もちろん単費で出すというものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 修学旅行についてお答えします。まず、状況について御説明申し上げます。

本日時点で、実際に修学旅行が終わっているのは、小学校全6校と矢部中学校です。年が明けから予定しているのは、清和中学校と蘇陽中学校でございます。

続きまして、キャンセル料の中身について御説明申し上げます。

二つございます。いわゆる宿泊費、交通費などのキャンセル料と、もう一つは、目的地変更に

伴う企画料金のキャンセル料でございます。現在までに実際にキャンセル料が発生しているのは2件でございます。矢部中学校が目的地を沖縄2泊3日から鹿児島1泊2日に変更したため、また、蘇陽中学校が目的地を広島・京都・兵庫2泊3日から鹿児島1泊2日へ変更したため、それぞれ企画料金のキャンセル料約3万円、合計6万円が発生しております。現在、キャンセル料が発生しているのは以上の2件でございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 登記の手数料の件でございますけれども、現在、用地交渉を熊本県と個人の方が3件、それと、共有地について用地交渉を進めております。熊本県のほうとは来年、年が明けて契約をすることにしております。それと、個人の方については、1名の方については内諾をいただいております。ほか2名については、まだ交渉中でございます。

国道から町道を入れる計画にしておりますけれども、その交差点協議について、7月の県南豪雨等がございまして、県のほうの対応がそちらの県南豪雨のほうにちょっと集中しないといけないうことで、県警との協議が少し時間的にずれた状態になっております。交渉は今月も行くところでございますけれども、その線型が確定しないと、その買収地の面積も固まらないということで、それを固め次第、用地の交渉のほうも進めていきたいと思っております。そういったその土地の買収に係る登記代ということで予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。今回、重点ため池ハザードマップ作成業務委託料として計上させていただきました。今年度は、赤迫のため池、馬見原上ノ川ため池の2か所で計画をしておりましたが、今年度の地図等の解析を行う中で、一部民家に影響が出るというようなところも判明したということによりまして補助金の増額もついておりましたので、あわせてため池の追加をしているところです。

このハザードマップ作成対象の重点ため池というのが、現在6か所、町のほうにありまして、下流域に民家があるため池ということでもありますので、規模の大きさが条件ということではないようなところでもあります。

ため池も建造から年数が相当たっている状況のものも多くありますので、水利施設というような意味合いもございますので、長寿命化、補強の対策等を見ながら、あわせて事業にございますので、そういったものを補助事業に取り入れながら実施していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 23ページ、鳥獣処理加工施設修繕料28万円計上してございますが、この施設はまだ造って間もないですよ。どこば処理するのかな、これ。その辺を教えてください。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。一部修繕料を計上しておりますが、今回コロナ対策関連事業として冷蔵庫の設置を行いますので、一部修繕にかかる費用が必要となりました

ので、修繕費として計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 冷蔵庫が、要するにもう足らなくなったのかな。それとも、もう冷蔵庫自体がある程度もう古くなったという意味のあれかな。その辺、どっちですかね。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 今回、新たに冷蔵庫を設置します。解体室と加工室の間に、熟成用の冷蔵庫を設置するような計画となっております。

処理頭数が、当初の計画数よりも増加しておりまして、増えているということと、新たに設置後に国の認証の制度であったり、来年からありますHACCPの基準が制度化されてきたことへの対応が必要になったという点も併せてございますので、新たに冷蔵庫を設置するということでもあります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 39ページをお願いします。先ほど、町の三大祭りがコロナで実施できなくなって、ここに火伏と文楽の里、二つは減額をしてありますけれども、先ほどの課長の説明では、八朔祭のは造り物の補修に使うので、まだ精算ができないので減額は今のところしていませんという説明でした。

もともこの祭りの実行委員会への助成金というのは、祭りをするための助成であります。だけど、私たちはこれが補修に使われるというのは全然、行政報告もあっておりませんでした。本来これは、修理するのならば目的が違いますので、予算の組替え等でされるべきではなかったと思いますが、この補修、私たちが認めたのは祭りがあることに対しての実行委員会への補助だったと思いますが、なぜそのようになったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、49ページ、文化財保護費なんですけど、元小峰の菩提樹保存整備委託料ということで、何か台風で倒木したんですかね。その除去等の委託料と思いますが、地元の負担金が発生するというのがですね。そこを説明いただきたいと思いますが、今後どのようにこの小峰の菩提樹を整備していかれるつもりなのかもお尋ねをしたいと思います。

それから、50ページ、通潤橋保存活用事業費なんですけど、通潤橋周辺支障木伐採等委託料については、以前、何年前かは、教育費でなくて商工費であの辺りを伐採されたと思います。伐採をしても根が残っておりますので、また何年かしたら、また木になってきて伐採をしなくてはならないということなんですけど、そのためにまた木を切る代金を払わなくてはいけないのかなとか思いますが、通年を通じて、除草、草刈り作業みたいにしてすると、こういった大きな支障木の伐採委託は発生しないと思いますので、今後そのようにしてもらってはいかがかなと思いますが、今後の方針としてどのようにお考えなのかをお尋ねします。

それから、51ページの中央グラウンド整備工事150万円の内訳を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 八朔祭の補助金の件でございますけれども、今年の7月7日に八朔祭実行委員会のほうから、八朔祭が中止になりましたので、その後の入り込み客、それと、アフターコロナを見越して、通潤橋の復興と併せて誘客をする意味でも、大造り物を修復して各造り物小屋に展示をしたいということで、実行委員会のほうから要望書が上がってまいりました。

内部で協議をしまして、八朔祭の補助金について流用する形で決裁をいただきまして、その八朔祭実行委員会のほうに補助金を交付したところです。改修に当たっては、それぞれ商店街、連合組等の改修方法等も違いますので、それぞれ実績報告を出していただいて精算をするということで進めております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、49ページのほうの小峰菩提樹のほうです。これは今年の9月7日の台風10号による被害でございます。39年に町の文化財指定になっております。これについての負担金でございますけど、地権者、ここは墓地でございます、墓地に菩提樹が倒れて、倒木と。二股の一枝が落ちて、墓地に差しかかって、それも含めて樹木医の診断を受けまして、こちらはもう腐朽菌が入っているということで、こちらはもう全抜したほうがいいということになりました。今後、ひこばえといまして萌芽が発生しておりますので、それを含めて今後残すというところで、そういった伐採をするところでございます。あと1本、指定文化財がございまして、それは1本残るというところでございます。

負担金についてでございますが、地権者、お墓の持ち主と相談をしながら、3分の1。今回、くまもと緑・景観協働機構の補助を受けることができましたので、これは町が補助する2分の1を補助ということで、基準から言いますと3分の1がこのくまもと緑・景観機構と、町が3分の1、それと地元が3分の1負担というところで行う計画でございます。

今度は50ページ、通潤橋周辺の支障木伐採のことと思います。これについては、通潤橋の上流側の左岸側なんですけど、ここに遊歩道が以前、通潤橋まで登る遊歩道がありまして、この脇に大きな幹回り3.78、直径1.2メートルのケヤキの木が1本ございます。

7月29日に通潤橋案内ボランティアの会議がありまして、その中で、上からの説明をするときに、それは二の丸公園から説明するときに、その木が通潤橋の視界を遮って、おおよそ8割がその木で見えないものですから伐採して欲しくないかという要望がありまして、随分検討を重ねたところです。

ケヤキを残すメリット、デメリットということで、景観上からすると、道の駅から通潤橋を見ますと、左側にそのケヤキがあるんですけど、それは見えてこないものですから、景観上どうしても要るようなケヤキではないのかなということを思っております。また、デメリットとしては、そういった景観、視界を阻害されるというところで、将来的にもだんだん大きくなってくるし、

いずれは切らなければいけない日がやってくるだろうと思われましたので、今回、伐採に踏み切ったところでございます。

それとまた、その辺の周辺の整備、管理なんですけど、その辺は山の都のほうが一トータル的に委託を出して、今やっておられます。うちの関係としては、文化財が関係するところだけをちょっと今回計上させていただいたところでございます。

それと、51ページのほうのグラウンド整備の……。すいません、失礼しました。グラウンド整備でございますけど、令和2年10月16日に、矢部フットボールクラブ、矢部サッカー協会と矢部高サッカー部の後援会、矢部中のサッカー部の後援会から要望書が上がっておりました。これについては、50ページのところから……。すいません、申し訳ありません。サッカーの備品購入とグラウンドの整備を要望されておりました。

このグラウンド整備なんですけど、今、不陸で非常にプレーがしにくい状態にあります。差し当たってできる範囲の工事としましては、150万円以内で、ブル、グレーダー等で敷きならして、凹凸を最低限なくすという、そういう工事になっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今回の最後の中央グラウンドの整備工事なんですけど、多分、管理棟のほうの側のところが水が流れてきて、そこが凹凸しているところじゃないかなと思いますが、消防の出初め式なんか行ったときも、あそこがいつもぐちゃぐちゃになってましたが、その排水の問題は大丈夫なんだろうかな。ただ敷きならしだけしたら、また同じような感じになりますけども。それは消防の出初式に行ったときに思ったんですが、多分そこだと思いますけども、その排水が大丈夫なのかなというのをお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。排水対策は今回はできませんで差し当たり、基本的な、根本的な解決にはならないと思います。表面を削って、不陸をならして、それで一応数年間はそれである程度もつと思われれますけど、その中で、車とか、また出初めとか、使えばまた凹凸が発生すると思います。そうすると水が流れて、また数年後にはまた元どおり、今の状態になる可能性もありますけど、根本的にはグラウンドは今度、全体の整備計画がありますので、そういったグラウンド改良も含めてやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号「令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第81号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第81号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。それでは、議案第81号、令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和元年度繰越金が確定したことによります計数整理と、システム改修関係等でございます。

歳出から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。12節委託料につきましては、国保実績調交システム改修委託料が7万7,000円でございます。内容は、令和2年度療給システム及び調交システムにおいて、新型コロナウイルス及びマイナンバーに関する特別調整交付金様式に関し、算出基礎表2に様式を新たに追加するものでございます。

なお、国県補助金はございません。

続きまして、2目連合会負担金18節負担金補助及び交付金につきましては、標準システム初期費用負担金1,044万6,000円を減額するものでございます。標準システムの導入につきましては、県において、これまで意向調査が行われてきた中で、山都町は令和3年10月開始を目標に今年度当初予算に計上したところですが、その後の調査において、ほぼ全ての自治体が財政支援のある令和5年度までの導入を希望され集中した結果、他の自治体と希望時期が重なったため、県内の多くの自治体が採用している本町のベンダーにおいて、県内全ての町村の対応を1度に行うことはスケジュール面や体制面で困難であるとのことから、導入希望時期について調整が行われました。

調整につきましては、集合税、コンビニ交付、帳票出力、人口規模、地理的要件などを勘案した結果に基づき行うということで、山都町においては集合税システム改修について調整が必要に

なることから、本町希望の令和3年10月では調整が調わなかったため、本年度予算を減額するものでございます。

なお、財源として、国及び県より補助が2分の1ずつありましたので、歳入の県支出金において同額を減額しております。

続きまして、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金。22節償還金利子及び割引料につきまして、一般被保険者に係る保険税還付金を160万円増額するものです。これは年度末までの不足額を見込んだものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節特別交付金につきましては、ただいま歳出で御説明いたしましたので割愛させていただきます。

8款繰越金でございます。こちらは、令和元年度繰越金確定により繰越金を計上しております。

続きまして、9款諸収入4項雑入11目雑入でございます。一般被保険者診療費負担金精算金が320万2,000円でございます。こちらは、令和元年度2月診療、3月審査分の精算金でございます。国保の都道府県単位化における財政の仕組みにおいて、2月診療、3月審査分の負担金については概算で納付し、翌年度に精算するものでございます。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,083万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,449万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年12月3日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につい

ては、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第82号 令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第82号「令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第82号、令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和元年度繰越金が確定したことによります計数整理と、高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修でございます。

歳出から御説明いたします。

6ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。12節委託料につきまして、高齢者医療制度見直しに伴うシステム改修委託料が19万8,000円でございます。

今回、二つのシステム改修を行います。一つ目は、令和3年度の保険料均等割軽減特例の見直しに係る対応でございます。令和2年度において7.75割軽減が適用された被保険者に対する均等割額の軽減が、令和3年度から本則の7割軽減になることから所要のシステム変更を行うものです。軽減特例につきましては、本則7割軽減対象の方にこれまで暫定的に上乘せしてさらに軽減されてきましたが、世代間の負担の公平を図るとの観点から、平成31年度から本則の7割に戻すよう段階的に見直しが行われてきております。

二つ目です。平成30年度税制改正に係る対応分でございます。令和3年度からの住民税基礎控除等の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への振替等を行うこととなったことに伴い、所要のシステム設定変更を行うものでございます。こちらの財源につきましては、国庫補助が5分の1でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

歳入です。

3款国庫支出金1項国庫補助金でございます。こちらにつきましては、ただいま歳出で御説明しましたので割愛させていただきます。

続きまして、5款繰越金でございます。こちらは、令和元年度繰越金確定により繰越金を計上しております。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和2年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,868万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年12月3日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第82号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号「令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第83号 令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第83号「令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、渡辺八千代君。

○福祉課長（渡辺八千代君） それでは、議案第83号、令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、歳出からでございます。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費です。8節旅費につきまして3万1,000円を計上しております。会計年度任用職員に係る通勤費用弁償不足分です。12節委託料につきましては132万円。介護報酬改定に伴い、介護保険システムを改修するものです。2分の1の国庫補助がございます。

1款3項1目認定調査等費、1節から8節まで会計年度任用職員に係る人件費の不足分を計上しております。

1款4項1目趣旨普及費。10節需用費32万円は、介護保険納入通知書の印刷費です。

2款の1項介護サービス等諸費から、2項介護予防サービス等諸費、4項高額介護サービス等諸費、7項特定入所者介護サービス等費、5款1項介護予防・生活支援サービス事業費まで、以上につきましては、それぞれ前年度実績を基に当初予算を計上しておりましたが、年度末までの

所要見込額を算出しましたところ、過不足が生じたので補正を行っております。

5款2項1目一般介護予防事業費。14節工事請負費150万円は、県の介護基盤緊急整備特別対策事業による全額補助で、東竹原高齢者憩いの家の床の補修と、井無田高齢者憩いの家のトイレ洋式化への改修を行うものです。18節補助金60万円の減額は、福祉まつり中止によるものです。

6款1項2目償還金157万5,000円は、令和元年度国県支出金精算による返還金です。

予備費は調整です。

続きまして、歳入です。

5ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金です。2目地域支援事業交付金10万3,000円。介護予防事業の過年度分の確定によるものです。4目介護保険事業費補助金66万円は、歳出で述べましたシステム改修に係る補助金です。

5款2項県補助金。1目地域支援事業交付金6万4,000円、過年度分の確定によるものです。

6目介護基盤緊急整備特別対策事業補助金150万円。歳出にございました高齢者憩いの家の改修分です。

次に、表紙に戻っていただきまして、2枚目をお願いいたします。

令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和2年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,964万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年12月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第84号 令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第84号「令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第84号、令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

3ページをお開きください。

収益的収入。収入。

1款1項4目その他医業収益、補正額95万1,000円。公衆衛生活動収益、インフルエンザ予防接種者の増加に伴うものです。

2項2目補助金144万円。新型コロナ支援事業の補助金です。3目繰入金68万円。感染対策支援金です。

3項2目その他特別利益2,030万4,000円。熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金103名分です。

収益的支出。支出。

1款1項2目材料費212万円。感染対策材料費、手袋、マスク、消毒液、防護服などの購入費となります。

3項1目過年度損益修正損95万1,000円。今年度、過年度未収金につきまして、請求者死亡、連帯保証人を含む請求者の転居不明などの理由により、回収困難になりました246万9,000円、81名分、217件の不納欠損を行いました。

当初予算の収益的支出。

1款1項3目18節の貸倒引当金繰入額151万9,000円の差額95万1,000円を計上しております。2目その他特別損失2,030万4,000円。先ほど御説明いたしました慰労金の給付額となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入。収入。

1款2項1目補助金です。1,351万7,000円。内訳は、へき地医療拠点病院設備整備事業、当初予算に計上しておりました歯科ユニットに対しまして、補助金の交付が決定されたためです。熊本県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金及び拡大防止支援事業費補助金、医療提供体制設備整備交付金。

資本的支出。支出。

1款3項1目機械器具購入費1,204万4,000円。感染対策排気ユニット、空気清浄機になります。自動遺伝子検査装置、全自動化学発光酵素免疫測定装置、検査機器となります。オンライン資格確認装置。マイナンバーカードが、健康保険証利用の本格実施が予定されておりますので、そのために必要な顔認証つきカードリーダーの設置です。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款病院事業収益11億3,219万5,000円、補正予定額2,337万5,000円、計11億5,557万円。

第1項医業収益9億6,763万円、補正予定額95万1,000円、計9億6,858万1,000円。

第2項医業外収益1億6,456万4,000円、補正予定額212万円、計1億6,668万4,000円。

第3項特別利益1,000円、補正予定額2,030万4,000円、計2,030万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用11億3,219万5,000円、補正予定額2,337万5,000円、計11億5,557万円。

第1項医業費用10億8,603万3,000円、補正予定額212万円、計10億8,815万3,000円。

第3項特別損失100万円、補正予定額2,125万5,000円、計2,225万5,000円。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,926万円は当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）」を今回の補正第1号により、括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額2,778万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入3,024万円、補正予定額1,351万7,000円、計4,375万7,000円。

第2項補助金97万9,000円、補正予定額1,351万7,000円、計1,449万6,000円。

支出。

第1款資本的支出5,950万円、補正予定額1,204万4,000円、計7,154万4,000円。

第3項機械器具購入費416万5,000円、補正予定額1,204万4,000円、計1,620万9,000円。

令和2年12月3日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3ページに感染対策材料費として、手袋、マスク、消毒液とか防護服と説明されましたが、足りていますでしょうかということを心配します。

それと、町民の皆さんがコロナ感染を心配して、やはり病院受診を控えてらっしゃる現状がありますでしょうか。患者さんの数の増減をよければお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えします。材料費関係ですけれども、今のところはうちのほうは足りております。

コロナ関係で受診控えの件ですが、直接的原因はちょっとまだつかめておりませんが、月平均で外来が70名ほど……。失礼いたしました。外来が昨年と比べて80名ほど、入院のほうは70名ほど、延べ人数で減少しております。

○議長（工藤文範君） ほかに。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 病気の方が減ってのあれならいいですけど、控えておられるということだと心配な状況かなとも思います。それによって減収にもなるということになるので。ただ、もう本当、病院関係の方はとても気を遣いながら、一生懸命医療に従事していただいていることに対しては本当に感謝申し上げたいと思います。

すいません、もう一つ聞きたかったのは、4ページの自動遺伝子検査装置とかいろいろ言われましたけど、これはコロナウイルスのPCR検査のことなのか。そよう病院でも検査がされているのかなということについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。今回購入する予定であります機械につきましては、核酸増幅法検査というPCR法、LAMP法、TRC法の三つに分けられるTRC法ということになります。PCR法より少し精度は落ちますけれども、短時間で検査ができるというふう聞いております。

あと、すいません、検査はできるかということですが、公表はしておりませんが、購入できれば、早速対応して検査をしたいとは思っております。健康ほけん課長のほうからもありましたように、まずは発熱などの症状があった場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関などに必ず電話連絡の上、受診してください。コロナ感染の疑わしい方のみの検査となります。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） すいません、ちょっと興味本位でということではいかなのですが、3ページですけれども、コロナ感染症対策ということで2,000万円ほどお金が入ってきて、先ほど103名ということでおっしゃいましたけれども、1人頭20万円ということになります。大体どのくらいの支払いをされておりますでしょうか。医者と看護師、准看護師それぞれ違うと思うんですけども、大体のところいいですけども、ちょっと教えていただきたい。

といいますのが、やっぱり医療関係がよそはやっぱり逼迫しとるということですのでございますけれども、ちょっとそこ辺りの参考にもなりますので、そよう病院として幾らぐらい、その分で増加した支払いをされておられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。委託職員も含めてですけれども、一

律20万円となります。あと診療所のほうへ、5万円、5万円の10万円を計上しております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第85号 町道廃止について

日程第7 議案第86号 町道認定について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第85号「町道廃止について」及び日程第7、議案第86号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

○経済建設常任委員長（藤原秀幸君） 御報告を行います。

山都町議会議長、工藤文範様。令和2年12月14日。経済建設常任委員長、藤原秀幸。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。議案第85号。

2、件名。町道廃止について。1-1、水ノ田尾布勢線。1-2、椀木1号線。1-3、犬飼牧野線。1-4、鳥原線。1-5、下番仮屋線。1-6、方ヶ野神ノ前線。

3、審査の結果。廃止。

4、審査の経過。本常任委員会に付託された事件について、12月3日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で廃止することが相当と認められたので、当該6路線を廃止するものとする。

1、事件の番号。議案第86号。

2、件名。町道認定について。2-1、矢部インター線。2-2、上鶴2号線。2-3、水ノ田尾布勢線、2-4、水ノ田尾立山線、2-5、寺川大野線、2-6、犬飼2号線、2-7、花立谷迫尻線、2-8、方ヶ野神ノ前線。

3、審査の結果。認定。

4、審査の経過。本常任委員会に付託された事件について、12月3日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で認定することが相当と認められたので、当該8路線を認定するものとする。

以上、報告します。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第85号「町道廃止について」及び議案第86号「町道認定について」の2件を一括して採決します。

お諮りします。

ただいまの経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「町道廃止について」及び議案第86号「町道認定について」は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定しました。

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（工藤文範君） 日程第8、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 諮問第2号を説明します。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年12月3日提出。山都町長。

意見を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町二瀬本1468番地。

氏名、小屋迫厚文。

生年月日、昭和33年9月3日生まれ。

提案理由。人権擁護委員の1名が、令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

小屋迫氏は、山都町二瀬本の方で、山都町役場職員として長年にわたり精励され、行政事務に明るく、地域の状況にも精通しておられます。また、住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もおありで、人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をたく、意

見を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 諮問第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第9 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第9、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について、閉会中の継続調査の申出がありました。当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第4回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時49分

令和2年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第87号	工事請負契約の締結について（菊池人吉線林道災害復旧工事）	12月11日	原案可決
議案第90号	工事請負変更契約の締結について（山都町総合体育館（仮称）敷地造成工事）	12月11日	原案可決
議案第88号	青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	12月11日	原案可決
議案第89号	井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	12月11日	原案可決
議案第91号	物品売買契約の締結について（避難所用パーテーション）	12月11日	原案可決
議案第92号	物品売買契約の締結について（備蓄倉庫）	12月11日	原案可決
議案第80号	令和2年度山都町一般会計補正予算（第10号）について	12月14日	原案可決
議案第81号	令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	原案可決
議案第82号	令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	12月14日	原案可決
議案第83号	令和2年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月14日	原案可決
議案第84号	令和2年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	12月14日	原案可決
議案第85号	町道廃止について	12月14日	原案認定
議案第86号	町道認定について	12月14日	原案認定
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月14日	原案同意
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	12月14日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
